

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2024年4月1日
(第121期) 至 2025年3月31日

野村ホールディングス株式会社

(E03752)

第121期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

野村ホールディングス株式会社

目 次

頁

第121期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	13
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	13
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	18
3 【事業等のリスク】	25
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	42
5 【重要な契約等】	81
6 【研究開発活動】	81
第3 【設備の状況】	82
1 【設備投資等の概要】	82
2 【主要な設備の状況】	82
3 【設備の新設、除却等の計画】	83
第4 【提出会社の状況】	84
1 【株式等の状況】	84
2 【自己株式の取得等の状況】	91
3 【配当政策】	93
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	94
第5 【経理の状況】	165
1 【連結財務諸表等】	166
2 【財務諸表等】	307
第6 【提出会社の株式事務の概要】	321
第7 【提出会社の参考情報】	322
1 【提出会社の親会社等の情報】	322
2 【その他の参考情報】	322
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	324

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月23日
【事業年度】	第121期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 グループCEO 奥田 健太郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	主計部長 小林 建夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番2号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	主計部長 小林 建夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近5連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移

回次	第117期	第118期	第119期	第120期	第121期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
収益合計 (百万円)	1,617,235	1,593,999	2,486,726	4,157,294	4,736,743
収益合計 (金融費用控除後) (百万円)	1,401,872	1,363,890	1,335,577	1,562,000	1,892,485
税引前当期純利益 (百万円)	230,671	226,623	149,474	273,850	471,964
当社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	153,116	142,996	92,786	165,863	340,736
当社株主に帰属する 包括利益 (百万円)	141,077	309,113	283,267	307,393	328,560
純資産額 (百万円)	2,756,451	2,972,803	3,224,142	3,448,513	3,580,999
総資産額 (百万円)	42,516,480	43,412,156	47,771,802	55,147,203	56,802,170
1株当たり純資産額 (円)	879.79	965.80	1,048.24	1,127.72	1,174.10
1株当たり当社株主に帰属 する当期純利益 (円)	50.11	46.68	30.86	54.97	115.30
希薄化後1株当たり 当社株主に帰属する 当期純利益 (円)	48.63	45.23	29.74	52.69	111.03
自己資本比率 (%)	6.3	6.7	6.6	6.1	6.1
自己資本利益率 (%)	5.73	5.10	3.06	5.10	9.99
株価収益率 (倍)	11.60	11.04	16.52	17.78	7.88
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	667,610	△862,832	△694,820	132,640	△678,611
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	257,932	△593,182	△233,225	△887,938	△848,647
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△668,725	1,112,718	1,283,937	1,012,850	1,679,697
現金、現金同等物、制限付 き現金および制限付き現金 同等物の期末残高 (百万円)	3,510,011	3,316,408	3,820,852	4,299,022	4,425,441
従業員数 (人)	26,402	26,585	26,775	26,850	27,242
[外、平均臨時従業員数]	[4,224]	[4,339]	[4,420]	[4,234]	[4,268]

(注) 1 当社および当社の連結子会社（以下「野村」）の経営指標等は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に基づき記載しております。

2 「純資産額」は米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。また、「1株当たり純資産額」、「自己資本比率」および「自己資本利益率」は、米国会計原則に基づく当社株主資本合計を用いて算出しております。

3 従業員数は一部の有期雇用社員（専任職）を従業員数に含め表示しております。

(2) 提出会社の最近5事業年度にかかる主要な経営指標等の推移

回次	第117期	第118期	第119期	第120期	第121期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
営業収益 (百万円)	328,625	355,487	472,321	557,326	665,643
経常利益 (百万円)	88,992	114,577	121,963	83,720	140,679
当期純利益 (△損失) (百万円)	△1,508	176,470	174,264	90,548	132,675
資本金 (百万円)	594,493	594,493	594,493	594,493	594,493
発行済株式総数 (千株)	3,233,563	3,233,563	3,233,563	3,163,563	3,163,563
純資産額 (百万円)	2,510,710	2,546,193	2,578,102	2,540,897	2,576,011
総資産額 (百万円)	7,891,346	8,985,161	9,514,679	10,626,780	11,082,445
1株当たり純資産額 (円)	819.55	843.62	858.21	855.20	871.28
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり中間配当額)	35.00 (20.00)	22.00 (8.00)	17.00 (5.00)	23.00 (8.00)	57.00 (23.00)
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	△0.49	57.60	57.95	30.01	44.89
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	55.86	55.95	28.79	43.26
自己資本比率 (%)	31.7	28.3	27.1	23.9	23.2
自己資本利益率 (%)	△0.06	7.00	6.81	3.54	5.19
株価収益率 (倍)	—	9.22	9.11	33.96	20.99
配当性向 (%)	—	37.98	29.30	75.85	127.00
自己資本配当率 (%)	4.28	2.64	1.98	2.70	6.54
従業員数 (人) [外、平均臨時従業員数]	154 [—]	187 [—]	167 [—]	185 [—]	177 [—]
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX)	134.6 (142.1)	125.0 (145.0)	127.5 (153.4)	234.7 (216.8)	232.0 (213.4)
最高株価 (円)	721.0	614.8	573.9	1,006.0	1,080.0
最低株価 (円)	402.5	460.3	464.3	476.7	656.8

(注) 1 第121期の1株当たり配当額には、創立100周年記念配当10円を含んでおります。

2 従業員数は就業人員数を記載しております。

3 株価は東京証券取引所（市場第一部またはプライム市場）におけるものであります。

4 第117期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5 第117期の株価収益率および配当性向は、当期純損失のため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	沿革
1925年12月	株式会社大阪野村銀行の証券部を分離して、当社設立。
1926年 1 月	公社債専門業者として営業開始。（本店：大阪府大阪市）
1927年 3 月	ニューヨーク駐在員事務所を設立。
1938年 6 月	国内において、株式業務の認可を受ける。
1941年11月	わが国最初の投資信託業務の認可を受ける。
1946年12月	当社の本店を東京都に移転。
1948年11月	国内において、証券取引法に基づく証券業者として登録。
1949年 4 月	東京証券取引所正会員となる。
1951年 6 月	証券投資信託法に基づく委託会社の免許を受ける。
1960年 4 月	野村証券投資信託委託株式会社（1997年10月、野村投資顧問株式会社と合併し社名を野村アセット・マネジメント投信株式会社に変更。2000年11月、野村アセットマネジメント株式会社に社名変更）の設立にともない、証券投資信託の委託業務を営業譲渡。
1961年10月	当社の株式を東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所に上場。
1964年 3 月	ロンドン駐在員事務所を設立。
1965年 4 月	当社の調査部を分離独立させて、株式会社野村総合研究所を設立。
1966年 1 月	当社の電子計算部を分離独立させて、株式会社野村電子計算センターを設立（1972年12月、野村コンピュータシステム株式会社に社名変更。1988年 1 月、株式会社野村総合研究所と合併し社名を株式会社野村総合研究所に変更）。
1967年 3 月	香港において、ホンコン・インターナショナル・セキュリティーズの51%の株式を取得し、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITEDに社名変更（1981年 7 月、完全子会社化）。
1968年 4 月	改正証券取引法に基づく総合証券会社の免許を受ける。
1969年 9 月	アメリカ、ニューヨーク市において、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. を証券業現地法人として設立。
1981年 3 月	イギリス、ロンドン市において、ノムラ・インターナショナルLIMITEDを証券業現地法人として設立（1989年 4 月、ノムラ・インターナショナル PLCに社名変更）。
1981年 7 月	ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.、ニューヨーク証券取引所会員となる。
1989年 4 月	アメリカ、ニューヨーク市において、ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc. を米州持株会社として設立。
1990年 2 月	オランダ、アムステルダム市において、ノムラ・アジア・ホールディングN.V. をアジア持株会社として設立。
1993年 8 月	野村信託銀行株式会社設立。
1997年 4 月	株式会社野村総合研究所のリサーチ部門を当社に移管し、金融研究所設立。
1998年 3 月	イギリス、ロンドン市において、ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLCを欧州持株会社として設立。
1998年12月	改正証券取引法に基づく総合証券会社として登録。
2000年 3 月	野村アセット・マネジメント投信株式会社（2000年11月、野村アセットマネジメント株式会社に社名変更）を連結子会社とする。これにともない株式会社野村総合研究所が持分法適用関連会社となる。
2000年 7 月	野村バブcockアンドブラウン株式会社を連結子会社とする。
2001年10月	会社分割により証券業その他証券取引法に基づき営む業務を野村証券分割準備株式会社に承継させ、持株会社体制に移行。これにともない、社名を野村ホールディングス株式会社に更改（同時に野村証券分割準備株式会社は社名を野村証券株式会社に更改）。
2001年12月	当社がニューヨーク証券取引所に上場。
2001年12月	株式会社野村総合研究所が東京証券取引所に上場。
2003年 6 月	当社および国内子会社14社が指名委員会等設置会社へ移行。
2004年 8 月	野村リアルティ・キャピタル・マネジメント株式会社は、野村土地建物株式会社（以下「野村土地建物」）からファシリティ・マネジメント業務を会社分割により承継し、同時に商号を野村ファシリティーズ株式会社に更改。
2006年 3 月	ジョインベスト証券株式会社が証券業登録。

年月	沿革
2007年2月	インスティネット社を連結子会社とする。
2008年10月	リーマン・ブラザーズのアジア・パシフィックならびに欧州・中東地域部門の雇用等の承継。
2009年11月	野村証券株式会社がジョインベスト証券株式会社を吸収合併。
2011年5月	野村土地建物を連結子会社とする。これにともない、野村不動産ホールディングス株式会社が連結子会社となる。
2013年3月	野村不動産ホールディングス株式会社を持分法適用会社とする。
2017年4月	当社の株式管理事業の一部を野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社へ会社分割により承継。これにともない、ノムラ・アジア・ホールディングスN.V.に代わって、野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社がアジア持株会社となる。
2018年1月	マーチャント・バンキング部門を新設し、野村キャピタル・パートナーズ株式会社を設立。
2021年4月	アセット・マネジメント部門およびマーチャント・バンキング部門を廃止し、インベストメント・マネジメント部門を設立。
2024年4月	営業部門をウェルス・マネジメント部門に改称。
2025年3月末	連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体）の数は1,537社、持分法適用会社数は14社。
2025年4月	バンキング部門を新設。

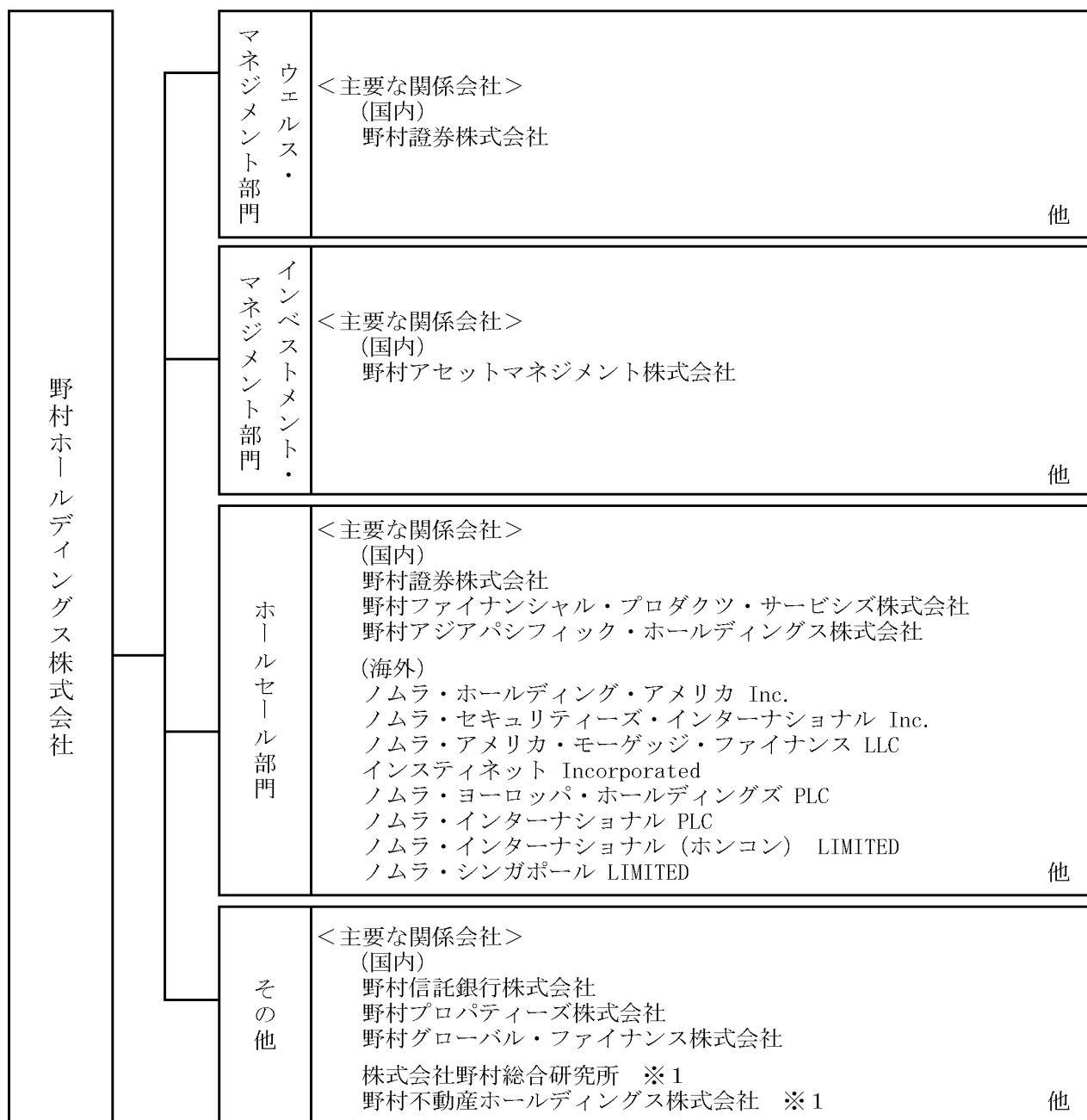
3【事業の内容】

当社および当社の連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体、2025年3月末現在1,537社）の主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセット・マネジメント業、銀行業、その他の証券業および金融業等を営んでおります。なお持分法適用会社は2025年3月末現在14社であります。

当社は特定上場会社等であります。特定上場会社等に該当することにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

また、当社および当社の連結子会社等の業務運営および経営成績の報告は、「第5〔経理の状況〕 1〔連結財務諸表等〕（1）〔連結財務諸表〕〔連結財務諸表注記〕 21 セグメントおよび地域別情報」に記載の事業別セグメントに基づいて行われております。事業別セグメントを構成する主要な関係会社については、以下の企業集団等の事業系統図をご参照ください。

・企業集団等の事業系統図



※1 持分法適用関連会社

2 2025年4月1日付けでバンキング部門を新設し、4部門構成といたしました。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金または 出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
(連結子会社等)					
野村証券株式会社 ※3、5	東京都中央区	百万円 10,000	証券業	100%	金銭の貸借等の取引 有価証券の売買等の取引 設備の賃貸借等の取引 事務代行 コミットメントラインの設定 債務保証 役員の兼任…有
野村アセットマネジメント株式会 社	東京都江東区	百万円 17,180	投資運用業 投資助言・代理業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	百万円 50,000	銀行業 信託業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村バブコックアンドブラウン株 式会社	東京都中央区	百万円 1,000	リース関連投資商品 組成販売業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村キャピタル・インベストメン ト株式会社	東京都千代田区	百万円 500	金融業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村インベスター・リレーション ズ株式会社	東京都千代田区	百万円 400	調査コンサルティング業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村フィデューシャリー・リサー チ&コンサルティング株式会社	東京都中央区	百万円 400	投資運用業、投資助言 ・代理業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村リサーチ・アンド・アドバイ ザリー株式会社	東京都千代田区	百万円 400	投資事業組合運営管理業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村ビジネスサービス株式会社	東京都江東区	百万円 300	事務サービス業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村プロパティーズ株式会社	東京都中央区	百万円 480	不動産賃貸および管理業	100%	店舗等の賃貸借および管理 金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
株式会社野村資本市場研究所	東京都千代田区	百万円 110	研究調査業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…有
野村ファイナンシャル・プロダク ツ・サービス株式会社 ※3	東京都千代田区	百万円 176,775	金融業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 コミットメントラインの設定 債務保証 役員の兼任…無
株式会社野村資産承継研究所	東京都千代田区	百万円 50	研究調査およびコンサル ティング業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村アジアパシフィック・ホール ディングス株式会社	東京都中央区	百万円 10	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 事務代行 役員の兼任…有
野村キャピタル・パートナーズ株 式会社	東京都千代田区	百万円 500	投資会社	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村メザニン・パートナーズ株式 会社	東京都千代田区	百万円 250	投資運用業	100%	役員の兼任…無
株式会社コーポレート・デザイ ン・パートナーズ	東京都千代田区	百万円 100	事務代行業、 コンサルティング業	100%	設備の賃貸借等の取引 事務代行 役員の兼任…無
野村かがやき株式会社	東京都江東区	百万円 10	ビルメンテナンス業、 事務サービス業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村IM投資合同会社	東京都千代田区	百万円 10	投資会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
野村グローバル・ファイナンス株 式会社 ※3	東京都中央区	百万円 1,050	金融業	100%	金銭の貸借等の取引 債務保証 役員の兼任…無
株式会社BOOSTRY	東京都千代田区	百万円 1,665	デジタルアセット関連 ITサービス業	51.0%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無

名称	住所	資本金または 出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc. ※2、3	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 7,635	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…有
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. ※2、5	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 1,300	証券業	100% (100%)	金銭の貸借等の取引 債務保証 役員の兼任…有
ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント Inc. ※2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 42	投資顧問業 資産運用業	100% (98.7%)	役員の兼任…無
ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC ※3	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 1,813	持株会社	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・グローバル・ファイナンス・プロダクツ Inc. ※2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 4,258	金融業	100% (100%)	金銭の貸借等の取引 債務保証 役員の兼任…有
インスティテュート Incorporated ※2	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 915	持株会社	100% (100%)	役員の兼任…有
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC ※3	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 3,391	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
ノムラ・インターナショナル PLC ※3、5	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 3,241	証券業	100% (100%)	金銭の貸借等の取引 設備の貸借等の取引 債務保証 役員の兼任…無
ノムラ・バンク・インターナショナル PLC	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 255	金融業	100% (100%)	債務保証 役員の兼任…無
バンク・ノムラ・フランス	フランス、 パリ市	百万ユーロ 23	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A.	ルクセンブルク、 ルクセンブルク市	百万ユーロ 28	金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・バンク（スイス）LTD.	スイス、 チューリッヒ市	百万スイスフラン 20	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V. ※4	オランダ、 アムステルダム市	百万ユーロ 51	金融業	100%	金銭の貸借等の取引 債務保証 役員の兼任…無
ノムラ・ヨーロッパ・インベストメント LTD.	イギリス、 ロンドン市	百万ポンド 51	持株会社	100%	役員の兼任…無
ノムラ・ファイナンス・プロダクツ・ヨーロッパ GmbH	ドイツ、 フランクフルト市	百万ユーロ 50	証券業	100% (100%)	債務保証 役員の兼任…無
レーザー・デジタル・グループ・ホールディングス AG	スイス、 チューリッヒ市	百万スイスフラン 24	持株会社	100%	役員の兼任…無
ノムラ・インターナショナル（ホンコン） LIMITED ※3	中華人民共和国、 香港特別行政区	百万円 220,701	証券業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・シンガポール LIMITED	シンガポール、 シンガポール市	百万シンガポールドル 239	証券業 金融業	100% (100%)	債務保証 役員の兼任…無
ノムラ・オーストラリア LIMITED	オーストラリア、 シドニー市	百万オーストラリアドル 195	証券業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・アジア・インベストメント（インド・ボワイ） Pte. Ltd.	シンガポール、 シンガポール市	百万円 0.1	持株会社	100%	役員の兼任…無
ノムラ・サービズ・インディア・プライベート・リミテッド	インド、 ムンバイ市	百万インドルピー 895	ITサービス業	100% (100%)	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…有

名称	住所	資本金または 出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
ノムラ・ファイナンシャル・アド バイザリー・アンド・セキュリテ ィーズ（インド）プライベート・ リミテッド	インド、 ムンバイ市	百万インドル ピー 3,096	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・アジア・インベストメン ト（フィクスト・インカム）Pte. Ltd.	シンガポール、 シンガポール市	百万円 13,420	持株会社	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・インターナショナル・フ ァンディング Pte. Ltd.	シンガポール、 シンガポール市	百万米ドル 450	金融業	100%	金銭の貸借等の取引 債務保証 役員の兼任…無
ノムラ・セキュリティーズ・シン ガポール Pte. Ltd.	シンガポール、 シンガポール市	百万シンガポ ールドル 50	証券業	100% (100%)	役員の兼任…無
野村東方国際証券有限公司	中華人民共和国、 上海市	百万円 2,000	証券業	51.0%	役員の兼任…無
その他 1,490社 ※4、6					
（持分法適用会社）					
株式会社野村総合研究所 ※4	東京都千代田区	百万円 25,655	情報サービス業	23.0% (2.8%)	情報システムに関する業務委 託 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村不動産ホールディングス株式 会社 ※4	東京都新宿区	百万円 119,706	持株会社	37.2% (0.0%)	役員の兼任…無
その他 12社					

（注） 1 資本金または出資金は、各関係会社の会計通貨により表示しております。また当社の議決権所有割合の
（ ）内は、内数表示の間接所有割合であります。

※2 資本金がゼロまたは名目的な金額であるため、資本金または出資金として、資本金相当額に加え資本準備金
相当額を含んだ額を開示しております。

※3 特定子会社に該当します。

※4 有価証券報告書提出会社であります。なお、その他に含まれる会社のうち有価証券報告書を提出している会
社は次のとおりであります。

＜連結子会社等＞ 株式会社杉村倉庫

※5 収益合計（連結会社間の内部収益を除く）の連結収益合計に占める割合が10%を超えております連結子会社
の主要な損益情報等は以下のとおりであります。

・野村證券株式会社

収益合計	882,428 百万円
収益合計（金融費用控除後）	723,833 百万円
税引前当期純利益	207,254 百万円
当期純利益	146,519 百万円
純資産額	646,374 百万円
総資産額	15,605,710 百万円

・ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.

収益合計	1,624,367 百万円
収益合計（金融費用控除後）	168,742 百万円
税引前当期純利益	56,837 百万円
当期純利益	47,939 百万円
純資産額	353,500 百万円
総資産額	17,663,240 百万円

・ノムラ・インターナショナル PLC

収益合計	1,508,645 百万円
収益合計（金融費用控除後）	163,587 百万円
税引前当期純利益	4,946 百万円
当期純利益	8,342 百万円
純資産額	784,031 百万円
総資産額	22,065,359 百万円

※6 社数には、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則において子会社には該当しない連結変動持分事業体の社数を含んでおります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

	従業員数（人）
連結会社合計	27,242 [4,268]

(注) 1 野村の事業セグメントは、ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・マネジメント部門、ホールセール部門の3部門およびその他であります。当社および国内子会社における事業セグメント別の従業員数は、ウェルス・マネジメント部門7,045人、インベストメント・マネジメント部門1,127人、ホールセール部門1,779人、その他4,926人であります。海外子会社の従業員数は12,365人であり、主にホールセール部門に所属しております。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（円）
177 [一]	43 歳 9 月	4 年 5 月	13,761,056

(注) 1 当社の従業員は事業セグメントのうち、主にその他に所属しております。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

3 上記のほか、野村証券株式会社等との兼務者が600人おります。

4 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

該当事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率および労働者の男女の賃金の差異

当事業年度					
名称	管理職に占める 女性労働者の割合 (%) (注) 1、2	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 1、3	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1、2、4		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
野村証券株式会社	18.0	100.0	56.6	56.6	71.1
野村アセットマネジメント株式会社	18.3	104.0	68.7	71.0	51.2
野村信託銀行株式会社	24.5	175.0	72.4	76.8	56.4
野村ビジネスサービス株式会社	25.4	—	69.0	71.0	49.6
株式会社杉村倉庫	14.8	0.0	66.5	71.3	76.5
杉村運輸株式会社	2.2	80.0	39.6	65.0	46.5

- (注) 1 管理職に占める女性労働者の割合の計算基準時点は2025年3月31日、男性労働者の育児休業取得率および労働者の男女の賃金の差異の計算期間は2024年4月1日から2025年3月31日までになります。
- 2 管理職に占める女性労働者の割合および労働者の男女の賃金の差異は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
- 3 男性労働者の育児休業取得率は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等および育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。当事業年度に育児休業等を取得した男性労働者の数が、当事業年度に配偶者が出産した男性労働者の数を上回った会社では、取得率が100%を超えます。
- 4 主要な子会社である野村証券株式会社、野村アセットマネジメント株式会社、野村信託銀行株式会社および野村ビジネスサービス株式会社において、全労働者や正規雇用労働者全体に賃金差異が生じているのは、相対的に賃金の高い上位のコーポレートタイトルまたは職位において女性労働者の割合が低いことが主要要因です。上位のコーポレートタイトルまたは職位に占める女性労働者の割合が高まるにつれて、この差異は縮小していくものと考えます。いずれの会社も女性活躍推進に向けた行動計画においてそれぞれ女性管理職比率等の目標を掲げるとともに、グループ共通の取組みとして、インクルージョンを人事評価に組み込み、特にマネージャーに対しては、女性社員の能力伸長に関する取組み、多様性が受容される職場環境の整備、男性社員の育児休業取得の推奨やそのための環境整備等を必須課題としています。グループ全体で女性活躍推進に向けた取組みを継続的に実践しています。

(参考) 主要な子会社におけるコーポレートタイトル別等の男女の賃金の差異

野村証券株式会社においては、管理職・非管理職別では管理職79.6%、非管理職79.6%、コーポレートタイトル別ではマネージング・ディレクター85.6%、エグゼクティブ・ディレクター90.0%、ヴァイス・プレジデント90.5%、シニア・アソシエイト78.8%、アソシエイト75.1%、アナリスト91.3%になります。

野村アセットマネジメント株式会社においては、管理職・非管理職別では管理職92.4%、非管理職100.6%、コーポレートタイトル別ではマネージング・ディレクター94.1%、エグゼクティブ・ディレクター100.8%、ヴァイス・プレジデント92.1%、シニア・アソシエイト92.4%、アソシエイト94.7%、アナリスト98.9%になります。

野村信託銀行株式会社においては、管理職・非管理職別では管理職97.2%、非管理職97.6%、コーポレートタイトル別ではマネージング・ディレクター95.3%、エグゼクティブ・ディレクター98.3%、ヴァイス・プレジデント101.7%、シニア・アソシエイト89.4%、アソシエイト91.2%、アナリスト101.9%になります。

野村ビジネスサービス株式会社においては、管理職・非管理職別では管理職98.8%、非管理職86.0%、コーポレートタイトル別ではエグゼクティブ・ディレクター97.6%、ヴァイス・プレジデント107.3%、シニア・アソシエイト96.0%、アソシエイト97.2%、アナリスト97.9%になります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下に記載の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものです。

(1) 経営の基本方針

① 経営の基本方針

当社は、「経営の基本方針」を取締役会で策定し、以下のとおり定めております。

〔経営目標〕

野村グループは、社会からの信頼および株主・顧客をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高めることを経営目標とする。

『グローバル金融サービス・グループ』として国内外の顧客に付加価値の高いソリューションを提供するとともに、当グループに課せられた社会的使命を踏まえて経済の成長や社会の発展に貢献していく。

企業価値の向上にあたっては、経営指標として自己資本利益率（ROE）を用い、ビジネスの持続的な変革を図るものとする。

〔グループ経営の基本観〕

(1) 新たな事業領域におけるビジネスの拡大をいち早く実現することにより、自ら新しい成長モデルを構築する。また、的確なコスト・コントロールおよびリスク・マネジメントにより、市場環境に左右されにくい収益構造を実現する。

(2) 顧客やマーケットの声に真摯に耳を傾け、ビジネスの可能性を広く捉えながら、金融・資本市場を通じた付加価値の高い問題解決策を顧客に提供し、あらゆる投資に関して最高のサービスを提供する会社を目指す。

(3) 法令・諸規則の遵守と適正な企業行動を重視し、日々の業務執行においてコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理を実践する。野村グループ各社は、顧客の利益を尊重し、業務に関する諸規制を遵守する。

(4) 経営に対する実効性の高い監督機能の確保および経営の透明性の向上に努める。

(5) 事業活動を通じて証券市場の拡大に貢献するとともに、企業市民として、経済・証券に関する教育機会の提供を中心とした社会貢献活動に積極的に取り組む。

(注) 当社および当社の連結子会社は「野村」として表示しておりますが、「経営の基本方針」については原文に沿って「野村グループ」として表示しております。

② パーパス

2024年4月、当社は、2025年12月に創立100周年を迎えるにあたり、創業の精神や企業理念を受け継ぎつつ、次の100年につながるグループ経営の基礎となる野村のパーパスを策定しました。

パーパス

金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する

野村は創立以来、金融資本市場の発展に寄与すべく、挑戦を続けてきました。急激に変化し複雑化する環境において、今後も当社の持つ知識やノウハウといった付加価値を提供し、金融資本市場を通じた多様な豊かさを実現していくために、さらなる取組みを進めていきます。「世界と共に挑戦し」には、さまざまなステークホルダーのより良い未来に向けた想いを実現するために、皆様と一緒に歩んでいくこと、当社においてはグループ全体で理想の姿を追求し、挑戦を続けていくことへの決意を込めました。「実現する」という言葉は、「豊かな社会の実現」に向けた野村のより強いコミットメントを示しています。

③ 経営ビジョン

2024年5月、当社は、パーパスに沿った経営戦略を推進することを目的として、2030年度に向けた新経営ビジョン「Reaching for Sustainable Growth」を定めました。

野村は、幅広い金融サービスの提供を通じ、リスクマネーを循環させ、金融資本市場の発展、お客様への最適なソリューションの提供に取り組んでまいります。

（２）経営環境

当期においては、世界的なインフレの鎮静化が続く一方、景況感については地域ごとのばらつきが見られ、市場の変動要因となりました。米国においては、夏場に景気失速への一時的な警戒感が高まり、世界的な株価急落を引き起こしました。2024年11月の米大統領選挙では共和党のトランプ氏が勝利し、当初は将来の減税政策や規制緩和を先取りする形で株高要因とみなされた一方、2025年1月の大統領就任以降は関税率の引き上げについての発言および実際の発動が株安を誘発する局面が断続的に発生しました。中国では、不動産市場の停滞が続いているなかで、財政出動による景気テコ入れ策への期待感から、秋口以降は株価が底堅く推移しました。欧州では相対的な株価の弱さが続いていましたが、年明け以降、ウクライナ戦争の終結に向けた期待感によって株価上昇が目立ちました。

この間、金融政策については、米FRB（連邦準備制度理事会）が2024年9月から利下げ局面に入りました。ただし、米国景気の堅調さを背景に、先行きの追加利下げ余地については限定的との見方が広まり、長期金利はむしろ秋口から年明けにかけて上昇しました。ECB（欧州中央銀行）は、2024年6月から利下げ局面に入っています。

日本では、インフレ率が夏場にかけては低下したものの、その後は粘着性を増しました。春闘賃上げ率は、2024年に5.3%に達しましたが、2025年も5%超という強い基調になることが見込まれています。日本銀行は、賃金・物価の好循環が強まっているとの認識のもと、政策金利を2024年7月に0.25%へ、2025年1月に0.50%へと引き上げました。ドル円レートは主に日米の市場金利の格差を反映しながら変動しましたが、おおむね横ばい圏内での推移となりました。株価は、企業の利益率の改善を背景に、2024年度中は長期的な上昇局面を維持しました。

(3) 対処すべき課題

野村を取り巻く経営環境は大きな変化の只中にあります。引き続き、適正な財務基盤の維持と、資本効率の改善等を通じた経営資源の有効活用を図りながら、機動的に対応してまいります。また、既存ビジネスの拡大とお客様へのさらなる付加価値の提供を目指し、常に新たな取組みも実践します。

① 中長期の優先課題

野村では、グループ全体の持続的成長の実現を追求しており、収益の安定化・多様化、資本効率性を意識した事業ポートフォリオの構築に取り組んでいます。

「野村を今立っている場所とは違うところ、次のステージに進める」という考えのもと、その実現に向けた戦略のひとつとして「パブリックに加え、プライベート領域への拡大・強化」を打ち出しました。この戦略に基づき、コアビジネステーマとして、資産管理ビジネスの推進、インベストメント・マネジメント部門の強化、ホールセールビジネスにおける成長と安定化に取り組むとともに、デジタルアセットビジネスを含むデジタル金融サービスやサステナブル・ファイナンスを含むサステナビリティ分野等の新領域を開拓・強化してまいりました。また、構造改革を通じた全社的なコスト・コントロールを推進しています。加えて、これらの事業の基盤となるコーポレート機能の高度化・効率化、ガバナンス体制やリスク・マネジメントの強化、人材マネジメント戦略の進化、行動規範・コンプライアンスのより一層の浸透、デジタルを活用した業務効率化やサイバーセキュリティに関する取組みも推進しています。なお、ビジネスの各部門の取組みについては、「②部門別の課題」もご参照ください。

当社は、2024年5月に公表したとおり、2030年度に向けた経営の方向性を示すものとして、経営ビジョン「Reaching for Sustainable Growth」および経営定量目標としてROE8～10%+、5,000億円超の税引前当期純利益の達成を掲げております。達成に向けた注力テーマとして、(i)日本のフランチャイズを活かしたグローバル戦略の深化、(ii)安定収益の飛躍的な成長、(iii)“プラットフォーム”提供戦略の更なる推進に取り組んでまいります。

なお、当社ではPBR（株価純資産倍率）を下図のように分解して整理しております。ROE絶対水準の最大化は、その主要な要素のひとつです。中長期の優先課題の解決を通じて、企業価値の向上を目指します。



② 部門別の課題

各部門の課題、取組みは以下のとおりです。

[ウェルス・マネジメント部門]

ウェルス・マネジメント部門は、資産管理によるストック型ビジネスへと転換を図ってきた結果、収益構造が大きく変化するなど一定の成果が出てきています。日本の家計の金融資産全体に占める有価証券比率の向上に向けて、多様化する資産管理のニーズに応えていくことが課題だと考えておりますが、全国の野村證券株式会社の本支店・営業所やデジタル等の接点を通じて、包括的な資産管理サービスを提供することで、お客様一人ひとりが目指すゴールを共に実現することを目指しております。今後とも、ウェルス・マネジメントビジネスの進化に向けて、パートナー（営業担当者）のスキルアップを継続して図るとともに、野村グループの総合力を最大限に活用し、幅広い商品・サービスの充実に努めてまいります。

[インベストメント・マネジメント部門]

インベストメント・マネジメント部門は、伝統的資産からオルタナティブ資産までのさまざまなアセットクラスからなる商品・サービスを通じて、幅広い投資家の多様な投資ニーズに対するソリューションを提供しています。お客様の多様な運用ニーズに応える高品質な投資商品を提供することを通じて、社会課題の解決につながる投資の好循環を実現することを目指しています。日本の豊富な個人金融資産と日本政府の資産運用立国実現プランによる政策のあと押し、プライベート資産への投資の伸びしろ、サステナビリティ関連投資に対する高水準の資金需要と投資家意識の高まりを成長機会として捉えています。運用報酬率に下方圧力が継続する中、運用力向上、パブリック市場ビジネスにおける運用資産残高拡大と商品やサービスの高付加価値化、オルタナティブ資産など報酬率の高い成長分野における運用基盤の拡充、効率化とコスト・コントロールを戦略課題として取り組んでいます。

なお、2025年4月に公表したとおり、当社は、オーストラリアの金融サービスグループであるMacquarie Group Limitedとの間で、同社の米国におけるパブリック・アセットマネジメント事業を展開する資産運用会社を有するMacquarie Management Holdings, Inc.の全株式の買収、および欧州におけるパブリック・アセットマネジメント事業にかかる株式100%を取得することに合意しました（取得価額：約18億米ドル（注））。本件取得は、各国金融当局等からの承認などを前提に、2025年12月末までに完了する予定です。

（注）クロージング時点の対象事業の運用資産残高や運転資本、負債等の状況により、取得価額は調整される可能性があります。

[ホールセール部門]

ホールセール部門においては、お客様のニーズのさらなる高度化やテクノロジーの発展に加えて、不透明なマーケットおよびマクロ環境などが当社のビジネスに影響を及ぼす可能性があります。引き続きお客様へ高度なサービスと付加価値を提供し続けるために、各ビジネスライン、国内外および他部門との連携を強化していくほか、ビジネスの領域を広げて収益の安定を図ります。また、成長の見込まれる分野において、効率的に財務リソースを活用し、生産性を意識した選択的成長を実現するとともに、コストの最適化に注力します。

グローバル・マーケットでは、徹底したリスク管理のもとでお客様に流動性の提供を継続してまいります。また、日本の強固な事業基盤とグローバル・プロダクトの競争力を活かし、ビジネス・ポートフォリオの多角化、グローバル連携の強化とクロスセルの拡大、ストラクチャード・ファイナンスやソリューション・ビジネス、インターナショナル・ウェルス・マネジメント（海外富裕層ビジネス）およびエクイティ・ビジネスなどの成長分野における収益機会の追求、そして、マクロ・プロダクトにおけるフロー・ビジネスの強化をさらに推し進めてまいります。

一方、インベストメント・バンキングでは、事業環境の変化にともないお客様のビジネス活動やニーズが変化する中、国内外で業界再編・事業再編に関するアドバイザーや資金調達に加え、金利・為替ビジネスなどのソリューション・ビジネスをシームレスに提供することを加速させてまいります。日本における強みも活かしてグローバルにアドバイザー・ビジネスの拡大に注力するとともに、市場ならびにお客様にとって重要なテーマであるサステナビリティ関連のビジネスを引き続き強化しております。またグループワイドな連携を強化し、幅広いサービスやプロダクト、アドバイスをお客様へご提供できるように注力してまいります。

[バンキング部門]

2025年4月1日付けでバンキング部門を新設いたしました。

各国におけるインフレの進行、金利環境の変化、資産運用立国の実現に向けた動きの加速といった大きな潮流の中、野村グループの銀行・信託機能を活用することでより多様かつ質の高いサービスを提供する取組みを強化することが重要であると考えております。バンキング部門は、傘下のエンティティである野村信託銀行とNomura Bank (Luxembourg) S.A.のそれぞれの強みである「プライベート」「オーダーメイド」といった特長を活かし、お客様の資産形成や円滑な資産承継等のさまざまなニーズに応えてまいります。

[リスク・マネジメント、コンプライアンスなど]

野村では、経営戦略の目的と事業計画を達成するために許容するリスクの種類と水準をリスク・アペタイトとして定め、それをリスク・アペタイト・ステートメントとして文書化しています。そのうえで、事業戦略に合致し、適切な経営判断に資するリスク管理体制を継続的に強化していくことにより、財務の健全性の確保および企業価値の向上に努めています。

野村では、リスク・アペタイト・ステートメントにおいて、3つの防衛線による管理体制のもと、すべての役職員が自らの役割を認識し、能動的にリスク管理に取り組むことを明記しています。またグループ会社を含む役職員への継続的な研修の実施等を通じ、金融のプロフェッショナルとしてリスクに関する知識を深め、リスクを正しく認識・評価し、適切に管理する企業文化、すなわちリスク・カルチャーの醸成に努めています。

コンプライアンスの観点からは、野村がビジネスを展開している各国の法令諸規則を遵守するための管理体制の整備に引き続き取り組むとともに、すべての役職員がより高い倫理観を持って自律的に業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施しております。

また、野村では、法令諸規則の遵守にとどまらず、すべての役職員が高い倫理観を持ち、自信と誇りをもって働くことができ、社会から真に信頼される会社を目指し、野村の一員として取るべき行動の指針である野村グループ行動規範を策定し、研修その他の施策を通して、行動規範に基づく適正な行為（以下「コンダクト」）を推進する取組みを日々進めております。毎年8月実施の「野村創業理念と企業倫理の日」においては、全社で過去の不祥事からの教訓を再認識し、再発防止と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得に向けて決意を新たにする取組みとして、過去の不祥事を振り返ったうえでのコンダクトの在り方に関するディスカッション、行動規範を遵守することへの宣誓を行っております。行動規範は、野村を取り巻く社会・経済情勢の変化やステークホルダーの期待によりよく応えることができるよう、定期的に見直すこととしています。なお、創立100周年に向けた取組みのひとつとして、2024年に野村のパーパス「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」を策定しました。パーパスの策定および浸透に向けて、Nomuraパーパス・ジャーニープロジェクトを立ち上げ、役職員一人ひとりが自身のパーパスについて考え、部下や上司、仲間と徹底的に議論することを重視しており、このことは、行動規範の重要な要素である、各役職員がいかに判断して具体的にどう行動すべきか、を改めて考え直す良い機会となり、各人の行動規範への意識をさらに高める契機となっております。

以上の課題に対処し、解決することを通じて、金融資本市場の安定とさらなる発展とともに、野村の持続的な成長に尽力してまいります。

（野村証券株式会社に対する金融庁による課徴金納付命令について）

2024年9月、当社の連結子会社である野村証券株式会社において、2021年3月の国債先物取引に関して法令違反に該当する事実が認められたとして、証券取引等監視委員会から金融庁に対して課徴金納付命令の勧告が行われ、2024年10月、金融庁から野村証券株式会社に対して課徴金納付命令が発出されました。これに関し、野村証券株式会社は、法令遵守体制および内部管理体制のより一層の強化・充実を図り、信頼回復を目指すべく、フロントにおける再発防止策（第1の防衛線）、コンプライアンスにおける再発防止策（第2の防衛線）および内部監査部署による検証（第3の防衛線）等から構成される再発防止策を策定のうえ、実行に移しております。また、本件を受けて、役員報酬の自主返上の申し出があり、報酬委員会は報酬の減額を決議しております。

（野村証券株式会社の元社員の起訴・逮捕について）

2024年10月、野村証券株式会社の元社員が広島県警察により逮捕され、11月に広島地方検察庁により起訴された件に関し、野村は、お客様の大切なご資産をお預かりする金融機関として、このようなことは二度とあってはならないと重く受け止めております。野村証券株式会社では、お客様に安心してサービスをご利用いただくために、予兆検知や行動管理の観点でこれまで講じてきた対策をさらに強化することとし、厳格かつ実効性を高めた対応策を定め、実行に移しております。本対応策は、業務改革推進委員会の設置、「お客様のご自宅への訪問」に関する監督強化、社員の業務活動におけるモニタリング強化および不正検知のために社員が職場から一定期間離れる制度のウェルス・マネジメント部門への拡大等から構成されております。これら対応策の十分性に関して外部専門家による評価を受け、再発防止に向けた土台の整備が進捗していることを確認し、識別された課題について助言を受ける等、実効性ある再発防止に努めております。また、本件を受けて、役員報酬の自主返上の申し出があり、報酬委員会は報酬の減額を決議しております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

（１）野村におけるサステナビリティに関する考え方（戦略）

野村は創業以来、幅広い金融サービスの提供を通じてリスクマネーを循環させ、金融資本市場の発展に寄与するとともに、顧客に最適なソリューションを提供することで、経済的価値だけでなく社会的価値の創造にも取り組んできました。

野村は、サステナビリティを、「金融サービスグループとしてお客様や多様なステークホルダーのサステナビリティへの取組みをサポートする」ということ、「野村がサステナブルな存在であるために環境負荷の低減、人権の尊重、ガバナンスの高度化といった活動を推進する」ということ、という2つの観点で捉え、取組みを進めています。

より具体的な取組み等については、2025年8月末発行予定の「野村グループ サステナビリティレポート」も合わせてご参照ください。

・金融サービスグループとして、お客様や多様なステークホルダーのサステナビリティへの取組みをサポートする取組み

金融サービスグループとして核となるのは、資金や資本の流れを通じたお客様のサポートです。事業会社や金融機関が発行するグリーンボンドやソーシャルボンドなどの引受けや、M&Aなどの戦略的アドバイザリーサービスの提供、ESG商品ラインアップと称する投資商品の個人投資家への提供を通じたサステナブルな資金循環の促進といった機能を強化することは、野村をお客様にとってのパートナーとして選んでいただくうえでも重要であると同時に、野村にとってサービス、ソリューション提供の機会が広がることでもあり、ビジネス機会としてとらえています。特にサステナブル・ファイナンスへの取組みを強化・促進するため2021年度から2026年3月までの5年間に国内外で1250億米ドルのサステナブル・ファイナンス案件に関与するという目標を設定し、取組みを進めています。

加えて、野村が長年培ってきた事業承継のサポート機能や、地方創生や農業・医療分野でのイノベーション推進機能、調査分析の分野における専門性や知見も活かしながら、社会課題解決のためのソリューション提供に、グループとしての総合力、強みを発揮してまいります。また、野村では、他社に先駆け1990年代から20年以上にわたり、小学生から大人まで幅広い世代に金融経済教育を提供してきました。日本政府が「資産運用立国実現プラン」を掲げ、預金投資が投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで、さらなる投資や消費に繋がる「成長と分配の好循環」の実現を目指す中、日本における金融リテラシーの向上は非常に重要な課題です。学校教育現場を中心とした金融経済教育のみならず、勤労世代に対する職場を通じた資産形成支援にも積極的に取り組み、社会全体の金融リテラシーの向上に貢献し、サステナブルな資金循環を通じて、金融資本市場の発展に取り組んでいきます。

・野村自身がサステナブルな存在であるための取組み

野村は、持続可能な社会の実現において、環境課題への取組み、人権尊重への取組みは欠かすことのできない重要な要素の1つと認識しています。

野村は、2030年までに野村の拠点で排出する温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ネットゼロ」の達成、および2050年までに投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量のネットゼロ達成を表明しています。その取組みを具体化するため、当社は、2021年9月に国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が発足させた国際的枠組みであるネット・ゼロ・バンキング・アライアンス（Net-Zero Banking Alliance、以下「NZBA」）に加盟しました。NZBAは、グローバル金融機関が枠組み作りを議論する場として機能してきました。しかしながら、昨今では、世界各国が脱炭素社会の実現に向けてそれぞれの経済・社会の状況を踏まえた規制や産業政策を策定し、実行していく段階に進展しました。そのような状況を踏まえ、2025年3月、当社はNZBAのメンバーシップから脱退し、各地域の特性に応じてトランジションに向けた資金・資本の循環や顧客のサポートに今まで以上に注力していきます。

また、「野村グループ 人権方針」に基づき、人権に係る課題への取組みの向上・改善、人権尊重の推進に、各種体制整備や研修の実施などを通じて、積極的に取り組んでいます。これらの取組みは後述するサステナビリティ委員会にて定期的に審議するとともに、適切な情報開示に努めています。

パーパスを実践し企業価値向上を実現するためには人材マネジメント戦略の進化が不可欠です。そのため、野村では、採用・育成・評価・配置および登用という人材マネジメントサイクルの差別化と、行動規範、インクルージョン、およびウェルビーイングの深化への取組みを進め、野村の競争力の源泉である「人」がさらに活躍し、高い付加価値の提供につながるサイクルを構築してまいります。（詳細は、「（５）野村の人的資本に関する戦略」をご参照ください。）

（２）サステナビリティに関するガバナンス

当社は指名委員会等設置会社として、経営の監督と業務執行を切り離し、コーポレート・ガバナンスの高度化を図っています。気候変動を含むサステナビリティに関するリスクや機会の認識、種々の施策の推進、リスク管理についても、監督と執行がそれぞれの役割を果たすことで、適切に取り組んでいます。

① 取締役会

取締役会は、「野村グループ企業理念に則り、さまざまな事業活動を通じて金融資本市場の発展に貢献するとともに、当社の持続的成長、社会課題の解決および持続可能な社会の実現に向けた活動に積極的に取り組む」というサステナビリティに関する基本的な方針のもと、当社のサステナビリティへの取組みに係る執行からの報告に対し、助言を行っています。2024年度は、サステナビリティ関連の情報開示、規制動向、およびビジネス等のテーマを取り扱いました。

② サステナビリティ委員会

サステナビリティ推進に係る戦略等について審議・決定する場として、経営会議メンバーを含むグループCEOが指名するメンバーから構成され、グループCEOを委員長とするサステナビリティ委員会を設置しています。チーフ・サステナビリティ・オフィサーは、サステナビリティ委員会における議論をリードし、当社のサステナビリティに関する知見の集約、戦略策定・推進の加速を図っています。2024年度は、自社グリーンボンドフレームワークの策定や野村グループのマテリアリティ、ネットゼロに向けた取組み、サステナブルな社会の共創・支援に向けた投資スキームの設定等のテーマを取り扱いました。

③ サステナビリティ・フォーラム

サステナビリティについてより機動的かつ実質的な議論の機会を確保するため、部門や地域を横断した役員による議論の場として、2023年度より、「サステナビリティ・フォーラム」を設置しています。これは、2021年8月に設置した「サステナビリティ・カウンスル」を発展的に改組したものであり、事業活動との関連性の強いテーマを取り扱う「ビジネス・サステナビリティ・フォーラム」と、情報開示や各種方針策定等を取り扱う「コーポレート・サステナビリティ・フォーラム」に分かれて、運営を行っています。フォーラムでは、取り扱うテーマに応じて、追加メンバーを招聘するなど機動的な体制を構築しています。2024年度は、自社グリーンボンドフレームワークの内容、投融資ポートフォリオにおける温室効果ガス排出量削減中間目標等について、議論を行いました。

（3）サステナビリティに関するリスク管理

サステナビリティの分野に注目が高まる中、野村はこれらの領域における指針および業務能力を継続的に発展させ、株主、顧客、および社会全体を含むステークホルダーに対して積極的にその態勢を示すことが必要となっています。サステナビリティを取り巻く環境の変化は速く、事業活動においてサステナビリティへの配慮が充分でない場合、レピュテーション、経営成績や財政状態に影響が及ぶ可能性があると考えています。

特に、気候変動リスクについては、中長期的に影響を及ぼす可能性のあるリスクとして認識しており、適切な管理体制のもとそのリスクを管理しています。

① 気候変動にともなうリスクに対する当社の認識

当社は、気候変動問題の顕在化による環境の変化について、関連するリスクを特定し、ビジネスに与える影響を想定しています。気候変動に起因するリスクには、大型の台風、干ばつ、酷暑といった異常気象によって人的被害や財産上の損害が生じるリスク（物理的リスク）と、脱炭素社会への移行に向けた各国政府の政策変更や急速な技術革新にともなう変化に対応できず取り残されるリスク（移行リスク）があります。当社は、気候変動にともなう物理的リスク、移行リスクとして、例えば、以下のリスクを特定しています。

- ・取引先の気候変動への対応が不十分なために財務が棄損し、信用力の低下につながるリスク、また契約上の義務を履行できないリスク
- ・気候変動が市場の変動要因として顕在化した際に、保有する金融資産の市場価格の変動によって、当社が損失を被るリスク
- ・野村および取引先の気候変動への対応が不十分な場合に、野村のレピュテーションが棄損するリスク
- ・気候変動に関する内部プロセス・システム・役職員の行動が不適切であること、機能しないことにより、当社が財務上の損失を被るリスクもしくは野村のレピュテーションが棄損するリスク
- ・競合他社と比較した際に、戦略が不十分であること、あるいはその戦略の遂行の失敗に関連するリスク、戦略とリソースとの乖離を含む戦略遂行リスク

② 気候変動リスクに関するアプローチ

気候変動リスクは、実現した場合に重大な影響を及ぼす可能性が高いものとして認識しており、特定の独立したリスク分野ではなく、多様なリスク分野に影響を及ぼす要因として認識しています。そのため、それぞれのリスク分野における既存の管理フレームワークに、気候変動の要素を考慮した新たなコントロールを追加することで、包括的なリスク管理フレームワークを構築しています。

(4) 指標および目標

当社では、サステナビリティに関する取組みのうち、気候変動にかかるリスクならびに機会を測定・管理するため、また、パリ協定への整合やネットゼロ達成に向けた取組みを着実に進めていくため、温室効果ガス排出量等に関して、サステナビリティ委員会の承認を得て以下の指標と目標を設定し、その進捗を管理します。その進捗状況は、定期的に、取締役会にも報告しています。

各指標の2025年3月期の実績値については、2025年8月末発行予定の「野村グループ サステナビリティレポート」や統合報告書において記載予定です。

#	指標	目標	2023年3月期実績値	2024年3月期実績値
1	自社温室効果ガスの排出量 (Scope 1、2) (※1)	2030年ネットゼロ	Scope 1 : 2,473 t-CO2 Scope 2 : 24,183 t-CO2	Scope 1 : 2,423 t-CO2 Scope 2 : 19,504 t-CO2
2	投融資ポートフォリオの温室効果ガスの排出量 (Scope 3 Category15)	2050年ネットゼロ	電力セクター 温室効果ガス : 4,662 ktCO2e 経済的排出原単位 : 3,422 tCO2e/\$m 注 : 2023年3月末時点	電力セクター 温室効果ガス : 4,516 ktCO2e 経済的排出原単位 : 2,477 tCO2e/\$m 注 : 2024年3月末時点
3	サステナブル・ファイナンス関与額 (※2)	2021年から2026年3月までの5年間で合計1,250億米ドル	251億米ドル	285億米ドル

※1 Scope 2 の排出量はGHG Protocolに基づくMarket-based手法を用いて算出。Market-based（マーケット基準）手法とは、企業が購入している電気の契約内容を反映して、Scope 2 排出量を算定する手法。契約内容を反映した排出係数を使用するため、再生可能エネルギー起源の電力など、低炭素電力メニューを調達していれば、その効果を反映することができる。

※2 サステナブル・ファイナンス関与額の目標には、公募・私募による株式・債券・メザニン債などを通じた資金調達案件、インフラストラクチャー・プロジェクト・ファイナンス案件などを含む。2021年度から2023年度までの累計額は750億米ドル。

(各目標設定における考慮要素)

- ・ 自社温室効果ガスの排出量に関しては、省エネルギーへの取組み実績、再生可能エネルギーの普及、導入比率等を総合的に考慮勘案して目標を設定。
- ・ 投融資ポートフォリオの温室効果ガスの排出量に関しては、対象資産を特定したうえで、国際エネルギー機関の“Net Zero Emissions by 2050 Scenario”、PCAFが提供する排出係数データベース等を参照して目標を設定。
- ・ サステナブル・ファイナンス関与額に関しては、外部ベンダーが提供するサステナブル・ファイナンスの想定市場規模等を参照して目標を設定。

(5) 野村の人的資本に関する戦略

① 人材マネジメント戦略の進化によるパーパスの実践と企業価値の向上

野村は「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」ことをグループのパーパスとして掲げております。このパーパスを実践し企業価値向上を実現するためには、戦略的な成長投資による自己資本利益率（ROE）の向上が求められます。そのためには、野村の人材（人的資本）が、社会課題に対する最適解を追求するプロフェッショナル集団としてその能力を最大限に発揮し、生産性の向上、新たな付加価値の創造、リスク管理の高度化を追求し続けることが不可欠と考えます。

野村は、長期的な視点で人材マネジメント戦略を進化させることにより、人材のエンゲージメントを向上させ、人的資本がチームとしてもたらす知的資本（注1）の差別化を図り、野村が提供する付加価値を更に強化していくことを目指します。

(注1) 野村における知的資本とは、組織力、ノウハウ、顧客とのネットワーク、ブランド等、野村の競争力の源泉となるあらゆる無形資産を指します。

② 野村の人材マネジメント戦略

野村の人材マネジメント戦略は、企業理念に掲げる「挑戦」「協働」「誠実」という価値観を基礎として、採用・育成・評価・配置および登用という人材マネジメントサイクルの差別化と、行動規範、インクルージョン、

およびウェルビーイングの深化を目的としています。

また、すべての社員に求められる「洞察」「決断」「統率」「育成」および「インクルージョン」の5つの行動に焦点を当てた、リーダーシップ行動モデルを策定しました。今後は、さまざまな人材マネジメント施策に、このリーダーシップ行動モデルを取り入れていく予定です。

a. 採用

採用に関しては、野村グループのパーパス実践に向け、「挑戦」「協働」「誠実」という価値観に賛同し、リスク管理の基礎となるリスク・カルチャーを有する人材を獲得することを前提としています。その上で、新たな付加価値に挑み続けるプロフェッショナル人材を獲得・育成するために、日本を含むすべての地域、ならびに新卒採用およびキャリア採用の双方において、部門または職種別の採用を実践しています。

また、専門分野における高度な知識・経験を有する多様な人材が必要となることから、キャリア採用にも力を入れています。ここ数年は、採用者数の半数以上がキャリア採用者となる傾向が続いています。

さらに、2023年1月には、野村の退職者（アルムナイ）をネットワーク化し、グループの外で活躍するアルムナイとの交流を深めながら、アルムナイの再雇用を積極的に促す仕組みを導入しています。2025年3月31日時点で、ネットワークサイトへの登録者数は約290名、前年比で約40名増加となっており、ネットワークの活用を進めています。

b. 育成

野村は、以下に掲げる人材育成方針のもと、社員の成長を支援しています。

<人材育成方針>

野村グループは、「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」というパーパスを実践するため、新たな付加価値に挑み続けるプロフェッショナル集団の形成を通じて、野村グループ人材の差別化を目指しています。

社員一人ひとりが高度な専門性およびリーダーシップを合わせもつ自律分散型組織を目指しています。そのために、階層別研修を新入社員、インストラクター、マネージャー層に向けた研修に再整理したうえで、部門別の専門性を高める部門別研修と自律的なキャリア形成を促進する自己選択型研修の充実化に取り組んでいます。自己選択型研修の一例としては、2023年度にデジタル人材育成プログラム「Digital IQ University」を開始し、IT業務に携わる社員に限らず多くの社員がデジタルに関する幅広い知識やスキルを身に着けることができる体系的な学習機会を提供しています。部門別研修の一例としては、インベストメント・バンキングにおいて、M&Aユニバーシティというナレッジマネジメント基盤を用いて、社員がM&Aアドバイザリー業務における専門知識を学び、実務に活かすことを可能としています。

また、経営リーダー候補の戦略的育成のために、段階的な学びを促進するさまざまな選抜研修プログラムを実施しています。その中では、自己応募・選抜型で60年以上毎年派遣を続ける海外留学や、ベンチャー企業出向研修等の越境学習体験、経営リーダー候補向けフラッグシップ・プログラムである「野村経営塾」のほか、「野村マネジメント・スクール」をはじめとする国内外の外部機関が提供するリーダーシップ開発プログラムなど、通常業務を超えた新たな視座・視野の獲得機会を提供しています。

c. 評価

評価に関しては、野村グループのパーパス実践に向け、日本を含むすべての地域・部門・職種において、各社員の業務内容に期待される生産性の水準に対する外部評価も参考に、適正な評価に基づくペイ・フォー・パフォーマンスの更なる徹底を図っています。国内では、原則すべての管理職に職務給を導入しています。

また、グローバルに360度フィードバックを導入しており、その結果について対象者と評定者との間で対話を行うことにより、対象者の成長支援やリーダーシップ開発につなげています。さらに、組織全体に行動規範の考え方を浸透させ、リスク管理の高度化を図るため、ERCCレーティング（注2）も導入しています。

（注2）ERCCレーティング：コンプライアンス/コンダクト面を評価するもの。なお、ERCCとは、Ethics 倫理観、Risk Management リスクマネジメント、Compliance コンプライアンス、Conduct コンダクトの頭文字をとったもの。

d. 配置および登用

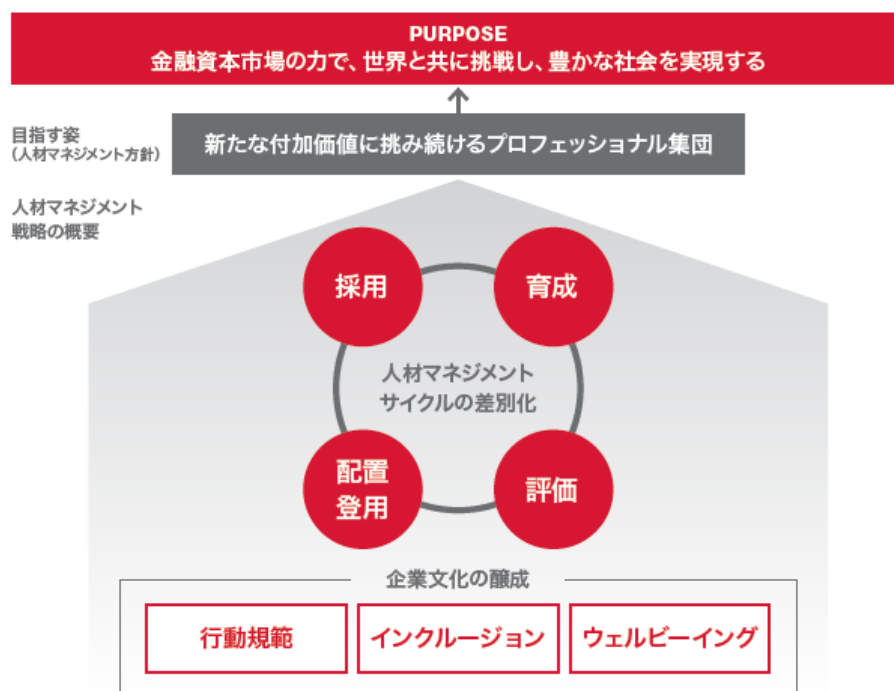
配置に関しては、社員の挑戦マインドおよび自律的なキャリア形成を尊重しています。以前よりグローバルに社内公募制度を有していましたが、日本において2020年度より同制度の適用範囲を大幅に拡大しています。コーポレートタイトルを問わず、多くの社員が部門の垣根を超えて同制度に応募し、新たなキャリアにチャレンジするための異動を能動的に実現しています。

また、グループ内の重要なポジションへの人材の登用とそのための後継者育成という観点から、重要なポジションを担う可能性を有する人材プールをグローバルに管理しています。これらの人材プールに対してアセスメントを実施し、各社員のリーダーシップ適性に応じて、さまざまなリーダーシップ開発プログラムを該当社員に提供しています。

③ 企業文化の醸成

野村では、企業文化の醸成のために、行動規範の定着、インクルージョンおよびウェルビーイングの推進等に取り組んでいます。そして人材マネジメント戦略の効果を検証・改善するために、2013年度より「野村グループ従業員サーベイ」、2023年度からは四半期ごとに社員の中からランダムに選ばれた対象者に意識調査を行う「パルスチェックサーベイ」を実施しています。これらの取組みを分析し、その結果を新たな施策につなげるべく、PDCAサイクルに落とし込み、社員のエンゲージメントの向上を目指しています。

2025年4月にカルチャー&エンゲージメント部を新設しました。カルチャー&エンゲージメント部では、ポジティブな企業文化の醸成をグループワイドで促進し、社員のエンゲージメント向上につなげてまいります。



a. 行動規範

野村では、法令諸規則の遵守にとどまらず、すべての役職員が社会規範に沿った行動ができるよう、野村の一員として取るべき行動の指針である「野村グループ行動規範」を策定し、研修その他の施策を通して、行動規範に基づく適正な行為（コンダクト）を推進する取組みを日々進めています。毎年8月の「野村創業理念と企業倫理の日」では、全社で過去の不祥事からの教訓を再認識し、再発防止と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得に向けて決意を新たに取る取組みとして、適正なコンダクトの在り方に関するディスカッション、野村グループ行動規範を遵守することへの宣誓を行っています。野村グループ行動規範は、2019年12月の策定以降、野村を取り巻く社会・経済情勢の変化やステークホルダーの期待によりよく応えることができるよう、毎年見直しを行っています。

b. インクルージョン

約90の国籍の社員が働き、30の国や地域に拠点を持つ野村では、多様な人材こそが競争力、イノベーションおよび高度なリスク管理の源泉と考え、2016年7月に「グループ・ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言」を採択しました。以降、時間単位有給休暇の取得やパートナーシップ制度の導入など、職場環境整備にも尽力してきました。野村は「多様性が組織を強くする」という考えを中心に据えており、社員一人ひとりが「自分らしくあることが大切にされ、尊重される職場環境であると感じ、野村に自身の居場所がある」という状態を目指しています。その推進においては、執行役、執行役員、ならびにグループ各社およびグローバル各地域の代表で構成されるワーキンググループにおいてトップダウンでグループ全体のインクルーシブな職場環境づくりを進めるとともに、社員ネットワークを通じてボトムアップによる取組みも行われています。

2024年度以降は、全世界の役職員の人事評価項目にインクルージョンの推進を盛り込みました。全役職員に対して、職場でのインクルージョンに対する理解を深め、より良い職場環境づくりに貢献することを求めています。また、国内の各子会社（合弁会社など一部を除く）において導入した、「育児休業取得奨励金」により、男性社員の連続1か月以上の育児休業取得が促進されました。2024年9月には、社員の約15,000人がインクルージョンを「ジブンゴト化」する目的により、人権啓発の一環として「野村グループ・インクルージョン研修」を受講しマイノリティ課題への理解を深めました。これからも、誰もが自分らしく成長し、ポテンシャルを最大限に発揮できる環境を提供していきます。

c. ウェルビーイング

野村は、以下に掲げる社内環境整備方針のもと、社員のウェルビーイングの実現に取り組んでいます。

<社内環境整備方針>

野村グループの最大の財産は、人材です。社員一人ひとりがもつ独自の強みを十分に発揮し、活躍するためには、心身ともに健康であることが重要です。

野村グループは、適正な労働条件と快適な職場環境の整備をはじめ、社員が意欲をもって働き続けられるよう、育児・介護支援等の福利厚生諸制度の充実や、社員の健康保持・増進に力を入れています。

ウェルビーイングに関しては、まずは社員自身が肉体的にも精神的にも、社会的にも満たされた状態になるために「アブゼンティーイズムの低減」「プレゼンティーイズムの低減」「ワークエンゲージメントの向上」が必要との認識に基づき、これらを社員の健康保持・増進に取り組むうえでの指標とし、下記のとおり目標を定めています。

金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する

野村で働くすべての人が、
単に健康になるのではなく、肉体的にも精神的にも、
社会的にも満たされた状態(Well-being)になること



(指標および目標)

指標	実績値			目標値 (2025年度)
	2022年度	2023年度	2024年度	
アブゼンティーイズム (百万円)	794.7	794.7	759.7	—
プレゼンティーイズム (%)	16.1	16.4	17.9	10
ワークエンゲージメント	53.7	53.3	53.7	60

- (注) 1 アブセンティーズム：傷病による欠勤にともなう損失額。当事業年度の平均年収に社員数と傷病休暇利用率を乗じて算出しています。ウェルビーイングの取組みを推進することにより低減させることが目標ではありますが、体調不良時に休みやすい環境整備も必要であるため、現時点では目標値は出さずモニタリングに努めます。
- 2 プレゼンティーズム：何らかの疾患や症状を抱えながら出勤し、業務遂行能力や生産性が低下している状態を示す値。測定尺度の1つであるSPQ (Single-Item Presenteeism Question 東大1項目版) に基づき、健康意識調査における回答を平均し、100%から当該平均値を控除して算出しています。
- 3 ワークエンゲージメント：仕事から活力を得て誇りを感じ、従業員がいきいきと仕事をしている状態を示す値。ストレスチェック（新職業性ストレス簡易調査票）における回答を平均し、全国平均を50とした偏差値に換算して算出しています。
- 4 上記の目標値は野村、実績値は主要な連結子会社である野村證券株式会社の数値になります。

また、社員が経済的に健全な状態（ファイナンシャル・ウェルネス）を保つため、従業員持株会、確定拠出年金制度および職場つみたてNISAなど社員に対して資産形成に資する制度を提供しています。また、従業員持株会への拠出や職場つみたてNISAの拠出には、奨励金制度も導入しています。これらの制度をより効果的に活用できるよう、2023年度には野村證券株式会社において、2024年度には他の国内子会社において、退職金や年金制度について短時間で理解を深めることができる動画コンテンツ（野村ファイナンシャル・ウェルネス・プログラム）を提供しています。

3【事業等のリスク】

投資判断をされる前に以下に述べるリスクについて十分にご検討ください。以下に述べるリスクのいずれかが実際に生じた場合、野村のビジネスや財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。その場合、当社の株式の市場価格が下落し、投資家の皆さまが投資額の全部または一部を失う可能性があります。また、以下に述べられたリスク以外にも、現時点では確認できていない追加的なリスクや現在は重要でないと考えられているリスクも野村に影響を与え、皆さまの投資に影響を与える可能性があります。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本有価証券報告書提出日現在において判断したものです。

目次

経営環境に関するリスク

1. 野村のビジネスは日本経済および世界経済の情勢ならびに金融市場の動向（地政学的イベント含む）により重大な影響を受ける可能性があります
 - (1) 野村がビジネスを行う国・地域における政府・金融当局による政策の変更が、野村のビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性があります
 - (2) 市場低迷の長期化や市場参加者の減少が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性があります
 - (3) 自然災害、地政学的イベント、感染症等により野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります
2. 金融業界は激しい競争に晒されています
 - (1) 他の金融機関や非金融企業の金融サービス等との競争が激化しています
 - (2) 金融グループの統合・再編、各種業務提携や連携の進展により競争が激化しています
 - (3) 野村の海外ビジネスは激しい競争に晒されており、ビジネス・モデルの更なる見直しが必要となる可能性があります
3. 市場リスクや資金流動性リスクだけではなく、イベント・リスク（地政学リスク含む）も野村のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性があります
4. 気候変動やそれに関わる各国の政策変更などを含む、サステナビリティの要素が野村の事業に影響を及ぼす可能性があります

事業に関するリスク

5. 野村のビジネスは業務遂行にあたってさまざまな要因により損失を被る可能性があります
 - (1) トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性があります
 - (2) 証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村は大きな損失を被る可能性があります
 - (3) ヘッジ戦略により損失を回避できない場合があります
 - (4) 野村のリスク管理方針や手続きがリスクの管理において十分に効果を発揮しない場合があります
 - (5) 市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性があります
 - (6) 野村の仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性があります
 - (7) 野村の投資銀行業務からの収入が減少する可能性があります
6. 野村に債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性があります
 - (1) 大手金融機関の破綻が金融市場全般に影響を与え、野村に影響を及ぼす可能性があります
 - (2) 野村の信用リスクに関する情報の正確性、また信用リスク削減のために受け入れている担保の十分性については、必ずしも保証されたものではありません
 - (3) 野村の顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村に対する債務を履行できない可能性があります
7. モデルに誤りがある場合、またはモデルを不正確もしくは不適切に使用した場合、意思決定を誤り、財務的損失を被る可能性や、顧客からの信頼低下を招く可能性があります
8. 当社は持株会社であり、当社の子会社からの支払に依存しています
9. 投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村が期待する収益を実現できない可能性があります
10. 野村が提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性があります

財務に関するリスク

11. 連結貸借対照表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性があります
12. 資金流動性リスクの顕在化によって野村の資金調達能力が損なわれ、野村の財政状態が悪化する可能性があります
 - (1) 野村が無担保あるいは有担保での資金調達ができなくなる場合があります
 - (2) 野村が資産を売却できなくなる可能性があります
 - (3) 信用格付の低下により、野村の資金調達能力が損なわれる可能性があります
13. 連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性があります

非財務リスク

14. オペレーショナル・リスクの顕在化により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります
15. レピュテーション・リスクの顕在化により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります
16. 野村の財務報告に関する内部統制に開示すべき重要な不備が特定され、財務報告に係る内部統制が有効に機能しない可能性があります
17. 役職員または第三者による不正行為や詐欺その他の犯罪により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります
18. 利益相反を特定し適切に対処することができないことにより、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります
19. 野村のビジネスは、重大なリーガル・リスクおよびレギュラトリー・リスクに影響される可能性があります
 - (1) 野村のビジネス等に起因した法的責任が発生し、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります
 - (2) 規制による業務制限や、行政処分等による損失が発生し、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります
 - (3) 金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります
 - (4) 経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります
 - (5) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に適切に対処できなかった場合には、行政処分や罰金等の対象となる可能性があります
20. 野村の保有する個人情報の漏洩により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります
21. 野村の情報システムが適切に稼働しないこと、外部からのサイバー攻撃による情報漏洩または十分なサイバーセキュリティを維持するために必要な費用負担により、野村のビジネス、財政状態および経営成績に悪影響が及ぶ可能性があります
22. 人材の確保・育成ができないことにより、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

1. 野村のビジネスは日本経済および世界経済の情勢ならびに金融市場の動向（地政学的イベント含む）により重大な影響を受ける可能性があります

野村のビジネスや収益は、日本経済および世界経済の情勢ならびに金融市場の動向により影響を受ける可能性があります。また、各国の経済情勢や金融市場の動向は、経済的要因だけではなく、武力紛争、テロ行為、経済・政治制裁、世界的流行病、地政学的リスクの見通しまたは実際に発生した地政学的イベント、あるいは自然災害などによっても影響を受ける可能性があります。このような事象が生じた場合、金融市場や経済の低迷が長期化し、野村のビジネスおよび業務継続態勢に影響が及ぶとともに、大きな損失が発生する可能性があります。あるいは金融市場に限らず、例えば日本が直面する人口高齢化や人口減少の長期的傾向等の社会情勢は、野村の事業分野において、需要を継続的に圧迫する可能性があります。なお、野村のビジネス・業務運営に影響を与える金融市場や経済情勢に関するリスクには以下のものが含まれます。

（1）野村がビジネスを行う国・地域における政府・金融当局による政策の変更が、野村のビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性があります

野村は、国内外の拠点網を通じて、グローバルにビジネスを展開しています。したがって、野村がビジネスを行う国・地域において、政府・金融当局が財政および金融その他の政策を変更した場合、野村のビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性があります。また、日本を含む多くの主要各国の中央銀行による金融政策が変更され、それにとともなう金利や利回りの変動等が進んだ場合、顧客向け運用商品の提供やトレーディング活動または投資活動等に影響を及ぼす可能性があります。近年では、日本銀行が2024年3月にマイナス金利政策を解除し、2024年7月および2025年1月に金利をさらに引き上げました。これまでのところ野村の事業は日本銀行のそれらの政策変更による重大な影響を受けておりませんが、日本銀行の政策の先行きや、政策が野村の事業に与える影響については不確実です。また、2025年は米国の政権交代にとともなう政策転換をはじめ、2024年に行われた国政レベルの選挙において政権与党が敗北した国が多く、政策変更にかかる不確実性の高まりによる広範なリスクが野村の事業に与える影響については不透明です。

（2）市場低迷の長期化や市場参加者の減少が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性があります

市場低迷が長期化すると、野村の業務に関連する市場において取引量が減少し、流動性が低下します。また、規制強化を背景とする金融機関の市場関連業務の縮小も市場の流動性に影響を与えます。この結果、市場において、野村は、自己の保有する資産を売却またはヘッジすることが困難になるほか、当該資産の市場価格が形成されず、自己の保有する資産の時価を認識できない可能性があります。特に店頭デリバティブ等においてはポジションのすべてを適切に解消し、またはヘッジすることができない場合に大きな損失を被る可能性があります。さらに、市場の流動性が低下し、自己の保有するポジションの市場価格が形成されない場合、予期しない損失を生じることがあります。

野村は、これらの市場リスクおよび市場流動性リスク等を日々計測し、事前に設定したリミットを超過する場合は即座の対応をとる等のリスク管理体制を整備しています。

（3）自然災害、地政学的イベント、感染症等により野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

野村は、不測の事態に備えた業務継続計画を策定するとともに、役職員の安否確認訓練などの危機管理訓練を行っております。また実際に不測の事態が生じた際には、対策本部を設置し、役職員等の安否確認、安全確保、被害拡大の防止、および業務継続態勢を維持するために適切な措置を講じる体制を整えております。これらを含め、オペレーショナル・レジリエンス（システム障害、サイバー攻撃、自然災害等が発生しても、重要な業務を最低限維持すべき水準において提供し続ける能力）の確保に向けて取り組んでいます。しかしながら、必ずしもあらゆる事態に対応できるとは限らず、想定を上回る規模の災害、地政学的イベント、感染症等により、野村の役職員、施設やシステム、通信ネットワーク等が機能なくなり、業務の継続が困難になる可能性があります。加えて、野村が本社を構える日本は地震や津波など自然災害が多く、日本政府によると30年以内に甚大な被害を及ぼす巨大地震である首都直下地震の発生確率は70%であり、南海トラフ地震については80%の確率で発生すると想定されています。なお、地政学的イベントには、武力紛争および軍事的緊張の高まり、テロ行為の他、政情不安、貿易分断化のような事象を含みます。

2. 金融業界は激しい競争に晒されています

野村のビジネスは激しい競争に晒されており、この状況は今後も続くことが予想されます。野村は、取引執行能力や商品・サービス、イノベーション、評判（レピュテーション）、価格など多くの要因において競争しており、特に、仲介業務、引受業務などで激しい価格競争に直面しています。

（1）他の金融機関や非金融企業の金融サービス等との競争が激化しています

金融業界において、野村は多種多様な競合企業との激しい競争に直面しています。独立系証券会社や、商業銀行系の証券会社、日本に限らず各国に拠点を置く証券会社と競合しております。その結果、特に、セールス・トレーディング、投資銀行業務、資産管理ビジネスの分野において、野村のシェアや取引手数料等に影響を及ぼしています。上記に加え、オンライン証券会社の台頭の他、デジタルイゼーションやデジタル・トランスフォーメーション（DX）と呼ばれる潮流によりフィンテック企業の台頭や非金融企業の金融サービス参入など、従来の業界領域を超え、競争が一層激化の様相を呈しています。野村はこうした競争環境の変化に対応するべく、既に多角的な取組みを始動させています。しかしながら、激化する競争環境において、このような取組みが野村のシェアの維持拡大に効果を発揮できない場合、ビジネス獲得の競争力が低下し、野村のビジネスおよび経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

（2）金融グループの統合・再編、各種業務提携や連携の進展により競争が激化しています

金融業界において、金融機関同士の統合・再編が進んでいます。特に、大手の商業銀行、その他幅広い業容を持つ大手金融グループは、その傘下における証券業の設置および獲得ならびに他金融機関との連携に取り組んでいます。これら大手金融グループが、総合的な金融サービスをワンストップで顧客に提供すべく、グループ内での事業連携を引き続き強化しています。具体的には、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、資産運用業務、投資銀行業務など、グループ内での幅広い種類の商品・サービスの提供を進めており、この結果として金融グループの競争力が野村に対し相対的に高まる可能性があります。また、金融グループは、市場シェアを獲得するために、商業銀行業務その他金融サービスの収入により投資銀行業務や証券ブローカレッジ業務を補う可能性があります。また、グループの垣根を越えた商業銀行と証券業との提携や、昨今では新興企業を含む事業会社との提携等、業態・業界を超えた連携へと広がる傾向も見られ、これらの大手金融グループの事業拡大や提携等による収益力の向上などにより、野村の市場シェアが低下する可能性があります。野村においても戦略的提携や出資、新規事業の立ち上げなどを行っていますが、事業戦略の構築・実施が想定どおりにいかない場合等には、期待したとおりのシナジーその他の効果を得られない可能性があります。また新たな事業活動、より広範な顧客や取引先との取引、新たな資産クラスや新たな市場に関わることでリスクが増加する可能性があります。

（3）野村の海外ビジネスは激しい競争に晒されており、ビジネス・モデルの更なる見直しが必要となる可能性があります

海外には多くのビジネスの機会およびそれにとまなう競争が存在します。野村は、これらのビジネス機会を有効に活用するため、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場において他金融機関と競合しています。野村は、ビジネス・ポートフォリオの見直し、および顧客ビジネスと成長地域への注力を行うべく、ビジネスプラットフォームの再構築に取り組んでおり、2020年にGreentech Capital, LLC（以下「グリーンテック」）を買収したほか、2023年にはCapital Nomura Securities Public Company Limitedの持分売却を行うなど、オーガニックだけでなくインオーガニックにもビジネスプラットフォームを適宜見直してきました。今後も、競争環境を俯瞰しながらビジネス・ポートフォリオ全体の見直しは継続し、各種リスクを考慮のうえで戦略を実行していきますが、スピードも意識する必要がある中で想定以上の費用がかさんだり、財務、経営その他の資源を想定以上に投じたりすることとなった場合などには、野村のビジネスおよび経営成績に悪影響が及ぶ可能性があります。また、戦略の土台となる想定が正しくなかった場合、得られる利益が想定以上に落ち込むなど、結果として野村のビジネスおよび経営成績に影響を与える可能性があります。さらに、戦略の実行にとまなう人員数や報酬の削減により、野村のビジネスの成功に必要な従業員の獲得および維持に悪影響が及ぶ可能性があります。また、経営体制の合理化が適切に行われなかった場合、野村がグローバルに展開するビジネスを適切に管理監督するための機能に影響を及ぼす可能性があります。

3. 市場リスクや資金流動性リスクだけではなく、イベント・リスク（地政学リスク含む）も野村のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性があります

イベント・リスクとは、事前に予測が困難な出来事（例えば、自然災害、人災、流行病、テロ行為、武力紛争、政情不安、その他野村のビジネスや取引相手等に影響を与える出来事）によりマーケットに急激な変動がもたらされた場合に発生する潜在的な損失をいいます。これらには、2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大、2022年のロシアによるウクライナへの侵攻、および中東における地政学的緊張のような突然かつ想定外の貿易環境や安全保障政策の急変などの社会的に重大な事象のほか、より個別具体的に野村のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある、次のような出来事が含まれます。

- ・主要格付機関による、野村が保有するトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大幅な格下げ
- ・野村のトレーディング戦略を陳腐化させ、競争力を低下させ、または実行不能にするような、トレーディング、税務、会計、金融規制、法律その他関連規則の突然の変更
- ・野村が関与する取引が予測不能な事由により遂行されないために野村が受け取るべき対価を受け取れないこと、または野村がトレーディングもしくは投資資産として保有する有価証券の発行会社の倒産や詐欺的行為もしくはこれらに対する行政処分等

4. 気候変動やそれに関わる各国の政策変更などを含む、サステナビリティの要素が野村の事業に影響を及ぼす可能性があります

野村は、気候変動を主要なグローバル課題の1つであると認識しています。気候変動がもたらす直接的な影響（物理的リスク）と、それにとともなうビジネス環境の変化（移行リスク）により野村は損失を被る可能性があります。

また、企業経営における脱炭素やコーポレート・ガバナンスの高度化、社会課題の解決などサステナビリティ分野への取組みに注目が高まる中、野村はこれらの領域における指針および業務能力を継続的に発展させ、株主、顧客、および社会全体を含むステークホルダーに対して積極的にその態勢を示すことが必要となっています。しかしながら、サステナビリティを取り巻く環境の変化は速く、事業活動において環境や、人権などへの配慮が十分でないと思われ、脱炭素化やその他サステナビリティ関連の取組みなどを進めていく顧客に対して十分なサービス提供ができない場合があります。さらに、サステナビリティ関連の情報開示が不十分であったり、規制強化や政策の多様化に十分に対応できない場合、またはそのように見做される場合には、社会に対する責任を十分に果たしていないと評価されることがあります。

結果として野村のレピュテーション、経営成績や財政状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

5. 野村のビジネスは業務遂行にあたってさまざまな要因により損失を被る可能性があります

(1) トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性があります

野村は顧客取引および自己売買のために、債券市場や株式市場等でトレーディング・ポジションと投資ポジションを保有しております。野村のポジションは金利、為替、クレジット、証券化商品、株式などさまざまな種類の資産によって構成されており、その中にはデリバティブ、レボ、およびローンなどの取引も含まれます。これらの資産が取引される市場の変動は、当該資産のポジションの価値に影響を及ぼす可能性があります。そのため、野村はさまざまなヘッジ手法を用いてポジションリスクの軽減に努めていますが、それでも資産価格が大きく変動した場合、もしくは、金融システムに過大な負荷がかかることで市場が野村の予測していない動きをした場合、野村は損失を被る可能性があります。また、暗号資産の価格については、業界の動向や暗号資産の規制などさまざまな要因により大きく変動する可能性があります。

野村のビジネスは市場のボラティリティ水準の変化に影響を受けており、今後も継続して影響を受ける可能性があります。トレーディングや裁定取引の機会は市場のボラティリティに依存しており、ボラティリティが低下した場合は取引機会が減少し、これらのビジネスの結果に影響を与える可能性があります。一方、ボラティリティが上昇した場合は取引量が増加し、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」）で計測されるリスク量が増大することがあります。また過度なボラティリティの上昇や価格スプレッドの拡大が生じた場合、野村はマーケットメイキングや自己勘定投資においてより高いリスクに晒される可能性があります。そのため、必要に応じてこれらのビジネスの既存ポジションまたは取引量を減らすことがあります。

米国顧客とのプライム・ブローカレッジ取引に関する損失（以下「米国顧客取引に関する損失」（注））への対応として、リスク管理活動の改善に向けた複数の施策を実施しておりますが、野村のビジネス・モデルには大口の取引が含まれており、その結果、将来的に再び大きな損失を計上する可能性があります。

資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務にともない比較的大きなポジションを保有することがあります。また、野村が投資商品の開発を目的として試験的なファンドを設定してポジションを保有し、投資商品の設定・維持を目的として資金を出資することがあります。野村は市場価格の変動によりこれらのポジションから大きな損失を被る可能性があります。

加えて、野村が担保を提供する取引においては、担保資産価値の大幅な下落や、野村の信用格付の引下げ等によって信用力低下にともなう追加担保の提供義務が生じた場合は、取引コストの上昇および収益性の低下を招く可能性があります。一方、担保の提供を受ける取引においては、担保資産価値や信用力の下落が顧客取引の減少につながり、それにとともなう収益性の低下を招く可能性があります。信用格付の低下に関しては「財務に関するリスク 12. 資金流動性リスクの顕在化によって野村の資金調達能力が損なわれ、野村の財政状態が悪化する可能性があります」

（3）信用格付の低下により、野村の資金調達能力が損なわれる可能性があります」をご参照ください。

（注）米国顧客取引に関する損失の概要：

野村の米国子会社と米国顧客間において、(1)顧客が原資産である個別の株式や指数を保有することなく、それらに対するロングまたはショートのエクスポージャーを保有することができるトータル・リターン・スワップ（以下「TRS」）取引と呼ばれるデリバティブ取引（以下「シンセティック・プライム・ブローカレッジ」）、および(2)顧客の口座にある株式ポートフォリオに対する貸付の取引を実施していました。一般に、野村ではプライム・ブローカレッジ顧客の信用リスク水準を管理するために、同顧客に適用される証拠金比率および保有ポジションに応じた担保（以下「証拠金」）を野村に預託することを求めています。その証拠金比率は、取引先および取引先のポジション構成に関する内部リスク評価の結果に基づいて決定され、その比率に応じた市場動向の影響に基づいて追加証拠金の差入れを要求する場合があります。顧客とTRS取引を行った場合、野村はそのポジションに応じて個別の株式や指数のロング・ポジションやショート・ポジションの保有およびデリバティブ取引により市場リスクの観点からのヘッジを行います。

2021年1月から3月にかけて、市場価格の変動や当該顧客の新規ポジション取得により、当該顧客との取引額・取引量が大幅に増加しました。2021年3月にはシンセティック・プライム・ブローカレッジにおいて大口ポジションを保有している一部銘柄の時価が大幅に下落したため、当該顧客との契約に基づき追加証拠金の差入れを要請しましたが、当該顧客による債務不履行となり、野村から契約解消を通知しました。当該顧客が他の金融機関とも同様に大口のポジションを保有しており、また、それらの金融機関とも債務不履行を起こしていたことも次第に明らかになりました。野村は市場への影響と野村の損失の最小化を図りながら当該TRS取引に紐づくヘッジおよびポジションの巻き戻しを進めましたが、野村と他の金融機関による大量のポジション処理およびそれにとともなう市場価格の変動により、野村は2021年3月期第4四半期および通期のトレーディング損益において2,042億円の損失を計上するに至りました。また、有価証券を担保とした顧客への貸付については、

当該貸付分を回収できる可能性が低下したことから、2021年3月期第4四半期および通期のその他の費用に貸倒引当金繰入額として416億円を計上しました。2021年5月17日までに当該顧客との取引をすべて解消し、ヘッジ取引を解消した結果、2022年3月期第1四半期および通期において654億円の追加損失を計上しました。そのうち、561億円はトレーディング損失としてエクイティ収益に計上、93億円は貸倒引当金として費用認識しました。

(2) 証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村は大きな損失を被る可能性があります

野村は、マーケット・メイク、ブロック取引、引受業務、証券化商品の組成、プライム・ブローカレッジ取引、または、顧客ニーズに対応した各種ファイナンスおよびソリューション・ビジネス等においては、特定の資産を大口かつ集中的に保有することがあり、多額の資金をこれらのビジネスに投じています。その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券または資産に大口のポジションを保有することがあります。これらの資産の価格変動は、必要に応じたそれらポジションの処理・換金に重大な影響を与える可能性があります。米国顧客取引に関する損失において発生したような、大きなトレーディング損失を計上することがあります。なお、一般に、取引相手としては商業銀行、ブローカー・ディーラー、清算機関、取引所および投資会社といった金融サービス業に携わる者に対するエクスポージャーが大きくなる傾向があります。

(3) ヘッジ戦略により損失を回避できない場合があります

野村はさまざまな金融商品や戦略を用いて、野村が顧客または自己のために行う金融取引から生じるリスク・エクスポージャーをヘッジしています。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、野村は損失を被る可能性があります。野村のヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いています。例えば、ある資産を保有する場合は、それまでその資産の価値の変化を相殺する方向に価格が動いていた資産を保有することでヘッジを行っています。しかし野村は、さまざまな市場環境においてあらゆる種類のリスクに晒されており、過去の金融危機の際に見られたように、過去の取引パターンや相関性が維持されず、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性があります。さらに、すべてのヘッジ戦略がすべての種類のリスクに対して有効であるわけではなく、リスクが適切に管理されていない場合には、特定の戦略がリスクを増加させる可能性があります。例えば、米国顧客取引に関する損失に至る取引の多くは、顧客に特定の株式に対するTRS取引のエクスポージャーを増大させていました。野村は、顧客へのTRSをヘッジするために、原資産を保有していました。しかしながら、この特定のヘッジ戦略は、顧客によるデフォルトのリスクや、変動の激しい市場環境において当該ポジションを処理する必要がある場面のリスクをヘッジすることを意図したのではなく、このようなリスクが顕在化した際、原資産を保有するというヘッジ戦略において市場の変動に晒され、損失を計上する可能性があります。

(4) 野村のリスク管理方針や手続きがリスクの管理において十分に効果を発揮しない場合があります

リスクの特定、モニターおよび管理を行うための野村の方針や手続きが十分な効果を発揮しない場合があります。例えば、野村のリスク管理方法の一部は過去の金融市場におけるデータの動きに基づいて設計、構築されていますが、将来の金融市場における個々のデータの振る舞いは、過去に観察されたものと同じであるとは限りません。その結果、将来のリスク・エクスポージャーが想定を超えて、大きな損失を被る可能性があります。また、野村が使用しているリスク管理方法は、市場、顧客等に関する公表情報または野村が入手可能な情報の評価をよりどころとしています。これらの情報が正確、完全、最新でない、または正しく評価されていない場合には、野村は、リスクを適切に評価できず、大きな損失を被る可能性があります。加えて、市場のボラティリティ等を要因として野村のリスク評価モデルが市場と整合しなくなり、適正な評価やリスク管理が行えなくなる可能性があります。さらに、リスク管理の方針や手続きが定められていたとしても、それらが実際に有効に機能するためには、適切に遵守される必要があります。また、組織の構造やガバナンスの枠組みに潜在的な問題がある場合、リスク管理にかかる役割や責任などについて意見の相違が生じる可能性があります。

例えば、米国顧客取引に関する損失においては、顧客のカウンターパーティ・リスクや、顧客とのプライム・ブローカレッジ取引の原資産である有価証券に関する市場リスクのエクスポージャーにより巨額の損失が生じました。野村は、リスク管理の方針・手続きおよびその実施状況を総合的に見直し、改定したほか、それらの運用を強化するための数多くの諸施策を実施し、殆ど完了しております。しかしながら、これらの諸施策が完了したとしても、同種またはその他多くのビジネスにおいて、将来の損失を回避するための方針や手続きの効力を損なうリスク管理上の弱みを特定し、是正することができず、将来のリスクの回避に十分ではない可能性があります。

(5) 市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性があります

前述の野村のビジネスに影響を与えうる可能性に加え、市場リスクがその他のリスクを増幅させる可能性があります。例えば、金融工学や金融イノベーションを用いて開発された金融商品に内在する諸リスクは市場リスクによって増幅されることがあります。

また、野村が市場リスクによりトレーディングで大きな損失を被った場合、野村の流動性ニーズが急激に高まる可能性があります。一方で、野村の信用リスクが市場で警戒され、資金の調達が困難になる可能性があります。

さらに、市場環境が悪化している場合に、野村の顧客や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化した場合には、米国顧客取引に関する損失に見られるように顧客や取引相手に対する信用リスクが増加する可能性があります。

(6) 野村の仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性があります

金融市場や経済情勢が低迷すると、野村が顧客のために仲介する証券取引の取扱高が減少するため、仲介業務にかかる収入が減少する可能性があります。また、アセット・マネジメント業務については、多くの場合、野村は顧客のポートフォリオを管理することで報酬を得ており、その報酬額はポートフォリオの価値に基づいています。したがって、市場の低迷によって、顧客のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加や新規投資の減少が生じることによって、野村がアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性があります。また、顧客の資産運用の趣向が変化し、預金などの安定運用や、相対的に低報酬率であるパッシブファンドなどへシフトすることで、これらの収入は減少する可能性があります。

(7) 野村の投資銀行業務からの収入が減少する可能性があります

金融市場や経済情勢の変動によって、野村の行う引受業務やM&Aアドバイザリー業務などの投資銀行業務における案件の数や規模が変化する可能性があります。これらの業務の手数料をはじめとして、投資銀行業務からの収入は、野村が取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、野村の投資銀行業務および当該業務における顧客等に好ましくない形で経済または市場が変動した場合には、これらの収入が減少する可能性があります。

6. 野村に債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性があります

野村の取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、デリバティブなどの取引や契約により、野村に対して債務あるいは担保差入れ等の一定の義務を負うことがあります。これらの取引先が法的整理手続きの申請、信用力の低下、流動性の欠如、人為的な事務手続き上の過誤、政治的・経済的事象による制約など、さまざまな理由で債務不履行に陥った場合、野村は大きな損失を被る可能性があります。米国顧客取引に関する損失では、米国のプライム・ブローカレッジ取引の顧客が、トレーディング業務に関して追加証拠金を差し入れる義務と、野村が保有する担保に対して貸し付けた金額を返済する債務を履行しませんでした。このほか、2024年3月期においては、英国における当社子会社とブローカーである業者との取引における決済不履行にともなう貸倒引当金(約140億円)の計上を行いました。貸倒引当金の積立と維持は行っていますが、当該引当金は、入手可能な限りの情報に基づく経営者の判断および仮定に基づいています。しかしながら、それらの情報が不正確または不完全であり、さらにそれらの情報に基づく判断および仮定が、場合によっては重大な誤りであると判明する可能性があります。

信用リスクは、第三者が発行する証券の保有、金融機関やヘッジファンドなどの野村の取引相手による未履行、決済機関・取引所・清算機関等のシステム障害などにより、証券・先物・通貨またはデリバティブ取引の執行が所定の期日に行われない場合からも生じます。

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれます。

(1) 大手金融機関の破綻が金融市場全般に影響を与え、野村に影響を及ぼす可能性があります

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、清算・決済など、金融機関間の取引を通じて密接に関連しています。その結果、ある特定の金融機関に関する信用懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問題や損失、債務不履行を引き起こし、決済・清算機関、銀行、証券会社、取引所といった、野村が日々取引を行っている金融仲介機関にも影響を及ぼす可能性があります。また将来発生しうる債務不履行や債務不履行懸念の高まり、その他類似の事象が、金融市場や野村に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 野村の信用リスクに関する情報の正確性、また信用リスク削減のために受け入れている担保の十分性については、必ずしも保証されたものではありません

野村は信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジット・エクスポージャーを定期的に見直しています。しかし、債務不履行が発生するリスクは、粉飾決算や詐欺行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合があります。また、野村が取引相手のリスクに関し、すべての情報を手に入れることができない、あるいは情報を正確に管理・評価できない可能性があります。例えば、米国顧客取引に関する損失の原因となった債務不履行に陥った顧客に関する信用リスク評価では、顧客の取引活動の全容が十分に反映されていませんでした。さらに、野村が担保提供を条件として与信をしている場合に、米国顧客取引に関する損失の場合において当該顧客に対して行った融資のように、当該担保の市場価格が急激に下落して担保価値が減少した場合、担保不足に陥る可能性があります。

(3) 野村の顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村に対する債務を履行できない可能性があります

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず、信用リスクに影響を与える可能性があります。現地市場における混乱や通貨危機のように、ある国または地域における政治的・経済的問題はその国や地域の顧客・取引相手の信用力や外貨調達力に影響を与え、結果として野村に対する債務の履行に影響を与える可能性があります。

7. モデルに誤りがある場合、またはモデルを不正確もしくは不適切に使用した場合、意思決定を誤り、財務的損失を被る可能性や、顧客からの信頼低下を招く可能性があります

野村では、流動性の低いデリバティブ取引の評価や債務者の信用力の評価等を目的として、さまざまな業務でモデルを使用しています。しかし、モデルは常に完璧とは限らず、モデルを使用することで、モデル・リスクが生じる可能性があります。モデルに誤りがある場合、またはモデルを不正確もしくは不適切に使用した場合、意思決定の誤り、財務的損失、または顧客からの信頼低下を招く可能性があります。野村は、モデルの開発、実装や使用に加え、有効なモデル検証プロセスやモデル・リスクを管理し、軽減するための体制を含むモデル・リスクの管理の枠組みを設置しています。それにより、モデル・リスクの軽減に努めていますが、それでも損失が出る可能性があります。

8. 当社は持株会社であり、当社の子会社からの支払に依存しています

当社は持株会社であり、配当金の支払や負債の支払の資金について、当社の子会社から受領する配当金、分配金およびその他の支払に依存しています。会社法などの法規制により、子会社への資金移動または子会社からの資金移動が制限される可能性があります。特に、ブローカー・ディーラー業務を行う子会社を含め、多くの子会社は、親会社である持株会社への資金の移動を停止または減少させる、あるいは一定の状況においてそのような資金の移動を禁止するような、自己資本規制を含む法規制の適用を受けています。例えば、当社の主要なブローカー・ディーラー子会社である野村證券株式会社、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.、ノムラ・インターナショナルPLCおよびノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITEDは、自己資本規制の適用を受けており、自己資本規制の変更や要求水準によっては、当社への資金移動が制限される可能性があります。当社は、関連する法規制に基づき野村グループ間における資金移動について日々確認し管理しておりますが、これらの法規制は当社の債務履行に必要な資金調達の方法を制限する可能性があります。

9. 投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村が期待する収益を実現できない可能性があります

野村は、プライベート・エクイティ投資を含む、多額の投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券を保有しています。米国会計原則では、市場環境によってこれらの投資にかかる多額の損失が計上されることがあり、このことが野村の損益に大きな影響を与えます。また、野村はこれらの投資持分証券・負債証券の売却を決定する可能性があります。市場の環境によっては、これらの投資持分証券・負債証券を売却したい場合に、期待どおり迅速には、また望ましい水準では売却できない可能性があります。

10. 野村が提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性があります

マネー・マーケット・ファンド（MMF）やマネー・リザーブ・ファンド（MRF）といったキャッシュ・リザーブ・ファンドは低リスク商品と位置づけられています。しかし急激な金利上昇にともなうファンドの債券価格の下落による損失、債券のデフォルト、マイナス金利の適用による手数料チャージにより、元本割れを起こす場合があります。また、野村は運用による安定的な利回りが見込めないと判断した場合、これらのキャッシュ・リザーブ・ファンドに対し繰上償還や入金制限を行う可能性があります。

また、野村が提供した債券の発行体が債務不履行に陥り、利息や元本の支払が遅延する場合があります。

上記事象の結果、野村は顧客の信頼を失う可能性があり、ひいては野村が保管する顧客からの預かり資産の流出もしくは預かり資産増加の妨げとなる可能性があります。

11. 連結貸借対照表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性があります

野村は、事業の拡大等のため、企業の株式などを取得し、または企業グループの一部の事業を承継しており、野村が有益と判断した場合にはこれらの活動を今後も継続して行う可能性があります。このような取得や承継は、米国会計原則に基づき、当社の連結財務諸表において、企業結合として認識され、取得価額は資産と負債に配分され、差額はのれんとしています。例えば、野村は2020年4月1日にグリーンテックの全持分を取得し12,480百万円を連結貸借対照表に計上いたしました。また、その他にも有形・無形資産を所有しております。

これらの企業結合などにより認識されたのれんおよび有形・無形資産に対して減損損失やその後の取引にともなう損益が認識される可能性があります、野村の経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。

12. 資金流動性リスクの顕在化によって野村の資金調達能力が損なわれ、野村の財政状態が悪化する可能性があります

資金流動性、すなわち必要な資金の確保は、野村のビジネスにとって極めて重要です。野村では、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義しております。即時に利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、野村は、レボ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用や長期社債の発行、コマーシャル・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって十分な資金流動性の確保に努めています。しかし、野村は一定の環境の下で資金流動性の低下に晒されるリスクを負っています。その内容は以下のとおりです。

(1) 野村が無担保あるいは有担保での資金調達ができなくなる場合があります

野村は、借り換えも含めた日常の資金調達において、短期金融市場や債券発行市場での債券発行、銀行からの借入といった無担保資金調達を継続的に行っています。また、トレーディング業務のための資金調達活動として、レボ取引や有価証券貸借取引といった有担保資金調達を行っています。これらの資金調達ができない場合、あるいは通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合、野村の資金流動性は大きく損なわれる可能性があります。例えば、野村の短期または中長期の財政状態に対する評価を理由に、資金の出し手が資金提供を拒絶する可能性があるのは、次のような場合です。

- ・ 多額のトレーディング損失
- ・ 市場の低迷にともなう野村の営業活動水準の低下
- ・ 規制当局による行政処分
- ・ 信用格付の低下

上記に加え、市場金利の上昇、資金の出し手側の貸付能力の低下、金融市場やクレジット市場における混乱、投資銀行業や証券ブローカレッジ業、その他広く金融サービス業全般に対する否定的な見通し、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方など、野村に固有でない要因によって、野村の資金調達が困難になることもあります。

(2) 野村が資産を売却できなくなる可能性があります

野村が資金を調達できない、もしくは資金流動性残高が大幅に減少するなどの場合、野村は期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければなりません。市場環境が不安定で不透明な場合には、市場全体の流動性が低下している可能性があります。このような場合、野村は資産を売却することができなくなる可能性や資産を低い価格で売却しなければならなくなる可能性があり、結果的に野村の経営成績や財政状態に影響を与える場合があります。また、他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、野村の資産売却に影響を及ぼすことがあります。

(3) 信用格付の低下により、野村の資金調達能力が損なわれる可能性があります

野村の資金調達は、信用格付に大きく左右されます。格付機関は野村の格付の引下げや取下げを行い、または引下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがあります。格付の引下げがあった場合、野村の資金調達コストが上昇する可能性や、資金調達自体が制約される可能性があります。その結果、野村の経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

さらに、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方といった、野村に固有でない要因によっても、野村の資金調達が困難になることもあります。

13. 連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性があります

米国会計基準に基づいて、野村は上場している関連会社およびその他の持分法投資先の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されています。野村が保有する関連会社の株式の市場価格が一定期間を超えて下落した場合において、価格の下落が一時的ではないと野村が判断したときには、野村は減損を認識しなければなりません。このことは、野村の経営成績および財政状態に重要な影響を与える可能性があります。例えば、野村は2021年3月期に野村不動産ホールディングス株式会社に対する投資にかかる減損損失47,661百万円を計上しました。

14. オペレーショナル・リスクの顕在化により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・システム・役職員の行動が不適切であること、機能しないこと、もしくは外生的事象から生じる財務上の損失、または非財務的影響を被るリスクをいいます。また、オペレーショナル・リスクには、不正、コンプライアンス、リーガル、ITおよび情報セキュリティ、サードパーティに関するリスク、その他の非財務リスクが含まれます。かかるリスクが顕在化した場合には、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります。なお、オペレーショナル・リスクに関連する事項には、以下に記載した16番から22番までのものも含まれます。

15. レピュテーション・リスクの顕在化により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

レピュテーション・リスクとは、ステークホルダーから見て不適切、非倫理的、または野村の価値観や企業理念と矛盾していると判断される行為等があった場合に評判を損なうリスク、および、それにともない利益、資本、流動性が影響を受けるリスクを指します。「第2〔事業の状況〕 3〔事業等のリスク〕」に記載したような事象が発生する等して、かかるリスクが顕在化した場合、野村のビジネスの見通し、財務状況や経営成績に悪影響を与える可能性があります。

16. 野村の財務報告に関する内部統制に開示すべき重要な不備が特定され、財務報告に係る内部統制が有効に機能しない可能性があります

当社は、金融商品取引法に基づいて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その結果を記載した内部統制報告書の提出を行っております。また、米国証券取引所上場会社として、米国サーベンス・オクスリー法に基づいて、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っております。当社は、財務報告に係る内部統制の有効性および妥当性を確保するために必要な体制を整備しております。しかしながら、野村の財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備が特定され、財務報告に係る内部統制が有効に機能しない可能性があります。

例えば、野村は2024年3月期の第4四半期において、提出済みの有価証券報告書に含まれる連結財務諸表に記載された連結キャッシュ・フロー計算書の一部の区分および表示に関する内部統制に重要な不備を特定しました。これにより、野村は当該連結財務諸表および四半期連結財務諸表に含まれる連結キャッシュ・フロー計算書を訂正する必要が生じました。野村は、これらの重要な不備に対処するための多くの改善策を策定し、将来開示する有価証券報告書に含まれる連結キャッシュ・フロー計算書およびその他の連結財務諸表で同様の不備の発生の防止に取り組み、当社は2024年3月31日、および2025年3月31日における当社の財務報告に係る内部統制は有効であるとの結論を下しました。

野村の財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備が特定された場合、連結財務諸表およびその他財務情報において正確、迅速かつ信頼性のある方法で財務情報を提供することができない可能性や、連結財務諸表や他の定期的に行う開示において追加的な訂正が発生する可能性があります。これは、公表された財務諸表その他の情報に対する株主を含めた利用者の信頼を失わせることで、米国預託証券の価格を含めた株価を下落させる可能性だけでなく、資本市場へのアクセスが制限される可能性、顧客が野村との取引を控える可能性、潜在的な規制当局の調査や制裁を受ける可能性があります。それが結果として野村の事業、業績、財務状況に対して重大で不利な影響を与える可能性があります。

17. 役職員または第三者による不正行為や詐欺その他の犯罪により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

野村の役職員が、上限額を超えた取引、限度を超えたリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽、顧客に対する犯罪行為や違法行為等の不正行為を行うことにより、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります。また、不正行為には、インサイダー取引、情報伝達行為や取引推奨行為等の役職員または第三者による野村やその顧客の非公開情報の不適切な使用・漏洩その他の犯罪も含まれ、その結果、野村が行政処分を受け、もしくは法的責任を負う可能性、または野村のレピュテーションや財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

また、野村は、第三者が行う詐欺的行為に直接または間接に巻き込まれる可能性があります。野村は、投資、融資、保証、その他あらゆる種類のコミットメントを含め、幅広いビジネス分野で多くの第三者と日々取引を行っているため、こうした第三者による詐欺や不正行為を防止し、発見することが困難な場合があります。こうした行為に巻き込まれることにより、野村の将来のレピュテーションや財政状態に影響が及び、野村が被る損失が多額になり、また野村に対する信頼が損なわれる等の悪影響を受けるおそれがあります。

野村は、「野村グループ行動規範」を策定するとともに、コンプライアンス研修等の実施、内部通報制度での対応の充実等を通じて、その浸透と遵守を徹底することをはじめとする役職員や第三者による不正行為や詐欺的行為を防止または発見するための対策を講じていますが、これらの実装済の対策または今後追加する対策により役職員や第三者による不正行為や詐欺的行為を常に防止または発見できるとは限らず、また、不正行為や詐欺的行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限りません。そのような不正行為や詐欺的行為の結果として野村に対する行政上の処分または司法上の決定・判決等が行われれば、野村はビジネスの機会を喪失する可能性があります。また、顧客、特に公的機関が野村との取引を行わない決定をした場合は、たとえ処分等が解除された後であっても、ビジネスの機会を喪失し、将来の収益や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

2024年10月、野村證券株式会社の元社員が広島県警察に逮捕され、11月に広島地方検察庁により起訴されました。本件が野村のレピュテーションに悪影響を及ぼし、特にウェルス・マネジメント部門やその他のリテールビジネスにおける、既存顧客の喪失および新規顧客の減少につながるリスクがあります。また、収益や全体のビジネスパフォーマンスに悪影響を及ぼし、財政状態や経営成績に悪影響を与える可能性があります。

2025年4月以降、第三者が野村證券株式会社を装い、偽メールでフィッシングサイトに誘導し、顧客の口座番号やパスワードなどを盗むフィッシング詐欺等の事案が急増しております。野村證券株式会社は今般のフィッシング詐欺等による証券口座への不正アクセス等により、第三者がお客様の資産を利用して、有価証券等の売買等を行ったことにより発生した被害について、被害状況を十分に精査し、個別の事情に応じて一定の被害補償を行う方針といたしました。このようなフィッシング詐欺等に巻き込まれた場合、また、被害補償やセキュリティ強化に向けた措置等が不十分とみなされた場合には、野村の将来のレピュテーションや財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

18. 利益相反を特定し適切に対処することができないことにより、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

野村は、多様な商品およびサービスを個人、企業、他の金融機関および政府機関を含む幅広い顧客に対して提供するグローバルな金融機関です。それにともない、野村の日々の業務において利益相反が発生するおそれがあります。利益相反は、特定の顧客へのサービスの提供が野村の利益と競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより発生します。また、適切な非公開情報の遮断措置または共有がされていない場合、特定の顧客との取引とグループ各社の取引または他の顧客との取引が競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより利益相反が発生するおそれがあります。野村は利益相反を特定し対処するための「野村グループ利益相反管理方針」に基づく利益相反管理体制を整備していますが、利益相反を特定、開示し、適切に対処することができなかった場合、またはできていないとみなされた場合には、野村のレピュテーションが悪化し、現在または将来の顧客を失い、行政処分、または訴訟の提起を受けるリスクがあり、収益や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

19. 野村のビジネスは、重大なリーガル・リスクおよびレギュラトリー・リスクに影響される可能性があります

野村が重大な法的責任を負うことまたは野村に対する行政処分がなされることにより、重大な財務上の影響を受け、または野村のレピュテーションが低下し、その結果、ビジネスの見通し、財政状態や経営成績に悪影響を与える可能性があります。また、野村や野村が業務を行う市場に適用される規制に重大な変更がなされた場合、これが野村のビジネスに悪影響を与える可能性があります。野村に対する主な訴訟その他の法的手続きについては、「第5[経理の状況] 1[連結財務諸表等] (1)[連結財務諸表] [連結財務諸表注記] 20 コミットメント、偶発事象および債務保証」をご参照ください。

野村は、ビジネスにおいてさまざまなリーガル・リスクに晒されています。これらのリスクには、金融商品取引法およびその他の法令における有価証券の引受けおよび勧誘に関する責任、有価証券その他金融商品の売買から生じる責任、複雑な取引条件に関する紛争、野村との取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争、業務提携先との間の紛争ならびにその他の業務に関する法的賠償請求等が含まれます。野村は、重大な法的責任が発生した場合、専門家や第三者機関等にも助言を求め、適切な方針を策定の上、これらへの対応を行っておりますが、紛争等の動向によっては、野村のレピュテーションや財政状態に影響が及び、経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(1) 野村のビジネス等に起因した法的責任が発生し、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります

市場の低迷の長期化または市場に重大な影響を与えるイベントの発生により、野村に対する賠償請求等が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起される可能性があります。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟を提起されることにより野村のレピュテーションが悪化する可能性もあります。例えば、2022年3月期においては、米国における世界金融危機（2007～2008年）以前の取引に関連して、約620億円の法的費用（将来的な損失発生軽減を目的とした一定の取引を含みます。）が認識されました。さらに、適法な取引であったとしても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もあります。

また、各国における気候変動を含むサステナビリティに関する規制や市場の期待等は急速に変化し続けており、対立する見解やアプローチが生じています。そのため、自主的なイニシアティブへの参画を含む野村のサステナビリティへの取組みが一部のステークホルダーによって否定的に受け取られ、訴訟提起や一定の行政上の措置が課される可能性があります。

これらのリスクの査定や数量化は困難であり、リスクの存在およびその規模が認識されない状況が相当期間続く可能性もあります。

(2) 規制による業務制限や、行政処分等による損失が発生し、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります

金融業界は広範な規制を受けています。野村は、国内において政府機関や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外においては業務を行っているそれぞれの国の規制を受けています。また、野村のビジネスの拡大とともに、適用される政府機関や自主規制機関の規制も増加する可能性や、法改正によって、これらの規制が強化される可能性があります。さらに、金融規制の体系の複雑化が進み、ある一国の規制が、当該国以外の活動に域外適用される可能性も増加しています。これらの規制は、広く金融システムの安定や金融市場・金融機関の健全性の確保、野村の顧客および野村と取引を行う第三者の保護等を目的としており、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて野村の活動を制限し、野村の収益に影響を与えることがあります。この他、従来の金融関連法制に加え、広く国際的な政治経済環境や政府当局の規制・法執行方針等によっても、野村のビジネスに適用・影響する法令諸規制の範囲が拡大する可能性があります。とりわけ、金融業界に対する各国の政府機関や自主規制機関による調査手続きや執行については、近年件数が増加し、また、それらによる影響はより重大なものになっており、野村もそのような調査手続きや執行の対象となるリスクに晒されています。この点、野村は、法令諸規制を遵守するため、随時モニタリングや社内管理体制の構築といった対策を講じてはおりますが、法令諸規制に抵触することを完全には防ぐことができない可能性があり、仮に法令違反等が発生した場合には、罰金、一部の業務の停止、社内管理体制の改善等にかかる命令、もしくは営業認可の取消しなどの処分を受ける可能性があります。野村が行政上の処分または司法上の決定・判決等を受けた場合、野村のレピュテーションが悪化し、ビジネス機会の喪失や人材確保が困難になるといった悪影響を受ける可能性があります。また、それらの処分により、顧客（とりわけ公的機関）が野村との金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、一定期間、野村がビジネスの機会を喪失する可能性があります。さらに、野村が国際的な制裁の対象地域で事業活動を行う場合には、当該事業活動が制裁規制に違反していなくても、一部の市場関係者が野村への投資や野村との取引を控える可能性があります。

なお、当社の子会社である野村証券株式会社が、2021年3月の国債先物取引において法令違反に該当する事実が認められたとして、2024年10月に財務省より国債市場特別参加者制度に基づく特別資格を2024年10月15日から2024年11月14日までの間停止する処分を受け、金融庁から課徴金納付命令を受けました。これにより、野村のレピュテーションや財政状態に影響が及び、経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 金融システム・金融セクターに対する規制強化の進捗が、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります

野村のビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、野村は、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて悪影響を受けることがあります。規制の導入・改正・撤廃により、野村の全部または一部の事業を継続することの経済合理性がなくなる可能性、もしくは規制の対応に膨大な費用が生じる可能性があります。

加えて、野村に適用される会計基準や自己資本比率・流動性比率・レバレッジ比率等に関する規制の変更が、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。そうした新たな規制の導入または既存の規制の改正には、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」）によるいわゆるバーゼルⅢと呼ばれる規制パッケージが含まれ、2017年12月には、バーゼルⅢの最終規則文書が公表され、さらに、2019年1月には「マーケット・リスクの最終所要自己資本」にかかる最終文書が公表されました。これらの最終文書に基づく改正後の自己資本比率およびレバレッジ比率の算出方法が、2025年3月末より当社に適用されています。

その他、2015年12月、金融庁は当社を国内のシステム上重要な銀行（以下「D-SIBs」）に指定し、2016年3月以降の追加的な資本賦課水準を3年間の経過措置ではありますが0.5%といたしました。さらに、金融安定理事会（FSB）は、2015年11月にグローバルにシステム上重要な銀行（以下「G-SIBs」）に対して破綻時の総損失吸収力（以下「TLAC」）を一定水準以上保有することを求める最終文書を公表しました。これを受けて、金融庁は、2018年4月に、本邦G-SIBsに加え、本邦D-SIBsのうち、国際的な破綻処理対応の必要性が高く、かつ破綻の際に我が国の金融システムに与える影響が特に大きいと認められる金融機関についても本邦TLAC規制の適用対象とする方針とし、2019年3月に当該方針に基づきTLAC規制にかかる告示等を公表しました。当社は、現時点ではG-SIBsに選定されてはおりませんが、これにより、2021年3月末より本邦TLAC規制の適用対象に加えられることになりました。これらの規制により、野村の資金調達コストが上昇する、あるいは野村のビジネス、資金調達活動や野村の株主の利益に影響を及ぼすような資産売却、資本増強もしくは野村のビジネスの制限を行わなければならない可能性があります。

(4) 経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります

米国会計基準に基づいて、野村は、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として当社の連結貸借対照表に計上しております。今後、経営状況の悪化、法人税率の引下げ等の税制改正、米国会計基準の変更などその回収可能性に変動が生じる場合には、当社の連結貸借対照表に計上する繰延税金資産を減額する可能性があります。その結果、野村の経営成績および財政状態に影響が生じる可能性があります。繰延税金資産の内訳につきましては「第5〔経理の状況〕 1〔連結財務諸表等〕 (1)〔連結財務諸表〕〔連結財務諸表注記〕 15 法人所得税等」をご参照ください。

(5) マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与に適切に対処できなかった場合には、行政処分や罰金等の対象となる可能性があります

近年、金融犯罪の手口は複雑化・高度化・多様化してきています。国際的にも武力紛争、テロ犯罪やサイバー攻撃の脅威が増す中、犯罪者やテロリスト等につながる資金を断つことの重要性は極めて高く、世界的に金融業界は対応の強化が求められています。野村ではこのような状況に適切に対応するため、金融活動作業部会（FATF）の勧告や金融庁「マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」等をはじめ各国の規制等に基づき、グループ全体で一貫したマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策の態勢整備および強化に継続的に取り組んでおります。しかしながら、かかる対策が有効に機能せず、適用される規制に反する取引を未然に防ぐことができなかった場合またはそのような取引に適切に対処できなかった場合には、行政処分や罰金等の対象となる可能性があります。関連する処分等やその影響については「非財務リスク 19. 野村のビジネスは、重大なリーガル・リスクおよびレギュラトリー・リスクに影響される可能性があります」(2) 規制による業務制限や、行政処分等による損失が発生し、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります」をご参照ください。

20. 野村の保有する個人情報の漏洩により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

野村は業務に関連して顧客から取得する個人情報を保管、管理しています。近年、企業が保有する個人情報および記録への不正アクセスや漏洩にかかる事件や不正利用の事件が多数発生していると報じられており、また、顧客情報の不正取得や転職後の不正使用などのリスクも存在します。

野村は個人情報の保護に関する法令諸規則に基づき、個人情報の保護に留意し、適用されるポリシーや手続きを定め、セキュリティ対策を講じておりますが、仮に個人情報の重大な不正漏洩または不正利用が生じた場合には、野村のビジネスにさまざまな点で悪影響が及ぶ可能性があります。例えば、野村は、これらの法令諸規則を万が一違反した場合、規制当局から行政処分や罰則を受ける可能性があるほか、個人情報の漏洩（業務委託先による漏洩を含む）または不正利用により顧客に損失が生じた場合には、顧客から苦情や損害賠償請求を受ける可能性があります。また、自主的に、もしくは行政上の命令その他の規制上の措置の対応として行うセキュリティ・システムの変更により、追加的な費用が発生する可能性があります。また、顧客からお預かりした個人情報の利用が制限されることにより、既存事業や新規事業に悪影響を及ぼす可能性があります。更に、不正漏洩または不正利用の結果、野村に対するレピュテーションが悪化することによって、新規顧客が減少したり既存顧客を喪失したりするとともに、野村のブランド・イメージやレピュテーションの悪化の防止・抑制のために行う広報活動のために追加的な費用が発生する可能性があります。

21. 野村の情報システムが適切に稼働しないこと、外部からのサイバー攻撃による情報漏洩または十分なサイバーセキュリティを維持するために必要な費用負担により、野村のビジネス、財政状態および経営成績に悪影響が及ぶ可能性があります

野村のビジネスは、個人情報および機密情報を野村のシステムにおいて安全に処理、保存、送受信できる環境に依拠しています。野村は、過去において、野村のシステム上にある情報にアクセスしこれを入手することを企図した、または野村のサービスにシステム障害その他の損害をもたらすことを企図した不正アクセス、コンピューターウイルスもしくは破壊工作ソフトその他のサイバー攻撃の標的になってきましたが、今後も再び標的になる可能性があります。また、近年、従業員の多くがネットワーク技術を利用してリモートワークを行っています。これにより、サイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となる可能性が高まる恐れがあります。加えて、野村は暗号資産ビジネスを行っており、当該ビジネスにおいて利用している暗号資産ウォレットが、サイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となった場合、暗号資産の不正流出や損失が発生する可能性があります。これらの脅威は、人為的なミスまたは技術的不具合から発生する場合もありますが、従業員などの内部関係者または海外の非国家主体および過激派組織などの第三者の悪意もしくは不正行為により発生する場合もあります。また、野村のシステムが相互接続している外部事業者、証券取引所、決済機関またはその他の金融機関のいずれかがサイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となった場合、野村にもその悪影響が及ぶ可能性があります。当該事象により、野村のシステム障害、信用の失墜、顧客の不满、法的責任、行政処分または追加費用が生じる可能性があり、上記事象のいずれかまたはその全部の発生により、野村の財政状態および事業運営が悪影響を受ける可能性があります。

野村は、システムのモニタリングおよびアップデートを行うため多大な経営資源を継続的に投入し、かつシステム保護のため情報セキュリティ対策を講じていますが、実施しているそれらの管理手段や手続きが、将来のセキュリティ侵害から野村を十分に保護できる保証はありません。サイバー上の脅威は日々進化しているため、将来的には、現在の管理手段や手続きが不十分となる可能性があり、また、システム修正または強化のため、更なる経営資源を投入しなければなくなる可能性があります。

22. 人材の確保・育成ができないことにより、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

野村は、人材こそが野村の最大の財産であるとの理念のもと、人材の採用・育成・評価・配置および登用について1つのサイクルとしてとらえ、総合的な観点から各種の人材マネジメント施策に取り組んでおります。適切な人材の確保や育成が想定どおりに進まない場合、野村のビジネスや業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。報酬、労働環境、利用できる研修や福利厚生、雇用者としての評判などの要因により、人材確保において厳しい競争が起きています。また、当該人材確保のための支出は、野村の収益性を損なう可能性があります。加えて、人材育成や企業文化の定着には継続的かつ徹底的な取組みが必要であり、当初想定よりも時間がかかる可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（１）業績の概況

以下の業績の概況は、「第1〔企業の概況〕 1〔主要な経営指標等の推移〕」および「第5〔経理の状況〕 1〔連結財務諸表等〕 （１）〔連結財務諸表〕」の部とあわせてご覧ください。また、以下の内容には、一部、将来に対する予測が含まれており、その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれています。野村の実際の経営成績はここに記載されている将来に対する予測と大きく異なる可能性があります。

エグゼクティブ・サマリー

① 全体の業績について

当期の収益合計（金融費用控除後）は、前期比21.2%増の1兆8,925億円、金融費用以外の費用計は同10.3%増の1兆4,205億円となりました。税引前当期純利益は4,720億円、当社株主に帰属する当期純利益は3,407億円となりました。自己資本利益率は10.0%となり、また、当期のEPS（注）は前期の52.69円から111.03円となっております。なお、2025年3月末を基準日とする普通配当は、1株当たり24円といたしました。また、当社は2025年12月25日に創立100周年を迎えることを記念して、2025年3月31日を基準日とする記念配当を1株当たり10円とし、年間での配当は1株につき57円といたしました。

（注）希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益

② 当期における主な取組み、実績についての評価等

当期は、グループの戦略として掲げる「パブリックに加え、プライベート領域への拡大・強化」が確実に進展し、安定収益の拡大やホールセール部門収益の多様化、コスト・コントロールなど、中長期的な取組みがさらに進展しました。

ウェルス・マネジメント部門では、包括的な資産管理ビジネスの提供がさらに進展し、純増を伴ってストック資産が拡大したことでストック収入が増加し、税引前当期純利益は1,708億円と11年ぶりの高水準となりました。

インベストメント・マネジメント部門では、オルタナティブ運用資産残高が過去最高を更新し、資金純流入を伴って運用資産残高が拡大しました。事業収益は前期比19%増、投資損益も増加し、部門収益・税引前当期純利益ともに2021年4月の部門設立以降で最高となりました。

ホールセール部門はすべてのビジネスライン・地域で収益が伸長しました。グローバル・マーケットでは、エクイティ・プロダクト、エグゼク्यूション、証券化商品が好調で、アジア・中東で展開するインターナショナル・ウェルス・マネジメント（海外富裕層ビジネス）も大幅増収となりました。インベストメント・バンキングでは、高水準のコーポレートアクションが継続した日本でECMやM&Aが大幅増収となり、欧州のM&Aや全地域のソリューション・ビジネスも伸長し、収益は日本・海外ともに比較可能な2017年3月期以降で最高となりました。

③ 資本政策と株主還元の方針

当社は、適正な資本比率を確保しつつ、最適な資本配分を通じて持続可能な成長を実現したいと考えております。経営ビジョン達成に向けた布石として、コスト水準は抑制しながらも、パブリックに加え、プライベート領域のビジネスを拡大する為の成長投資も行うことで、投資と株主還元のバランスを図るとともに、当社の生産性向上と収益源の拡大を通じた株主価値の最大化を目指しています。

配当については、半期毎の連結業績を基準として、連結配当性向を40%以上とすることを重要な指標の1つとして設定しており、また、自己株式取得による株主還元分を含めた総還元性向を50%以上とすることを、株主還元上の目処としています。各期の株主還元の総額は、バーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績をあわせて総合的に勘案し、決定することとしています。

詳細は「第4〔提出会社の状況〕 3〔配当政策〕」をご参照ください。

④ 事業セグメント別の概況

各部門の状況については以下のとおりです。

2025年3月期のウェルス・マネジメント部門の収益合計（金融費用控除後）は、前期比12.2%増の4,515億円、金融費用以外の費用は同0.4%増の2,807億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同39.2%増の1,708億円となりました。ウェルス・マネジメント部門では、お客様一人ひとりが目指す未来の実現に向かって、お客様のニーズに沿った包括的な資産管理サービスを充実させることで、ウェルス・マネジメントサービスの強化に取り組んでまいりました。当期は不透明感の強いマーケット環境でしたが、対面チャネルを中心に投資信託の買付が増加し、フロー収入等は増加しました。加えて、継続的に取り組んできたお客様の資産全体に対する資産管理サービスにより、預り資産の拡大にともなうストック収入も大幅に増加しました。また、ワークプレイス（職域）サービスによる接点拡大を通じて、持続的な顧客基盤の構築、部門の中長期的なサービス拡大を目指していますが、現役世代のお客様を含め、ワークプレイスサービスを提供するお客様を順調に拡大することができております。今後は、サービスを必要とする多くのお客様に、対面によるコンサルティングや、デジタルツール等を用いた非対面サービス、資産形成ニーズへの対応を含むワークプレイスサービスなど、幅広い形でウェルス・マネジメントサービスを提供してまいります。

2025年3月期のインベストメント・マネジメント部門の収益合計（金融費用控除後）は、前期比24.9%増の1,925億円、金融費用以外の費用は同9.5%増の1,029億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同48.8%増の896億円となりました。安定収益である事業収益および税引前当期純利益は、2021年4月の部門設立以降で最高となりました。インベストメント・マネジメント部門では、運用資産の拡大と高付加価値化による事業収益の成長を目指してきました。当期の資金純流入は2.6兆円と、前期に引き続き高水準となりましたが、日本株市場の下落など市場要因もあり、当期末の運用資産残高は前期末比微増の89.3兆円にとどまりました。一方、期中平均の運用資産残高でみると当期は前期比で大きく増加したことが、事業収益の拡大につながりました。また、自社のアクティブ運用や、ウェルス・マネジメント向けのプライベート資産運用ビジネスといった高付加価値分野が伸長したことも、事業収益の増加に寄与しました。特に、オルタナティブ運用資産残高は、前期末比40.2%増の2兆6,082億円となりました。また、投資家に合った投資スタイルでバランスよく投資できる「のむラップ・ファンド」は安定した資金流入が継続し、純資産総額が1兆円を突破しました。

2025年3月期のホールセール部門の収益合計（金融費用控除後）は、前期比22.1%増の1兆579億円、金融費用以外の費用は、同9.8%増の8,917億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同208.4%増の1,663億円となりました。グローバル・マーケットは、リスク管理を徹底しながら、マクロ環境や金融政策および米国の選挙などに絡むマーケットの不透明感を背景とした投資家のポートフォリオのリバランス取引やヘッジ取引などに対して流動性を提供しました。また、顧客アクティビティやマーケットの機会を適切に捉え、特に証券化商品、エクイティ・プロダクト、およびインターナショナル・ウェルス・マネジメント（海外富裕層ビジネス）を中心に収益を積み上げました。インベストメント・バンキングは、地域ごとに違いはあったものの、グローバルに顧客活動が増え、ニーズが多様化する中で、サービスやソリューションの提案に尽力した結果、案件が増加しました。特に、日本ではアドバイザーとエクイティ・ファイナンスおよびエクイティ・ソリューション、海外地域ではアドバイザーとプライベートクレジットを含むソリューションが堅調だったことが増収につながりました。

主要なパフォーマンス指標の進捗

《経営指標》

自己資本利益率（ROE）・税引前当期純利益

当社は、2030年度に向けた経営の定量目標としてROE8～10%+、5,000億円超の税引前当期純利益の達成を最も重視する経営指標として設定しています。

国内でコーポレートガバナンス・コードが導入された後、日本企業においては資本コストを意識した経営の重要性が高まっております。加えて、金融業界においては、世界的な金融規制の枠組みのもとで、さらなる資本の有効活用が求められています。そのため、当社では、経営資源の最適配分という観点により一層重要になるということに鑑み、2020年5月に開催された取締役会での決定を踏まえ「経営の基本方針」を改定するとともに、2021年3月期より、重要な経営指標として自己資本利益率（ROE）を用い、ビジネスの持続的な変革を図ることとしました。

ROEは当社株主に帰属する当期純利益を前期末当社株主資本合計および当期末当社株主資本合計の平均で除した値と定義しています。ROEの開示は、企業価値の向上や、投資家の皆様が当社の経営状況や資本の有効活用の状況を把握するためにも有益だと考えています。

ROEの目標水準としては、当社に求められる資本コストを意識し、2031年3月期において8～10%+の水準を掲げております。一方で、ROEは必ずしも財務の健全性を反映するものではないと考えられることから、ROE向上を企図した過度な資本効率の追求を行うことのないよう、財務健全性に十分に配慮した上での企業価値の創造を重視し、ROEの向上に努めております。なお、2025年3月期のROEは、2024年3月期の5.1%から上昇し、10.0%となりました。

あわせて、持続的成長の実現に向けて、企業価値の向上と当社の経営状況をより具体的に理解できるよう、2030年度に向けた経営の定量目標として5,000億円超の税引前当期純利益の達成を掲げております。2025年3月期の税引前当期純利益は、4,720億円となりました。

普通株式等Tier 1 比率

野村グループが遵守しなくてはならないグローバル金融規制は複数ありますが、なかでもバーゼル委員会および金融庁が定める自己資本規制は、当社のビジネスの在り方に、直接影響を及ぼすものです。そのため当社は、連結普通株式等Tier 1 比率を11%以上に維持することを掲げ、厳しいマーケットストレス等がかかった際のバッファーを含む財務健全性についても考慮しております。なお、2025年5月に公表したとおり、新たに上限を設定することとし、連結普通株式等Tier 1 比率のターゲットレンジとして11%～14%を掲げております。

2025年3月31日現在の連結普通株式等Tier 1 比率は、2024年3月31日現在の16.29%から減少し、14.52%となりました。当社の普通株式等Tier 1 比率の詳細と算定方法については、「第2〔事業の状況〕 4〔経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析〕 (5)流動性資金調達と資本の管理」の「連結自己資本規制」の項目をご参照ください。

《事業セグメント別の指標》

ウェルス・マネジメント部門

ウェルス・マネジメント部門の事業活動の成果を定量的に示す指標として、ストック資産、ストック資産純増、フロービジネス顧客数、ワークプレイスサービス提供数の4項目を設定し、ビジネスの持続的な推進と発展を目指しています。これらの指標の開示は、ウェルス・マネジメント部門のお客様との接点における進捗とともに持続可能な成長性を投資家の皆様が把握するに際して有益だと考えています。

(単位：兆円)

	2023年3月期	2024年3月期	増減率	2025年3月期	増減率
ストック資産	18.7	23.0	23.0%	23.5	2.3%

(単位：十億円)

	2023年3月期	2024年3月期	増減率	2025年3月期	増減率
ストック資産純増	580.5	702.0	20.9%	1,374.0	95.7%

※後述の定義変更にともない、2024年3月期以前を遡及修正

(単位：千件)

	2023年3月期	2024年3月期	増減率	2025年3月期	増減率
フロービジネス顧客数	1,446	1,692	17.0%	1,644	△2.9%
ワークプレイスサービス提供数	3,489	3,627	4.0%	3,883	7.0%

ストック資産は、投資信託や投資一任、保険、レベルフィーなど、お預り資産に対し運用管理費用等の手数料を頂戴する資産の総額に関連ローンを加算して算出しています。当該ローン金額は2025年3月末の連結財務諸表の貸付金として報告されているうちの約9,927億円です。2025年3月末時点のストック資産残高は23.5兆円であり、ストック資産拡大の取組みおよび市場要因により、2024年3月末時点の23.0兆円より0.5兆円、2.3%増加しています。

ストック資産純増は、ストック資産の買付・流入金額から売却・流出金額を差引した金額であり、時価変動を除いたストック資産の拡大を測るための指標です。なお、ストックビジネスの進捗を正確に把握できるよう、当期より、投信分配金による純減を含まないよう定義を遡及的に修正しております。資産管理ビジネスの浸透により2025年3月期のストック資産純増年度累計は13,740億円と2024年3月期の7,020億円を95.7%上回っています。

フロービジネス顧客数は、事業年度内にフロービジネス（フロー収入が発生するビジネス）を提供した顧客数の累計であり、フロー収入の拡大を実現するために重要な顧客基盤の拡大を測るための指標です。先行き不透明感の高まりを背景に、期末に向けて積み上がりが鈍化した結果、2025年3月末時点のフロービジネス顧客数は164.4万件と2024年3月末の169.2万件を2.9%下回っています。

ワークプレイスサービス提供数は、持株会会員数、持株会由来口座数（現会員除く）、企業型DC加入者など、職域に関連するサービスの提供数を合算した数字であり、職域ビジネスを通じた顧客基盤の拡大を測るための指標です。2025年3月末時点のワークプレイスサービス提供数は388.3万件です。2024年3月末の362.7万件より25.5万件、7.0%増加しており、持株会会員数の増加を中心に、持続的な成長に繋がる顧客基盤の拡大を実現しています。

インベストメント・マネジメント部門

インベストメント・マネジメント部門の事業活動の成果を定量的に示す指標として、運用資産残高および資金純流入を設定しております。運用資産残高は、インベストメント・マネジメント部門における運用ビジネスの収益源であり、運用ビジネスの進捗状況を把握する上で有効であると考えております。また、運用プロダクトがどの程度投資家の皆様に受け入れられたか把握する上で、重要な指標になります。資金純流入は、運用資産残高の増減から市場要因等を除いた運用ビジネスの進捗動向を把握する上で有効であると考えております。運用資産の拡大、それによる部門収益拡大目標の達成における施策の効果を確認する上で、重要な指標になります。

(単位：十億円)

	2023年3月31日	2024年3月31日	増減率	2025年3月31日	増減率
資金純流入	△760	3,760	—	2,648	△29.5%

(単位：兆円)

	2023年3月31日	2024年3月31日	増減率	2025年3月31日	増減率
運用資産残高	67.3	89.0	32.2%	89.3	0.4%

資金純流入は、資金流入額から資金流出額を差し引いた額となります。なお当該資金流出額は、分配金による流出額を含まない額となります。2025年3月期の資金純流入は2.6兆円となりました。投資信託ビジネスでは、マネー・リザーブ・ファンド等のマネーファンドからの資金流出がありましたが、ETF、オルタナティブ投資、バランス型投信等への資金流入がありました。投資顧問・海外ビジネス他では、国内機関投資家から外国株式、国内債券等への資金流入がありました。

運用資産残高は、野村アセットマネジメント、ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント、ウェルス・スクエアの運用資産の単純合計(グロス)から重複資産を控除したものに加えて、インベストメント・マネジメント部門傘下の運用会社の運用資産に対する第三者による投資額を含むものとなります。2025年3月末の運用資産残高は、日本株市場の下落など市場要因があったものの、資金純流入により前期末比微増の89.3兆円となりました。

ホールセール部門

ホールセール部門では経費率と収益/調整リスク・アセットを主要なパフォーマンス指標として採用しています。これらKPIの開示は投資家に対してコストおよびリソース運用の効率性を示すうえで有効であり、マネジメントはビジネスにおけるコスト削減と収益力の評価に活用しています。

	2023年3月期	2024年3月期	増減	2025年3月期	増減
経費率	96 %	94 %	△2%	84 %	△10%
収益/調整リスクアセット	6.5%	6.8%	0.3%	7.6%	0.8%

経費率は、対象期間の金融費用以外の費用を同期間の収益合計（金融費用控除後、年換算）で除して算出しており、部門運営の効率性を確認するために使用しています。2025年3月期は、前期比で金融費用以外の費用が10%増加した一方、収益合計が22%増加したため、前期に比べて改善しました。収益は、グローバル・マーケットとインベストメント・バンキング双方において増加しました。グローバル・マーケットではエクイティ・プロダクト、エグゼキューション、証券化商品、インターナショナル・ウェルス・マネジメント（海外富裕層ビジネス）が大きく伸長し、インベストメント・バンキングではECM（エクイティ・キャピタル・マーケット）、アドバイザリー、およびソリューション・ビジネスで大きく伸長したことにより増加しました。費用の増加は、主に業績にともなう変動費の増加と業績関連費用の増加によるものです。2024年3月期は、収益が全体の費用を上回るペースで増加したため、前期に比べて改善しました。インベストメント・バンキングが主要ビジネスにおいて成長したことに加え、スプレッド・プロダクトとエクイティ・プロダクトを中心とするグローバル・マーケットの業績が改善した一方、主に業績にともなう変動費の増加とインフレによる固定費の増加により、費用が増加しましたが、前期と比べて比率が改善しました。

収益/調整リスク・アセットは、対象期間の収益合計（金融費用控除後、年換算）を部門が使用する同期間の調整リスク・アセット（各会計期間の日次平均）で除して算出しており、使用リソースに対する収益率をそれぞれ確認するために使用しています。調整リスク・アセットは、(1) バーゼルⅢ規制のリスク・アセットと、(2) バーゼルⅢ規制の資本調整項目を当社が内部で設定する最低資本比率で除したリスク・アセット相当額の合計です。各部門の活動に起因する控除額は内部の資本比率（12.5%）で除したうえで各部門のリソース使用額にチャージしたものを、調整リスク・アセットとしています。当社の収益/調整リスク・アセットは、計算手法等の違いにより他社の提示している同様の指標とは定義が異なる可能性があります。当社の信用リスク・アセットおよびオペレーショナル・リスク相当額は金融庁の承認を経て基礎的内部格付手法および標準的手法によりそれぞれ算出しています。市場リスク相当額については、内部モデル方式により算出しています。ホールセール部門のリスク・アセット（RWA）

の調整RWAへの換算は、社内の最低自己資本比率目標を反映して調整しています。また、収益／調整リスク・アセットは、RWAに適用される調整が当社の事業部門に帰属するRWAの適切な金額を（規制上の資本として計算されるRWAとは対照的に）把握することを目的としたものであり、当社内部でのリスク許容度を反映した推定値であるという点で、その有用性が制限される可能性があり、当該調整は実際のリソースの用途については正確に反映していない可能性もあります。2025年3月期の収益／調整リスク・アセットの増加は、調整リスク・アセットの増加以上の収益の増加によるもので、グローバル・マーケットではエクイティ・プロダクト、エグゼキューション、証券化商品、インターナショナル・ウェルス・マネジメント（海外富裕層ビジネス）が大きく伸長し、インベストメント・バンキングではECM（エクイティ・キャピタル・マーケット）、アドバイザリー、およびソリューション・ビジネスが大幅に伸長したことにより増加しました。2024年3月期の収益／調整リスク・アセットの増加は、調整リスク・アセットの増加以上の収益の増加によるもので、主にグローバル・マーケットのスプレッド・プロダクトとエクイティ・プロダクト、インベストメント・バンキングの主要ビジネスの業績が改善したことにより増加しました。

バンキング部門

2025年4月1日付けで、バンキング部門を新設しました。新しい事業セグメントとしてのバンキング部門の指標については、2026年3月期から開示します。

経営成績

損益概況

野村の主要な連結損益計算書情報は以下のとおりであります。

	2023年3月期 (百万円)	2024年3月期 (百万円)		2025年3月期 (百万円)	
金融収益以外の収益：			増減率		増減率
委託・投信募集手数料	279,857	364,095	30.1%	407,011	11.8%
投資銀行業務手数料	113,208	173,265	53.1%	212,234	22.5%
アセットマネジメント業務手数料	271,684	310,154	14.2%	378,196	21.9%
トレーディング損益	563,269	491,611	△12.7%	580,099	18.0%
プライベートエクイティ・デット 投資関連損益	14,504	11,877	△18.1%	7,634	△35.7%
投資持分証券関連損益	△1,426	9,612	—	444	△95.4%
その他	130,940	175,824	34.3%	223,264	27.0%
金融収益以外の収益合計	1,372,036	1,536,438	12.0%	1,808,882	17.7%
純金融収益	△36,459	25,562	—	83,603	227.1%
収益合計 (金融費用控除後)	1,335,577	1,562,000	17.0%	1,892,485	21.2%
金融費用以外の費用	1,186,103	1,288,150	8.6%	1,420,521	10.3%
税引前当期純利益	149,474	273,850	83.2%	471,964	72.3%
法人所得税等	57,798	96,630	67.2%	124,709	29.1%
当期純利益	91,676	177,220	93.3%	347,255	95.9%
差引：非支配持分に帰属する当期純利益 (△損失)	△1,110	11,357	—	6,519	△42.6%
当社株主に帰属する当期純利益	92,786	165,863	78.8%	340,736	105.4%
自己資本利益率 (ROE)	3.1%	5.1%		10.0%	

2025年3月期の収益合計（金融費用控除後）は増加しました。この増加は、主にウェルス・マネジメント部門およびインベストメント・マネジメント部門においてアセットマネジメント業務手数料が増加したことおよびホールセール部門においてトレーディング損益が増加したことによります。委託・投信募集手数料は、投資信託募集買付にかかる手数料が増加しました。投資銀行業務手数料は引受・売出手数料およびM&Aアドバイザーフィーの増加が収益増加に寄与しました。アセットマネジメント業務手数料は期中平均の運用資産の増加にともない、増加しました。トレーディング損益は、フィクスト・インカムビジネスおよびエクイティビジネスが増収となりました。またトレーディング損益には、デリバティブ負債に対して認識する自社クレジットの変化による収益23億円が含まれております。この収益は主にクレジット・スプレッドが拡大したことによるものであります。投資持分証券関連損益は、株価の上昇が限定的で減収となりました。また投資持分証券関連損益には、野村が営業目的で保有する株式等の評価損益と売買損益が含まれます。これらの投資は、取引促進の目的で長期保有する関連会社以外の投資持分証券です。その他は、為替損益が増加しております。

2024年3月期の収益合計（金融費用控除後）は増加しました。この増加は、主にウェルス・マネジメント部門において委託・投信募集手数料が増加したことによります。委託・投信募集手数料は、株式買付や投資信託募集買付にかかる手数料が増加しました。投資銀行業務手数料は引受・売出手数料の増加が収益増加に寄与しました。アセットマネジメント業務手数料は運用資産の増加にともない、増加しました。トレーディング損益は、主に米国顧客との取引に起因する損失の回収の剥落により減収となりました。またトレーディング損益には、デリバティブ負債に対して認識する自社クレジットの変化による損失額138億円が含まれております。この損失は主にクレジット・スプレッドが縮小したことによるものであります。投資持分証券関連損益は、株価の上昇により増収となりました。また投資持分証券関連損益には、野村が営業目的で保有する株式等の評価損益と売買損益が含まれます。これらの投資は、取引促進の目的で長期保有する関連会社以外の投資持分証券です。その他は、為替損益が増加しております。

純金融収益は、トレーディング資産およびレボ・リバースレボ取引を含む総資産・負債の水準と構成、ならびに、金利の期間構造とボラティリティに左右されます。純金融収益は、トレーディング業務と不可分な1つの要素であり、野村は、特にグローバル・マーケットについて、純金融収益と金融収益以外の収益との合計額で、ビジネス全体の収益性を評価しております。2025年3月期においては、アメリカン・センチュリー・インベストメンツ社からの配当を含む金融収益は前期比12%増加、また、金融費用も前期比10%増加し、その結果、2025年3月期の純金融収益は2024年3月期から増加しました。2024年3月期においては、アメリカン・センチュリー・インベストメンツ社からの配当を含む金融収益は前期比135%増加、また、金融費用も前期比126%増加し、その結果、2024年3月期の純金融収益は2023年3月期から増加しました。

2025年3月期の金融費用以外の費用は、人件費の増加により前年度比で増加しました。

2024年3月期の金融費用以外の費用は、人件費の増加により前年度比で増加しました。

野村は、日本においてさまざまな税金を課されており、グループ通算制度を適用しております。このグループ通算制度は、国税だけを対象としています。国内の法定実効税率は、2023年3月期、2024年3月期、2025年3月期において、31%となっております。なお、2025年度税制改正により、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は、2025年4月1日に開始する事業年度以降に解消すると見込まれる一時差異等について31%から31.5%に増加しております。海外子会社は現地で課税を受けており、通常国内より低い税率が適用されています。そのため野村の各期の実効税率は、各地域での損益状況や、各地域で適用される特有の税務上の取扱いにも影響を受けています。

2025年3月期の実効税率は26.4%となりました。この実効税率26.4%と法定実効税率31%の差異の重要な要因は、評価性引当金の増減により5.3%実効税率が引き下げられたことがあげられます。

2024年3月期の実効税率は35.3%となりました。この実効税率35.3%と法定実効税率31%の差異の重要な要因は、益金に算入されない収益項目の影響により2.5%実効税率が引き下げられた一方で、損金に算入されない費用項目の増加により6.0%実効税率が引き上げられたことがあげられます。

2023年3月期の実効税率は38.7%となりました。この実効税率38.7%と法定実効税率31%の差異の重要な要因は、益金に算入されない収益項目の影響により4.7%実効税率が引き下げられた一方で、評価性引当金の増減により11.3%実効税率が引き上げられたことがあげられます。

事業セグメント別経営成績

野村の業務運営および経営成績の報告は、ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われており、この部門体制に基づき、事業別セグメント情報を開示しております。2024年4月1日付けで、ビジネスの実態に合わせて「営業部門」を「ウェルス・マネジメント部門」に改称いたしました。

経済的ヘッジ取引に関連する損益、一部の営業目的で保有する投資持分証券の実現損益、関連会社利益（損失）の持分額、本社勘定、その他財務調整項目等は、事業セグメント別情報においては、“その他”として表示されています。2025年4月1日付けで、バンキング部門を新設しました。2023年3月期、2024年3月期および2025年3月期の財務情報等の記載は既存の3部門（ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・マネジメント部門、ホールセール部門）に基づいており、2025年4月1日以降にかかる戦略および目標を含む記載は新たな4部門に基づいております。

営業目的で保有する投資持分証券評価損益の一部は、セグメント情報には含まれておりません。なお、事業セグメント別経営成績については、「第5〔経理の状況〕 1〔連結財務諸表等〕 (1)〔連結財務諸表〕 〔連結財務諸表注記〕 21 セグメントおよび地域別情報」にも記載がございます。また、そこでは、連結財務諸表数値と事業セグメント別数値の調整計算についても説明がありますのでご参照ください。

ウェルス・マネジメント部門

ウェルス・マネジメント部門の経営成績

(単位：百万円)

	2023年3月期	2024年3月期	増減率 (%)	2025年3月期	増減率 (%)
金融収益以外の収益	297,496	395,900	33.1	440,553	11.3
純金融収益	2,695	6,461	139.7	10,934	69.2
収益合計（金融費用控除後）	300,191	402,361	34.0	451,487	12.2
金融費用以外の費用	266,695	279,682	4.9	280,736	0.4
税引前当期純利益	33,496	122,679	266.2	170,751	39.2

2025年3月期のウェルス・マネジメント部門の収益合計（金融費用控除後）は、主に投資信託残高報酬の増加により、全体として増加しました。

2024年3月期のウェルス・マネジメント部門の収益合計（金融費用控除後）は、主に委託・投信手数料の増加により、全体として増加しました。

2025年3月期の金融費用以外の費用は、2024年3月期に比べ横ばいでした。

2024年3月期の金融費用以外の費用は、収益増加にともなう賞与の増加により、増加しました。

下の表は、2024年3月期、2025年3月期の商品別の金融収益以外の収益構成の内訳を示しています。

	(単位：百万円)		
	2024年3月期	2025年3月期	増減率（％）
委託・投信募集手数料	173,461	183,598	5.8
株式委託手数料	80,239	72,249	△10.0
投資信託募集手数料	54,857	65,852	20.0
その他手数料	38,365	45,497	18.6
トレーディング損益	55,919	52,483	△6.1
投資銀行業務手数料	23,066	27,323	18.5
投資信託残高報酬	124,446	156,732	25.9
その他	19,008	20,417	7.4
金融収益以外の収益	395,900	440,553	11.3

2025年3月期の委託・投信募集手数料は、投資信託募集手数料の増加により増加しました。2025年3月期の投資信託残高報酬は、ストック収入の増加により増加しました。

ウェルス・マネジメント部門顧客資産残高

下の表は、2024年3月末、2025年3月末のウェルス・マネジメント部門顧客資産残高と、その内訳を示しています。ウェルス・マネジメント部門顧客資産にはウェルス・マネジメント部門の顧客の預かり資産および変額年金保険商品に関連する資産が含まれています。

	(単位：兆円)				
	2024年3月31日				
	期首顧客資産 残高	資金流入額	資金流出額	時価評価損益	期末顧客資産 残高
株式	78.0	31.1	△27.0	20.4	102.5
債券	18.5	13.6	△18.4	6.4	20.1
株式型投資信託	10.2	3.8	△3.6	2.9	13.3
債券型投資信託	6.8	0.8	△0.3	0.0	7.3
外国投資信託	1.2	0.5	△0.1	0.2	1.8
その他	7.5	1.8	△0.8	0.1	8.6
合計	122.2	51.6	△50.2	30.0	153.6

	(単位：兆円)				
	2025年3月31日				
	期首顧客資産 残高	資金流入額	資金流出額	時価評価損益	期末顧客資産 残高
株式	102.5	41.1	△38.4	△13.0	92.2
債券	20.1	20.5	△23.7	3.8	20.7
株式型投資信託	13.3	5.4	△5.0	△0.4	13.3
債券型投資信託	7.3	0.7	△0.5	△0.8	6.7
外国投資信託	1.8	0.7	△0.2	△0.3	2.0
その他	8.6	2.5	△1.1	△1.1	8.9
合計	153.6	70.9	△68.9	△11.8	143.8

2025年3月末のウェルス・マネジメント部門顧客資産残高は、2024年3月末に比べ減少しました。2025年3月末の株式関連資産残高は、株価の下落により時価評価益が減少し、92.2兆円となりました。また、2025年3月末の投資信託残高は、2024年3月末の22.4兆円から0.4兆円減少し、22.0兆円となりました。

2024年3月末のウェルス・マネジメント部門顧客資産残高は、2023年3月末に比べ増加しました。2024年3月末の株

式関連資産残高は、資金が流入し24.5兆円増加し、102.5兆円となりました。また、2024年3月末の投資信託残高は、2023年3月末の18.2兆円から4.2兆円増加し、22.4兆円となりました。

インベストメント・マネジメント部門

インベストメント・マネジメント部門の経営成績

(単位：百万円)

	2023年3月期	2024年3月期	増減率 (%)	2025年3月期	増減率 (%)
金融収益以外の収益	120,096	149,575	24.5	181,010	21.0
純金融収益	8,463	4,568	△46.0	11,463	150.9
収益合計（金融費用控除後）	128,559	154,143	19.9	192,473	24.9
金融費用以外の費用	85,064	93,945	10.4	102,882	9.5
税引前当期純利益	43,495	60,198	38.4	89,591	48.8

2025年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、主にアメリカン・センチュリー・インベストメンツ関連損益の増加およびアセットマネジメント・ビジネスにおける手数料の増加により増加しました。

2024年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、主にアメリカン・センチュリー・インベストメンツ関連損益の増加およびアセットマネジメント・ビジネスにおける手数料の増加により増加しました。

2025年3月期の金融費用以外の費用は、主に賞与による人件費の増加により増加しました。

2024年3月期の金融費用以外の費用は、主に賞与による人件費の増加により増加しました。

インベストメント・マネジメント部門の収益合計（金融費用控除後）の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2023年3月期	2024年3月期	増減率 (%)	2025年3月期	増減率 (%)
事業収益(1)	120,664	137,249	13.7	163,688	19.3
投資損益(2)	7,895	16,894	114.0	28,785	70.4
収益合計（金融費用控除後）	128,559	154,143	19.9	192,473	24.9

- (1) 投資損益を除く部門収益であり、主にアセット・マネジメント事業からの収益(アメリカン・センチュリー・インベストメンツ関連損益を除く)、野村バブcockアンドブラウン株式会社の航空機リース関連事業収益およびプライベート・エクイティ等の投資事業における管理報酬により構成
- (2) 部門収益のうち投資に起因するものであり、主にアメリカン・センチュリー・インベストメンツ社への投資、プライベート・エクイティ等の投資事業における投資にかかる損益（公正価値の変動、資金調達コストおよび配当金を含む）により構成

下の表は、2024年3月末、2025年3月末のインベストメント・マネジメント部門の運用会社別の運用資産残高を示しています。

(単位：十億円)

	2024年3月31日				
	期首運用資産残高	資金流入額	資金流出額	時価評価損益	期末運用資産残高
野村アセットマネジメント	69,092	31,019	△28,614	19,514	91,011
ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント他	3,868	1,799	△1,098	1,019	5,588
単純合計	72,960	32,818	△29,712	20,533	96,599
グループ運用会社間の重複資産	△5,688	△2,061	1,680	△1,529	△7,598
合計	67,272	30,757	△28,032	19,004	89,001

(単位：十億円)

2025年 3 月 31 日						
	期首運用 資産残高	期首調整 (注)	資金流入額	資金流出 額	時価評価 損益	期末運用 資産残高
野村アセットマネジメント ノムラ・コーポレート・リサー チ・アンド・アセット・マネジ メント他	91,011	△2,837	34,509	△33,369	△1,264	88,050
単純合計	96,599	△2,837	35,600	△34,751	△1,015	93,596
グループ運用会社間の重複資産	△7,598	2,837	△952	1,552	△97	△4,258
合計	89,001	0	34,648	△33,199	△1,112	89,338

(注) 2024年 4 月 1 日付の米州の組織再編成にともない、野村アセットマネジメントの単純合計およびグループ運用会社間の重複資産から同額の運用資産残高が減少しております。

2025年 3 月期の運用資産残高は、2024年 3 月末に比べ横ばいでした。

2024年 3 月期の運用資産残高は、株価の上昇による時価要因に加え、幅広い商品への資金流入により増加しました。

下の表は、2023年、2024年、2025年それぞれの 3 月末時点の、野村アセットマネジメントの日本の公募投資信託市場におけるシェア（純資産残高ベース）を示しています。

	2023年 3 月 31 日	2024年 3 月 31 日	2025年 3 月 31 日
公募投資信託合計	27%	26%	25%
株式型投資信託	25%	25%	24%
公社債型投資信託	44%	44%	44%

(出所) 一般社団法人投資信託協会の統計データを基に作成

2025年 3 月末における野村アセットマネジメントの運用資産残高に占める国内投資信託残高は、62.1兆円と、対前期比0.8兆円、1%減少しました。その内訳は、1.6兆円の資金流入と2.4兆円の運用減によるものです。市場要因による運用減の中、主に「東証銀行業株価指数連動型上場投信」といった上場投資信託や「のむラップ・ファンド」で残高が増加しました。

2024年 3 月末における野村アセットマネジメントの運用資産残高に占める国内投資信託残高は、62.9兆円と、対前期比15.0兆円、31%増加しました。その内訳は、1.5兆円の資金流入と13.4兆円の運用増によるものです。主に「T O P I X連動型上場投信」、「日経 2 2 5 連動型上場投信」といった上場投資信託で残高が増加しました。

ホールセール部門

ホールセール部門の経営成績

ホールセール部門の経営成績はグローバル・マーケットとインベストメント・バンキングにより構成されています。また、グローバル・マーケットはフィクスト・インカムとエクイティにより構成されています。

(単位：百万円)

	2023年3月期	2024年3月期	増減率 (%)	2025年3月期	増減率 (%)
金融収益以外の収益	809,681	875,664	8.1	1,015,803	16.0
純金融収益	△37,301	△9,517	—	42,135	—
収益合計（金融費用控除後）	772,380	866,147	12.1	1,057,938	22.1
金融費用以外の費用	743,011	812,236	9.3	891,656	9.8
税引前当期純利益	29,369	53,911	83.6	166,282	208.4

2025年3月期のホールセール部門の収益合計（金融費用控除後）は増加しました。グローバル・マーケットにおけるフィクスト・インカムは、スプレッド・プロダクトにより増収となりました。グローバル・マーケットにおけるエクイティは、エクイティ・プロダクトおよびエグゼキューションにより増収となりました。またインベストメント・バンキングは、日本ビジネスおよび海外ビジネスともに増収となりました。

2024年3月期のホールセール部門の収益合計（金融費用控除後）は増加しました。グローバル・マーケットにおけるフィクスト・インカムは、スプレッド・プロダクトにより増収となりました。グローバル・マーケットにおけるエクイティは、すべての地域でエクイティ・プロダクトが増収、またエグゼキューションは市場出来高の増加を背景に日本が好調で、増収となりました。またインベストメント・バンキングは、日本ビジネスを中心に増収となりました。

2025年3月期の金融費用以外の費用は、円安による海外拠点の円建て費用の増加および人件費の増加等により、前期から増加しました。

2024年3月期の金融費用以外の費用は、円安による海外拠点の円建て費用の増加および人件費の増加、そして株価の上昇にともなう繰延報酬の増加等により、前期から増加しました。

次の表は、ホールセール部門における収益合計（金融費用控除後）における、グローバル・マーケットおよびインベストメント・バンキングの内訳表であります。

(単位：百万円)

	2023年3月期	2024年3月期	増減率 (%)	2025年3月期	増減率 (%)
ホールセール部門 収益合計 （金融費用控除後）：					
グローバル・マーケット	656,298	707,113	7.7	874,622	23.7
インベストメント・バンキング	116,082	159,034	37.0	183,316	15.3
収益合計（金融費用控除後）	772,380	866,147	12.1	1,057,938	22.1

グローバル・マーケット

野村は長年にわたって主に国内外の機関投資家を対象として、債券・株式や為替およびそれらのデリバティブ商品のセールスとトレーディングをグローバルに展開してきました。近年では、より多様化・複雑化するお客様からのご要望にお応えするため、トレーディング能力と商品組成能力の強化に取り組み、国内外の機関投資家のみならず、ウェルス・マネジメント部門およびインベストメント・マネジメント部門にさまざまな高付加価値商品を提供すると同時に、インベストメント・バンキングとも協働し、付加価値の高いソリューションを提供しています。また、国内外の機関投資家に加えて、国内の富裕層・諸法人や地域金融機関、国内外の政府機関や金融機関・事業法人などと強固な関係を構築し、ビジネスを拡大しております。これにより、お客様がどのような商品を求めているかを把握し、そのニーズに合わせた商品を国内外のプロダクトラインにおいて迅速に開発・提供することが可能となっております。

2025年3月期のグローバル・マーケットの収益合計（金融費用控除後）のうち、フィクスト・インカムは2025年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、2024年3月期の4,203億円から4,992億円となりました。スプレッド・プロダクトを中心に好調で前期比で増収となりました。エクイティの2025年3月期の収益合計（金融費用控除後）は2024年3月期の2,868億円から3,754億円となりました。エクイティ・プロダクトおよびエグゼキューションが好調で増収となりました。

2024年3月期のグローバル・マーケットの収益合計（金融費用控除後）のうち、フィクスト・インカムは2024年3月期の収益合計（金融費用控除後）は、2023年3月期の4,024億円から4,203億円となりました。スプレッド・プロダクトを中心に好調で前期比で増収となりました。エクイティの2024年3月期の収益合計（金融費用控除後）は2023年3月期の2,539億円から2,868億円となりました。すべての地域のエクイティ・プロダクトが好調で増収となりました。

インベストメント・バンキング

野村は、引受け、アドバイザリー等、多様なインベストメント・バンキング・サービスを提供しています。アジア、欧州、米国といった世界の主要な金融市場で、債券、株式、その他の引受業務を行っており、日本国内、クロスボーダーおよび海外のM&A／財務コンサルティング業務を継続的に強化してきました。また、グローバルでのオーダーメイド型サービス提供による、顧客との強固で長期的な関係を構築することを追求しております。

2025年3月期のインベストメント・バンキングの収益合計（金融費用控除後）は、引受・売出手数料およびM&Aアドバイザリーフィーの増加により前期比で増収となりました。

2024年3月期のインベストメント・バンキングの収益合計（金融費用控除後）は、引受・売出手数料の増加により前期比で増収となりました。

その他の経営成績

その他の経営成績には、経済的ヘッジ取引に関連する損益、一部の営業目的で保有する投資持分証券の実現損益、関連会社損益の持分額、本社勘定、その他の財務調整が含まれております。詳細につきましては、「第5〔経理の状況〕 1〔連結財務諸表等〕 (1)〔連結財務諸表〕〔連結財務諸表注記〕 21 セグメントおよび地域別情報」をご参照ください。

その他の経営成績における税引前当期純利益は、2023年3月期、2024年3月期、それぞれ734億円、474億円、2025年3月期は、469億円と2024年3月期に比べ横ばいでした。

2025年3月期に生じたデリバティブ負債に対する自社クレジットの変化に起因する利益14億円、デリバティブ資産に対するカウンターパーティ・クレジット・スプレッドの変化に起因する利益8億円がその他の業績に含まれております。

2024年3月期に生じたデリバティブ負債に対する自社クレジットの変化に起因する損失121億円、デリバティブ資産に対するカウンターパーティ・クレジット・スプレッドの変化に起因する利益72億円がその他の業績に含まれております。

2023年3月期に生じたデリバティブ負債に対する自社クレジットの変化に起因する損失54億円、デリバティブ資産に対するカウンターパーティ・クレジット・スプレッドの変化に起因する利益47億円がその他の業績に含まれております。

地域別経営成績

地域別の収益合計（金融費用控除後）、税引前当期純利益（損失）については「第5〔経理の状況〕 1〔連結財務諸表等〕 (1)〔連結財務諸表〕〔連結財務諸表注記〕 21 セグメントおよび地域別情報」をご参照ください。

キャッシュ・フロー

「(5)流動性資金調達と資本の管理」をご参照ください。

（２）トレーディング業務の概要

トレーディング目的資産負債

トレーディング目的資産および負債の内訳については「第５〔経理の状況〕 １〔連結財務諸表等〕 （１）〔連結財務諸表〕 〔連結財務諸表注記〕 ２ 公正価値測定 および ３ デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

トレーディングのリスク管理

野村はトレーディング業務における市場リスクの測定方法として、バリュー・アット・リスク（VaR）を採用しております。

① VaRの前提

- ・信頼水準：95％
- ・保有期間：１日
- ・商品の価格変動等を考慮

野村は、開示に使用する保有期間１日のVaRの信頼水準は95％を使用しております。2025年３月期の保有期間１日のVaRデータは以下のとおりです。

② VaRの実績

	2024年３月31日 (億円)	2025年３月31日 (億円)
株式関連	33	20
金利関連	26	21
為替関連	21	15
小計	80	56
分散効果	△25	△18
バリュー・アット・リスク（VaR）	55	38

	2025年３月期		
	最大値（億円）	最小値（億円）	平均値（億円）
バリュー・アット・リスク（VaR）	69	35	52

（３）重要な会計方針および見積もり

重要な会計方針は当社の連結財務諸表の作成に最も重要な影響を与える会計方針であり、適用にあたって経営者による会計上の見積もりに関する最も困難かつ主観的で複雑な判断を必要とするものを指します。見積もりはその性質上、経営者の判断を必要とする仮定やその時点で利用可能な情報の範囲に依拠しています。将来の実績はこれらの見積もりと乖離する可能性があり、結果として連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

下表は、重要な会計方針やこれらの会計方針の適用に含まれる重要な会計上の見積もり、見積もりの要素、経営者による仮定と判断、当連結会計年度における見積もりおよび仮定の変更の影響について当期特に重要なものを要約したものです。適用された重要な会計方針および重要な会計上の見積もりの詳細については「第５〔経理の状況〕１〔連結財務諸表等〕（１）〔連結財務諸表〕〔連結財務諸表注記〕１ 会計処理の原則および会計方針の要旨」および下表に含まれる各連結財務諸表注記をご参照ください。

重要な会計方針	重要な会計上の見積もり	経営者による重要な主観的仮定または判断	当連結会計年度における見積もりおよび仮定の変更の影響
金融商品の公正価値評価 連結財務諸表注記 2 公正価値測定	金融商品の公正価値の見積もり	野村が保有する金融商品は主に公正価値で評価されております。これらの金融商品の公正価値は観察可能な市場価格のみならず、評価手法の選択や仮定といった判断をともなう要素の影響を受けます。 この判断は、特定の金融商品にかかる未実現損益または累積的その他の包括利益の金額および計上時期に影響を与えます。 適切な評価手法の選択 ・活発な市場において観察可能な市場価格によって公正価値評価される金融商品については、野村は一般的に、当該金融商品の公正価値を決定するため、レベル1のインプットとして当該価格を使用します。 ・このような観察可能な価格が入手できない金融商品については、レベル2もしくは3のインプットにより公正価値が測定されます。異なる評価手法および仮定が適用された場合、公正価値の測定結果は異なりうるため、適切な評価手法の選択と評価手法に適用される仮定の検証に重要な判断が含まれます。評価手法を選択する際には、これらの金融商品が取引される特定の状況や市場、信頼性のあるインプットの利用可能性、関連する観察可能なインプットの使用の最大化、観察不能なインプットの使用の最小化などのさまざまな要因が考慮されます。 レベル3インプットの重要性 ・市場で観察不能なインプットが用いられる、公正価値レベル3の金融商品の公正価値評価は、より多くの判断を必要とします。 ・これらの金融商品の公正価値は、流動性、経済環境および特定の金融商品に影響を与えるリスクに対する認識を含む、市場参加者が価格を決定する際に使用する仮定についての経営者の判断に基づいて決定されます。	当社の評価手法および公正価値の階層における金融商品の分類に関する方針については、連結財務諸表注記2「公正価値測定」を参照してください。 当連結会計年度において公正価値レベル3の金融商品（デリバティブ負債相殺後資産）の公正価値は前連結会計年度の1,041十億円から1,330十億円に増加しました。毎期経常的に公正価値評価される資産の合計に対するレベル3に分類された資産の比率は、2025年3月31日現在で6%（2024年3月31日現在で6%）となりました。 レベル3インプットに関する定性的、定量的な情報およびそれらが公正価値測定に与える影響についての詳細については連結財務諸表注記2「公正価値測定」を参照してください。

一定の金融商品および取引先に対するエクスポージャー

市場環境は、野村が一定のエクスポージャーを有するさまざまな金融商品に影響を与え続けています。また、野村は通常の業務においても、特別目的事業体などの取引先に対し、一定のエクスポージャーを有しております。

レバレッジド・ファイナンス

野村は、顧客にレバレッジド・パイアウト、レバレッジド・パイインにかかる貸付金を提供しています。通常このような資金提供はコミットメントを通じて行われることが多く、野村は実行済および未実行コミットメントの双方においてエクスポージャーを有しております。次の表は、2025年3月31日現在において未実行コミットメントがあるレバレッジ・ファイナンスのエクスポージャーを実行済および未実行分に分けて、対象企業の地域別に表しております。

(単位：百万円)

	実行済残高	未実行 コミットメント残高	合計
欧州	27,512	134,266	161,778
米州	17,687	210,526	228,213
アジア・オセアニア	450	28,665	29,115
合計	45,649	373,457	419,106

特別目的事業体

野村が行う特別目的事業体との関与は、これらの事業体を組成すること、またマーケットの状況に応じて、これらの事業体が発行する負債証券および受益権を引受け、売出し、販売することが含まれております。また野村は通常の証券化およびエクイティデリバティブ業務の中で、これらの事業体に対する金融資産の譲渡、これらの事業体が発行したりパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。さらに野村は、マーケット・メーカー業務、投資業務、組成業務に関連し、特別目的事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。特別目的事業体とのそのほかの関与には、債務保証やデリバティブ契約などが含まれます。

変動持分事業体への関与に関するより詳しい説明は、「第5〔経理の状況〕 1〔連結財務諸表等〕 (1)〔連結財務諸表〕 〔連結財務諸表注記〕 7 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

新しい会計基準の公表

「第5〔経理の状況〕 1〔連結財務諸表等〕 (1)〔連結財務諸表〕 〔連結財務諸表注記〕 1 会計処理の原則および会計方針の要旨：会計方針の変更および新しい会計基準の公表」をご参照ください。

(4) 繰延税金資産の状況

① 繰延税金資産・負債の主な発生原因

2025年3月31日現在、連結貸借対照表上、その他の資産－その他として記載されている繰延税金資産、およびその他の負債として記載されている繰延税金負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

2025年3月31日	
繰延税金資産	
減価償却、その他の償却、および固定資産の評価	38,105
子会社・関連会社株式投資	310
金融商品の評価差額	123,754
未払退職・年金費用	6,571
未払費用および引当金	86,813
繰越欠損金	462,392
リース負債	45,937
その他	19,994
繰延税金資産小計	783,876
控除：評価性引当金	△571,017
繰延税金資産合計	212,859
繰延税金負債	
子会社・関連会社株式投資	120,341
金融商品の評価差額	107,997
海外子会社の未分配所得	3,014
固定資産の評価	22,930
使用権資産	41,413
その他	5,760
繰延税金負債合計	301,455
繰延税金資産（負債）の純額	△88,596

② 繰延税金資産の算入根拠

繰延税金資産は、米国会計基準に基づき、将来において実現すると予想される範囲内で認識しており、将来において実現が見込まれない場合には評価性引当金を計上しております。なお、将来の課税所得の見積期間は納税単位ごとに個別に判断し、適正な期間見積もっております。

③ 過去5年間の課税所得および見積もりの前提とした税引前当期純利益、調整前課税所得の見込額

当社は、2022年4月1日より日本にて連結納税制度からグループ通算制度へ移行し、野村證券株式会社を含む主要子会社は当制度に含まれております。上記①に記載されている繰延税金資産のうち、日本の通算グループにおける繰延税金資産（負債）の純額は△97,245百万円となっており、野村の連結財務諸表における繰延税金資産（負債）の純額の大部分を占めております。

以下の過去5年間の課税所得（繰越欠損金使用前の各年度の実績値）では、2021年度以前についてはグループ通算制度への移行前の連結納税グループの合算数値を記載し、2022年度以降については通算グループの合算値を記載しております。

過去5年間の課税所得（繰越欠損金使用前の各年度の実績値）

（単位：百万円）

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
日本の通算グループ（連結納税グループ）合算値	134,721	214,001	233,508	86,143	239,034

（注） 法人確定申告書上の繰越欠損金控除前の課税所得であり、その後の変動は反映しておりません。

見積もりの前提とした税引前当期純利益、調整前課税所得の見込額

日本の通算グループについては、5年を課税所得見積み期間とし、見込み税引前当期純利益合計および見込み調整前課税所得合計はそれぞれ、645,908百万円、780,038百万円となっております。

（５）流動性資金調達と資本の管理 資金調達と流動性管理

概況

野村では、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義しております。このリスクは、市場において有担保あるいは無担保調達が不可能になる、野村の信用格付が低下する、予定外の資金需要の変化に対応できない、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができない、あるいは、グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等、市場全体の事情や野村固有の事情により発生します。資金流動性リスク管理については、経営会議が定める流動性リスク・アペタイトに基づくことを基本方針としております。野村の資金流動性管理は、市場全体が流動性ストレス下にある場合において、またそれに加えて野村の信用リスクに過度なストレスを想定した場合においても、それぞれ１年間、および30日間にわたり、無担保による資金調達が困難な場合においても、保有資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することを主な目的としております。また、金融庁の定める流動性カバレッジ比率（以下「LCR」）および安定調達比率（「金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社およびその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社およびその子法人等の経営の健全性のうち流動性にかかる健全性の状況を表示する基準」）（以下「NSFR」）の充足が求められております。

野村は、主な流動性維持の目的を達成可能とする、さまざまな資金流動性リスク管理フレームワークを定めております。このフレームワークには、(1) 余剰資金の集中管理と流動性ポートフォリオの維持、(2) 流動性ポートフォリオ以外の担保未提供資産の活用、(3) 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散、(4) 野村グループ各社に対する与信枠の管理、(5) 流動性ストレステストの実行、(6) コンティンジェンシー・ファンディング・プランに関することが含まれております。

経営会議は、野村の資金流動性に関する重要事項についての決定権を有しており、財務統括責任者（以下「CFO」）は、経営会議の決定に基づき、野村の資金流動性管理に関する業務を執行する権限と責任を有しております。

① 余剰資金の集中管理と流動性ポートフォリオの維持

野村は、野村グループ内で資金流動性を有効に活用することを可能とするため、野村グループ各社の余剰資金の集中管理を行っております。資金の使用に関しても、野村では、無担保で提供される資金を一元的に管理しており、内部で上限を設けております。この上限は、CFOによって決定され、経営会議において各部門へ配分が行われます。ファイナンス部門において、資金流動性の管理を行う組織であるグローバル・トレジャリーは、使用状況についてモニタリングを行い、経営会議へ報告しております。

また、グループ会社間の資金移動を円滑なものにするため、規制対象ブローカーあるいは銀行における資金調達は限定的にしか行っておりません。野村は、無担保による資金調達の当社あるいは主要規制外発行体への集中を積極的に行っております。このことにより、野村は調達コストを最小化し、投資家からの認知度を高め、さまざまなグループ会社間の資金供給のフレキシビリティを高めております。

潜在的な資金流動性必要額を考慮し、十分な資金流動性を確保するために、野村は、現金ならびに売却や担保提供することで流動性資金を供給することができる流動性の高い担保未提供資産等で構成される流動性ポートフォリオを維持しており、グローバル・トレジャリーにて他の資産と区別して管理をしております。流動性ポートフォリオの金額は、2025年3月31日現在、10兆1,567億円となっており、ストレスシナリオを考慮した資金流動性必要額を満たしております。

以下の表は2024年3月31日、2025年3月31日現在の野村の流動性ポートフォリオの内訳をアセットタイプ別に表示したものです。年間平均は月末の残高を用いて算出されております。

(単位：十億円)

	2024年3月31日 年間平均	2024年3月31日	2025年3月31日 年間平均	2025年3月31日
現預金(1)	3,741.8	3,629.9	4,395.5	4,196.3
国債	4,029.4	4,348.6	4,765.2	5,475.4
その他(2)	423.4	439.5	501.3	485.0
流動性ポートフォリオ	8,194.6	8,418.0	9,662.0	10,156.7

(1) 現預金には、現金、現金同等物および必要に応じて即時利用可能な中央銀行、市中銀行への預金を含みます。

(2) その他にはMMF、米国政府機関債などのアセットタイプが含まれています。

以下の表は2024年3月31日、2025年3月31日現在の野村の流動性ポートフォリオの内訳を通貨別に表示したものです。年間平均は月末の残高を用いて算出されております。

(単位：十億円)

	2024年3月31日 年間平均	2024年3月31日	2025年3月31日 年間平均	2025年3月31日
円	1,964.8	1,702.3	2,522.7	2,868.2
米ドル	4,341.1	4,601.7	4,912.4	4,840.2
ユーロ	933.2	1,023.5	1,101.3	1,234.6
英国ポンド	549.4	659.8	667.1	662.5
その他(1)	406.1	430.7	458.4	551.2
流動性ポートフォリオ	8,194.6	8,418.0	9,662.0	10,156.7

(1) その他には豪ドル、カナダドル、スイスフランなどの通貨が含まれています。

野村は流動性ポートフォリオの要件をグローバル基準、および各主要オペレーティングエンティティによって評価しています。野村は、主に当社および野村証券株式会社、他の主要なブローカー・ディーラー、銀行子会社およびその他の関連会社で流動性ポートフォリオを管理しています。流動性ポートフォリオの保有量とエンティティを決定する際に、野村グループ内で自由に流動性を移す能力に影響を及ぼすかもしれない法規制、税制を考慮しています。規制の制限の詳細については、「第5〔経理の状況〕 1〔連結財務諸表等〕 (1)〔連結財務諸表〕〔連結財務諸表注記〕 18 法的規制」を参照してください。

以下の表は2024年3月31日、2025年3月31日現在の野村の流動性ポートフォリオをエンティティ別に表示したものです。

(単位：十億円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
当社および野村証券株式会社(1)	1,495.2	2,439.4
他の主要なブローカー・ディーラー	3,592.5	4,219.8
銀行子会社(2)	1,319.9	1,784.4
その他の関連会社	2,010.4	1,713.1
流動性ポートフォリオ	8,418.0	10,156.7

(1) 野村証券株式会社は日本のブローカー・ディーラーであり、日本銀行に口座を維持し、日本銀行のロンバード貸付制度を直接利用することにより、同日資金調達が可能です。当社における余剰流動性資金は必要な時に即時解約可能な短期社内貸付により、野村証券株式会社に貸し出しております。

(2) ノムラ・バンク・インターナショナル PLC (以下「NBI」)、ノムラ・シンガポールLIMITEDおよびノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A.

② 流動性ポートフォリオ以外の担保未提供資産の活用

流動性ポートフォリオに加えて、主にトレーディング資産で構成される有担保資金調達の際の追加担保として使用可能な担保未提供資産を2025年3月31日現在、2兆4,322億円所有しております。グローバル・トレジャリーは、その他担保未提供資産のモニタリングを行っており、流動性ストレス下においては、当該資産を現金化し、野村グループの流動性供給のために利用することができます。なお、流動性ポートフォリオとその他担保未提供資産の合計は、12兆5,889億円となりました。これは、野村の1年以内に満期の到来する無担保債務の合計に対して、262.1%に相当します。

(単位：十億円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
その他担保未提供資産	3,175.6	2,432.2
流動性ポートフォリオ	8,418.0	10,156.7
合計	11,593.6	12,588.9

③ 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散

野村は、保有資産を継続して維持していくうえで必要となる長期性資金を確保するために、長期無担保債務の額、および株主資本を十分な水準に維持するように努めております。また、無担保調達資金の借換えリスクを低減させるために、資金調達を行う市場やプロダクト、投資家、通貨および返済期限の分散にも努めております。

野村は、さまざまな種類の債券を発行することによって、資金調達手段の分散を図っております。これらには、仕組ローンや仕組債が含まれ、金利・為替・株式・コモディティやこれらのインデックスにリンクしたリターンが付いております。野村は、資金調達方法の多様性が増すように仕組ローンや仕組債を発行しております。これらについて、野村は、通常、デリバティブや原資産に対する支払い義務をヘッジすることにより、無担保調達債務と同様の効果を得ております。なお、日本円以外の長期債務比率は、2024年3月31日現在59.4%から2025年3月31日現在62.4%に増加しております。

a. 短期無担保債務

野村の短期無担保債務は、短期銀行借入（長期銀行借入のうち、満期まで1年未満のものを含む）、その他の短期借入、コマーシャル・ペーパー、銀行業務受入預金、譲渡性預金、および償還まで1年以内の社債で構成されております。銀行業務受入預金および譲渡性預金は、銀行子会社の預金および譲渡性預金を表しております。短期無担保債務には、長期無担保債務のうち残存期間が1年以内となったものを含んでおります。

以下の表は、2024年3月31日、2025年3月31日現在の野村の短期無担保債務明細を表示したものです。

(単位：十億円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
短期無担保債務	3,961.4	4,802.3
短期銀行借入	177.5	369.2
その他の短期借入	356.0	304.4
コマーシャル・ペーパー	224.8	113.8
銀行業務受入預金	1,880.9	2,371.4
譲渡性預金	232.4	262.8
償還まで1年以内の社債	1,089.8	1,380.7

b. 長期無担保債務

野村は、常に十分な長期性資金を確保し、適切なコストでの調達および適切な長期債務償還プロファイル維持を満たすために、満期や通貨の分散を行い定期的に長期性資金の調達を行っております。

野村の長期無担保債務には、米国発行登録および登録ミディアム・ターム・ノートプログラム、ユーロ・ミディアム・ターム・ノートプログラム、国内発行登録およびさまざまな発行プログラムより発行される普通社債や劣後社債が含まれております。

日本のグローバルな金融サービスグループとして、野村は、世界中のさまざまな市場と資金調達センターへのアクセスを持っております。主として当社、野村証券株式会社、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.、NBI、ノムラ・インターナショナル・ファンディング Pte. Ltd.、および野村グローバル・ファイナンス株式会社が外部からの借入、債券発行その他資金調達を行っております。使用通貨や保有資産の流動性に合わせた資金調達や、必要に応じた為替スワップの使用により、調達構造の最適化を図っております。

野村は、市場や投資家のタイプごとに、効率的かつ十分に多様化された資金調達を行うために、さまざまなプロダクトや通貨による調達をしております。野村の無担保債務の大部分は、発行コストの上昇や債務償還満期を早める財務制限条項（格付、キャッシュ・フロー、決算あるいは財務レシオ）は、付されておられません。

以下の表は、2024年3月31日、2025年3月31日現在の野村の長期無担保債務明細を表示したものです。

（単位：十億円）

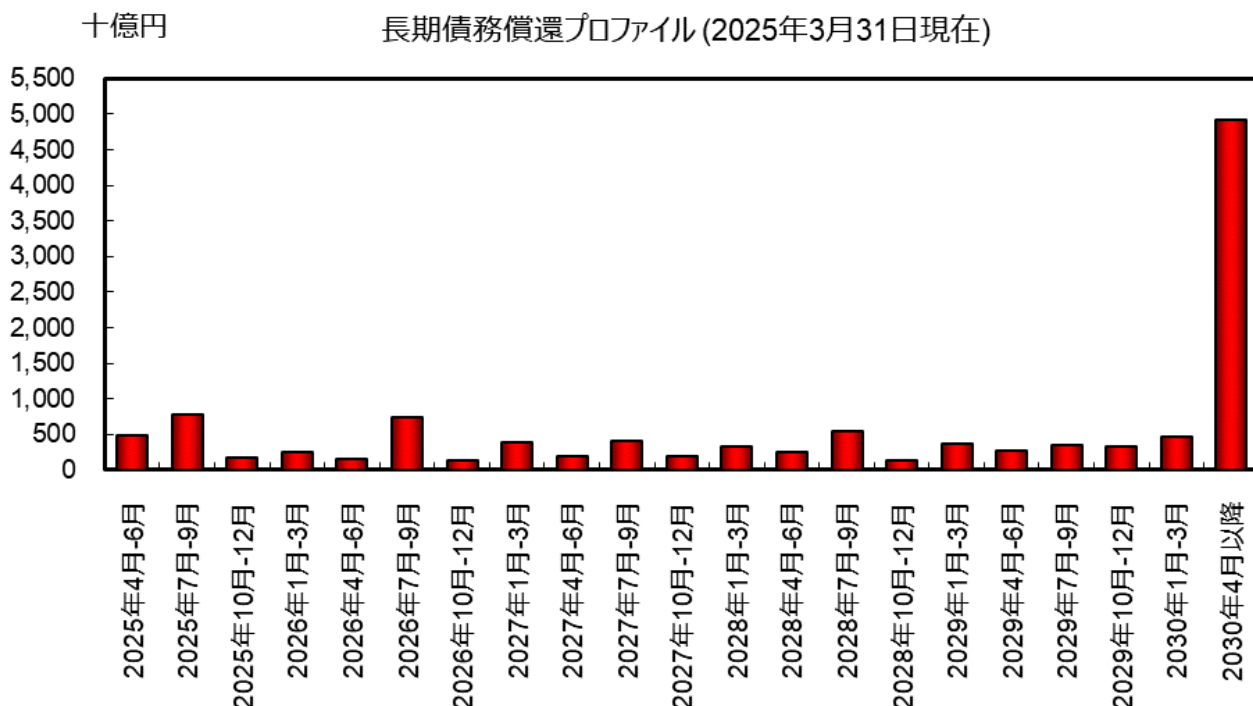
	2024年3月31日	2025年3月31日
長期無担保債務	10,254.9	10,807.4
長期銀行業務受入預金	243.0	471.4
長期銀行借入	3,408.4	3,272.8
その他の長期借入	292.3	306.0
社債(1)	6,311.2	6,757.2

- (1) 編纂書810「連結」に定義される変動持分事業体の要件を満たす“連結変動持分事業体（VIE）が発行する社債”と編纂書860「譲渡とサービシング」（以下「編纂書860」）により、会計上担保付金融取引として取り扱われる譲渡取消にともなう担保付借入を含んでおりません。

c. 償還プロフィール

プレーン・バニラ物（プレーン・バニラ債および長期借入金）の調達に関しては、平均残存年数が3年以上となるように努めており、2025年3月31日現在の平均残存年数（残存期間1年超のものの平均）は、4.1年となっております。また、仕組ローンや仕組債については、その大部分が、金利・為替・株式・コモディティやこれらのインデックスにリンクしており、これらの償還確率は、内部数理モデルによって継続的に評価され、グローバル・トレジャリーによりモニターされております。予定された満期日以前に償還される可能性のあるものについては、野村の内部ストレスオプション評価モデルにより、評価されております。このモデルは、ストレス市場環境下で、いつその債券が償還される可能性があるかを評価します。下図は、このモデルにおいて評価された野村の長期債券と長期借入の満期の分散状況を示したものです。

上記のモデルに基づき評価された仕組ローンや仕組債の平均残存期間（残存期間1年超のものの平均）は、2025年3月31日現在で、9.0年となっており、プレーン・バニラ物を合わせた長期債務全体の平均残存期間（残存期間1年超のものの平均）は、2025年3月31日現在で、6.6年となっております。



d. 有担保資金調達

野村は、トレーディング業務のための資金調達活動は、担保付借入、レポ契約、日本の現先レポ取引によって、通常行っております。これらの有担保資金調達は、無担保資金調達に比べコストが低く、格付の影響を受けにくいものと考えております。有担保資金調達は、担保資産の質や市場環境の影響を受けます。流動性の高い資産を担保として用いる場合は短期の契約で資金調達を行う一方で、流動性の低い資産を担保として用いる場合は、契約期間の長期化に努めております。野村は、有担保資金調達にともなう資金流動性リスクを低減させるために、カウンターパーティのグローバルな分散、担保の種類の多様化にも努めております。また、流動性の低い資産を用いた短期有担保資金調達の借り換えが難しくなる場合のリスクに備えて、流動性ポートフォリオを保有しております。詳細は、「第5 [経理の状況] 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表注記] 5 担保付取引」をご参照ください。

④ 野村グループ各社に対する与信枠の管理

野村は、資金調達の安定性を確保するために、金融機関から野村グループに対する与信枠の維持、拡大に努めております。また、資金流動性リスク管理の一環として、野村は、借入の契約満期日が一時期に集中しないように分散させております。

⑤ 流動性ストレステストの実行

野村は、先に述べた流動性管理方針に沿うよう、一定のストレスシナリオ下でのキャッシュ流出をシミュレートする内部モデルに基づいて流動性ポートフォリオをモニターしております。

資金流動性必要額は、さまざまなストレスシナリオ下において、異なるレベルで、さまざまな時間軸に沿って見積もられております。そこでは、親会社や子会社レベルでの格下げといった野村固有および市場全体のイベント下で発生する資金流動性必要額を見積もっております。野村では、このリスク分析を「マキシマム・キュームレーティブ・アウトフロー（以下「MCO」）」と呼んでおります。

MCOフレームワークは、主たる資金流動性リスクを考慮したうえで構築し、以下の2つのシナリオに基づいて、将来のキャッシュ・フローをモデル化しております。

- ・ ストレスシナリオ：市場全体が流動性ストレス下にある場合において、無担保による資金調達、資産の売却をすることなく1年間適切な流動性を維持すること。
- ・ アキュートシナリオ：市場全体が流動性ストレス下にあることに加え、野村の信用リスクに過度なストレスを想定した場合において、無担保による資金調達、資産の売却をすることなく30日間適切な流動性を維持すること。

野村は、これらの各モデルで用いられている時間軸の中で、資産の流動化を行ったり、ビジネス・モデルを修正することはできないと想定しております。したがって、MCOフレームワークは、ストレス状況下においても、野村が適切と考える流動性リスク・アペタイトを満たすために必要な資金流動性額を定義するものです。

2025年3月末時点において、野村の流動性ポートフォリオは、上述のシナリオ下で想定された資金流出予想額を上回っております。

野村は、規制環境や市場の変化に基づいた資金流動性リスクの前提条件を継続的に評価し、調整をしております。ストレスの影響をシミュレートするために用いるモデルでは、以下のような事象を考慮、想定しております。

- ・ 資産の売却ができない状況
- ・ 追加の無担保調達を行うことができない状況
- ・ 既存の借入金の返済期日や発行済み社債の償還期日（1年以内）
- ・ 発行済み社債の買い取りの可能性
- ・ 流動性の低い資産を担保とする資金調達ラインの喪失
- ・ 通常の事業環境下での運転資金需要の変化
- ・ ストレス時における受入銀行預金および担保の流出
- ・ 既存のレボ調達時の担保掛目の拡大
- ・ 決済銀行からの担保・預託金追加要求
- ・ コミットメント提供先のドローダウン
- ・ 損失にともなう資金の喪失
- ・ 野村の信用格付が2ノッチ格下げされた場合のデリバティブ取引にかかる契約上の追加担保要請、および清算・決済機関からの潜在的な追加担保要請
- ・ グループ会社間の資金や証券の移動を制限する法規制を考慮した資金流出

⑥ コンティンジェンシー・ファンディング・プラン

野村は、詳細にわたるコンティンジェンシー・ファンディング・プラン（以下「CFP」）を定め、包括的リスク管理の枠組みに組み込むとともに、定量的なコントロールを強化しております。この中で、リクイディティ・イベントの範囲の分析と特定方法を記載しております。そのうえで、野村固有のあるいは市場全体の影響の可能性を見積もることや、リスクを低下させるために即座にとられるべき対応を特定しております。CFPは、キーとなる内部および外部の連絡先やどの情報を知らせるかを示すプロセスの詳細をリスト化しております。また、野村が規制上、法的、あるいは税務上の制限によって、グループ会社レベルにおける資金へのアクセスができなくなったことを想定し、グループ会社レベルで、個別の資金需要に応えうるようにならされております。なお、野村は、定期的にさまざまな市場や野村固有のイベントに対して本CFPの有効性をテストしております。野村は、日本銀行等中央銀行が行うさまざまな証券に対して実施する資金供給オペレーションへのアクセスも持っております。これらのオペレーションは、通常のビジネスでも利用しておりますが、市場の悪化による不測のリスクを軽減させる重要な手段のひとつです。

流動性規制

2008年にバーゼル委員会は、流動性フレームワークの基盤となる「健全な流動性リスク管理およびその監督のための諸原則」を公表しました。続いて、バーゼル委員会は資金流動性にかかる2つの最低基準を策定し、流動性管理の枠組みをさらに強化しました。これらの基準は、それぞれ独立しているものの相互補完的な2つの目的を達成するために策定されております。

第1の基準の目的は、金融機関の流動性リスク態様の短期的強靱性を高めることにあり、その手段として、金融機関が流動性の高い資産を十分に保有し、30日間継続する強いストレスシナリオに耐える力を持っていることを確保することにあります。バーゼル委員会は、この目的を達成するためにLCRを策定しました。

第2の基準の目的は、長期的な強靱性を高めることにあり、その手段として、金融機関に対し、常により安定的な資金調達源を確保したうえで、業務を行うことを促すための追加的なインセンティブを設けました。NSFRは、対象期間を1年とし、資産・負債が持続可能な満期構造を保つよう策定されました。

これら2つの基準を構成するパラメータは、主として、国際的に統一された既定の数値です。しかしながら、各国固有の状況を反映させるため、一部のパラメータには各国裁量の要素が含まれております。

LCRについては、本邦においてバーゼル委員会の国際合意文書に必要な修正を加えた金融庁告示が公布され、2015年3月末から最低基準として段階導入されております。当第4四半期におけるLCRの平均値は234.1%となっており、上記金融庁告示の定める要件についても満たしております。また、NSFRについては金融庁より流動性比率規制に関する告示の改正が2021年3月31日付で公布され、2021年9月末から導入されております。2025年3月末におけるNSFRは告示の定める要件を満たしております。

キャッシュ・フロー

野村のキャッシュ・フローは、主に顧客ビジネスフローやトレーディングからなる営業活動およびそれと密接な繋がりのある財務活動によりもたらされます。金融機関はビジネスを展開していくことにより営業活動および投資活動において現金支出となる傾向にあり、野村のキャッシュ・フローは以下に記載しておりますとおり、2024年3月期は投資活動において現金支出となった一方、営業活動および財務活動において現金収入となりました。2025年3月期は営業活動および投資活動において現金支出となった一方、財務活動において現金収入となりました。下の表は、野村の2024年3月期および2025年3月期の連結キャッシュ・フロー計算書の抜粋です。

(単位：十億円)

	2024年3月期	2025年3月期
営業活動から得た（△営業活動に使用された）現金（純額）	132.6	△678.6
当期純利益	177.2	347.3
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資	△386.5	△3,026.3
トレーディング負債	△411.8	574.2
売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券（純額）	290.8	1,108.8
借入有価証券担保金および貸付有価証券担保金（純額）	△324.1	526.2
その他（純額）	787.0	△208.8
投資活動に使用された現金（純額）	△887.9	△848.6
定期預金の預入による支出（純額）	△83.0	△107.0
貸付金の増加（純額）	△791.7	△538.9
その他トレーディング目的以外の負債証券の減少（△増加）（純額）	23.3	△47.8
その他（純額）	△36.5	△154.9
財務活動から得た現金（純額）	1,012.9	1,679.7
長期借入の実行による収入（純額）	962.9	1,020.9
短期借入の実行による収入（△返済による支出）（純額）	98.0	△26.7
受入銀行預金の増加による収入（純額）	107.5	785.4
その他（純額）	△155.5	△99.9
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物に対する為替相場変動の影響額	220.6	△26.0
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の増加額	478.2	126.4
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の期首残高	3,820.9	4,299.0
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の期末残高	4,299.0	4,425.4

詳細につきましては、「第5 〔経理の状況〕 1 〔連結財務諸表等〕 (1) 〔連結財務諸表〕 ⑤ 連結キャッシュ・フロー計算書」をご参照ください。

2025年3月期を通じて、野村の現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物は1,264億円増加し4兆4,254億円となりました。長期借入の実行による収入（純額）の増加により1兆209億円の現金収入があり、財務活動から得た現金（純額）は1兆6,797億円となりました。貸付金の増加（純額）により5,389億円の現金支出があり、投資活動に使用された現金（純額）は8,486億円となりました。トレーディングにおいては、主にトレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資の増加による現金支出の結果、2兆4,521億円の現金支出となりました。一方、売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券や借入有価証券担保金および貸付有価証券担保金のようなレバ取引、有価証券貸借取引から1兆6,350億円の現金収入があり、この結果、営業活動に使用された現金（純額）は6,786億円となりました。

2024年3月期を通じて、野村の現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物は4,782億円増加し4兆2,990億円となりました。長期借入の実行による収入（純額）の増加により9,629億円の現金収入があり、財務活動から得た現金（純額）は1兆129億円となりました。貸付金の増加（純額）により7,917億円の現金支出があり、投資活動に使用された現金（純額）は8,879億円となりました。トレーディングにおいては、主にトレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資の増加による現金支出の結果、7,983億円の現金支出となりました。一方、支払債務の増加により7,098億円の現金収入があり、この結果、営業活動から得た現金（純額）は1,326億円となりました。

貸借対照表および財務レバレッジ

2025年3月31日現在の資産合計は、2024年3月31日現在の55兆1,472億円に対し、トレーディング資産の増加等により、1兆6,550億円増加し、56兆8,022億円となりました。また、2025年3月31日現在の負債は、2024年3月31日現在の51兆6,987億円に対し、長期借入の増加等により、1兆5,225億円増加し、53兆2,212億円となりました。2025年3月31日現在の当社株主資本は、2024年3月31日現在の3兆3,502億円に対し、利益剰余金の増加にともない、1,207億円増加の3兆4,709億円となりました。

野村は、マーケットの極端な変動によってもたらされ得る大きな損失にも耐えられる規模の資本を維持することに努めております。野村の適正資本の維持にかかる基本方針は経営会議が決定し、その実践の責任を負います。適正資本の維持にかかる基本方針には、適正な総資産規模の水準やそれを維持するために必要な資本規模の決定などが含まれます。当社は、当社のビジネス・モデルに起因する経済的なリスクに耐え得る必要十分な資本を維持しているかにつき、定期的な確認を行っておりますが、こうした観点とは別に、銀行業や証券業を営む子会社は規制当局から要請される最低資本金額を満たす必要もあります。

レバレッジ・レシオは、野村と同様に他の金融機関でも一般的に用いられており、野村のレバレッジ・レシオおよび調整後レバレッジ・レシオを他の金融機関と比較できるように、ベンチマークとする目的で、自主的に開示しております。調整後レバレッジ・レシオは、野村がレバレッジにかかる有用な補助的指標であるとする米国会計原則に基づかない指標です。

以下の表は、当社株主資本、総資産、調整後総資産と財務レバレッジの状況を示しています。

（単位：十億円）

	2024年3月31日	2025年3月31日
当社株主資本	3,350.2	3,470.9
総資産	55,147.2	56,802.2
調整後総資産(1)	34,152.4	38,138.6
レバレッジ・レシオ(2)	16.5倍	16.4倍
調整後レバレッジ・レシオ(3)	10.2倍	11.0倍

(1) 調整後総資産は米国会計原則に基づかない指標であり、総資産の額から売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金の額を控除したものとなり、以下のように計算されます。

(2) レバレッジ・レシオは、総資産の額を当社株主資本の額で除して得られる比率です。

(3) 調整後レバレッジ・レシオは、調整後総資産の額を当社株主資本の額で除して得られる比率です。

（単位：十億円）

	2024年3月31日	2025年3月31日
総資産	55,147.2	56,802.2
控除：		
売戻条件付買入有価証券	15,621.1	14,004.8
借入有価証券担保金	5,373.7	4,658.8
調整後総資産	34,152.4	38,138.6

総資産は、主にトレーディング資産が増加したことにより、3.0%増加しました。当社株主資本は、主に利益剰余金が増加したことにより、3.6%増加しました。この結果、野村の財務レバレッジは、2024年3月31日現在16.5倍、2025

年 3 月 31 日現在 16.4 倍となりました。

調整後総資産が増加した理由は、トレーディング資産の増加によるものです。この結果、調整後レバレッジ・レシオは、2024 年 3 月 31 日現在 10.2 倍、2025 年 3 月 31 日現在 11.0 倍となりました。

連結自己資本規制

金融庁は2005年6月に「金融コングロマリット監督指針」を策定し、連結自己資本規制に関する規定を設けました。この「金融コングロマリット監督指針」に基づき、2005年4月から、当社は、連結自己資本規制比率のモニタリングを開始しました。

2011年4月から、当社は、親会社に対する連結自己資本規制の適用を受ける最終指定親会社の指定を受け、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成二十二年金融庁告示第百三十号、以下「川上連結告示」といいます。）により、バーゼルⅡに基づく連結自己資本規制比率の計測を開始しました。また、2011年12月末からは、マーケット・リスク相当額の計測方法を大幅に改定したバーゼル2.5に基づく連結自己資本規制比率の計測を開始しました。さらに、2017年12月に発表された「バーゼルⅢの最終規則文書」、および2019年1月に公表された「マーケット・リスクの最終所要自己資本」に基づくリスク・アセットの計測対象の大幅な追加を主として改正された川上連結告示の内容に基づいた連結自己資本規制比率の計測（以下「バーゼルⅢ最終化」といいます。）を2025年3月より行っております。

当社は、川上連結告示第2条の算式に従い、普通株式等Tier1資本の額、Tier1資本（普通株式等Tier1資本およびその他Tier1資本）の額、総自己資本（Tier1資本およびTier2資本）の額、信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額およびオペレーショナル・リスク相当額をもとに連結自己資本規制比率を計測しております。2025年3月31日現在の野村の連結普通株式等Tier1比率は14.52%、連結Tier1比率は16.27%、連結総自己資本規制比率は16.28%となり、川上連結告示等の定める要件をそれぞれ満たしました。なお、2025年3月31日現在、川上連結告示等の定める要件は適用される最低連結資本バッファを含み、連結普通株式等Tier1比率について7.71%、連結Tier1比率について9.21%、連結総自己資本規制比率について11.21%となっております。

また、当社は2021年3月より「金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準」（以下「TLAC告示」といいます。）に基づく計測を開始しました。TLAC告示第2条の算式に従い、リスク・アセットベース外部TLAC比率を計測しております。2025年3月31日現在の野村のリスク・アセットベース外部TLAC比率は28.16%となり、TLAC告示の定める要件を満たしました。

2024年3月31日および2025年3月31日現在の連結自己資本規制比率およびリスク・アセットベース外部TLAC比率について、以下に示しております。

	(単位：億円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
自己資本		
普通株式等Tier1資本の額	30,913	31,225
Tier1資本の額	34,678	34,995
総自己資本の額	34,683	35,001
リスク・アセット		
信用リスク・アセットの額	97,647	115,612
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た値	63,819	62,392
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た値	28,289	36,962
リスク・アセット合計	189,755	214,966
連結自己資本比率		
連結普通株式等Tier1比率	16.29%	14.52%
連結Tier1比率	18.27%	16.27%
連結総自己資本規制比率	18.27%	16.28%
連結レバレッジ比率	5.24%	5.16%
外部TLAC比率		
リスク・アセットベース外部TLAC比率	33.06%	28.16%
総エクスポージャーベース外部TLAC比率	10.42%	9.93%

信用リスク・アセットは、金融庁の承認を得て2011年3月末から基礎的内部格付手法に基づいて算出しております。また、バーゼルⅢ最終化にともない、マーケット・リスク相当額はトレーディング勘定の抜本的改定に基づく新たな内部モデル方式と標準的方式を、オペレーショナル・リスク相当額はビジネス規模と損失実績を勘案した新たな標準的手法をそれぞれ採用しております。2024年3月末においては最終化適用前であり、マーケット・リスク相当額は内部モデル方式、オペレーショナル・リスク相当額は粗利益配分手法により算出しております。

また、当社は川上連結告示で定められた要件の遵守状況を示す他に、バーゼルⅢが適用される他の金融機関との比較を容易にするため、連結自己資本規制比率を開示しております。当社の経営者はこれらに関する報告を定期的に受けております。

連結レバレッジ規制

金融庁は2019年3月に「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（平成二十二年金融庁告示第百三十二号、以下「開示告示」といいます。）を改正するとともに「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」（平成三十一年金融庁告示第十三号、以下「連結レバレッジ比率告示」といいます。）を公表し、連結レバレッジ比率に関する計測ならびに開示にかかる要件、および連結レバレッジ比率3%の最低基準を定めました。

2020年6月に金融庁は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大が懸念される中、日本銀行による金融政策と銀行等への健全性規制との調和を図るため、例外的なマクロ経済環境を勘案して金融庁長官が別に定める比率を適用する場合には連結レバレッジ比率を算定するにあたって日銀預け金を除外すること等を趣旨とした連結レバレッジ比率告示の一部改正を行いました。その後、2022年7月に公表された改正後の方針において、日銀預け金を除外する時限的措置を存置し、2024年4月1日以降、連結レバレッジ比率の最低基準を3.15%に引き上げるものとしています。

当社は開示告示等に基づき、2015年3月末から連結レバレッジ比率の計測および開示を開始しました。さらに2019年3月末からは、開示告示、連結レバレッジ比率告示および最低比率基準を下回った場合の早期是正措置を定めたその他の告示等の内容に基づいた連結レバレッジ比率の計測を行っております。なお、2025年3月31日現在の野村の連結レバレッジ比率は、5.16%となりました。

また、当社は2021年3月よりTLAC告示に基づく計測を開始しました。TLAC告示第2条の算式に従い、総エクスポージャーベース外部TLAC比率を計測しております。2025年3月31日現在の野村の総エクスポージャーベース外部TLAC比率は、9.93%となり、TLAC告示の定める要件を満たしました。

今後も、川上連結告示を始めとする各業態の自己資本規制、流動性規制、レバレッジ規制等の諸規制はバーゼル委員会、証券監督者国際機構または金融安定理事会等の一連の規制強化の動きに沿って改定される可能性があります。

格付会社による信用格付

野村は、無担保資金調達やその他の資金調達活動、ならびにトレーディングやその他のビジネスを行うために、格付会社による長期および短期の信用格付を利用しております。当社および野村証券株式会社には、S&P Global Ratings、Moody's Investors Service、Fitch Ratings、格付投資情報センターおよび日本格付研究所より長期および短期の信用格付が付与されています。

2024年5月23日に、格付投資情報センターは、当社の長期発行体格付「A」および野村証券株式会社の長期発行体格付「A+」の格付アウトLOOKを「安定的」から「ポジティブ」に変更しました。

2025年3月31日現在の当社および野村証券株式会社の格付会社による格付は以下のとおりです。

野村ホールディングス株式会社	短期債務	長期債務
S&P Global Ratings	A-2	BBB+
Moody's Investors Service	—	Baa1
Fitch Ratings	F1	A-
格付投資情報センター	a-1	A
日本格付研究所	—	AA-

野村証券株式会社	短期債務	長期債務
S&P Global Ratings	A-2	A-
Moody's Investors Service	P-2	A3
Fitch Ratings	F1	A-
格付投資情報センター	a-1	A+
日本格付研究所	—	AA-

（６）オフ・バランス・シート取引

非連結事業体との取引

野村は通常の業務において、将来の財政状態や業績に影響を与える可能性があるさまざまなオフ・バランス・シート取引を非連結事業体と行っております。

野村が行う非連結事業体とのオフ・バランス・シート取引には、以下のものが含まれます。

- ・債務保証契約上の義務
- ・譲渡した資産に対する留保持分または偶発的な持分、もしくは、譲渡した資産に関し信用リスク、流動性リスク、市場リスクを補完するような類似の取引
- ・デリバティブとして会計処理される契約による一切の義務（偶発債務を含む）
- ・非連結事業体が資金調達リスク、流動性リスク、市場リスク、信用リスクの補完を野村に対し提供している場合、またはリース、ヘッジ、研究開発契約を野村と結んでいる場合、野村が保有しかつ野村にとって重要な非連結事業体の変動持分から発生する一切の義務（偶発債務を含む）

非連結事業体は、会社、パートナーシップ、ファンド、信託、その他法的事業体の形態をとり、限定された特定の目的を履行するために、発起人によって設立されます。野村は、これらの事業体を設立または発起したり、第三者によって設立または発起された事業体と取引を行います。

野村の非連結事業体との関与は、マーケットの状況に応じて、これらの事業体が発行する負債証券および受益権を組成し、引受け、売出し、販売することが含まれております。また野村は通常の証券化およびエクイティデリバティブ業務の中で、これらの事業体に対する金融資産の譲渡、これらの事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。さらに野村は、マーケット・メーカー業務、投資業務、組成業務に関連し、特別目的事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。非連結事業体とのその他の関与には、債務保証やデリバティブ契約などが含まれます。これらの事業体との重要な関与は、たとえ期末日における損失の可能性が低くても、取引すべてに基づいて評価されています。

変動持分事業体との取引については、「第５〔経理の状況〕 １〔連結財務諸表等〕 （１）〔連結財務諸表〕〔連結財務諸表注記〕 ７ 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

（７）契約上の義務の開示

野村の業務の一部として、将来支払いが必要となるかもしれないさまざまな契約上の義務および偶発的コミットメントを有しております。これらの取引は以下のものを含んでおります。

スタンバイ信用状およびその他の債務保証

野村は、通常の銀行もしくは金融業務の一環として、スタンバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

長期借入および約定金利の支払

野村の業務に関連して、野村の資金調達政策に従い、日本円建ておよび日本円建て以外の長期借入、それにかかわる変動および固定金利の支払いを行っております。

オペレーティング・リース・コミットメント

野村は、国内外でオフィス、特定の従業員用住宅、器具備品および情報・通信関連資産を通常業務の範囲内で主にオペレーティング・リースにより貸借しております。また、野村は、不動産および器具備品をオペレーティング・リースにより転貸借しております。

ファイナンス・リース・コミットメント

野村は、国内外で特定の器具備品および施設をファイナンス・リース契約により賃借しております。

購入義務

物品およびサービスを購入する義務には、建物設備等の工事、広告宣伝、コンピュータ・IT関連の維持管理などに関する契約が該当します。

貸出コミットメント

野村は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、こうした契約義務には一般に固定満期日が設定されております。

投資銀行業務に関連して、野村は顧客により発行されうる有価証券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。

中央清算機関の会員として、野村は他の会員が債務不履行に陥った際に、国債および政府系機関債を裏付けとしたリバース・レポの取引相手になり、流動性資金の提供を行う確約をしております。

投資コミットメント

野村は、パートナーシップ等に投資するコミットメントおよび当該投資に関連してパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。

「第5〔経理の状況〕 1〔連結財務諸表等〕 (1)〔連結財務諸表〕〔連結財務諸表注記〕 9 リース」に野村のオペレーティング・リース、ファイナンス・リースにかかわる追加的情報を、「第5〔経理の状況〕 1〔連結財務諸表等〕 (1)〔連結財務諸表〕〔連結財務諸表注記〕 11 借入」に野村の短期借入および長期借入にかかわる追加的情報を、「第5〔経理の状況〕 1〔連結財務諸表等〕 (1)〔連結財務諸表〕〔連結財務諸表注記〕 20 コミットメント、偶発事象および債務保証」にこれらにかかわる追加的情報を記載しております。

こうした貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、野村の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、こうした信用関連コミットメントの契約金額は将来の現金所要額を必ずしも表しているわけではありません。こうした契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なったものになります。野村は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に野村が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

下記の表は2025年3月31日現在での満期年限別の契約上の義務および偶発的コミットメントを表示しております。

	(単位：百万円)				
	契約総額	満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
スタンバイ信用状およびその他の債務保証	4,939,056	4,889,013	39,594	10,426	23
長期借入(1)	12,911,549	1,382,812	2,923,825	3,151,656	5,453,256
約定金利の支払(2)	2,116,866	336,387	526,850	349,317	904,312
オペレーティング・リース・コミットメント(3)	183,706	47,738	69,715	35,513	30,740
購入義務(4)	91,877	14,323	73,128	4,207	219
貸出コミットメント(5)	3,238,123	2,295,325	449,094	303,339	190,365
投資コミットメント	25,677	4,563	3,813	580	16,721
合計	23,506,854	8,970,161	4,086,019	3,855,038	6,595,636

- (1) 長期借入で開示されている金額は、編纂書860にしたがって金融資産の譲渡を売却取引ではなく金融取引として会計処理されている金融負債を含んでおりません。これらは野村の資金調達を目的とした借入ではなく、したがって野村が現金を返済する実際の契約上の義務を表しておりません。
- (2) 約定金利の支払金額は、長期借入金に関連し、その償還期日および2025年3月31日現在適用される金利に基づいて見積もられる将来の支払金利の総額であります。
- (3) 割引前の年限別将来支払リース料を示しております。また、ファイナンス・リースの契約額は重要な金額ではありませんでした。
- (4) 購入義務の金額は、重要な条件がすべて特定されている法的な強制力のある契約に基づく、契約上の義務となる最低金額が記載されています。購入義務の金額には、既に貸借対照表に負債または支払債務として計上されているものは除かれています。また、日本橋地区の再開発不動産の一部を組合から購入する義務が含まれております。
- (5) 中央清算機関への流動性資金の提供を行う確約を含んでおります。

上記に記載されている契約上の義務および偶発的コミットメントには、通常の場合短期の義務の性格を有する短期借入、受入銀行預金、その他の支払債務、担保付契約および担保付調達（例えば、売戻条件付買入取引および買戻条件付売却取引）およびトレーディング負債などを含んでおりません。

上記の金額に加えて、野村は担保付契約および担保付調達に関連する金額を含む売戻契約および買戻契約を結ぶ義務を負っております。これらのコミットメントは2025年3月31日現在、売戻契約に対して1,880十億円および買戻契約に対して1,305十億円となっております。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

野村は、今後もお客様のニーズの変化に的確に応えながら、お客様からの信頼の獲得、およびビジネスの拡大を図るために、地域の特性に合った柔軟な形態での店舗展開を行っていきます。また、国内およびグローバルなビジネスラインの業務推進支援を目的としたシステム投資を行い、デジタルイゼーションを加速していきます。2025年3月期は、主要な設備である店舗等の建物や器具備品に関し13,754百万円、ソフトウェアに関し62,751百万円の投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名	所在地	主な事業別セグメントの名称	建物および構築物		土地		合計	従業員数 (人)	摘要 (注) 3、4
			帳簿価額 (注) 1、2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (注) 2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
本店	東京都中央区	その他	—	698	—	—	—	177	賃貸
大手町本社	東京都千代田区		—	4,651	—	—	—		賃貸
豊洲本社	東京都江東区		—	4,789	—	—	—		賃貸

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社（事業所）名	所在地	主な事業別セグメントの名称	建物および構築物		土地		合計	従業員数 (人)	摘要 (注) 3、4
			帳簿価額 (注) 1、2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (注) 2 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
野村証券株式会社 本店	東京都中央区	ウェルス・マネジメン ト部門、ホ ールセール 部門および その他	31	4,497	—	—	31	6,064	賃借
野村証券株式会社 大手町本社	東京都千代田区		1,220	45,887	—	—	1,220		賃借
野村証券株式会社 豊洲本社	東京都江東区		449	16,245	—	—	449		賃借
野村証券株式会社 大阪支店	大阪市中央区	ウェルス・マネジメン ト部門およ びホールセ ール部門	142	11,831	—	—	142	169	賃借
野村証券株式会社 名古屋支店	名古屋市中区	ウェルス・マネジメン ト部門およ びホールセ ール部門	540	8,321	2,736	2,052	3,276	178	所有
野村アセットマネ ジメント株式会社 本社	東京都江東区	インベス トメント・マ ネジメント 部門	129	11,958	—	—	129	928	賃借
野村バブcockア ンドブラウン株式 会社本社	東京都中央区	インベス トメント・マ ネジメント 部門	8	1,117	—	—	8	73	賃借
野村信託銀行株式 会社本社	東京都千代田区	その他	31	4,457	—	—	31	594	賃借
野村プロパティ ーズ株式会社本社	東京都中央区	その他	43	1,837	—	—	43	141	賃借
株式会社杉村倉庫	大阪市港区	その他	33	1,471	38	2,489	71	18	所有

(3) 在外子会社

2025年3月31日現在

会社（事業所）名	所在地	主な事業別セグメントの名称	建物および構築物		土地		合計	従業員数（人）	摘要 （注）3、4
			帳簿価額 （注）1、2 （百万円）	面積 （㎡）	帳簿価額 （注）2 （百万円）	面積 （㎡）	帳簿価額 （百万円）		
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc. 本社	アメリカ、ニューヨーク市	ホールセール部門	3,775	17,026	—	—	3,775	2,953	賃借
ノムラ・インターナショナルPLC本社	イギリス、ロンドン市	ホールセール部門	11,766	26,979	—	—	11,766	2,697	所有 （土地は賃借）
ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED本社	中華人民共和国、香港特別行政区	ホールセール部門	96	7,758	—	—	96	702	賃借
ノムラ・シンガポールLIMITED本社	シンガポール、シンガポール市	ホールセール部門	2,042	9,418	—	—	2,042	842	賃借
ノムラ・サービス・インディア・プライベート・リミテッド本社	インド、ムンバイ市	その他	442	20,222	—	—	442	3,614	賃借

（注）1 賃借物件の場合、建物造作工事にかかる額を記載しております。

2 連結会社の所有にかかる金額が含まれております。なお、所有物件の場合、帳簿価額は総額で記載しております。

3 所有物件には、連結会社による所有が含まれております。

4 2025年3月期の支払賃借料（建物および構築物ならびに器具備品および設備等にかかるものを含む）は、49,556百万円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度における、重要な設備の新設等の計画は以下のとおりです。

会社名	所在地	主な事業別セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 （百万円）	既支払額 （百万円）		着手	完了
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	その他	日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業	149,200	22,109	自己資金	2021年12月	2026年3月

(2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000
計	6,000,000,000

(注) 「発行可能株式総数」の欄には、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） (2025年3月31日現在)	提出日現在発行数（株） (2025年6月23日現在)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,163,562,601	3,163,562,601	東京証券取引所 プライム市場 名古屋証券取引所 プレミアム市場 シンガポール証券取引所 ニューヨーク証券取引所	単元株式数 100株
計	3,163,562,601	3,163,562,601	—	—

(注) 提出日（2025年6月23日）現在の発行数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

新株予約権の名称	決議年月日	付与対象者の区分および人数	割当日	新株予約権の数 (注) 1、2 2025年3月 2025年5月		新株予約権の行使期間	行使価額 (1株当たり)	資本組入れ額
第77回	2017年 5月12日	当社および当社の子会社の取締役、 執行役および使用人等868名	2017. 6. 9	1,432 個	- 個	2020. 4. 20～ 2025. 4. 19	1円	325円
第78回	2017年 5月12日	当社使用人ならびに当社の子会社の取締役、 執行役および使用人等131名	2017. 6. 9	779 個	589 個	2021. 4. 20～ 2026. 4. 19	1円	312円
第79回	2017年 5月12日	当社使用人ならびに当社の子会社の取締役、 執行役および使用人等131名	2017. 6. 9	1,128 個	938 個	2022. 4. 20～ 2027. 4. 19	1円	303円
第80回	2017年 5月12日	当社使用人ならびに当社の子会社の取締役、 執行役および使用人等12名	2017. 6. 9	127 個	127 個	2023. 4. 20～ 2028. 4. 19	1円	282円
第81回	2017年 5月12日	当社使用人ならびに当社の子会社の取締役、 執行役および使用人等12名	2017. 6. 9	282 個	243 個	2024. 4. 20～ 2029. 4. 19	1円	273円
第85回	2018年 10月30日	当社の子会社の使用人1,204名	2018. 11. 20	9,363 個	8,813 個	2020. 11. 20～ 2025. 11. 19	573円	329円

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数は新株予約権 1 個あたり普通株式 1 単元 (100株) です。
2 5 月末の内容は新株予約権の数を除き 3 月末と同一であるため、記載を省略します。
3 1 個の新株予約権の一部の行使は行うことができません。
4 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
5 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合 (当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)) その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。) または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合 (無償割当ての場合を含む。))、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)) その他の証券もしくは権利を発行する場合 (無償割当ての場合を含む。)) は、次の算式 (行使価額調整式) により行使価額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2020年12月1日(注1)	△260,000,000	3,233,562,601	—	594,493	—	559,676
2023年6月1日(注1)	△70,000,000	3,163,562,601	—	594,493	—	559,676

(注) 1 自己株式の消却による減少であります。

(5)【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府および地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	135	74	2,575	958	530	286,309	290,581	－
所有株式数（単元）	－	7,826,084	2,013,346	939,805	11,400,825	11,607	9,429,018	31,620,685	1,494,101
所有株式数の割合（％）	－	24.75	6.37	2.97	36.05	0.04	29.82	100.00	－

(注) 1 自己株式206,974,484株のうち、2,069,744単元は「個人その他」に、84株は「単元未満株式の状況」に含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く)の総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-1	515,921	17.44
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	163,043	5.51
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15-1)	74,538	2.52
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DR HOLDERS (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	240 GREENWICH STREET, 8TH FL WEST, NEW YORK, NY 10286, U. S. A. (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	67,838	2.29
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171 U. S. A. (東京都港区港南2丁目15-1)	61,333	2.07
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3	53,220	1.80
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3-1	45,610	1.54
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1)	42,112	1.42
JP MORGAN CHASE BANK 385771 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1)	33,499	1.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15-1)	31,184	1.05
計	—	1,088,298	36.77

- (注) 1 当社は、2025年3月31日現在、自己株式を206,974千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- 2 所有株式数は千株未満を切り捨てております。
- 3 2025年4月23日付で米国証券取引委員会へ提出された開示書類において、BlackRock, Inc. が、2025年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

2025年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
BlackRock, Inc.	50 Hudson Yards NEW YORK, NY 10001	227,858	7.20

- 4 2024年2月5日付で米国証券取引委員会へ提出された開示書類において、三井住友トラストグループ株式会

社が、2023年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。また、当社は2024年10月の公開に基づき、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が三井住友トラストグループ株式会社に商号変更したことを確認しております。

2023年12月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	171,021	5.40

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式)	—	—
	普通株式 206,974,400		
	(相互保有株式)	—	—
	普通株式 1,326,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,953,767,800	29,537,678	—
単元未満株式	普通株式 1,494,101	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,163,562,601	—	—
総株主の議決権	—	29,537,678	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。また、「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が84株含まれております。

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13-1	206,974,400	—	206,974,400	6.54
計		206,974,400	—	206,974,400	6.54

(注) 上記のほか、当社の子会社が有価証券関連業務として自己の名義で保有している株式が1,326,300株あります。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

譲渡制限株式ユニット (以下「RSU」) の名称	付与日	RSUの数 (注) 1		払込期間
		2025年 3 月	2025年 5 月	
第 7 回RSU	2018. 5. 14	102,600個	一個	2025. 4. 20～2025. 5. 19
第13回RSU	2019. 5. 16	48,000個	一個	2025. 4. 20～2025. 5. 19
第14回RSU	2019. 5. 16	47,400個	47,400個	2026. 4. 20～2026. 5. 19
第19回RSU	2020. 5. 27	1,372,000個	一個	2025. 4. 20～2025. 5. 19
第20回RSU	2020. 5. 27	179,800個	179,800個	2026. 4. 20～2026. 5. 19
第21回RSU	2020. 5. 27	179,400個	179,400個	2027. 4. 20～2027. 5. 19
第25回RSU	2021. 5. 17	1,350,600個	一個	2025. 4. 20～2025. 5. 19
第26回RSU	2021. 5. 17	1,346,600個	1,346,600個	2026. 4. 20～2026. 5. 19
第27回RSU	2021. 5. 17	123,600個	123,600個	2027. 4. 20～2027. 5. 19
第28回RSU	2021. 5. 17	123,400個	123,400個	2028. 4. 20～2028. 5. 19
第31回RSU	2022. 5. 19	27,569,010個	一個	2025. 4. 20～2025. 5. 19
第32回RSU	2022. 5. 19	3,118,800個	3,111,600個	2026. 4. 20～2026. 5. 19
第33回RSU	2022. 5. 19	1,531,000個	1,531,000個	2027. 4. 20～2027. 5. 19
第34回RSU	2022. 5. 19	172,800個	172,800個	2028. 4. 20～2028. 5. 19
第35回RSU	2022. 5. 19	172,600個	172,600個	2029. 4. 20～2029. 5. 19
第37回RSU	2023. 5. 15	23,020,100個	一個	2025. 4. 20～2025. 5. 19
第38回RSU	2023. 5. 15	23,164,100個	23,074,000個	2026. 4. 20～2026. 5. 19
第39回RSU	2023. 5. 15	3,153,000個	3,138,600個	2027. 4. 20～2027. 5. 19
第40回RSU	2023. 5. 15	1,493,200個	1,493,200個	2028. 4. 20～2028. 5. 19
第41回RSU	2023. 5. 15	206,000個	206,000個	2029. 4. 20～2029. 5. 19
第42回RSU	2023. 5. 15	205,600個	205,600個	2030. 4. 20～2030. 5. 19
第43回RSU	2024. 5. 16	14,756,900個	一個	2025. 4. 20～2025. 5. 19
第44回RSU	2024. 5. 16	14,694,300個	14,626,700個	2026. 4. 20～2026. 5. 19
第45回RSU	2024. 5. 16	14,760,500個	14,693,800個	2027. 4. 20～2027. 5. 19
第46回RSU	2024. 5. 16	2,012,100個	2,001,300個	2028. 4. 20～2028. 5. 19
第47回RSU	2024. 5. 16	1,030,000個	1,030,000個	2029. 4. 20～2029. 5. 19
第48回RSU	2024. 5. 16	135,000個	135,000個	2030. 4. 20～2030. 5. 19
第49回RSU	2024. 5. 16	134,800個	134,800個	2031. 4. 20～2031. 5. 19
第50回RSU	2025. 5. 15	一個	16,837,600個	2026. 4. 20～2026. 5. 19
第51回RSU	2025. 5. 15	一個	16,767,400個	2027. 4. 20～2027. 5. 19
第52回RSU	2025. 5. 15	一個	16,900,600個	2028. 4. 20～2028. 5. 19
第53回RSU	2025. 5. 15	一個	2,698,900個	2029. 4. 20～2029. 5. 19
第54回RSU	2025. 5. 15	一個	1,524,200個	2030. 4. 20～2030. 5. 19
第55回RSU	2025. 5. 15	一個	202,200個	2031. 4. 20～2031. 5. 19
第56回RSU	2025. 5. 15	一個	201,600個	2032. 4. 20～2032. 5. 19

(注) 1 5月末の内容はRSUの数を除き3月末と同一であるため、記載を省略します。

業績連動型株式ユニット (以下「PSU」)の名称	付与日	PSUの数 (注) 2		払込期間
		2025年 3 月	2025年 5 月	
第 1 回PSU	2024. 5. 16	1, 173, 200個	1, 173, 200個	2027. 4. 20～2027. 9. 30
第 2 回PSU	2025. 5. 15	一個	1, 154, 500個	2028. 4. 20～2028. 9. 30

(注) 2 上記株式数は第 1 回PSUの基準株数782, 100株および第 2 回PSUの基準株数769, 600株を基準として算出される最大割当株式数(基準株数の150%の株数)であるため、業績指標の実績等に応じて、減少することがあります。

制度の概要につきましては「第 4 [提出会社の状況] 4 [コーポレート・ガバナンスの状況等] (4) [役員の報酬等]

② 役員報酬 c. 株式関連および非金銭報酬等に関する事項」をご参照ください。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号および第7号に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2024年1月31日) での決議状況 (取得期間2024年2月16日～2024年9月30日)	125,000,000	100,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	46,223,600	41,012,828,060
当事業年度における取得自己株式	63,503,000	58,987,161,740
残存決議株式の総数及び価額の総額	15,273,400	10,200
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	12.2	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	12.2	0.0

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2025年4月25日) での決議状況 (取得期間2025年5月15日～2025年12月30日)	100,000,000	60,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	100,000,000	60,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式 (注1)	21,919,900	19,029,171,920
提出日現在の未行使割合 (%)	78.1	68.3

(注) 1 2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの取得にともなう株式数は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式 (注1)	20,657	18,828,591
当期間における取得自己株式 (注2)	1,832	1,537,047

(注) 1 単元未満株式の買取請求にともなう取得であります。

2 2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間（注2）	
	株式数（株）	処分価額の総額 （円）	株式数（株）	処分価額の総額 （円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割にか かる移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（注1）	48,981,337	33,954,907,269	43,727,504	30,226,818,962
保有自己株式数	206,974,484	—	185,168,712	—

- （注） 1 単元未満株式の買増にともなう処分および新株予約権の行使やRSUの割当にともなう処分を行ったものであります。
- 2 2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増にともなう処分および新株予約権の行使やRSUの割当にともなう処分は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本方針としております。必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

- ・事業活動にともなうリスクと比較して十分であること
- ・監督規制上求められる水準を充足していること
- ・グローバルに事業を行っていくために必要な格付を維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、半期ごとの連結業績を基準として、連結配当性向40%以上を重要な指標のひとつとします。各期の配当額については、バーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績をあわせて総合的に勘案し、決定してまいります。

なお、配当回数につきましては、原則として年2回（基準日：9月30日、3月31日）といたします。

また自己株式取得による株主還元分を含めた総還元性向を50%以上とすることを、株主還元上の目処といたします。

内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応を行うとともに、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などのインフラの整備も含め、高い収益性と成長性の見込める事業分野に有効投資してまいります。

（当期の剰余金の配当）

上記の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、2024年9月30日を基準日とする配当金は、1株当たり23円をお支払いいたしました。2025年3月31日を基準日とする普通配当につきましては、1株当たり24円をお支払いいたしました。また、当社は2025年12月25日に創立100周年を迎えることを記念して、2025年3月31日を基準日とする1株当たり10円の記念配当もお支払いいたしました。これにより年間での剰余金の配当は1株につき57円となります。

当期にかかる剰余金の配当の明細は以下のとおりです。

決議	基準日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2024年11月1日 取締役会	2024年9月30日	67,974	23.00
2025年4月25日 取締役会	2025年3月31日	100,524	34.00 (普通配当24.00) (記念配当10.00)

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「社会からの信頼および株主、お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高める」という経営目標を達成するうえで、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題の1つと認識し、経営監督の実効性と経営の透明性を確保しつつ、持続的な成長と機動的なグループ経営を追求した体制の強化・充実に取り組んでおります。

当社は、株主、お客様をはじめとするさまざまなステークホルダーの立場を踏まえたうえで、透明・公正かつ迅速・果斷な意思決定を行うための仕組みとしての実効性のあるコーポレート・ガバナンスの枠組みを示し、その実現に資することを目的として、「野村ホールディングス コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」を定めております。

「野村ホールディングス コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」は当社ホームページからご覧いただけます。

(https://www.nomuraholdings.com/jp/company/cg/data/cg_guideline.pdf)

また、当社は、野村グループの役員・社員一人ひとりが遵守すべき行動規範として、「野村グループ行動規範」を策定しております。これは、野村グループの役職員が、野村グループ企業理念を具体的な行動に移すための指針となるものであり、あらゆる企業活動を野村グループ行動規範に基づいて実行、その遵守を徹底し、株主のみならず、あらゆるステークホルダーに対する責任を果たすべく努めております。

「野村グループ行動規範」は当社ホームページからご覧いただけます。

(<https://www.nomuraholdings.com/jp/company/basic/coc.pdf>)

企業統治の体制の概要および当該企業統治の体制を採用する理由

当社は指名委員会等設置会社であり、以下の理由からこれが当社にとって現時点における最適な機関設計であると判断しております。

指名委員会等設置会社は、社外取締役を過半数とする指名・監査・報酬の三委員会を設置し、経営の監督と業務執行の分離による監督機能の強化および透明性の向上を図るとともに、取締役会が執行役に業務執行の決定の権限を大幅に委任することで意思決定の迅速化が図られる体制です。また、指名委員会等設置会社は、当社が上場するNYSEの上場会社マニュアルに規定されるコーポレート・ガバナンスに関する基準に最も近いものであると考えております。

当社の企業統治の体制の概要は以下のとおりです。

<取締役会および委員会について>

経営の監督と業務執行が制度的に分離された指名委員会等設置会社である当社では、取締役会および法定の指名・監査・報酬の三委員会に加え、リスク管理に関して取締役会による監督の深化を目的とする委員会である「リスク委員会」、ならびに社外取締役が当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項について定期的に議論するための「社外取締役会議」を設置しております。

当社の取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図ることを目的とし、その主たる役割を経営の監督としております。取締役会は、経営の公正性・透明性を確保するとともに、「経営の基本方針」を決定し、当該方針を踏まえたグループCEOその他の会社を運営する執行役の選任および当社の重要な業務執行の決定を行っております。

当社の取締役会は、多角的な視点から活発な議論を行うことができるよう、性別、国際性および職歴等の多様性と、財務、企業経営、法律等の専門性を備えた人員で構成することを原則としております。また、その監督機能を適切に発揮するため、社外取締役を過半とすることを原則としております。

当社の現在の取締役会は、全12名のうち8名が社外取締役であり、そのうち外国人取締役が4名、女性取締役が3名という多様な人員構成となっております。また、経営、グローバル、金融業、会計財務、法制度・規制、内部統制(リスク管理含む)、デジタル・IT・DXおよびサステナビリティなどの専門性や経験を備えた人員構成となっております。特に、米国ビジネスの拡大を受けて、米国の金融業界、マクロ経済、規制環境に精通する取締役を選任しております。さらに、取締役の地理的分散を考慮し、アジアから金融に精通する取締役を選任するとともに、グローバルな経営的知見の重要性に鑑みて、グローバルに事業展開する日本企業の経営者である取締役を選任しております。

当社の取締役会については、執行役を兼務しない取締役を議長とすることで、執行役の業務執行に対する監督に専念できる体制の強化を図っております。また、指名・監査・報酬・リスクの各委員会については、社外取締役を委員長とすることで、業務執行からの独立性を一層明確にしております。

現在の当社の取締役会および委員会の構成

(提出日現在)

役職および氏名	委員会
取締役会長 永井浩二	指名委員、報酬委員
取締役 代表執行役社長グループCEO 奥田健太郎	—
取締役 代表執行役副社長 中島豊	—
取締役 小川祥司	監査委員（常勤）、リスク委員
社外取締役 Laura Simone Unger（ローラ・アンガー）	リスク委員（委員長）
社外取締役 Victor Chu（ビクター・チュー）	監査委員
社外取締役 J. Christopher Giancarlo （クリストファー・ジャンカルロ）	リスク委員
社外取締役 Patricia Mosser（パトリシア・モッサー）	リスク委員
社外取締役 高原豪久	指名委員、報酬委員
社外取締役 石黒美幸	リスク委員
社外取締役 石塚雅博	監査委員（委員長）
社外取締役 大島卓	指名委員（委員長）、報酬委員（委員長）

当社は、2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役12名選任の件」を提案しております。当該議案が承認可決されますと、当社の取締役会および委員会の構成は以下のとおりとなる予定です。

なお、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会において決議事項として予定している内容も含めて記載しております。

役職および氏名	委員会
取締役会長 永井浩二	—
取締役 代表執行役社長グループCEO 奥田健太郎	—
取締役 代表執行役副社長 中島豊	—
取締役 小川祥司	監査委員（常勤）、リスク委員
社外取締役 Victor Chu（ビクター・チュー）	監査委員
社外取締役 J. Christopher Giancarlo （クリストファー・ジャンカルロ）	リスク委員

社外取締役	Patricia Mosser (パトリシア・モッサー)	リスク委員 (委員長)
社外取締役	高原豪久	指名委員、報酬委員
社外取締役	石黒美幸	指名委員、報酬委員、リスク委員
社外取締役	石塚雅博	監査委員 (委員長)
社外取締役	大島卓	指名委員 (委員長)、報酬委員 (委員長)
社外取締役	Nellie Liang (ネリー・リャン)	リスク委員

当社の取締役会は、3 か月に 1 回以上の頻度で2025年 3 月期には合計11回開催されております。

2025年 3 月期における各取締役の取締役会への出席状況

(2025年 3 月31日現在)

役職および氏名	出席状況 (2025年 3 月期)
取締役会長 永井浩二	11回／11回
取締役 代表執行役社長グループCEO 奥田健太郎	11回／11回
取締役 代表執行役副社長 中島豊	11回／11回
取締役 小川祥司	11回／11回
社外取締役 Laura Simone Unger (ローラ・アンガー)	11回／11回
社外取締役 Victor Chu (ビクター・チュー)	11回／11回
社外取締役 J. Christopher Giancarlo (クリストファー・ジャンカルロ)	11回／11回
社外取締役 Patricia Mosser (パトリシア・モッサー)	11回／11回
社外取締役 高原豪久	11回／11回
社外取締役 石黒美幸	11回／11回
社外取締役 石塚雅博	11回／11回
社外取締役 大島卓	9 回／ 9 回 (就任後の開催回数)

2025年 3 月期における当社の取締役会の具体的な検討内容

取締役会では、業務執行全般に加えて、サステナビリティ等の特定の領域について、執行側からの定期的な報告を実施しました。また、経営戦略、各部門の戦略、情報開示等の重要課題についても審議を実施しました。その概要は以下のとおりです。

主たる検討内容	
Project 2030	2031年3月期に向けて野村グループが目指す方向性、基礎となるリソース配分、マイルストーンとなる定量目標等
ウェルス・マネジメント部門の今後の戦略	戦略の方向性、目指すべきビジネス・モデル、経営ビジョン達成に向けた計画等
ホールセール部門の今後の戦略	ホールセール・プラットフォームの進捗状況、2030プランに向けての想定リスク等
インベストメント・マネジメント部門の今後の戦略	足元の状況、経営ビジョン達成に向けた計画、インオーガニック戦略/ガバナンス強化等
バンキング部門の戦略	他社戦略・動向、野村グループの2030年に向けた銀行・信託ビジネス戦略、差別化のポイント等
資本コストや株価を意識した経営の実現への対応	当社の株主資本コスト、企業価値 (ROE) 向上に向けた取り組みと直近1年の進捗、Nomura Report 2024での開示等
リソースアロケーション	野村グループの2030年に向けたビジネス・ポートフォリオの方向性、資本余力の考え方、バーゼルⅢ最終化の影響等
2026年3月期予算および戦略	予算策定にあたっての考え方、各部門の戦略等
コンプライアンス関連報告	野村証券に対する証券取引等監視委員会による課徴金納付命令勧告の内容、経緯、今後の予定、再発防止策等
事案の対応策等の進捗について	課徴金納付事案再発防止策および元社員事案を受けた対応策の進捗等
株主および投資家との対話	株主および投資家との対話実施状況、議決権行使結果、2025年の議決権行使ポイント、IR活動方針および年間スケジュール等
インベスター・デー	更なる企業価値向上に向けての2030年に向けた方向性、企業価値向上を支える基盤等
IT人材戦略	日本のITが目指す姿と人材戦略、IT人材の採用アプローチ等
サステナビリティ関連報告	2024年度上半期の主な取り組み (情報開示の拡充、グリーンボンド発行フレームワークの策定、ネットゼロ目標管理の体制整備等) および今後の方向性等

政策保有株式検討委員会報告	政策保有株式検討委員会の審議状況、政策保有株式の保有・売却状況等
取締役会評価に関する報告	2024年度に実施した取締役会の実効性強化に向けた取組み等（※）

（※）取締役会評価については、社外取締役会議においても議論を行いました。なお、最新の実効性評価の結果については、当社「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」で開示しております。

（URL）https://www.nomuraholdings.com/jp/company/cg/data/cg_report.pdf

当社の各委員会の役割および活動状況は以下のとおりです。

① 指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案を決定する法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。指名委員会においては、グループCEOの後継者計画について、今後の経営環境を踏まえて求められる資質や候補者案について議論を行うなどガバナンスの更なる発展に取り組んでおります。

当社の指名委員会は、1年に1回以上の頻度で必要に応じて随時開催され、2025年3月期には合計6回開催されております。

2025年3月期における各取締役の指名委員会への出席状況

(2025年3月31日現在)

役職および氏名		出席状況 (2025年3月期)
指名委員 (委員長)	社外取締役 大島卓	5回／5回 (就任後の開催回数)
指名委員	社外取締役 高原豪久	6回／6回
指名委員	取締役会長 (非業務執行) 永井浩二	6回／6回

2025年3月期における当社の指名委員会の具体的な検討内容

主たる検討内容	
グループCEOの後継者計画	- グループCEOの後継者計画について議論 - 経営環境等を踏まえたグループCEOに求められる資質や後継者計画の主要なプロセスについて執行側より委員会に報告し、議論
社外取締役候補者の決定	- 社外取締役候補者の決定について議論 - 選定にあたって、以下の観点を考慮 - 性別、国際性および職歴等の観点を踏まえて多様性を備えた構成となること - 経営監督機能を適切に発揮すべく、社外取締役が過半数となること - 社外取締役の独立性基準を原則として満たす者であること - 財務、企業経営、法律等の専門家を含むこと - 上場会社の取締役・監査役・執行役の兼任数の基準（社外取締役は当社の他に原則3社まで）を満たすこと 2025年3月期において複数回議論を重ねた結果、新任の社外取締役候補者としてNellie Liang氏を選定することを決定
社内取締役候補者の決定	- 社内取締役候補者の決定について議論 - 選定にあたって、以下の観点を考慮 - 取締役会が会社の業務執行の状況を把握することを容易にし、もって取締役会の経営監督の実効性確保に資するため、グループCEOを含む執行役複数名が取締役を兼ねることを原則とすること - 監査委員会による監査の実効性を高めるため、取締役会が、野村グループの業務に精通した社内出身の執行役を兼務しない取締役を常勤監査委員または監査特命取締役として選定することとしていること

② 監査委員会

取締役および執行役の職務の執行の監査ならびに監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行う法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。すべての委員は、米国企業改革法に基づく独立性の要件を満たしております。また、石塚雅博は同法に基づく財務専門家であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2025年3月期における各取締役の監査委員会への出席状況

(2025年3月31日現在)

役職および氏名		出席状況（2025年3月期）
監査委員（委員長）	社外取締役 石塚雅博	14回／14回
監査委員	社外取締役 Victor Chu（ビクター・チュー）	12回／14回
監査委員（常勤）	取締役（非業務執行） 小川祥司	14回／14回

当社の監査委員会の活動状況については、「第4 [提出会社の状況] 4 [コーポレート・ガバナンスの状況等] (3) [監査の状況]」に記載のとおりです。

③ 報酬委員会

取締役および執行役の報酬等の内容にかかる決定に関する方針ならびに個人別の報酬等の内容を決定する法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。

当社の報酬委員会は、1年に1回以上の頻度で必要に応じて随時開催され、2025年3月期には合計6回開催されております。

2025年3月期における各取締役の報酬委員会への出席状況

(2025年3月31日現在)

役職および氏名		出席状況（2025年3月期）
報酬委員（委員長）	社外取締役 大島卓	5回／5回 (就任後の開催回数)
報酬委員	社外取締役 高原豪久	6回／6回
報酬委員	取締役会長（非業務執行） 永井浩二	6回／6回

当社の報酬委員会の具体的な検討内容については、「第4 [提出会社の状況] 4 [コーポレート・ガバナンスの状況等] (4) [役員の報酬等]」に記載のとおりです。

④ リスク委員会

取締役会による野村グループのリスク管理の監督を補助し、リスク管理の高度化に資することを目的とする任意の機関であり、取締役会で5名の委員を選定しております。

当社のリスク委員会は、1年に4回以上の頻度で必要に応じて随時開催され、2025年3月期には合計5回開催されております。

2025年3月期における各取締役のリスク委員会への出席状況

(2025年3月31日現在)

役職および氏名		出席状況（2025年3月期）
リスク委員（委員長）	社外取締役 Laura Simone Unger （ローラ・アンガー）	5回／5回
リスク委員	社外取締役 J. Christopher Giancarlo （クリストファー・ジャンカルロ）	5回／5回
リスク委員	社外取締役 Patricia Mosser （パトリシア・モッサー）	5回／5回
リスク委員	社外取締役 石黒美幸	5回／5回
リスク委員	取締役（非業務執行） 小川祥司	5回／5回

2025年3月期における当社のリスク委員会の具体的な検討内容

主たる検討内容	
リスク・アペタイト	リスク・アペタイトの定期的な見直し、リスク・アペタイト・ステートメントの改定
リスク管理の高度化・強化	事業継続および外部委託先に関わるリスク、IT・サイバーリスク（AIリスクを含む）等のリスク管理の高度化や強化に向けた取組み
トップリスク／エマージングリスク	当社の経営戦略や財務面に重大な影響を及ぼす可能性の高いリスクのアウトルックと紐づく当社戦略
規制遵守	バーゼルⅢ資本規制の適用に向けた対応状況

（※）上記検討内容を踏まえた当社のリスク管理の詳細については、「第4〔提出会社の状況〕4〔コーポレート・ガバナンスの状況等〕（1）〔コーポレート・ガバナンスの概要〕リスク管理体制の概要」に記載のとおりです。

<業務執行の仕組み>

当社は指名委員会等設置会社であることから、取締役会は業務執行の決定の権限を法律で認められる限りにおいて執行役に対して原則として委任し、執行役が当社の業務を機動的に執行する体制をとっております。取締役会の決議により執行役に委任された事項のうち、特に重要な業務執行については「経営会議」、「グループ・リスク管理委員会」、「野村グループ・コンダクト委員会」、「サステナビリティ委員会」といった会議体における審議を経て決定することとしております。また、経営会議等での審議状況について、取締役会は各会議体から適宜報告を受けることとしております。

各会議体の役割および構成については以下のとおりです。

① 経営会議

代表執行役社長 グループCEO 奥田健太郎を議長とし、執行役および代表執行役社長 グループCEOが指名する者から構成される会議体であり、野村グループの経営戦略、事業計画および予算ならびに経営資源の配分をはじめとする、野村グループの経営にかかる重要事項について審議・決定しております。

② グループ・リスク管理委員会

代表執行役社長 グループCEO 奥田健太郎を議長とし、代表執行役社長 グループCEO以外の代表執行役のうち議長が指名する者、コンプライアンス統括責任者（CCO）、リスク管理統括責任者（CRO）、財務統括責任者（CFO）、部門長（ビジネスを行う部門の責任者）および議長が指名する者から構成される会議体であり、経営会議からの委任を受けて、野村グループの統合リスク管理に関する重要事項について審議・決定しております。

③ 野村グループ・コンダクト委員会

執行役副社長 飯山俊康を委員長とし、コンプライアンス統括責任者（CCO）および代表執行役社長 グループCEOが指名する者から構成される会議体であり、野村グループ行動規範の浸透ならびに野村グループにおけるコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理について審議しております。

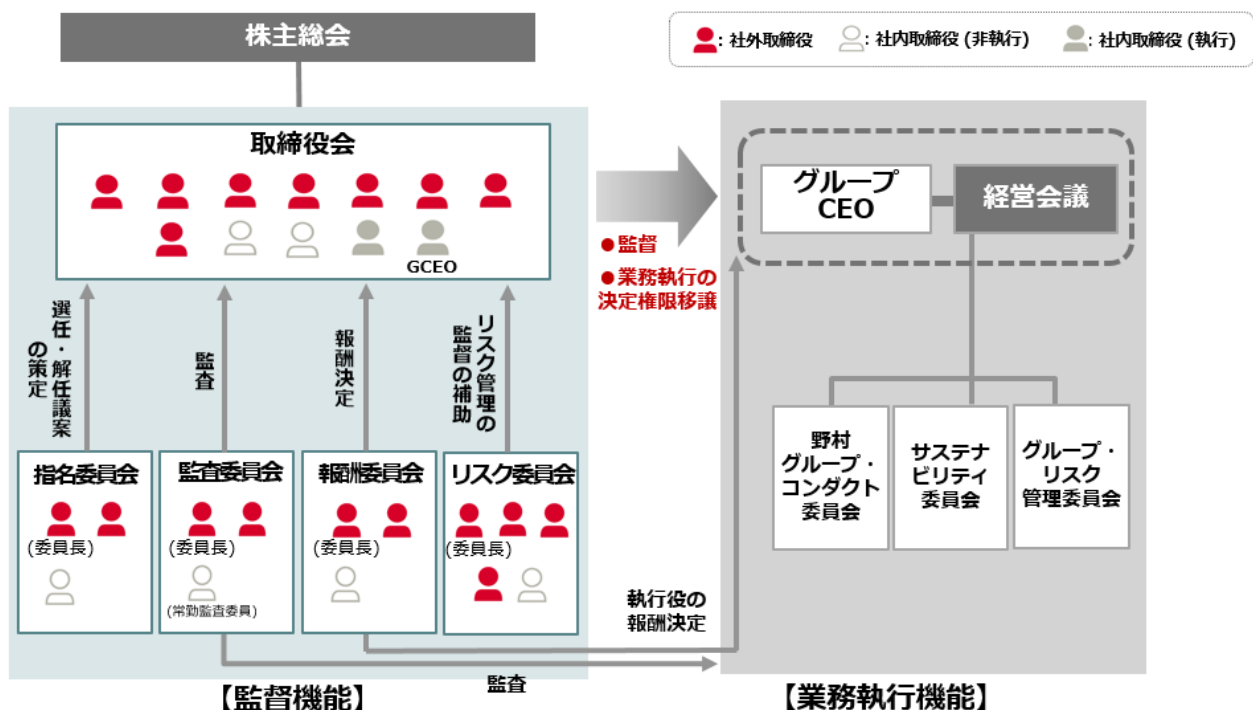
④ サステナビリティ委員会

代表執行役社長 グループCEO 奥田健太郎を議長とし、代表執行役社長 グループCEOが指名する者から構成される会議体であり、野村グループにおけるサステナビリティ推進にかかる戦略等について審議・決定しております。

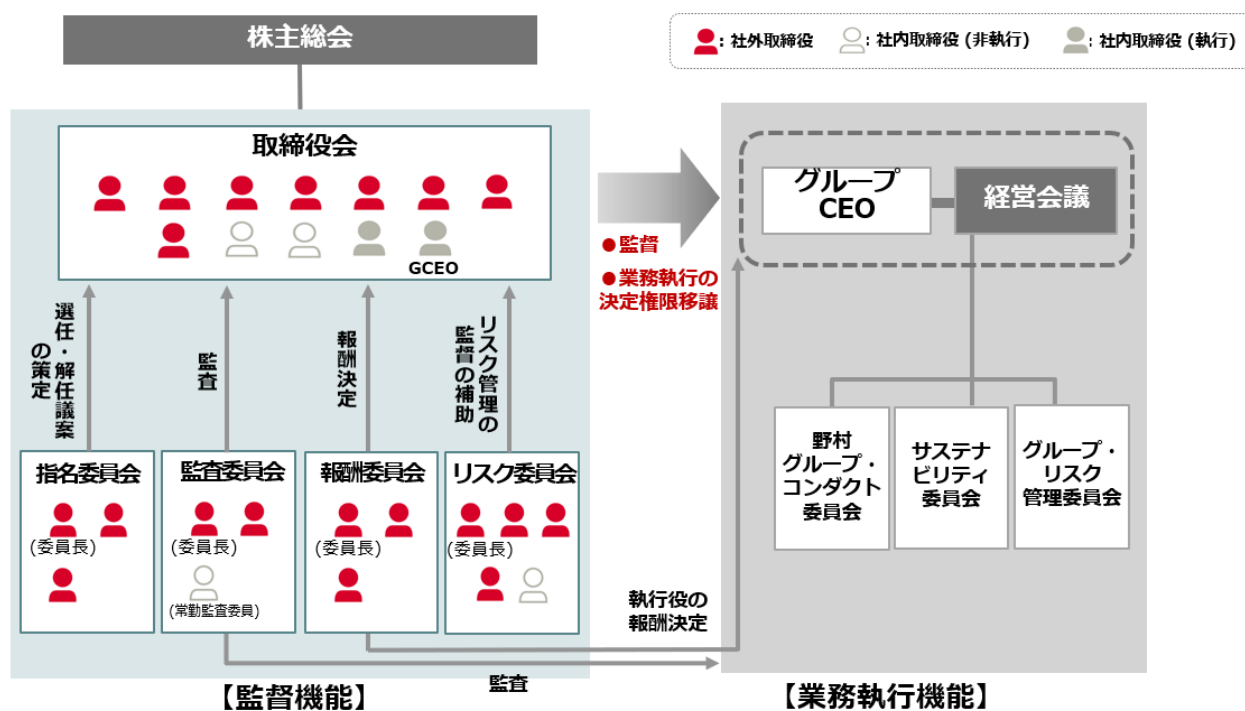
また、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図るため、執行役から業務執行権限の一部の委任を受け、個々の担当分野のビジネス、オペレーションに専念する役割を担う「執行役員」を設置しております。

コーポレート・ガバナンス体制

（提出日現在）



(2025年6月24日開催予定の定時株主総会終了後の取締役会決議後)

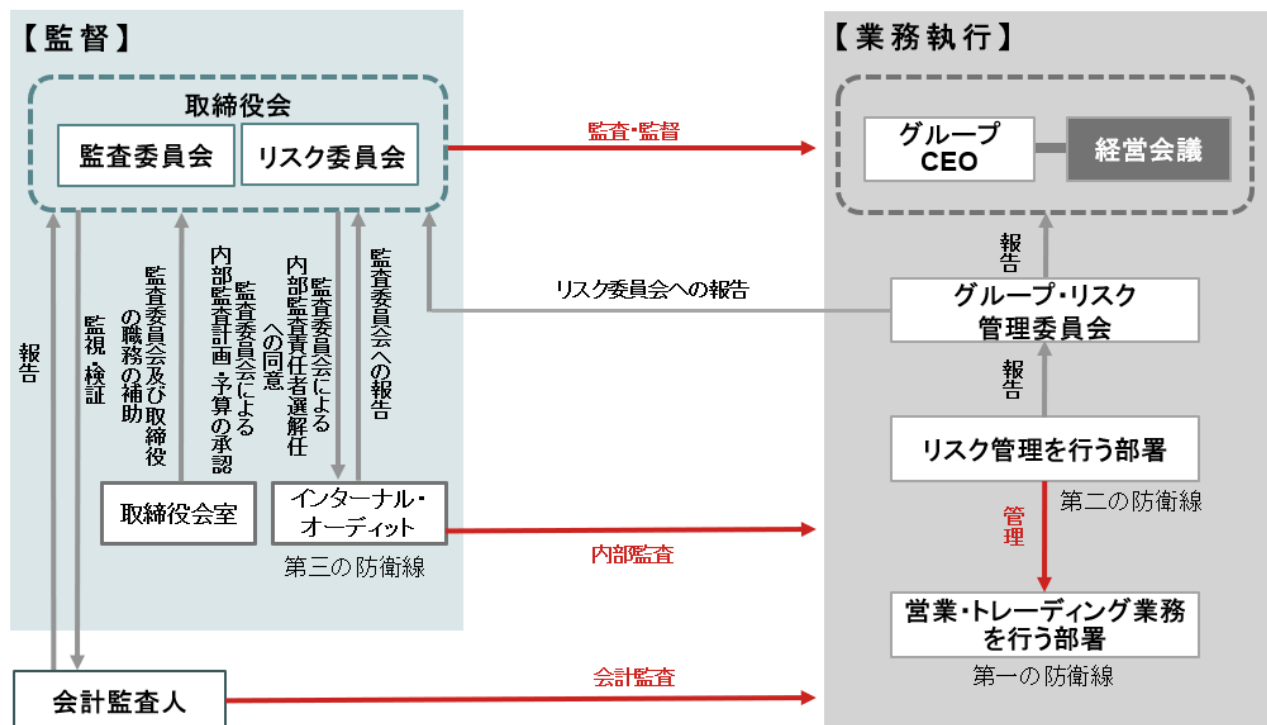


内部統制システム整備の状況および提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、経営の透明性・効率性の確保、法令・諸規則の遵守、リスク管理、事業・財務報告の信頼性の確保、適時・適切な情報開示の促進といった観点から、グループ全体にわたる企業行動の適正化を推進するための内部統制システムの強化・充実に努めております。

当社における内部統制システムは、取締役会において、「野村ホールディングスにおける業務の適正を確保するための体制」として決議しており、当該体制にはグループとしての内部統制システムの整備に関する事項も含まれております。また、野村グループ各社においても、当社の決議内容を踏まえ、それぞれ自社の実情に合った内部統制システムの整備を行っております。

■内部統制システムの構造



取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、経営環境の変化に機動的に対応した株主への利益還元や資本政策を遂行できるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

取締役および執行役の責任免除

当社は、取締役および執行役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）および執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定

めております。

責任限定契約

当社は、取締役 小川祥司および社外取締役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

役員等賠償責任保険契約

当社は、当社およびその子会社等の取締役、執行役、執行役員、監査役および幹部社員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。ただし、役員等個人の故意かつ詐欺的もしくは不誠実な行為に起因するもの等一定の免責事由があります。

種類株式について

資金調達の実施を可能な限り広く確保し、将来にわたり経済やビジネスの環境変化に迅速に対応していくことが可能となるよう、当社は、普通株式のほか、無議決権優先株式を発行できる旨を定款に定めております。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、普通株主に先立ち優先配当金を受けている限り、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。

なお、提出日現在、現に発行している株式は普通株式のみであります。

リスク管理概要

当社の事業活動は、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、その他外生的事象に起因する多様なリスクに晒されています。以下にリスク管理の概要を示します。

リスクの特性

野村では、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスクなど業務運営によって生じる不測の損失により当社グループの資本が毀損する可能性、および当社グループの信用力の低下または市場環境の悪化により、必要な資金の確保が困難になる資金流動性リスク、さらに誤った経営判断、拙速なまたは誤った事業の推進、または業界や外部環境の変化に対する不作為により、現在および将来の収益、自己資本、資金流動性、企業価値、または野村のレピュテーションが被る戦略リスクなどを管理しています。野村に影響を与える可能性のある追加のリスクについては、「第2〔事業の状況〕 3〔事業等のリスク〕」に記載されています。

リスク管理の方針

当社は全社員がリスク管理を行う主体であるとの認識のもと、能動的にリスク管理に取り組むことを基本方針とし、組織内の全階層で積極的なリスク管理を推進しています。リスクはリスク・アペタイトの範囲内に抑制することを目指しています。

リスク管理手続き

- ・ リスクに関する経営情報の算出、集計、報告およびモニタリングを行い、意思決定に貢献する情報を提供します。
- ・ リスク・マネジメント部門とファイナンス部門は、リスク・アペタイトに対応するポジションの状況を定期的に取りまとめ、データの適切な管理を実施します。
- ・ 経営情報はリスク・カテゴリー全般にわたり、さまざまなリスク管理手法を用いて作成されます。
- ・ 当社のリスク管理の枠組みは、リスク・アペタイト、ガバナンスおよび監督、財務的資源の管理、すべてのリスク・カテゴリーの管理、管理プロセスで構成されています。

リスク管理体制の概要

野村は、財務の健全性を維持し、企業価値を高めることを目的としたリスク管理のための枠組みを確立しています。

三つの防衛線による管理体制：

- ・ 第一の防衛線： フロント部署および全役職員がリスク管理に責任を負います。
- ・ 第二の防衛線： リスク管理部署が第一の防衛線をサポート・監視し、経営陣に報告します。
- ・ 第三の防衛線： 独立した内部監査部署がリスク管理の検証・評価を行い、監査委員会に報告します。

リスク・アペタイトの設定：

野村は経営戦略に基づき、許容するリスクの種類および水準を定め、定期的に見直しを行います。野村のリスク・アペタイトは、リスク管理統括責任者（CRO）および財務統括責任者（CFO）により提案され、経営会議の承認により決定されます。リスク・アペタイトはその後、執行側からの提案に対して同意を与える権限を有するリスク委員会でさらに審議されます。

リミット管理の枠組み

堅牢なリミット・モニタリングおよび管理を構築することは、リスクの適切なモニタリングおよび管理の要となります。リミット管理の枠組みにおいては、適正な水準の権限を有する組織階層においてリミットの承認が行われるように、エスカレーションの方針が策定されます。リスク・マネジメント部門およびファイナンス部門は、リミットの承認、モニタリング、必要に応じて実施する報告を含む、日々のリミット管理の運用に責任を有します。ビジネス部門は、当該リミットを遵守する責任を負います。リミットは、市場リスク、信用リスク、モデル・リスクなどの定量的指標に適用されます。

リスク管理の組織体制

野村は、経営戦略および経営資源の配分ならびに経営に係る重要事項を審議あるいは決定する機関として経営会議を設置しています。経営会議の委任を受け、グループ・リスク管理委員会は、野村の統合リスク管理に係る重要事項を審議または決定します。同委員会は、業務の健全かつ円滑な運営に資することを目的として運営され、グループCEO、グループCEO以外の代表執行役のうち議長が指名する1名、コンプライアンス統括責任者、リスク管理統

括責任者（CRO）、財務統括責任者（CFO）、部門長および議長が指名する者から構成されます。野村は、適切な組織機構及び会議体を設置し、効果的にビジネスを推進しつつ、実効性のあるリスク管理を行います。

なお、リスク管理における取締役会とリスク委員会の各役割については、「4.（1）「コーポレート・ガバナンスの概要」」をご参照ください。

リスク・カテゴリーと定義

野村は、リスクを以下のように分類し、それぞれを管理する部署を設置しています。

- ・ 財務リスク：信用リスク、市場リスク、モデル・リスク
- ・ 非財務リスク：オペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスク
- ・ 資金流動性リスク：資金流動性リスク
- ・ その他のリスク：ESG（環境、社会、ガバナンス）、戦略リスク等

財務リスクと非財務リスクの詳細については後記をご参照ください。資金流動性リスクについては、「4.（5）流動性資金調達と資本の管理」をご参照ください。

信用リスク

リスクの特性

信用リスクとは、債務者が債務不履行、破産、または法的手続き等により、合意された条件とおりに契約上の義務を履行できないことで生じる損失リスクを指し、オフ・バランス資産にかかる損失を含みます。当該リスクはまた、カウンターパーティの信用力低下を反映したクレジット・バリュエーション・アジャストメント（CVA）により損失を被るリスクを含みます。

リスク管理の方針

野村は、リスク・アペタイトに沿って、適切に信用リスクを取ることを可能にするリスク管理の枠組みを設計しています。

- ・ クレジット・リスク・マネジメント（CRM）は、個々のカウンターパーティの信用分析の結果に基づき、カウンターパーティまたは債務者の信用力を、内部格付を付すことにより表します。内部格付はデフォルト確率（PD）と紐付けされ、信用リスク・アセット額算出に使用されています。
- ・ カウンターパーティに対して発生するクレジット・エクスポージャーは、内部格付に基づき設定するクレジット・リミットにより管理されます。

信用リスク管理の対象には、カウンターパーティとの取引に加えて、ローン、プライベート・エクイティ投資、ファンド投資、投資有価証券のほか、信用リスク管理が必要と考えられる各種の債券や株式商品が含まれます。野村の信用リスクは、主にデリバティブ取引、証券貸借取引から発生しています。

手続き

野村における信用リスク管理は、以下のような手続きで行われています。

- ・ 内部格付の付与・更新：
CRMは、カウンターパーティの信用力評価を、対象先の事業環境、競争力、経営陣や財務面での強みや柔軟性に関する詳細なデュー・ディリジェンスや分析に基づき行います。また、クレジット・アナリストは、対象先の組織体制や、明示的なまたは暗黙の信用補完も考慮します。クレジット・アナリストは、内部格付を付与するとともに、年1回以上、見直しを行う責任を負います。
- ・ クレジット・リミットの設定：
CRMは、内部格付に基づき、カウンターパーティにクレジット・リミットを設定します。
- ・ エクスポージャーの管理：
野村のクレジット・リスク・マネジメント・システムには、カウンターパーティに対するクレジット・リミットおよびクレジット・エクスポージャーが記録されています。これにより、CRMは、クレジット・リミットの使

用状況を把握、監視、管理し、リミット超過が発生した場合、適切に報告を行う体制を確保しています。

体制の概要

野村は、グローバルおよびリーガル・エンティティ単位で信用リスクを管理しており、以下の体制を構築しています。

ポリシー等：

- ・ リスク・アペタイトに基づくリスク管理体制の下、信用リスク管理の基本方針、リスク計測方法、クレジット・リミット設定にかかる承認権限、モニタリングなどに関する事項は、グローバル・ポリシー、スタンダード、プロセスジャーで規定されています。
- ・ ポリシー等は、グループ・リスク管理委員会、グループ・リスク審査委員会、またはグローバル・リスク・ストラテジック・コミッティの承認を受けて制定され、信用リスク管理の基本方針のほか、クレジット・リミット設定にかかる承認権限を定めています。

クレジット・リスク・マネジメント（CRM）：

- ・ CRMは、リスク・マネジメント部門内の信用リスクを管理するためのグローバルな組織であり、CROに報告を行っています。
- ・ CRMは、前述のポリシー等の実装、維持、管理に責任を負います。

信用リスク削減手法

リスクの特性およびリスク管理の方針

「信用リスク」を参照してください。

手続きおよび体制の概要

マスター・ネットティング契約

- ・ 野村は、多くのカウンターパーティとの間で、国際スワップデリバティブ協会の基本契約書、またはそれに準ずる契約書（総称して「マスター・ネットティング契約」）を締結しています。
- ・ マスター・ネットティング契約を締結することで、債権、債務を相殺し、カウンターパーティのデフォルトにより発生する潜在的な損失額を減少させています。

担保契約

- ・ 信用リスクをさらに削減するため、野村では担保契約を活用しています。
- ・ 取引開始時、またはエクスポージャーの水準、もしくはその他の事由が発生した際に、カウンターパーティから担保を受領できるようにしています。

デリバティブ等取引における与信相当額

以下は、2025年3月末における野村のトレーディング目的のデリバティブ等取引における与信相当額になります。カウンターパーティの信用格付と満期までの年限ごとに公正価値で表示しており、これらの信用格付は野村のCRMが付与した内部格付です。

(単位：十億円)

信用格付	満期までの年限					異なる満 期間の相 殺(1)	公正価値 の合計 (a)	受入担保 額(b)	再構築コ スト(3) (a)－(b)
	1年未満	1年から 3年	3年から 5年	5年から 7年	7年超				
AAA	4	20	8	5	160	△69	128	1	127
AA	237	405	275	321	1,990	△2,809	419	66	353
A	397	334	235	168	909	△1,641	402	92	310
BBB	281	113	52	58	357	△416	445	176	269
BB以下	81	168	63	40	42	△221	173	647	－
その他(2)	60	10	22	11	23	△168	△42	105	－
小計（店頭取引デリバティブ）	1,060	1,050	655	603	3,481	△5,324	1,525	1,087	1,059
上場デリバティブ	1,231	121	123	29	0	△1,062	442	212	230
合計	2,291	1,171	778	632	3,481	△6,386	1,967	1,299	1,289

- (1) 同一のカウンターパーティとのデリバティブ等取引の異なる満期の債権、債務の相殺額を表示しています。また、同一のカウンターパーティとの同一の満期の取引については、債権、債務の相殺後の金額を各年限の欄に表示しています。なお、編纂書210－20「貸借対照表－相殺」および編纂書815「デリバティブとヘッジ」に基づき、デリバティブ等取引にかかる現金担保による相殺効果も勘案されています。
- (2) 「その他」は、無格付のカウンターパーティおよび特定のカウンターパーティを対象としない、ポートフォリオ・レベルでの評価調整を含んでいます。
- (3) 受入担保額がデリバティブ等取引の公正価値の合計を上回っている場合、野村の与信相当額を適切に表示しないためゼロと表記しております。

市場リスク

市場リスクは、市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券の価格等）の変動により、保有する金融資産および負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失が発生するリスクです。

リスク管理の方針、手続きおよび体制の概要

リスクの特定、評価、管理および削減に係る方法ならびにヘッジの有効性に関する監視方法

- ・ 当社では、市場リスクを統計的に測定・モニタリングするために、Value at Risk (VaR)、ストレスVaRおよび追加的リスクを利用しています。感応度分析やストレス・テストも評価手段として用いており、感応度は市場リスク・ファクターの単位当たりの変動によるポートフォリオ価値変化を示す指標です。感応度は資産種別によって異なり、リスク・ファクターごとの合算は原則として行いません。ストレス・テストでは、ポートフォリオ・リスクやテール・リスクの非線形性を含めて分析し、グループ全体から各部門、個々のトレーディング・デスクに至るまで市場リスク・ファクターを横断的に合算可能とします。
- ・ 市場リスクは、ビジネス部門やシニア・マネジメントに報告される日次レポート等を通じて、承認されたリミット内かどうかをモニタリングします。市場リスク管理は、フロント部門から独立した市場リスク部門が行い、体系的かつ効果的な認識、分析、報告および管理を通じて強固な枠組みを構築しています。市場リスク・リミットの使用状況は、Market Risk Limit Procedureに基づき、ビジネス・ヒエラルキーおよびリーガル・エンティティ・ヒエラルキーの各レベルで報告されます。
- ・ 市場リスク・リミットの使用額が事前に承認されたリミットを超過した場合、フロント部門は市場リスク部門と協力し、アクションプランを策定し、承認を得て実行します。リミット違反が発生した際は、ポリシーに従い、関係者および関連会議体に報告されます。

Value at Risk (VaR)

VaRは、株価、金利、クレジット・スプレッド、為替レート、コモディティ価格とこれらのボラティリティや相関を含む市場要因の不利な動きによる損失額を計測する指標です。

- ・ メソドロジーの前提
当社は、グループ全体のトレーディングに関するVaRの計測に、グローバルに統一されたVaRモデルを使用しています。ヒストリカル・シミュレーション法を採用し、過去2年間の市場データをもとに、現在のエクスポージャーに適用して収益分布を構成します。この分布を用いて、将来の損失を必要な信頼水準（確率）で推定します。保有期間1日のVaRは、リスク管理やリスク・リミットのモニタリングに利用され、保有期間10日のVaRは、規制資本計算に用いられます。VaRモデルは、必要に応じて高品質なデータが得られない場合には代理変数を用いて能力を維持します。
- ・ VaRバックテスト
VaRモデルのパフォーマンスは定期的にモニタリングされ、主に1日分の損失とVaR値の比較（バックテスト）を実施しています。バックテストの結果はリスク・マネジメント部門が月次でレビューします。2025年3月31日以前の12か月において、バックテスト上の一日分の損益が、保有期間一日・信頼水準99%のVaRを超過した日はありませんでした。
- ・ VaRの限界と利点
VaRの主な利点は、異なる資産カテゴリーのリスクを合算可能であることです。しかし、過去データに基づくリスク計測であるため、直近の市場変動要因に基づく分布や相関からの推測が求められることを仮定します。加えて、VaRは流動性のある市場におけるリスクの把握には適していますが、急激な変動に対しては限界があります。そのため、VaRは厳しい事象の影響を完全には表しません。当社はVaRの限界を認識し、リスク管理プロセスの一要素として利用しています。

ノン・トレーディング・リスク

当社におけるノン・トレーディング・ポートフォリオの主な市場リスクは、取引関係維持やビジネス推進を目的として長期的に保有している投資有価証券にかかるもので、主に日本の株式市場の変動の影響を受けます。このポートフォリオの市場リスクを推定する手法のひとつに、東京証券取引所上場銘柄に対する主要インデックスであるTOPIX

の変化に対する市場感応度分析があります。

当社では、TOPIXとビジネス推進を目的として保有する株式の直近90日間の市場価格の変動に基づく回帰分析を行います。当社の試算では、取引関係維持やビジネス推進を目的として保有する株式は、TOPIXが10%変動すると、2024年3月末で約83億円、2025年3月末で約77億円の損失が予想されました。TOPIXは2024年3月末は2,768.62ポイント、2025年3月末は2,658.73ポイントで引けております。このシミュレーションは、TOPIXとの回帰分析により算出された結果です。したがって、投資有価証券の個々の株式の価格変動により、実際の結果はこの試算とは異なる点にご留意ください。

オペレーショナル・リスク管理

当社はオペレーショナル・リスクを、内部プロセス、システム、役職員の行動の不適切さ、機能不全、または外部事象から生じる財務上の損失、法令違反、および当社グループの評判の悪化をともなう非財務的影響を被るリスクと定義しています。このリスクには、コンプライアンス、リーガル、ITおよび情報セキュリティ、不正、サードパーティに関するリスク、その他の非財務リスクが含まれます。この定義には戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定による損失）やレピュテーション・リスクは含まれませんが、オペレーショナル・リスクの顕在化が当社グループの評判に影響を与える可能性があるため、両者は密接に関連しています。

リスク管理の方針および手続きの概要

当社はオペレーショナル・リスクの特定、評価、管理、モニタリングおよび報告が可能となる管理枠組みを整備しています。この枠組みは、経営会議から委任されたグループ・リスク管理委員会によって監督されています。オペレーショナル・リスク管理の枠組みは以下のように構成されています。

管理の枠組みの基盤

- ・ ポリシー・フレームワークの構築と維持：オペレーショナル・リスク管理の基本的事項をポリシーとして明文化しています。
- ・ 研修および理解の促進：オペレーショナル・リスク管理に対する認識を高める取り組みです。

主要な管理活動

- ・ リスク事象の報告：オペレーショナル・リスクに起因する損失や利益、その他の影響が発生した事例や事故に関する情報を収集・報告するプロセスです。
- ・ RCSA（Risk & Control Self Assessment）：自身の業務におけるオペレーショナル・リスクおよびリスク削減のために導入されたコントロールの評価、ならびに対応策の策定を行うプロセスです。オペレーショナル・リスク管理部署はこのプロセスを構築し、ビジネス・ユニットへの導入を支援します。
- ・ KRI（Key Risk Indicator）：オペレーショナル・リスクに関する主要な指標を収集・監視し、予め定めた水準を超えた場合に必要な対応を行うプロセスです。
- ・ シナリオ分析：テール・リスク（低頻度かつ大規模な損失が発生するリスク）を評価し、必要に応じて統制の改善を行うプロセスです。

管理活動結果の活用

- ・ 分析および報告：オペレーショナル・リスク管理部署は、ビジネス・ユニットからの情報について事実確認や原因分析を行い、経営陣に報告します。
- ・ 所要資本の計算と配分：バーゼル規制および地域規制当局の要件に基づき、オペレーショナル・リスクにかかる所要自己資本を計算します。

モデル・リスク管理

モデル・リスクとは、モデルの誤り、またはモデルの不正確または不適切な適用により、財務的損失を被るリスク、意思決定の誤りを引き起こすリスク、または顧客からの信頼低下を招くリスクを指します。当社では、モデル・リスクを効果的に管理するために、モデルの開発、管理、検証、承認、使用、継続的モニタリング、定期レビューを含むモデル・リスク管理の枠組みを整備しています。この枠組みの中では、以下の要件を定めています：

- ・ モデルの開発と検証：新規モデルの導入および承認済みモデルの重要な変更に際しては、モデル開発チームから独立したチームによる検証を受けることが必要です。モデル変更の重要度は、モデル・リスク管理の実施手続きにおいて定めた基準に基づいて判定されます。
- ・ 独立検証：モデル検証チームは、複数の分析を通じてモデルの適切性を評価し、モデルの限界を特定し、モデル・リスクの定量化を図ります。このプロセスにより、モデルの信頼性と安全性が確保されます。
- ・ リスクの低減：モデルはモデル検証チームによる承認時点で使用制限、モデル・リザーブ、資本調整などの条件を適用することによりリスクが低減されます。これにより、モデルが経済的に健全であることを保証します。
- ・ 定期的な評価とモニタリング：承認されたモデルについては定期的に検証手続きを実施し、そのパフォーマンスを監視します。この監視は、モデルの適切性を継続的に評価するために重要な役割を果たします。
- ・ ガバナンスと承認：モデル・リスク・マネジメント・コミッティによって、モデル全体の監督、精査、ガバナンスが行われ、検証済みモデルの最終承認が実施されます。

以上のように、当社はモデル・リスクの管理体制を確立し、財務的および非財務的リスクを適切に把握・管理するための取り組みを強化しています。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

i 2025年6月23日(有価証券報告書提出日)現在の役員の状況は以下のとおりです。

男性 14名 女性 3名(役員のうち女性の比率 17.65%)

a. 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株) (注4)
取締役会長	永井 浩二	1959年1月25日生	1981年4月 当社入社 2003年4月 野村證券株式会社取締役 2003年6月 同社執行役 2007年4月 同社常務執行役 2008年10月 同社常務(執行役員) 2009年4月 同社執行役兼専務(執行役員) 2011年4月 同社Co-COO兼執行役副社長 2012年4月 当社執行役員 野村證券株式会社取締役兼代表執行役社長 2012年8月 当社代表執行役グループCEO 野村證券株式会社取締役兼代表執行役社長 2013年6月 当社取締役兼代表執行役グループCEO 野村證券株式会社取締役兼代表執行役社長 2017年4月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO 野村證券株式会社取締役会長 2020年4月 当社取締役会長(現職) 野村證券株式会社取締役会長(現職) <主要な兼職> 野村證券株式会社取締役会長	(注1)	5,129
取締役	奥田 健太郎	1963年11月7日生	1987年4月 当社入社 2010年4月 野村證券株式会社執行役員 2012年4月 同社常務(執行役員) 2012年8月 当社常務(執行役員) 野村證券株式会社常務(執行役員) 2013年4月 当社執行役員 野村證券株式会社常務(執行役員) 2015年4月 当社執行役員 野村證券株式会社専務(執行役員) 2016年4月 当社執行役員 野村證券株式会社執行役兼専務(執行役員) 2017年4月 当社執行役員 野村證券株式会社専務(執行役員) 2018年4月 当社執行役グループCo-COO 野村證券株式会社取締役兼執行役副社長 2019年4月 当社執行役副社長グループCo-COO 2020年4月 当社代表執行役社長グループCEO 野村證券株式会社代表取締役 2020年6月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO 野村證券株式会社代表取締役 2021年6月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO(現職) 野村證券株式会社代表取締役社長(現職) <主要な兼職> 野村證券株式会社代表取締役社長	(注1)	4,980
取締役	中島 豊	1965年8月2日生	1988年4月 当社入社 2011年4月 野村證券株式会社執行役員 2015年5月 当社執行役員 2016年4月 当社執行役員 野村證券株式会社常務(執行役員) 2017年4月 当社執行役員 野村證券株式会社執行役兼常務(執行役員) 2018年4月 当社執行役員 野村證券株式会社執行役兼専務(執行役員) 2019年4月 当社執行役員 野村證券株式会社取締役兼専務(執行役員) 2021年4月 当社執行役員 野村證券株式会社代表取締役副社長 2023年4月 当社代表執行役副社長 野村證券株式会社代表取締役副社長 2023年6月 当社取締役兼代表執行役副社長(現職) 野村證券株式会社代表取締役副社長(現職) <主要な兼職> 野村證券株式会社代表取締役副社長	(注1)	6,775

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株) (注4)
取締役	小 川 祥 司	1964年 8 月 9 日生	1987年 4 月 当社入社 2007年 4 月 野村證券株式会社IB企画部長 2008年10月 同社キャピタル・マーケット部長兼キャピタル・ソリューション部長 2009年 7 月 同社キャピタル・マーケット部長 2012年 4 月 同社IB企画部長 2013年 7 月 当社グループ監査業務室長 野村證券株式会社監査業務室長 2016年 8 月 当社取締役会室長 野村證券株式会社取締役会室長 2017年 4 月 当社執行役員 グループ・インターナル・オーディット担当 野村證券株式会社執行役員 インターナル・オーディット担当 2021年 4 月 当社顧問 2021年 6 月 当社取締役（現職） <主要な兼職> Nomura Holding America Inc. ノン・エグゼクティブ・ディレクター Instinet Incorporated ノン・エグゼクティブ・ディレクター	(注1)	558
取締役	Laura Simone Unger 〔ローラ・アンガー〕	1961年 1 月 8 日生	1988年 1 月 U.S. Securities and Exchange Commission(SEC)エンフォースメント・アトニー 1990年10月 U.S. Senate Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs カウンセル 1997年11月 SEC委員 2001年 2 月 同委員長代行 2002年 7 月 CNBC レギュラトリー・エキスパート 2003年 5 月 JPMorgan Chase & Co. インディペンデント・コンサルタント 2004年 8 月 CA Inc. インディペンデント・ディレクター 2010年 1 月 Promontory Financial Group スペシャル・アドバイザー 2010年12月 CIT Group Inc. インディペンデント・ディレクター 2014年11月 Navient Corporation インディペンデント・ディレクター 2018年 6 月 当社社外取締役（現職） <主要な兼職> Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター Instinet Holdings Incorporated インディペンデント・ディレクター	(注1)	(ADR 1,000) (注5)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株) (注4)
取締役	Victor Chu [ビクター・チュ ー]	1957年6月20日生	1982年12月 The Supreme Court, Hong Kong ソリシター 1988年1月 First Eastern Investment Group (第一東方投資集団) チェアマン兼CEO (現職) 1988年10月 Hong Kong Stock Exchange ディレクター兼 カウンスルメンバー 1992年6月 Hong Kong Securities and Futures Commission アドバイザリー・コミッティ・ メンバー 2003年8月 World Economic Forum ファンデーション・ ボード・メンバー 2018年4月 Airbus SE インディペンデント・ディレク ター (現職) 2021年6月 当社社外取締役 (現職) <主要な兼職> First Eastern Investment Group (第一東方 投資集団) チェアマン兼CEO University College London チェア・オブ・ カウンスル International Business Council of the World Economic Forum 共同議長 Airbus SE インディペンデント・ディレク ター	(注1)	0
取締役	J. Christopher Giancarlo [クリストファ ー・ジャンカル ロ]	1959年5月12日生	1984年9月 Mudge Rose Guthrie Alexander & Ferdon アソシエイト・アトニー 1985年10月 Curtis, Mallet-Prevost, Colt & Mosle アソシエイト・アトニー 1992年1月 Giancarlo & Gleiberman アトニー兼ファ ウンディング・パートナー 1997年9月 Thelen Reid Brown Raysman & Steiner アトニー兼 (エクイティ) パートナー 2000年4月 Fenics Software ヴァイス・プレジデント兼 リーガル・カウンスル 2001年4月 GFI Group Inc. エグゼクティブ・ヴァイ ス・プレジデント 2014年6月 U.S. Commodity Futures Trading Commission コミッショナー 2017年1月 同 チェアマン 2019年10月 American Financial Exchange インディペン デント・ディレクター 2020年1月 Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カ ウンスル (現職) 2021年6月 当社社外取締役 (現職) <主要な兼職> Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カ ウンスル Digital Dollar Project チェア・オブ・ ザ・ボード・オブ・ディレクター Digital Asset Holdings, LLC インディペン デント・ディレクター Paxos Trust Company LLC インディペンデ ント・ディレクター Nomura Securities International, Inc. イ ンディペンデント・ディレクター Nomura Global Financial Products Inc. イ ンディペンデント・ディレクター	(注1)	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株) (注4)
取締役	Patricia Mosser [パトリシア・モッサー]	1956年2月14日生	1986年7月 Columbia University, Economics Department アシスタント・プロフェッサー 1991年1月 Federal Reserve Bank of New York (FRBNY) エコノミスト兼ヴァイス・プレジデント 2006年11月 同 シニア・ヴァイス・プレジデント、FX Forum, Executive Meeting of East Asia and Pacific (EMEAP) Central Banks, Bank for International Settlements メンバー 2007年1月 American Economic Association's Committee on the Status of Women in the Economics Profession ボード・メンバー 2007年6月 Markets Committee, Bank for International Settlements メンバー 2009年1月 Federal Open Market Committee (FOMC) アクティング・システミック・オープン・マーケット・アカウント・マネージャー 2013年10月 Office of Financial Research (OFR), U.S. Treasury Department デピュティ・ディレクター 2013年10月 Deputies Committee of the Financial Stability Oversight Council (FSOC) メンバー 2015年6月 Columbia University, School of International and Public Affairs (SIPA) シニア・リサーチ・スカラー、Central Banking and Financial Policy ディレクター (現職) 2021年6月 当社社外取締役 (現職) <主要な兼職> Columbia University, School of International and Public Affairs (SIPA) ・シニア・リサーチ・スカラー ・Central Banking and Financial Policy ディレクター Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター	(注1)	(ADR 100) (注5)
取締役	高 原 豪 久	1961年7月12日生	1986年4月 株式会社三和銀行 (現、株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1991年4月 ユニ・チャーム株式会社入社 1995年6月 同社取締役 1996年4月 同社取締役 購買本部長兼国際本部副本部長 1997年6月 同社常務取締役 1998年4月 同社常務取締役 サニタリー事業本部長 2000年10月 同社常務取締役 経営戦略担当 2001年6月 同社代表取締役社長 2004年6月 同社代表取締役社長執行役員 (現職) 2021年6月 当社社外取締役 (現職) <主要な兼職> ユニ・チャーム株式会社代表取締役社長執行役員 住友商事株式会社社外取締役	(注1)	8

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株) (注4)
取締役	石 黒 美 幸	1964年10月26日生	1991年4月 弁護士登録、常松築瀬関根法律事務所（現、長島・大野・常松法律事務所）入所 1999年1月 同法律事務所パートナー 2000年1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー（現職） 2004年10月 Columbia Law School 客員教授 2015年5月 Inter-Pacific Bar Association (IPBA) 事務総長 2016年2月 総務省電波監理審議会 委員 2016年4月 一橋大学経営協議会 委員 2018年4月 東京弁護士会 副会長 2023年6月 当社社外取締役（現職） 2024年4月 IPBA会長 <主要な兼職> 長島・大野・常松法律事務所パートナー レーザーテック株式会社社外取締役	(注1)	0
取締役	石 塚 雅 博	1960年4月21日生	1984年10月 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（現、有限責任監査法人トーマツ）入所 1988年4月 公認会計士登録 1997年6月 監査法人トーマツ（現、有限責任監査法人トーマツ）パートナー 1998年1月 Deloitte & Touche LLP ニューヨーク事務所駐在 2004年10月 監査法人トーマツ（現、有限責任監査法人トーマツ）業務管理本部 監査テクノロジー部長 2010年8月 日本公認会計士協会 監査基準委員会副委員長 2010年10月 有限責任監査法人トーマツ品質管理本部 マニュアル室長 2015年11月 デロイトトーマツ合同会社 ボード・メンバー 2017年6月 デロイトトーマツ合同会社/有限責任監査法人トーマツ執行役 レビュー・クオリティ・リスクマネジメント本部 本部長 2022年6月 デロイト トーマツ グループ エシックス・オフィサー 2023年6月 当社社外取締役（現職） 2024年4月 野村證券株式会社取締役（現職） <主要な兼職> 野村證券株式会社取締役	(注1)	76
取締役	大 島 卓	1956年7月14日生	1980年3月 日本碍子株式会社入社 2007年6月 同社執行役員 2011年6月 同社常務執行役員 2014年6月 同社代表取締役社長 2021年4月 同社代表取締役会長（現職） 2024年6月 当社社外取締役（現職） <主要な兼職> 日本碍子株式会社代表取締役会長 東海旅客鉄道株式会社社外取締役 東邦瓦斯株式会社社外取締役	(注1)	0
計（注4）					17,529

(注) 1 取締役の任期は、2024年6月25日の定時株主総会での選任後、2025年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までとなります。

2 取締役 Laura Simone Unger、Victor Chu、J.Christopher Giancarlo、Patricia Mosser、高原豪久、石黒美幸、石塚雅博、および大島卓は、社外取締役です。

3 当社は指名委員会等設置会社です。また、当社は法定の三委員会（指名委員会、報酬委員会および監査委員会）に加え、野村グループのリスク管理の高度化に資することを目的として、社外取締役と非業務執行取締役により構成される「リスク委員会（英文名称：Board Risk Committee）」を設置しております。委員会体制につきましては次のとおりです。

指名委員会	委員長	大島 卓
	委員	高原 豪久
	委員	永井 浩二

報酬委員会	委員長	大島 卓
	委員	高原 豪久
	委員	永井 浩二
監査委員会	委員長	石塚 雅博
	委員	Victor Chu
	委員(常勤)	小川 祥司
リスク委員会	委員長	Laura Simone Unger
	委員	J.Christopher Giancarlo
	委員	Patricia Mosser
	委員	石黒 美幸
	委員	小川 祥司

- 4 2025年5月末現在の所有株式数を記載しております。
- 5 ADRとは米国預託証券です。なお、合計株式数にADRは算入しておりません。

b. 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株) (注3)
代表執行役 執行役社長 グループCEO	奥 田 健 太 郎	1963年11月7日生	(注1)	(注2)	(注1)
代表執行役 執行役副社長	中 島 豊	1965年8月2日生	(注1)	(注2)	(注1)
執行役 執行役副社長 チーフ・オブ・スタッ フ 中国委員会主席	飯 山 俊 康	1965年2月24日生	1987年4月 当社入社 2012年4月 野村證券株式会社執行役員 2015年4月 当社執行役員 野村證券株式会社執行役員 2016年4月 当社執行役員 野村證券株式会社常務(執行役員) 2018年4月 当社執行役員 野村證券株式会社執行役専務 2019年4月 当社執行役員 野村證券株式会社専務(執行役員) 2020年4月 当社執行役員 野村證券株式会社代表取締役副社長 2021年4月 当社執行役健康経営推進最高責任者(CHO) 野村證券株式会社代表取締役副社長 2023年4月 当社執行役副社長兼チーフ・オブ・スタッフ (現職) 野村證券株式会社代表取締役副社長(現職) <主要な兼職> 野村證券株式会社代表取締役副社長	(注2)	2,438
執行役 財務統括 責任者(CFO) チーフ・トランスフォー メーション・ オフィサー(CTO)	北 村 巧	1966年11月26日生	1990年4月 当社入社 2016年4月 当社執行役財務統括責任者(CFO) 野村證券株式会社執行役財務統括 2019年4月 当社執行役財務統括責任者(CFO) 野村證券株式会社取締役常務 2021年4月 当社執行役財務統括責任者(CFO) 野村證券株式会社取締役専務 2021年10月 当社執行役財務統括責任者(CFO)兼総務統 括責任者(CAO) 野村證券株式会社取締役専務 2022年4月 当社執行役財務統括責任者(CFO) 野村證券株式会社取締役専務 2024年4月 当社執行役財務統括責任者(CFO)兼チー フ・トランスフォーメーション・オフィサー (CTO) 野村證券株式会社取締役専務 2025年4月 当社執行役財務統括責任者(CFO)兼チー フ・トランスフォーメーション・オフィサー (CTO)(現職) 野村證券株式会社代表取締役副社長(現職) <主要な兼職> 野村證券株式会社代表取締役副社長	(注2)	1,397
執行役 リスク管理統括 責任者(CRO)	加 藤 壮 太 郎	1969年10月9日生	2002年9月 当社入社 2020年4月 当社執行役リスク管理統括責任者(CRO) (ニューヨーク駐在) 野村證券株式会社取締役常務 2025年4月 当社執行役リスク管理統括責任者(CRO) (ニューヨーク駐在)(現職) 野村證券株式会社取締役専務(現職) <主要な兼職> 野村證券株式会社取締役専務 Nomura Holding America Inc. ディレクター	(注2)	429

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株) (注3)
執行役 コンテンツ・カンパニー長 グローバル規制担当	稲井田 洋 右	1967年10月6日生	1991年4月 当社入社 2015年4月 野村證券株式会社執行役員 2020年4月 同社常務（執行役員） 2022年4月 当社執行役コンプライアンス統括責任者（CCO） 2024年11月 当社執行役グローバル規制担当 野村證券株式会社常務（執行役員） 2025年4月 当社執行役コンテンツ・カンパニー長兼グローバル規制担当（現職） 野村證券株式会社常務（執行役員）（現職） <主要な兼職> 野村證券株式会社常務（執行役員）	(注2)	2,154
執行役 ホールセール部門長 インベストメント・マネジメント部門チェアマン	Christopher Willcox [クリストファー・ウィルコックス]	1968年2月25日生	2014年5月 J.P. Morgan Asset Management Inc. CEO 2021年5月 Nomura Holding America Inc. ディレクター兼 Co-CEO Nomura Securities International, Inc. ディレクター、プレジデント兼CEO Nomura Global Financial Products Inc. ディレクター、プレジデント兼CEO 2022年4月 Nomura Holding America Inc. ディレクター、プレジデント兼CEO Nomura Securities International, Inc. ディレクター、プレジデント兼CEO Nomura Global Financial Products Inc. ディレクター、プレジデント兼CEO 2022年10月 当社執行役ホールセール部門長（ニューヨーク駐在） 2025年4月 当社執行役ホールセール部門長兼インベストメント・マネジメント部門チェアマン（ニューヨーク駐在）（現職）	(注2)	97
計（注4）					6,516

(注) 1 i a. 取締役の状況参照

- 2 執行役の任期は、2024年6月25日の取締役会での選任後、2025年3月期にかかる定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとなります。
- 3 2025年5月末現在の所有株式数を記載しております。
- 4 合計株数に取締役を兼任する執行役の持株数は算入しておりません。

- ii 当社は2025年6月24日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として「取締役12名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。

なお、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会において決議事項として予定している内容も含めて記載しております。

男性14名 女性3名 (役員のうち女性の比率17.65%)

a. 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株) (注4)
取締役会長	永井 浩二	1959年1月25日生	1981年4月 当社入社 2003年4月 野村證券株式会社取締役 2003年6月 同社執行役 2007年4月 同社常務執行役 2008年10月 同社常務(執行役員) 2009年4月 同社執行役兼専務(執行役員) 2011年4月 同社Co-COO兼執行役副社長 2012年4月 当社執行役員 野村證券株式会社取締役兼代表執行役社長 2012年8月 当社代表執行役グループCEO 野村證券株式会社取締役兼代表執行役社長 2013年6月 当社取締役兼代表執行役グループCEO 野村證券株式会社取締役兼代表執行役社長 2017年4月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO 野村證券株式会社取締役会長 2020年4月 当社取締役会長(現職) 野村證券株式会社取締役会長(現職) <主要な兼職> 野村證券株式会社取締役会長	(注1)	5,129
取締役	奥田 健太郎	1963年11月7日生	1987年4月 当社入社 2010年4月 野村證券株式会社執行役員 2012年4月 同社常務(執行役員) 2012年8月 当社常務(執行役員) 野村證券株式会社常務(執行役員) 2013年4月 当社執行役員 野村證券株式会社常務(執行役員) 2015年4月 当社執行役員 野村證券株式会社専務(執行役員) 2016年4月 当社執行役員 野村證券株式会社執行役兼専務(執行役員) 2017年4月 当社執行役員 野村證券株式会社専務(執行役員) 2018年4月 当社執行役グループCo-COO 野村證券株式会社取締役兼執行役副社長 2019年4月 当社執行役副社長グループCo-COO 2020年4月 当社代表執行役社長グループCEO 野村證券株式会社代表取締役 2020年6月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO 野村證券株式会社代表取締役 2021年6月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO(現職) 野村證券株式会社代表取締役社長(現職) <主要な兼職> 野村證券株式会社代表取締役社長	(注1)	4,980

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株) (注4)
取締役	中 島 豊	1965年8月2日生	1988年4月 当社入社 2011年4月 野村證券株式会社執行役員 2015年5月 当社執行役員 2016年4月 当社執行役員 野村證券株式会社常務（執行役員） 2017年4月 当社執行役員 野村證券株式会社執行役兼常務（執行役員） 2018年4月 当社執行役員 野村證券株式会社執行役兼専務（執行役員） 2019年4月 当社執行役員 野村證券株式会社取締役兼専務（執行役員） 2021年4月 当社執行役員 野村證券株式会社代表取締役副社長 2023年4月 当社代表執行役副社長 野村證券株式会社代表取締役副社長 2023年6月 当社取締役兼代表執行役副社長（現職） 野村證券株式会社代表取締役副社長（現職） ＜主要な兼職＞ 野村證券株式会社代表取締役副社長	(注1)	6,775
取締役	小 川 祥 司	1964年8月9日生	1987年4月 当社入社 2007年4月 野村證券株式会社IB企画部長 2008年10月 同社キャピタル・マーケット部長兼キャピタル・ソリューション部長 2009年7月 同社キャピタル・マーケット部長 2012年4月 同社IB企画部長 2013年7月 当社グループ監査業務室長 野村證券株式会社監査業務室長 2016年8月 当社取締役会室長 野村證券株式会社取締役会室長 2017年4月 当社執行役員 グループ・インターナル・オーディット担当 野村證券株式会社執行役員 インターナル・オーディット担当 2021年4月 当社顧問 2021年6月 当社取締役（現職） ＜主要な兼職＞ Nomura Holding America Inc. ノン・エグゼクティブ・ディレクター Instinet Incorporated ノン・エグゼクティブ・ディレクター	(注1)	558
取締役	Victor Chu [ビクター・チューー]	1957年6月20日生	1982年12月 The Supreme Court, Hong Kong ソリシター 1988年1月 First Eastern Investment Group（第一東方投資集団）チェアマン兼CEO（現職） 1988年10月 Hong Kong Stock Exchange ディレクター兼カウンスルメンバー 1992年6月 Hong Kong Securities and Futures Commission アドバイザリー・コミッティ・メンバー 2003年8月 World Economic Forum ファンデーション・ボード・メンバー 2018年4月 Airbus SE インディペンデント・ディレクター（現職） 2021年6月 当社社外取締役（現職） ＜主要な兼職＞ First Eastern Investment Group（第一東方投資集団）チェアマン兼CEO University College London チェア・オブ・カウンスル International Business Council of the World Economic Forum 共同議長 Airbus SE インディペンデント・ディレクター	(注1)	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株) (注4)
取締役	J.Christopher Giancarlo [クリストファー・ ジャンカルロ]	1959年5月12日生	1984年9月 Mudge Rose Guthrie Alexander & Ferdon アソシエイト・アトニー 1985年10月 Curtis, Mallet-Prevost, Colt & Mosle アソシエイト・アトニー 1992年1月 Giancarlo & Gleiberman アトニー兼ファ ウンディング・パートナー 1997年9月 Thelen Reid Brown Raysman & Steiner アトニー兼 (エクイティ) パートナー 2000年4月 Fenics Software ヴァイス・プレジデント兼 リーガル・カウンセル 2001年4月 GFI Group Inc. エグゼクティブ・ヴァイ ス・プレジデント 2014年6月 U.S. Commodity Futures Trading Commission コミッショナー 2017年1月 同 チェアマン 2019年10月 American Financial Exchange インディペン デント・ディレクター 2020年1月 Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カ ウンセル (現職) 2021年6月 当社社外取締役 (現職) <主要な兼職> Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カ ウンセル Digital Dollar Project チェア・オブ・ ザ・ボード・オブ・ディレクター Digital Asset Holdings, LLC インディペン デント・ディレクター Paxos Trust Company LLC インディペンデン ト・ディレクター Nomura Securities International, Inc. イ ンディペンデント・ディレクター Nomura Global Financial Products Inc. イ ンディペンデント・ディレクター	(注1)	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株) (注4)
取締役	Patricia Mosser [パトリシア・モッ サー]	1956年2月14日生	1986年7月 Columbia University, Economics Department アシスタント・プロフェッサー 1991年1月 Federal Reserve Bank of New York (FRBNY) エコノミスト兼ヴァイス・プ レジデント 2006年11月 同 シニア・ヴァイス・プレジデント、FX Forum, Executive Meeting of East Asia and Pacific (EMEAP) Central Banks, Bank for International Settlements メンバー 2007年1月 American Economic Association' s Committee on the Status of Women in the Economics Profession ボード・メンバー 2007年6月 Markets Committee, Bank for International Settlements メンバー 2009年1月 Federal Open Market Committee (FOMC) ア クティング・システミック・オープン・マー ケット・アカウント・マネージャー 2013年10月 Office of Financial Research (OFR), U.S. Treasury Department デビュティ・ディレク ター 2013年10月 Deputies Committee of the Financial Stability Oversight Council (FSOC) メン バー 2015年6月 Columbia University, School of International and Public Affairs (SIPA) シニア・リサーチ・スカラー、Central Banking and Financial Policy ディレクタ ー(現職) 2021年6月 当社社外取締役(現職) <主要な兼職> Columbia University, School of International and Public Affairs (SIPA) ・シニア・リサーチ・スカラー ・Central Banking and Financial Policy ディレクター Nomura Holding America Inc. インディペン デント・ディレクター	(注1)	(ADR 100) (注5)
取締役	高 原 豪 久	1961年7月12日生	1986年4月 株式会社三和銀行(現、株式会社三菱UFJ銀 行) 入行 1991年4月 ユニ・チャーム株式会社入社 1995年6月 同社取締役 1996年4月 同社取締役 購買本部長兼国際本部副本部長 1997年6月 同社常務取締役 1998年4月 同社常務取締役 サニタリー事業本部長 2000年10月 同社常務取締役 経営戦略担当 2001年6月 同社代表取締役社長 2004年6月 同社代表取締役社長執行役員(現職) 2021年6月 当社社外取締役(現職) <主要な兼職> ユニ・チャーム株式会社代表取締役社長執行 役員 住友商事株式会社社外取締役	(注1)	8

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株) (注4)
取締役	石 黒 美 幸	1964年10月26日生	1991年4月 弁護士登録、常松築瀬関根法律事務所（現、長島・大野・常松法律事務所）入所 1999年1月 同法律事務所パートナー 2000年1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー（現職） 2004年10月 Columbia Law School 客員教授 2015年5月 Inter-Pacific Bar Association (IPBA) 事務総長 2016年2月 総務省電波監理審議会 委員 2016年4月 一橋大学経営協議会 委員 2018年4月 東京弁護士会 副会長 2023年6月 当社社外取締役（現職） 2024年4月 IPBA会長 <主要な兼職> 長島・大野・常松法律事務所パートナー レーザーテック株式会社社外取締役	(注1)	0
取締役	石 塚 雅 博	1960年4月21日生	1984年10月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（現、有限責任監査法人トーマツ）入所 1988年4月 公認会計士登録 1997年6月 監査法人トーマツ（現、有限責任監査法人トーマツ）パートナー 1998年1月 Deloitte & Touche LLP ニューヨーク事務所駐在 2004年10月 監査法人トーマツ（現、有限責任監査法人トーマツ）業務管理本部 監査テクノロジー部長 2010年8月 日本公認会計士協会 監査基準委員会副委員長 2010年10月 有限責任監査法人トーマツ品質管理本部 マニュアル室長 2015年11月 デロイトトーマツ合同会社 ボード・メンバー 2017年6月 デロイトトーマツ合同会社/有限責任監査法人トーマツ執行役 レビュー・クオリティ・リスクマネジメント本部 本部長 2022年6月 デロイト トーマツ グループ エシックス・オフィサー 2023年6月 当社社外取締役（現職） 2024年4月 野村證券株式会社取締役（現職） <主要な兼職> 野村證券株式会社取締役	(注1)	76
取締役	大 島 卓	1956年7月14日生	1980年3月 日本碍子株式会社入社 2007年6月 同社執行役員 2011年6月 同社常務執行役員 2014年6月 同社代表取締役社長 2021年4月 同社代表取締役会長（現職） 2024年6月 当社社外取締役（現職） <主要な兼職> 日本碍子株式会社代表取締役会長 東海旅客鉄道株式会社社外取締役 東邦瓦斯株式会社社外取締役	(注1)	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株) (注4)
取締役	Nellie Liang [ネリー・リャン]	1957年10月23日生	2006年1月 U.S. Federal Reserve Board (FRB), Division of Research and Statistics アソ シエイト・ディレクター 2010年11月 同 Division of Financial Stability ディ レクター 2016年5月 U.S. Congressional Budget Office, Panel of Economic Advisors メンバー 2017年3月 Brookings Institution, Economic Studies シニア・フェロー 2017年4月 International Monetary Fund (IMF), Monetary and Capital Markets Department 客員研究員 2018年8月 Yale University School of Management 講 師 2021年7月 U.S. Department of the Treasury, Domestic Finance アンダー・セクレタリー 2023年3月 Financial Stability Board (FSB), Standing Committee on Assessment of Vulnerabilities (SCAV) 議長 2025年3月 Brookings Institution, Economic Studies シニア・フェロー (現職) 2025年6月 当社社外取締役 (現職) <主要な兼職> Brookings Institution, Economic Studies シニア・フェロー	(注1)	0
計 (注4)					17,529

(注) 1 取締役の任期は、2025年6月24日の定時株主総会での選任後、2026年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までとなります。

2 取締役 Victor Chu、J.Christopher Giancarlo、Patricia Mosser、高原豪久、石黒美幸、石塚雅博、大島卓、およびNellie Liangは、社外取締役です。

3 当社は指名委員会等設置会社です。また、当社は法定の三委員会（指名委員会、報酬委員会および監査委員会）に加え、野村グループのリスク管理の高度化に資することを目的として、社外取締役と非業務執行取締役により構成される「リスク委員会（英文名称：Board Risk Committee）」を設置しております。委員会体制につきましては次のとおりとなる予定です。

指名委員会	委員長	大島 卓
	委員	高原 豪久
	委員	石黒 美幸
報酬委員会	委員長	大島 卓
	委員	高原 豪久
	委員	石黒 美幸
監査委員会	委員長	石塚 雅博
	委員	Victor Chu
	委員(常勤)	小川 祥司
リスク委員会	委員長	Patricia Mosser
	委員	J.Christopher Giancarlo
	委員	石黒 美幸
	委員	Nellie Liang
	委員	小川 祥司

4 2025年5月末現在の所有株式数を記載しております。

5 ADRとは米国預託証券です。なお、合計株式数にADRは算入しておりません。

b. 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株) (注3)
代表執行役 執行役社長 グループCEO	奥 田 健 太 郎	1963年11月7日生	(注1)	(注2)	(注1)
代表執行役 執行役副社長	中 島 豊	1965年8月2日生	(注1)	(注2)	(注1)
執行役 執行役副社長 チーフ・オブ・スタッ フ 中国委員会主席	飯 山 俊 康	1965年2月24日生	1987年4月 当社入社 2012年4月 野村證券株式会社執行役員 2015年4月 当社執行役員 野村證券株式会社執行役員 2016年4月 当社執行役員 野村證券株式会社常務(執行役員) 2018年4月 当社執行役員 野村證券株式会社執行役専務 2019年4月 当社執行役員 野村證券株式会社専務(執行役員) 2020年4月 当社執行役員 野村證券株式会社代表取締役副社長 2021年4月 当社執行役健康経営推進最高責任者(CHO) 野村證券株式会社代表取締役副社長 2023年4月 当社執行役副社長兼チーフ・オブ・スタッフ (現職) 野村證券株式会社代表取締役副社長(現職) <主要な兼職> 野村證券株式会社代表取締役副社長	(注2)	2,438
執行役 チーフ・トランスフォー メーション・ オフィサー(CTO)	北 村 巧	1966年11月26日生	1990年4月 当社入社 2016年4月 当社執行役財務統括責任者(CFO) 野村證券株式会社執行役財務統括 2019年4月 当社執行役財務統括責任者(CFO) 野村證券株式会社取締役常務 2021年4月 当社執行役財務統括責任者(CFO) 野村證券株式会社取締役専務 2021年10月 当社執行役財務統括責任者(CFO)兼総務統 括責任者(CAO) 野村證券株式会社取締役専務 2022年4月 当社執行役財務統括責任者(CFO) 野村證券株式会社取締役専務 2024年4月 当社執行役財務統括責任者(CFO)兼チー フ・トランスフォーメーション・オフィサー (CTO) 野村證券株式会社取締役専務 2025年4月 当社執行役財務統括責任者(CFO)兼チー フ・トランスフォーメーション・オフィサー (CTO) 野村證券株式会社代表取締役副社長 2025年6月 当社執行役チーフ・トランスフォーメーショ ン・オフィサー(CTO)(現職) 野村證券株式会社代表取締役副社長(現職) <主要な兼職> 野村證券株式会社代表取締役副社長	(注2)	1,397
執行役 リスク管理統括 責任者(CRO)	加 藤 壮 太 郎	1969年10月9日生	2002年9月 当社入社 2020年4月 当社執行役リスク管理統括責任者(CRO) (ニューヨーク駐在) 野村證券株式会社取締役常務 2025年4月 当社執行役リスク管理統括責任者(CRO) (ニューヨーク駐在)(現職) 野村證券株式会社取締役専務(現職) <主要な兼職> 野村證券株式会社取締役専務 Nomura Holding America Inc. ディレクター	(注2)	429

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株) (注3)
執行役 ホールセール部門長 インベストメント・マ ネジメント部門チェア マン	Christopher Willcox [クリストファ ー・ウィルコッ クス]	1968年2月25日生	2014年5月 J.P. Morgan Asset Management Inc. CEO 2021年5月 Nomura Holding America Inc.ディレクター 兼 Co-CEO Nomura Securities International, Inc. デ イレクター, プレジデント兼CEO Nomura Global Financial Products Inc. デ イレクター, プレジデント兼CEO 2022年4月 Nomura Holding America Inc.ディレクター, プレジデント兼CEO Nomura Securities International, Inc. デ イレクター, プレジデント兼CEO Nomura Global Financial Products Inc. デ イレクター, プレジデント兼CEO 2022年10月 当社執行役ホールセール部門長 (ニューヨー ク駐在) 2025年4月 当社執行役ホールセール部門長兼インベス トメント・マネジメント部門チェアマン (ニュー ヨーク駐在) (現職)	(注2)	97
執行役 財務統括 責任者 (CF0)	森 内 博 之	1976年8月22日生	1999年4月 当社入社 2023年4月 当社執行役員グループ戦略責任者 (CS0) 野村證券株式会社執行役員 2025年4月 当社執行役員グループ・ファイナンス担当 野村證券株式会社常務 (執行役員) 2025年6月 当社執行役財務統括責任者 (CF0) (現職) 野村證券株式会社取締役常務 (現職) <主要な兼職> 野村證券株式会社取締役常務	(注2)	258
計 (注4)					4,621

(注) 1 ii a. 取締役の状況参照

- 2 執行役の任期は、2025年6月24日の取締役会での選任後、2026年3月期にかかる定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとなります。
- 3 2025年5月末現在の所有株式数を記載しております。
- 4 合計株数に取締役を兼任する執行役の持株数は算入しておりません。

② 社外役員の状況

<社外取締役>

当社の社外取締役は、その経験と知見を活かして必要に応じて経営に対する助言を行い、独立した客観的な立場から執行役の職務執行を監督することを、その主たる役割としています。

当社の指名委員会は、人格・識見、企業経営の経験や専門性などの一定の選任基準を定め、当該基準を踏まえて、取締役の選任を行っております。さらに、社外取締役の独立性については、野村グループに対する独立性を保つため、「独立性基準」を指名委員会において定めています。当社の社外取締役の「独立性基準」は、以下のとおりです。なお、社外取締役は全員、取引所が定めている独立性に疑義があるとされる類型には一切該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は社外取締役8名全員を「独立役員」として指定し、取引所に届け出ております。

<野村ホールディングスの社外取締役「独立性基準」>

当社の社外取締役は、野村グループ（※1）に対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たす者とする。

(1) 本人が、現在または過去3年間において、原則として以下に掲げる者に該当しないこと。

① 当社関係者

以下に定める要件を満たす者を当社関係者とする。

- A) 当社の業務執行者（※2）が役員に就任している会社の業務執行者
- B) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
- C) 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員

② 野村グループの主要な借入先（※3）である者もしくはその業務執行者または野村グループを主要な借入先とする者もしくはその業務執行者

③ 野村グループの主要な取引先（※4）である者もしくはその業務執行者または野村グループを主要な取引先とする者もしくはその業務執行者（パートナー等を含む）

④ 野村グループより、役員報酬以外に年間1,000万円（外貨の場合は12万米ドル相当）を超える報酬を受領している者

⑤ 一定額を超える寄付金（※5）を当社より受領している団体の業務執行者

(2) 本人の配偶者、二親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。

① 野村グループの業務執行者

② 上記(1)①～⑤に掲げる者（※6）

(注) ※1 野村グループとは、当社および当社の事業報告に重要な子会社として記載されているものをいう。

※2 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。

※3 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入（代替性や返済可能性等の観点から重要でないものを除く）を行っている場合の相手方をいう。

※4 主要な取引先とは、最終事業年度における年間連結売上上の2%を超える金額の取引（一般的な条件で行われるもの等、重要でないものを除く）を行っている場合の相手方をいう。

※5 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円（外貨の場合は12万米ドル相当）または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

※6 (1)①C) に掲げる事項は、本人が監査委員ではなく、かつ、当社の会計監査人において当該関係が会計監査人としての独立性に影響がないと判断している場合には適用しない。

当社の取締役会は、取締役12名のうち8名を社外取締役が占めております。また、社外取締役は、独立性基準を満たすとともに、性別、国際性および職歴等の多様性と、経営、グローバル、金融業、会計財務、法制度・規制、リスク管理を含む内部統制、デジタル・IT・DXおよびサステナビリティなどの専門性や経験を備えた人員で構成されています。それぞれの専門分野における豊富な経験や知見を活かし意見を述べていただくことで、取締役会および指名・監査・報酬の各委員会の議論が多角化、活性化していると考えております。また、取締役会とは別に定期的に開催する社外取締役会議において、当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項などについて議論し、監督機能の強化に努めています。これらの活動を通じて、社外取締役はその求められる役割を果たしており、当社として社外取締役の選任状況は適切であると考えております。

③ 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに

内部統制部門との関係

詳細につきましては、「（３）監査の状況」をご参照ください。

(3) 【監査の状況】

① 監査委員会監査の状況

監査委員会監査の組織、人員および手続き

本有価証券報告書提出日現在、当社の監査委員会は、2名の社外取締役および執行役を兼務せず業務執行を行わない1名の常勤取締役で構成されています。監査委員会は、米国企業改革法ならびに関連する米国証券取引委員会規則およびニューヨーク証券取引所規則で定めるところにより、委員の全員は独立でなければならないとしており、また、原則として委員のうち1名以上は財務専門家としています。

役職	氏名	監査委員 在任年数	経験・知見
監査委員長 (社外)	石塚 雅博	2年	長年の公認会計士としての経験から国際的な会計制度に精通し、米国企業改革法上の財務専門家に該当する高い専門性を有しております。
監査委員 (社外)	Victor Chu [ビクター・チュー]	3年	企業経営および金融業についての豊富な経験を有しており、法律、規制およびコーポレート・ガバナンスに関する高い専門性を有しております。
監査委員 (常勤)	小川 祥司	4年	グループ・インターナル・オーディット担当を務めるなど、野村グループのガバナンス、内部統制および内部監査分野における豊富な経験と知見を有しております。

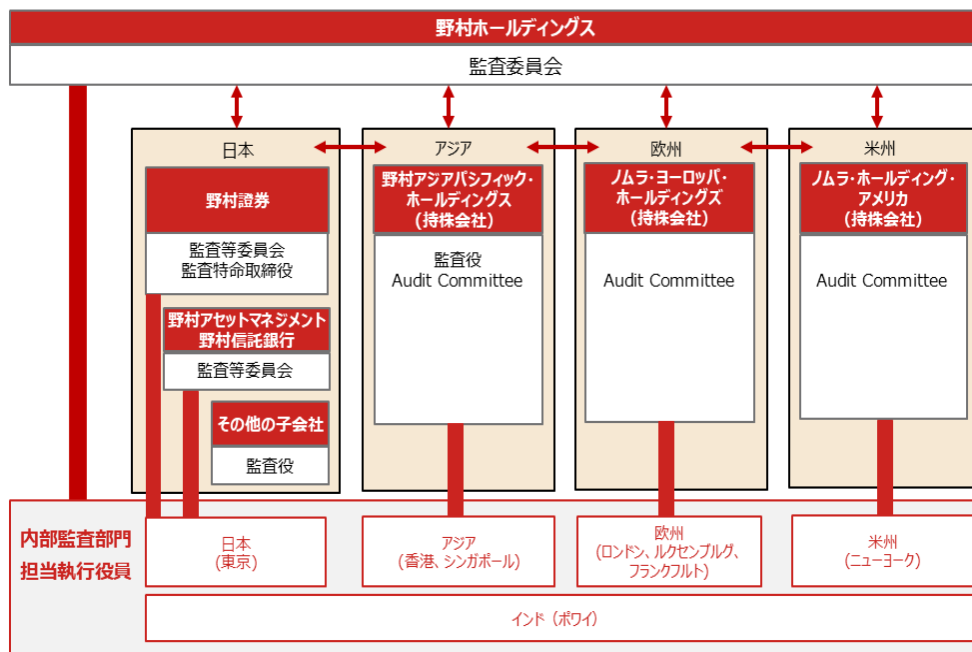
監査委員会は、監査活動を通じて野村グループの企業理念の実現に貢献することをパーパスとし、価値観として「高度化」「連携」「誠実」を掲げております。監査の方針、職務の分担等に従い、野村グループの内部統制システムの構築・運用の状況を監視・検証し、取締役および執行役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性について監査を行います。

- 高度化 監査委員会に対する社会的期待、グローバルなベストプラクティス、進んだテクノロジーに対応して、監査活動の高度化に取り組む
- 連携 内外のステークホルダーとの連携を深めて監査活動の実効性を高めていく
- 誠実 独立性と客観性を保ち、卓越した倫理観と公正性を持って監査の責務を果たす

当社は、監査委員会による監査の実効性を高めるため、監査委員の中から常勤監査委員を選定しています。また、監査委員会および取締役の職務を補助する専任の部署として「取締役会室」を設置しております。取締役会室の業務執行からの独立性を確保するため、同室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行っており、同室の使用人にかかる採用・異動・懲戒についてもその同意を必要としております。

<当社の監査委員会の特徴>

- 監査委員会は、監査活動を通じ特に重要と判断される事項について、取締役会への四半期に一度の定期的な職務執行状況報告の中で「監査活動所見」という形で指摘または提案し、監査委員以外の取締役とも意見の交換を行っております。
- 監査委員長は、主たる子会社である野村證券の監査等委員長を兼務しており、さらに、国内外における主な子会社の監査委員、監査等委員および監査役等を当社の常勤監査委員や野村證券の監査特命取締役等が兼務することで、当社を中心にグループ各社が密接に連携する監査体制を構築し運営しております。
- 監査委員会では、グローバルかつグループワイドな連携強化の観点から、野村證券、野村アセットマネジメント、野村信託銀行の監査等委員や、海外3地域（欧州、米州、アジア）のそれぞれを統括する持株会社に設置された監査委員会の議長と、監査業務上の課題や問題意識に関する情報共有と意見の交換を行っております。
- 内部監査部門の主たるレポート・ラインは監査委員会としております。監査委員会は、内部監査に係る実施計画および予算の策定について承認しており、内部監査部門の責任者の選解任については、監査委員会の同意を必要としております。



監査委員会の活動状況

当期において監査委員会は、海外地域を統括する持株子会社の監査委員長が参加するグローバル会議を含め14回開催され、1回あたりの平均所要時間は約2時間50分でした。監査委員の出席状況は以下のとおりです。

島崎 憲明 監査委員長 (社外)	石塚 雅博 監査委員長 (社外)	Victor Chu 監査委員 (社外)	小川 祥司 監査委員 (常勤)
5回/5回	14回/14回	12回/14回	14回/14回

なお、島崎 憲明は、退任した2024年6月25日までに開催された会議について記載しております（以下同じ）。

当期における監査委員会の主な取組みは、次のとおりです。

監査委員会の主な取組み	取組みの例
1) グループワイドな監査委員会活動の高度化	・ 監査委員会における野村アセットマネジメント監査等委員との情報共有と意見交換 ・ 監査委員会における野村アセットマネジメント、野村信託銀行の監査活動所見の共有
2) ガバナンス活動の高度化に向けた取組み	・ 各社ごとの監査に加え、野村グループの業務運営に合わせたグループ横断的なテーマ監査の実施
3) 内部統制の強化に向けた取組み	・ 過年度連結キャッシュ・フロー計算書の一部区分と表示の訂正の経緯および対応の確認 ・ 野村証券における2021年3月の国債先物取引に関する法令違反の経緯および対応の確認 ・ 野村証券元社員が2024年10月に逮捕され11月に起訴された事案の経緯および対応の確認
4) 企業価値向上に資する取組み	・ 中長期的な収益目標達成に向けた戦略・施策の確認
5) 組織運営のベストプラクティスの追求	・ 外部からの知見の導入（外部アドバイザーによる監査委員会への情報提供、三様監査定例での監査法人からの情報収集、日本監査役協会等を通じた他社との交流や情報収集） ・ Teams、社内版生成AI等のデジタルツールの活用

監査委員会の主な内容	4月	5月	6月	7月	8月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
監査基本計画に関する審議	●			●		●			●		●
監査活動所見に関する審議	●			●		●			●		
監査報告書に関する審議	●	●									
会計監査人の評価に関する審議	●	●	●								●
監査委員会自己評価に関する審議		●	●						●		●
執行役、執行役員等の報告	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
内部監査に係る実施計画と予算の承認および内部監査部門の報告	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
会計監査人の報告	●	●	●	●	●		●	●		●	
外部アドバイザーの報告								●			●
常勤監査委員等の監査活動報告	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
グループの監査委員長等との意見交換					●			●			

(9月は監査委員会の開催はありませんでした。)

当期において監査委員会が聴取した主な報告の内容は、次のとおりです。

執行役、執行役員等の主な報告	・職務執行状況報告：代表執行役社長グループCEO、代表執行役副社長、執行役副社長チーフ・オブ・スタッフ、ビジネス部門長等、CFO兼CTO、CRO、Joint CCO、CIO等 ・四半期決算概要報告：CFO、グループ・ファイナンス担当執行役員 ・内部統制報告書の訂正報告書で開示された内部統制上の開示すべき重要な不備の改善策の実施状況およびその実施による内部統制の有効性の認識等：CFO、グループ・ファイナンス担当執行役員 ・ブローカー・ディーラー会計の適用範囲変更：グループ・ファイナンス担当執行役員 ・野村証券における国債先物取引に関する法令違反および元社員の逮捕・起訴事案の経緯と対応：Joint CCO
会計監査人の主な報告	・監査および期中レビュー計画（日本基準および米国基準） ・四半期ごとの期中レビュー結果 ・訂正連結財務諸表に対する監査およびレビュー結果 ・監査上の主要な検討事項(Critical Audit Matter/Key Audit Matter、“CAM/KAM”) ・会社法監査結果、連結財務諸表ならびに財務報告に係る内部統制に関する統合監査の状況および結果 ・日本公認会計士協会の品質管理レビューおよび公認会計士・監査審査会検査の結果等 ・先端デジタル技術を活用した監査の推進状況
外部アドバイザーの報告	・AI/生成AIのガバナンス

当期の各監査委員の監査委員会以外の重要な会議への出席の主な状況は、次のとおりです。

会議	島崎 憲明 監査委員長 (社外)	石塚 雅博 監査委員長 (社外)	Victor Chu 監査委員 (社外)	小川 祥司 監査委員 (常勤)
取締役会	3回/3回	11回/11回	11回/11回	11回/11回
リスク委員会	—	—	—	5回/5回

当期において常勤の監査委員、野村証券の監査特命取締役、または国内子会社の監査役を務める取締役会室員は、執行役、執行役員、それらの傘下の国内外の主要な社員等および会計監査人等とのヒアリング等を行ったほか、国内の営業部店および本社部署ならびに欧州、米国、アジアの海外拠点への往査を行いました。

<内部監査部門および会計監査人との連携>

上記のとおり、監査委員会は、内部監査部門担当執行役員および会計監査人から報告を受ける一方、内部監査部門担当執行役員は監査委員会のほぼすべての議事に出席し、会計監査人は監査委員会でを行うヒアリングに出席しており、それぞれ監査委員会の問題意識について理解を深めております。会計監査人からは、監査計画、四半期ごとの期中レビュー、会計監査、統合監査等の報告の都度、リスク認識や重点監査項目および主要な検討事項(CAM/KAM)の候補について説明を受け、適宜意見交換等を行いました。

また、監査委員長、常勤監査委員および野村證券の監査特命取締役は、会計監査人および内部監査部門担当執行役員との月次会議（三様監査定例）を行い、監査に限らずさまざまなテーマについて情報共有等を行っております。当期において月次の三様監査定例は12回開催されました。

この他にも、常勤監査委員と野村證券の監査特命取締役は内部監査部門担当執行役員から月次で報告を受けており、監査委員は会計監査人と適宜にコミュニケーションを実施しております。

<監査基本計画および重点監査項目>

監査委員会は、事業年度に合わせて監査基本計画を策定しております。

当期の監査基本計画では、野村グループの経営戦略、野村グループを取り巻く経営環境、および前期までの監査活動の結果を踏まえ、1) 健全な企業文化の定着、2) ガバナンス態勢の実効性強化、3) 内部統制システムの高度化とリスクへの対応、4) 中長期的な経営目標の実現に向けた取組み、を重点監査項目とし、監査を行いました。

重点監査項目 および監査の主なポイント	主な監査内容
1) 健全な企業文化の定着 ①野村グループのパーパスの浸透と実践 ②コンダクトの浸透およびコンプライアンスの徹底 ③リスク・カルチャーの浸透および質の向上	・経営陣は、野村グループのパーパスを役職員一人ひとりに浸透・実践させるための諸施策を実施しているか。 ・経営陣は、コンダクト・コンプライアンスを役職員の日々の行動の中で実践されるものとして定着させるべく諸施策を実施しているか。 ・経営陣は、役職員一人ひとりが主体となり、かつ協働してリスクと正しく向き合い行動できるよう、リスク・カルチャーの更なる浸透と質の向上に取り組んでいるか。
2) ガバナンス態勢の実効性強化 ①グループ統一的な業務運営体制の高度化 ②グローバルに一貫性のある統制体制構築および3線管理の強化 ③ステークホルダーへの情報提供、IR機能の強化	・経営陣は、野村グループとしてあるべきガバナンスおよび内部統制の強化に向けて、抜本的な施策に取り組んでいるか。 ・経営陣は、業務運営においてグローバルに一貫性のある統制体制を構築するとともに、1線におけるリスク管理のオーナーシップの徹底など3線管理を強化しているか。 ・経営陣は、適時適切な情報提供をはじめステークホルダーと対話し、IR機能の強化および実効性向上を図っているか。
3) 内部統制システムの高度化とリスクへの対応 ①さまざまなリスク管理の高度化 ②グループ全体のオペレーショナル・レジリエンスの確保 ③適切な情報開示のための体制の整備と運用の強化	・各コーポレート・ファンクションは、リーガル・コンプライアンス・コンダクト、IT・サイバー、業務継続、人的資本などのさまざまなリスクの管理を高度化させているか。 ・経営陣は、中長期的にグループ全体のオペレーショナル・レジリエンスを高めるための施策に取り組んでいるか。 ・経営陣は、重要な不備があったことが判明した財務報告にかかる内部統制および今後拡充が求められる非財務情報への対応を含め、適切な情報開示のための体制の整備と運用の強化に取り組んでいるか。
4) 中長期的な経営目標の実現に向けた取組み ①野村グループの企業価値向上への取組み ②構造改革委員会の取組みおよび実効性 ③次世代を見据えた総合的な人材戦略の強化と適切な評価の実施	・経営陣は、パーパスを含む企業理念に基づきありたい姿を明確化するとともに、市場の期待に応える中長期的な価値創造ストーリーを策定し、グループ・プレミアム創出と持続的な競争優位性を持つビジネス・モデルの構築に取り組んでいるか。 ・構造改革委員会は、業務効率の高いグローバルなオペレーティング・モデルの確立などに向けて、将来を見据えた果敢な投資も含めた施策を実行し、構造改革を推進しているか。 ・経営陣は、中長期的な視点から総合的な人事戦略を策定し、実行しているか。

（監査委員会の認識）

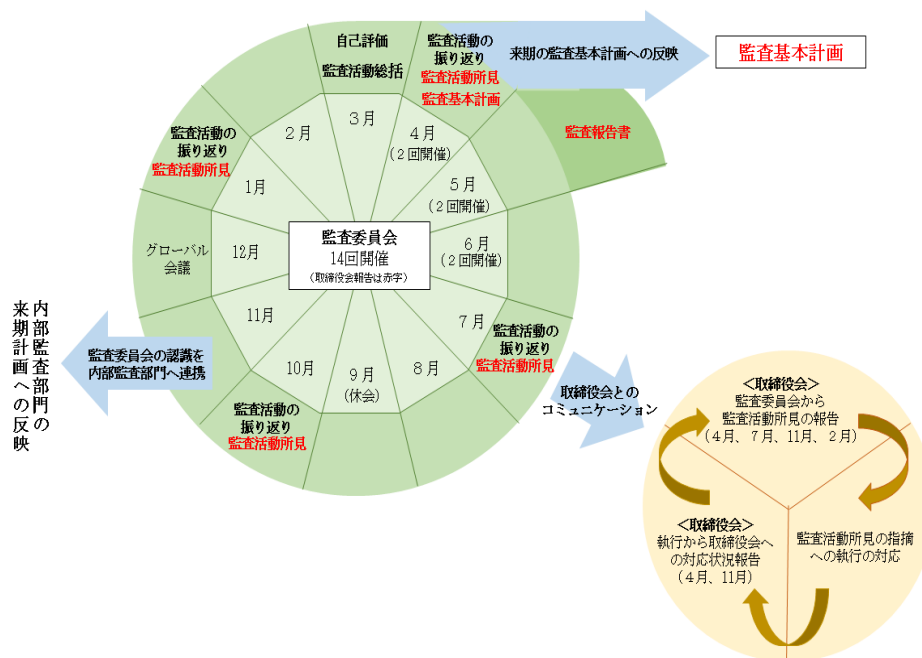
当期、当社は2030年の経営ビジョンに向けて収益の安定化や多様化およびコストコントロールなどに取り組み、業績は向上し外部からの評価も高まりましたが、その一方、野村證券において国債先物取引に関する法令違反および元社員の逮捕・起訴事案が生じるなど、行動規範を役職員一人ひとりに徹底することの重要性をあらためて認識した一年でもありました。

2025年は創立100周年を迎える節目の年ですが、成長に向けて挑戦し続け、次の100年の変化にも揺るぎない内部の基盤を構築することが求められます。そのためにも、野村グループのパーパスを役職員一人ひとりが意識し行動することが重要です。

なお、野村證券における国債先物取引に関する法令違反および元社員の逮捕・起訴事案について、監査委員会は、常勤監査委員および野村證券の監査特命取締役からの報告聴取および関係者に対するヒアリングの実施、野村證券の監査等委員会との連携等を通じ、再発防止策および対応策の進捗状況に対する確認を行いました。また、監査委員会として取締役会に対し、内部管理体制の高度化を含め、再発防止のための取組みを強化するよう提言しております。

＜監査活動のPDCA＞

監査委員会は、監査基本計画に沿って監査を行い、四半期毎に監査活動の振り返りを実施するとともに確認または発見された事項や今後確認が必要なポイントなどを整理し、取締役会へ監査活動所見による指摘または提案を行い、期末には自己評価を実施し監査委員会活動を総括しております。そうすることで、監査基本計画から始まる個々の監査活動や監査活動所見などの報告の有機的なつながりを強化するとともに、問題認識を翌期の監査基本計画に反映しております。また、監査委員会は、その問題認識を内部監査部門の担当執行役員に伝え、翌期の内部監査に係る実施計画にも反映させるなど、内部監査部門との連携も図っております。



＜監査委員会の自己評価＞

監査委員会は、グループワイドな監査委員会活動、リスク・ベースでの監査、監査活動PDCAの定着、会計監査人の評価などにおいて、高度化を推進しております。これらの活動について自己評価を行うことで、課題を明確にし、更なる高度化に向けた取組みを検討しております。

2025年3月に実施した自己評価では、①監査委員会の監査活動、②取締役会との連携、③内部監査部門からの報告、④監査法人との連携、⑤内部統制部門との連携、⑥監督当局とのコミュニケーション、⑦監査委員会の実効性、の7項目について、3段階評価および評価が低い場合の理由について、各監査委員に対し意見を求めました。

自己評価の結果、今後改善の余地があると認識された主な事項は、以下のとおりです。

- 1) 野村證券、野村アセットマネジメント、野村信託銀行以外の国内外子会社との連携を含めたグループとしての監査活動の向上につなげていくための取組み
- 2) 監査活動と内部監査報告との連動性の向上、監査委員会における内部監査報告事項の議論の深化、監査委員会活動に対する内部監査の貢献度の向上
- 3) 会計監査人との更なる連携強化

② 内部監査の状況

内部監査部門は、独立にして、リスク・ベースで、かつ客観的な保証、助言、洞察および予見を付加価値として提供し、豊かな社会の実現の一助となることを目的として定めており、野村グループの統制環境の向上を促し、ビジネス目標を達成するための変化のカタリストとなることを方針としております。

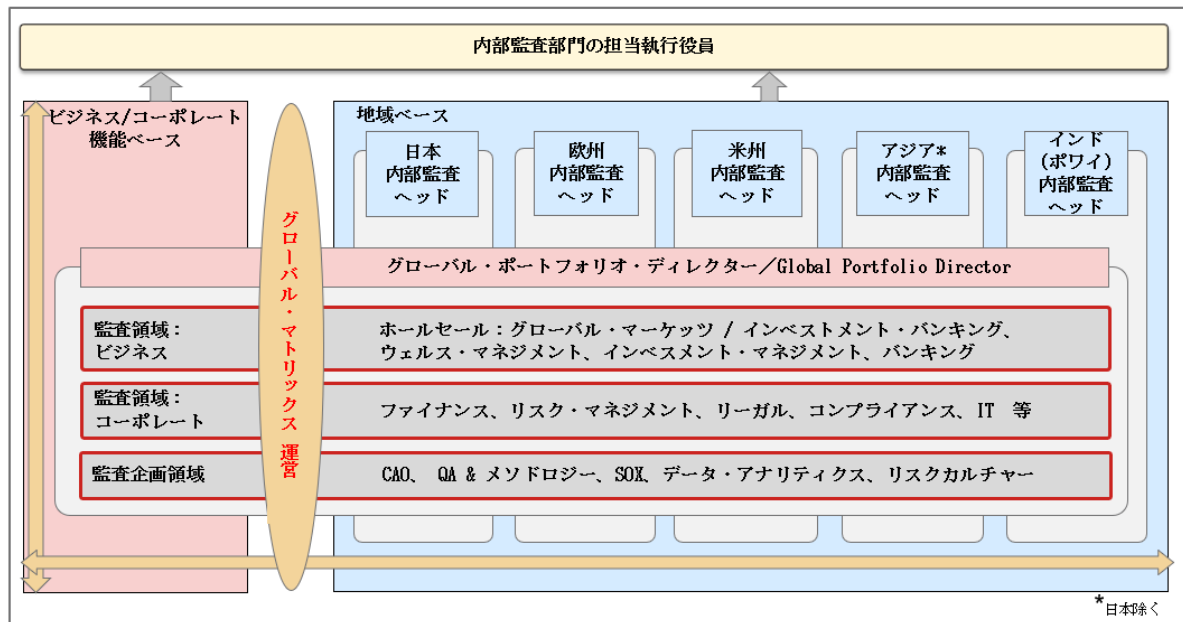
内部監査の組織、人員および手続き

当社は内部統制の有効性および妥当性を確保するため、業務執行から独立し監査委員会に直接報告を行う内部監査部門を設置しており、当社にグループ・インターナル・オーディット部を置くとともに、傘下の国内外の主要な子会社にも同様に内部監査専任部署（人員）を設置し、野村グループにおけるビジネスやコーポレート機能を横断的に監査する態勢を構築しております。

内部監査部門は、国内外合わせ総勢約220名の陣容で、機能と地域によるグローバル・マトリックス体制で運営しております。監査対象となるビジネスやコーポレート機能単位に、内部監査等のスキルが高く経験豊かな人材を、Global Portfolio Directorとして指名し、グループ全体の整合性を高めることで、グローバルにグループ全体の内部統制を、一貫性をもって評価しております。

特に、内部監査活動におけるテクノロジー活用をグループ全体で推進すべく、専任のデータ・アナリティクスチームを組成、上述のGlobal Portfolio Directorの他、データ分析・管理に長けた人材を各地域にも配置の上、各内部監査活動でのデータ分析活用を進めるほか、データ分析による継続的なモニタリング等への取組みを図っております。

〔グループ内部監査運営〕



野村グループの内部監査部門では、監査資源を有効かつ効率的に活用するために、原則としてリスク・ベース・アプローチをとっており、内部監査の対象となるビジネスや業務毎にリスク・アセスメントを行い、内在するリスクの種類や程度に応じて監査資源を割り当てるべく、内部監査実施計画の策定や実施に努めております。また、上述のグループ全体での内部監査対応を支える内部監査業務の基盤として、グローバルに統一された内部監査手法（The Institute of Internal Auditors（以下、「IIA」）が定める「専門職的実施の国際フレームワーク」（以下、「IPPF」）に準拠）の他、各種内部監査に係る活動や承認等のプロセスに係るワークフロー機能、または内部監査活動に関連する内部監査報告書、調書、証拠等の保存といった機能を備えたプラットフォームを全地域で導入しており、グループ全体の内部監査活動の状況や結果が容易に確認、分析できる環境を整備しています。

内部監査、監査委員会監査および会計監査の相互連携ならびにこれらの監査と内部統制部門との関係

<内部監査と監査委員会との連携>

内部監査部門の主たるレポーティング・ラインは監査委員会であり、内部監査部門は、各監査の結果を監査委員会へ報告する他、定期的に監査委員会へ内部監査体制の整備・運用状況、内部監査の実施状況の報告を行うなど、監査委員会との連携を図っており、特筆すべき事項については、監査委員会から取締役会への定期的な報告の中で内部監査部門の状況について報告しています。なお、内部監査に係る実施計画および予算の策定については、監査委員会の承認が必要であり、内部監査の実施計画の策定に際し、別途、監査委員会より考慮すべき事項等が内部監査部門に対して連携されています。

当期においては、内部監査部門から監査委員会への報告は計11回あり、年間を通じタイムリーな報告が行われています。主な報告内容として、内部監査活動を通じて得られる、内部統制全般に係る重要事項および傾向の他、年度の内部監査の実施計画やその変更等、監査委員会への付議事項が含まれます。なお、監査委員会への報告以外にも、常勤の監査委員、野村證券の監査特命取締役に対しては、月次で内部統制全般に係る重要事項および傾向等の報告を行っております。

<内部監査と監査委員会、会計監査人との連携>

会計監査人について、監査委員会は、会計監査人の年次監査計画を承認し、会計監査人から四半期に一度以上の頻度で会計監査に関する報告および説明を受けるほか、随時会計監査人と情報交換を行い、会計監査人の監査の方法および結果の相当性について監査するとともに、計算書類等につき検証しています。なお、内部監査部門の担当執行役員は、監査委員会に出席し、監査委員会からの報告の他、会計監査人からの報告内容についても連携されています。加えて、内部監査部門から監査委員会への報告時には、会計監査人も出席しており、内部監査部門からの報告内容について連携を受ける等の相互連携を図っております。

更に、内部監査部門は、監査委員長と常勤の監査委員および会計監査人が参加する月次会議（三様監査定例）に参加しており、監査上の問題認識、リスク・統制環境、内外規制動向などについて情報共有・意見交換等を行っており、内部監査活動の充実に努めております。

<内部監査と会計監査人との連携>

内部監査部門は会計監査人と定例の会議を設け毎月連携しており、双方の主たる責任者が出席の上、双方の監査活動にともなうトピックスや直近でのリスク評価等について共有し、監査活動における活用を図っております。また、双方の監査活動の効率化を高めるべく、往査のタイミングや被監査部署等からの受領資料およびデータの共有等、業務レベルでの連携も図っており、内部監査による監査報告書も会計監査人と共有しております。

<内部監査と内部統制部門との連携>

内部監査部門は、監査委員会において承認された内部監査にかかる実施計画にもとづいた監査活動以外にも、継続的なモニタリングを実施しており、内部統制部門へのヒアリングや資料確認等を通じてリスク概況を確認の上、その結果、必要に応じて内部監査にかかる実施計画の変更を監査委員会へ申請しております。

内部監査の実効性を確保するための取組み

上述のとおり、内部監査部門の主たるレポーティング・ラインは監査委員会であり、内部監査を担当する執行役員から監査委員会に対し直接に、内部監査体制の整備・運用状況、内部監査の実施状況の報告を行うほか、監査委員会から今後確認が必要と考える監査のポイントを踏まえた内部監査計画の策定を内部監査部門に要請するなど、内部監査部門と監査委員会の連携を図ることで内部監査の実効性を確保しております。なお、内部監査を担当する執行役員は、経営会議にも陪席しており、経営レベルでの情報を受領する他、定期的に内部監査を通じて得られた内部統制に係る事項を報告しております。

さらに、内部監査にかかる実施計画および予算の策定については、監査委員会の承認を得るものとし、また内部監査部門の責任者の選解任については、監査委員会の同意を必要としており、内部監査の業務執行からの独立性・客観性を確保しています。

加えて、内部監査部門は、内部規定ならびにIPPFの基準に則り、継続的に概ね5年毎に外部専門家による内部監査に対する品質評価を受けており、一般的にIIAが制定した国際基準に対して総合的に適合していると評価されております。

グループ全体の内部監査部門としての外部品質評価の受検は3回実施しており、各種基準への準拠に留まらず、同業他社と比較したパフォーマンスと有効性、および業界のベストプラクティスや内部監査部門の改善に役立つ推奨事項等の提供を受け、今後更なる内部監査の高度化に向けた取組みとして、内部監査部門の中期戦略策定にも活かしております。直近では、IIAが定め2025年1月から施行されました「グローバル内部監査基準」を踏まえた規程の改定を行い、監査委員会との連携に係る事項についての明文化を行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

1973年以降（1978年から2002年までの他の監査人との共同監査期間を含む）

c. 業務を執行した公認会計士

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 深田 豊大	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 林 慎一	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 長尾 充洋	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 栗田 俊郎	EY新日本有限責任監査法人

（注）監査年数については7年以内であるため記載を省略しております。

d. 監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 54名

その他 140名

（注）その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

e. 監査法人の選定方針と理由、監査委員会による監査法人の評価

監査委員会は、監査委員会が定めた「監査法人に関する評価基準」に基づき、会計監査人の年次評価を実施した結果、監査委員会の定める「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に該当する事実は認められないため、現任会計監査人を再任するのが妥当と判断しました。会計監査人には、6月18日の監査委員会にて、一層の監査活動の高度化に向けた要望等とあわせ年次評価の結果を直接伝えております。

なお、監査委員会は、複数の監査法人を評価し会計監査人候補を選定するプロセスを2023年3月期に実施し、提案書を受け入れプレゼンテーションを実施するなどにより評価を行い、現任会計監査人を候補とすることを2023年4月に決定しておりますが、当期の年次評価においては、監査の高度化やグループとしての観点から適切な評価を実施するため、以下の内容もあわせて検討しております。

1) 2023年3月期に実施した複数の監査法人の評価プロセスの中で受けた提案のうち主要な以下の事項の状況

- ・監査報酬（テクノロジー利用等による効率化の反映状況等）
- ・テクノロジーを利用した効率的かつ高度な監査
- ・内部監査部門との連携

2) 監査委員会の各委員、野村証券監査等委員会の各委員、主要国内子会社の監査等委員長、および海外地域監査委員長による、会計監査人または会計監査人の海外地域のメンバーファームに関する評価

f. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

(a) 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査委員会は会計監査人の解任を検討し、解任が相当であると認められるときは、監査委員会の委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告します。

(b) 監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の提出議案とします。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	877	36	835	35
連結子会社	386	87	399	103
計	1,263	123	1,234	138

当社および連結子会社における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の会計事項にかかる助言等の役務提供等およびコンフォートレター作成業務等があります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	0	—	24
連結子会社	2,943	559	3,423	552
計	2,943	559	3,423	576

当社および連結子会社における非監査業務の内容は、税務申告サポート業務および税務コンプライアンスに関するアドバイザリー業務等があります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬については、財務統括責任者（CFO）が、過年度の実績、監査の実施範囲、監査手続き、監査体制、年間計画等を勘案し、品質の高い会計監査を実施するために妥当な金額であるかを検討の上、監査委員会の同意または事前承認を経て決定しております。また、EY新日本有限責任監査法人、その提携会計事務所であるアーnst アンド ヤングならびに同一のネットワークに属している関係会社等が野村に対して提供する非監査業務の内容および報酬については、CFOの申請を受け、監査委員会で協議・事前承認および事前了解を行う手続きを定めております。

e. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、財務統括責任者（CFO）、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況および報酬見積りの算出根拠等について確認しました。また、監査委員会は、米国企業改革法（サーベンス・オクスリー法）第202条等に基づく事前承認手続きならびにIFAC倫理規程（Code of Ethics for Professional Accountants）および関連する諸規則に基づく事前了解手続きを行っております。監査委員会は、これらの確認および手続きの結果を踏まえ、会計監査人の報酬等について検証を行い、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

（4）【役員の報酬等】

当社における役員の報酬制度は、以下のとおりです。役員は、取締役および執行役を指しております。

① 報酬の方針

当社は、野村グループの持続的な成長と株主価値の長期的な増加、顧客への付加価値の提供ならびにグローバルな競争力と評価の向上等に資するため、野村グループ人材（当社の取締役および執行役を含め、野村グループのすべて

の役職員をいう。以下同様）に対する報酬の基本方針としての「野村グループの報酬の基本方針」（以下「グループの基本方針」）および「取締役および執行役にかかる報酬の方針」（以下「役員の方針」）を定めております。これらの方針は、報酬委員会において、その妥当性を審議した上で決定しております。また、「報酬返還に関する方針」を別途定めております。

さらに、当社の役員を除く野村グループの役職員を対象とする「野村グループ役職員の報酬の方針」（以下「役職員の方針」）を定め、役職員に対する報酬のあり方、具体的な運用指針等を明確化しております。

- a. 「グループの基本方針」は以下のとおりです。

報酬のガバナンス

当社は指名委員会等設置会社であり、会社法の定めるところにより、その過半を社外取締役とする委員で構成される独立性の高い報酬委員会を設置している。報酬委員会は、本基本方針および「野村ホールディングスの取締役および執行役にかかる報酬の方針」を定め、これらの方針に従い、当社の取締役および執行役の個人別の報酬の内容を審議・決定する。

当社の取締役および執行役以外の野村グループの役職員の報酬に関する各種方針および報酬総額等は、経営会議から人事・報酬に関する一定の権限を委任され、代表執行役社長グループCEOを委員長、財務およびリスク管理の観点も踏まえて委員長が選任する者を委員とする「人事委員会」が、各地域における人事・報酬に関する委員会等と連携のうえ、これを審議・決定する。

報酬委員会は、1934年米国証券取引所法等を遵守するために「報酬返還に関する方針」を定め、日本法に基づく当社の法定の役員である対象役員の報酬に関する事項を決定するものとし、人事委員会は当該方針の管理、運用、解釈および運営を行うものとする。

野村グループ人材に対する報酬のあり方

野村グループは、野村グループのパーパスに定める「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」という存在意義を追求するうえで、人材こそが最も重要であると認識している。

野村グループ人材に対する報酬は、野村グループの持続的な成長の実現と中長期的な企業価値の向上および健全かつ効果的なリスク管理を達成しつつ、株主との利益の一致を実現することを目的として設計する。また、報酬の水準と体系は、優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、個人の役割・責任および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味したものとする。

- (a) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上

野村グループ人材に対する報酬は、企業理念の実現、「野村グループ行動規範」に沿った企業文化・行動の促進およびより広範な「ESG（環境・社会・ガバナンス）」への幅広い取組みに資するものとする。また、ペイ・フォー・パフォーマンスの原則に基づき、健全かつ市場競争力のある報酬慣行を確保しつつ、野村グループのビジネス戦略および長期的な利益の実現を支援し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すものとする。

- (b) 健全かつ効果的なリスク管理

野村グループは、適切なリスク・アペタイトを設定のうえ健全かつ効果的なリスク管理態勢を構築し、報酬を決定する際に参照する主要なビジネスの業績の測定基準および指標について各ビジネスにおける財務および非財務リスクの多寡に応じて調整を行う。また、これらの定量的な要因に加え、最終的な報酬額の決定および減額に際しては、コンダクト、コンプライアンス、職業倫理および企業理念といった定性的な要因を重視する。また、報酬の付与にあたっては、財務諸表の重大な修正、適用法令および野村グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、報酬が減額、停止、権利喪失、取消し、他の報酬との相殺または支給後の返還の対象となること（いわゆる「クローバック」）を定める。

- (c) 株主との利益の一致

一定以上の報酬を受け取る野村グループ人材については、その報酬の一部を、当社の株式に連動し、かつ適切な繰延期間を設けた株式関連報酬等とすることで、株主との利益の一致を図る。

グループの基本方針の改廃

グループの基本方針の改廃は、当社の報酬委員会の決議による。

b. 「役員の方針」は以下のとおりです。

取締役および執行役の報酬は固定報酬と業績連動報酬等に区分され、固定報酬はベースサラリー、業績連動報酬等は年次賞与と長期インセンティブプランで構成されるものとする。なお、中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与し、かつ株主との利益の一致を図ることを目的として、報酬の一部を所定の繰延期間を設けた株式関連報酬によって支払う。

<取締役および執行役の報酬の構成>

固定報酬	業績連動報酬等	
ベースサラリー	年次賞与	長期インセンティブプラン

固定報酬

ベースサラリーは、各取締役・執行役の経歴・職歴および職位ならびに関連する業界の水準等を参考に、現金による固定報酬額として決定する。

業績連動報酬等

代表執行役社長グループCEOについては、野村グループの業務執行の責任を負う職責にあることから、野村グループ経営上の重要指標やその算定基礎となる業績指標の実績値に基づき報酬の基礎額を算定し、これに国内外の主要競争地域における報酬水準等の定性的な要素も考慮して、金額を決定する。

その他の取締役および執行役については、代表執行役社長グループCEOの報酬を基準として、職位・職責および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味し、定性的な要素も考慮のうえ、金額を決定する。

監査委員である取締役および社外取締役については、業務執行からの独立性を維持および担保する観点から、支給対象外とする。

(a) 年次賞与

年次賞与の支払いにおいては、一定の割合を将来に繰延べることを原則とする。

(b) 長期インセンティブプラン

長期インセンティブプランは、一定の業績を達成した場合に支払われるものとする。

長期インセンティブプランの支払いにおいては、株式関連報酬等を利用する。

報酬の付与にあたっては、自己都合での退任、財務諸表の重大な修正、適用法令および野村グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、報酬が減額、停止、権利喪失、取消し、他の報酬との相殺または支給後の返還の対象となること（いわゆる「クローバック」）を定める。

c. 「役職員の方針」は以下のとおりです。

「グループの基本方針」を踏まえ、当社の取締役および執行役以外の野村グループの役職員（当社の執行役員、子会社等の取締役等を含む。以下「役職員」）に関する「役職員の方針」を以下のとおり定める。

役職員の方針に定めのない事項は、「グループの基本方針」の定めに従うものとする。

報酬のガバナンス

各地域における報酬に関する委員会は、当社の人事委員会の監督の下、財務、リスク管理、コンプライアンス、人事および必要に応じてほかの部門とともに、野村グループのグローバルな報酬に関するガバナンスルールを実践する。

コントロールファンクション（リスク管理、コンプライアンス、内部監査部門）の役職員の報酬案はビジネス部門によって決定されず、また、これらの役職員の業績評価はそれらの役職員が担当するビジネスの財務上の業績のみによって決定されないものとする。

役職員に対する報酬のあり方

野村グループは、野村グループのパーパスに定める「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」という存在意義を追求するうえで、人材こそが最も重要であると認識している。

役職員に対する報酬は、野村グループの持続的な成長の実現と中長期的な企業価値の向上および健全かつ効果的なリスク管理を達成しつつ、株主との利益の一致を実現することを目的として設計する。また、報酬の水準と体系は、優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、個人の役割・責任および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味したものとする。

(a) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上

役職員に対する報酬は、「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」というパーパス、および「挑戦」「協働」「誠実」という価値観という野村グループの企業理念の体现、「野村グループ行動規範」に沿った健全かつ多様性のある企業文化・正しい行動の促進およびより広範な「ESG（環境・社会・ガバナンス）」への幅広い取組みに資するものとする。

また、ペイ・フォー・パフォーマンスの原則に基づき、健全かつ市場競争力のある報酬慣行を確保しつつ、野村グループのビジネス戦略および長期的な利益の実現を支援し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すものとする。

役職員に対する報酬は、原則として、野村グループのビジネス戦略と市場競争力を考慮しながら、野村グループ全体、部門および個人の業績に基づいて決定される。

(b) 健全かつ効果的なリスク管理

野村グループは、適切なリスク・アペタイトを設定のうえ健全かつ効果的なリスク管理態勢を構築し、報酬を決定する際に参照する主要なビジネスの業績の測定基準および指標について各ビジネスにおける財務および非財務リスクの多寡に応じて、総合的な調整を行う。また、これらの定量的な要因に加え、最終的な報酬額の決定および減額に際しては、コンダクト、コンプライアンス、職業倫理および企業理念といった定性的な要因を重視する。

役職員に支給される報酬は、主に以下の2つに分けられる。

- ・ 固定報酬：基本的な報酬として、役職員の役割、責任および経験等を反映する。
- ・ 変動報酬：役職員に対し、パフォーマンスを動機づけ、正しい行動および能力開発を促進することを目的とする。また、野村グループの中長期の利益とのバランスをとるため、一定以上の報酬を受け取る役職員に対する変動報酬の一部は繰り延べられることがある。

固定報酬と変動報酬の組み合わせは、役職員の役割、責任等に応じて適切に調整される。

変動報酬における繰延報酬の比率（繰延比率）は、原則として、役職員の報酬額に応じて決定する。

報酬額の保証は、一部の新規採用や戦略的な事業目的等の限られた場合にのみ行う。複数年の報酬額の保証は

原則として行わない。

また、報酬の付与にあたっては、財務諸表の重大な修正、適用法令および野村グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、報酬が減額、停止、権利喪失、取消し、他の報酬との相殺または支給後の返還の対象となること（いわゆる「クローバック」）を定める。

(c) 株主との利益の一致

繰延変動報酬は、役職員と当社の株主との利益の一致を図り、当社の重要な役職員および一定以上の報酬を受け取る役職員による当社の業務執行が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものとなることを目的とする。一定以上の報酬を受け取る役職員については、原則として、変動報酬の一部を、当社の株式に連動し、かつ適切な繰延期間を設けた株式関連報酬等とすることで、株主との利益の一致を図る。

役職員の方針の改廃

役職員の方針の改廃は、当社の人事委員会の決議による。

d. 「報酬返還に関する方針」は以下のとおりです。

第1条（目的）

本野村ホールディングス株式会社（以下「NHI」という。）報酬返還に関する方針（以下「本方針」という。）は、「野村グループの報酬の基本方針」、「野村ホールディングスの取締役および執行役にかかる報酬の方針」、及び「野村グループ役職員の報酬の方針」とともに、対象役員（以下に定義する。）である者又は対象役員であった者が受領した過誤の報酬（以下に定義する。）を返還させるための方針について定める。本方針は、1934年米国証券取引所法（その後の改正を含み、以下「取引所法」という。）、取引所法に基づくRule 10D-1、及びニューヨーク証券取引所上場会社マニュアルのSection 303A.14（以下「Section 303A.14」という。）を遵守するために策定されており、これらに従って解釈及び適用される。本方針において使用される用語は、本方針の定めに従って定義される。

第2条（定義）

1. 「報酬」とは、財務報告指標の達成に基づき、その全部又は一部が付与、獲得又は権利確定する報酬をいう。
2. 「対象事由」とは、NHIが米国連邦証券法に基づく財務報告要件の重大な違反に起因する財務諸表修正再表示が求められる場合であって、過去に発行済みの財務諸表における誤りを訂正するための再表示であり、当該誤りがかかる過去の財務諸表において重大であるもの、又は当該誤りが当期中に修正された場合、若しくは当期中に修正されなかった場合のいずれかにおいて、重大な虚偽表示をもたらすものである場合を含む。
3. 「財務報告指標」とは、(a) NHIの財務諸表の作成に適用される会計基準に従い決定及び表示される指標、及びその全部又は一部が当該指標から派生した指標、並びに (b) NHIの株価又はNHIの株主総利回りをいう。ただし、財務報告指標は、財務諸表とともに提示され、又は米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）への提出書類に含まれている指標に限られない。
4. 「対象役員」とは、Section 303A.14に従い決定されたNHIの「役員」である者、又は「役員」であった者をいう。
5. 「修正再表示日」とは、(i) NHIの取締役会が、対象事由が発生したと判断したか、又は合理的に判断すべきであった日、又は (ii) 裁判所、規制当局又はその他の法的権限のある機関が、対象事由の定義に記載されているように、NHIに対して財務諸表修正再表示を行うよう指示した日のうち、いずれか早い方の日をいう。

第3条（適用範囲）

1. 本方針は、対象役員である者又は対象役員であった者（以下「対象者」という。）が2023年10月2日以降且つ次の各号に該当する場合に受領した報酬に適用されるものとする。
 - (1) 対象役員就任後
 - (2) 報酬の職務対象期間中のいずれかの時点において対象役員として職務を遂行した者
 - (3) NHIが、SECに登録されている証券取引所又は証券業協会にその有価証券を上場している間
 - (4) 修正再表示日の直前に終了した3会計年度中（又はNHIがその会計年度を変更した場合には、Section 303A.14に基づき要求される期間）
2. 報酬は、報酬の支払い又は付与が当該期間の終了後に行われたとしても、報酬に適用される財務報告指標が達成されたNHIの会計期間中に受領されたものとみなす。

第4条（返還）

1. 対象事由が発生した場合、NHIは、対象者から次の金額の返還を徴求しなければならない。対象者が受領した報酬の額が、修正された財務報告指標に基づき再計算した場合に対象者が受領していたであろう報酬の額を超過する額（当該報酬に対して支払われた税金は考慮せず算出するものとする）
2. 対象者が受領した報酬の額が、NHIの株価又は株主総利回りに基づき算定されており、対象事由に記載の財務諸表修正再表示での情報を直接用いた数字上の再計算の対象とならない場合には、返還金額は、受領された報酬がその根拠とした、NHIの株価又は株主総利回りへの財務諸表修正再表示の影響についての合理的な見積もりに基づき決定するものとする。NHIは、かかる合理的な見積もりの決定に関する全ての資料を入手及び保持するものとし、必要に応じて当該資料をNYSEに提供するものとする。
3. 本方針に基づく報酬の返還は、不正行為の有無又は対象事由を生じさせた違反の責任が対象者にあるか否かにかかわらず、「無過失」の場合でも行われるものとする。
4. NHIは、以下のいずれかの理由により返還が実行不可能であるとNHIの独立取締役の過半数が決定した場合を除き、第1項に基づく金額の返還を徴求しなければならない。
 - （1）本方針の実施を支援するために第三者に支払われる直接費用が、返還される金額を超える場合。ただし、本号に基づき企図された例外に基づいて報酬の返還が実行不可能であると判断する前に、NHIは、当該報酬の返還につき合理的な努力を尽くすものとし、返還のための当該合理的な努力について書面での記録を残し、必要に応じてNYSEに当該書面を提供するものとする。
 - （2）返還が、2022年11月28日以前に制定された適用ある準拠法に違反する場合。ただし、本号に基づき企図された例外に基づいて報酬額の返還が実行不可能であると判断する前に、NHIは、返還が法律違反となるとの意見書を取得するために、適用法域において弁護士としての経験及び資格を有する法律専門家（当該法律専門家がNYSEに認められる場合）を雇い、NYSEに当該意見書を提出するものとする。
 - （3）返還により、NHIの税制適格退職金制度が、米国内国歳入法典のSection 401(a)(13)又は411(a)A及びそれらに基づく規則の要件を満たさなくなる可能性がある場合。
5. 本方針に基づく返還を徴求する権利は、報酬契約の条件に従ってNHIに認められるその他の救済又は返還を徴求する権利及びNHIに認められるその他の法的救済に追加されるものであり、これらに代わるものではない。

第5条（返還の方法）

1. 第4条に従って過誤の報酬を返還するために、NHIは、自ら又はNHIの子会社をして、（a）既に授与された報酬の権利未確定部分を取り消すこと、（b）既に授与された報酬のうち、権利確定したが未払いの部分没収すること、（c）対象者に対し、返還すべき報酬に相当する金額の支払いを要求すること、（d）株式報酬の権利確定、行使、決済、売却、譲渡その他の処分により得られた利益の返還を要求すること、（e）返還すべき金額を、NHIが対象者に対して支払うべき報酬（NHIが対象者に対して支払うべき退職金を含むがこれに限らない）から相殺すること、適用法令又は契約により認められるその他の救済及び返還の方法を用いることができる。
2. NHIは、その単独の裁量において、過誤の報酬が返還されなければならない条件及びプロセスを決定する。本方針に基づきNHIに支払われるべき金額は、適用法令に従い、かつ契約により認められる場合には、本人の給与又はNHI若しくはその子会社から支払われるべき未払い金から差し引くことができる。

第6条（非補償）

NHI又はNHIの子会社若しくは関連会社のいずれも、本方針に基づき返還された報酬の損失について、対象者に補償してはならないものとする。更に、NHI又はNHIの子会社若しくは関連会社のいずれも、本方針に基づく返還義務の全部又は一部を補償するための保険契約について、いかなる対象者に対しても当該保険契約の保険料の負担又は払戻しを行ってはならないものとする。

第7条（開示）

1. NHIは、適用法令に従って、本方針及びその修正を開示するものとする。
2. 本方針に従い報酬の返還が必要となる対象事由が生じた場合、NHIは、適用法令に従って必要な事項を開示するものとする。

第8条（委員会）

適用法令により許容される範囲において、NHIの人事委員会（以下「委員会」という。）は、本方針の管理、運用、解釈及び運営する責任を負うものとする。なお、NHIの報酬委員会は、日本法に基づくNHIの法定の役員である対象役員の報酬に関する事項を決定するものとする。NHIの報酬委員会及び人事委員会は、適用法令に従い本方針の条件を解釈し、これに基づき決定を行う裁量を有するものとし、本方針に従い各委員会が講じる措置は、各委

員会の絶対的な裁量により行われるものとする。各委員会又はその代理人による解釈又は決定は、最終的なものでありかつ当事者全てを拘束するものとする。

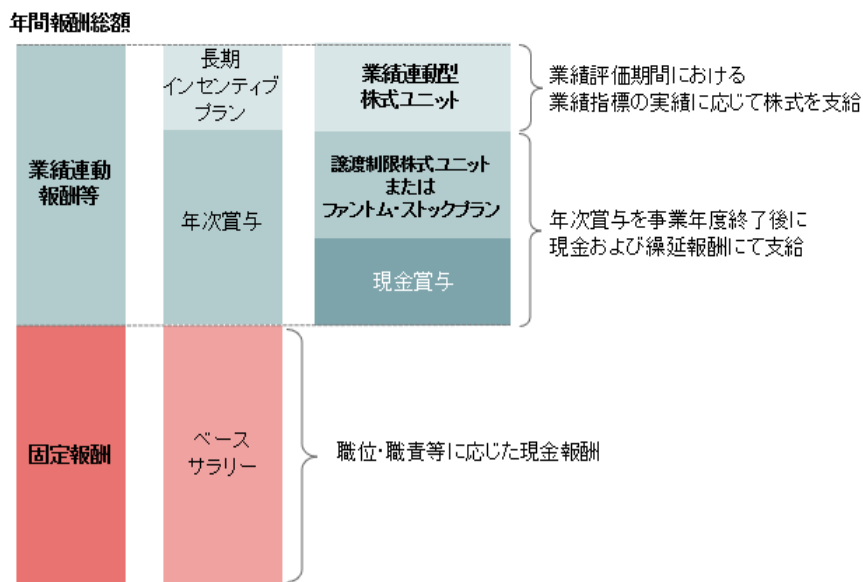
第9条（変更）

本方針の変更又は終了は、NYSEの規則に基づき許容される範囲に限り、NHIの報酬委員会の決議により行われるものとする。

② 役員報酬

a. 役員報酬の体系

役員報酬の構成と報酬項目別の決定方法は以下のとおりです。



b. 業績連動報酬等の算定方法

取締役および執行役の報酬は固定報酬と業績連動報酬等に区分され、固定報酬はベースサラリー、業績連動報酬等は年次賞与と長期インセンティブプランで構成されております。代表執行役社長グループCEOについては、野村の業務執行の責任を負う職責にあることから、定量的な要素および国内外の主要競争地域における報酬水準等の定性的な要素を勘案し、固定報酬および業績連動報酬等から構成される総報酬額を決定しております。その他の取締役および執行役については、代表執行役社長グループCEOの報酬を基準として、職位・職責および国内外のそれぞれの報酬規制・水準などを加味し、定性的な要素も考慮のうえ、総報酬額を決定しております。なお、長期インセンティブプランについての詳細は「c. 株式関連報酬および非金銭報酬等に関する事項 (c) 長期インセンティブプランとしてのPSU」をご参照ください。

(a) 定量的な要素

野村の経営ビジョンやビジネス戦略との整合性を担保するため、野村の経営上の重要指標やその算定基礎となる業績指標を選定しております。また、株主との利益の一致を促進するため、株価関連指標を選定しております。当事業年度においてROEは2025年3月期の目標として掲げる8～10%を達成しました。

区分	概要	実績値	区分	概要	実績値
損 益	収益合計 (金融費用控除後)	18,925億円	一株当たり情報	EPS	111.03円
	経费率 (注1)	75.1%	資本効率	ROE	10.0%
	税引前当期純利益	4,720億円	株主還元	株主総利回り (以下「TSR」) (注2)	98.7%

(注) 1 金融費用以外の費用を収益合計（金融費用控除後）で除した値

2 当事業年度における株価の変動および配当金の合計を前事業年度末の株価で除した値

(b) 定性的な要素

野村の企業価値向上および持続可能な社会の実現を促すための戦略マネジメント、およびコミュニティ、人材ならびにDEIに関する取組みを評価項目として選定しております。

c. 株式関連報酬および非金銭報酬等に関する事項

(a) 現在の株式関連報酬

現在の株式関連報酬は下表のとおりです。

種類	概要
譲渡制限株式ユニット (以下「RSU」)	・2018年3月期より繰延報酬の基本的な支給方法として導入しております。 ・1ユニット当たり当社普通株式1株を株式報酬として支給します。 ・原則として繰延期間は3年としております。
ファントム・ストック プラン (以下「NSU」)	・当社の株価に連動する現金決済型の報酬制度です。 ・繰延期間は原則として3年としております。
業績連動型株式ユニット (以下「PSU」)	・2024年3月期より長期インセンティブプランの支給方法として導入しております。 ・付与後3年間の業績指標に基づき最終的な支給株数を決定します。 ・業績評価期間は原則として3年以上としております。

(b) 非金銭報酬等に該当する株式関連報酬

当社においては、取締役および執行役の年次賞与の半額を繰延報酬としており、支給にあたっては、原則として非金銭報酬等に該当するRSUを用いております。また、長期インセンティブプランとしてPSUを導入しております。

(c) 長期インセンティブプランとしてのPSU

当社のPSUでは、始めに、前事業年度の業績等に応じて支給する基準株数を決定します。その後、3事業年度の業績指標の実績に応じ、基準株数に0%～150%の支給率を乗じて最終的な支給株数を確定します。確定した支給株数分の当社の普通株式等を、主に自己株式の処分により交付します。なお、評価に使用する業績指標はROEおよびTSRを選定しています。詳細は以下をご参照ください。

評価に使用する業績指標

当社の中長期的な企業価値の向上および株主の皆様との利益を一致させるため、ROE（業績評価期間の平均値）とTSR（業績評価期間の絶対値）を組み合わせる使用することとします。

基準株数および支給株数の算定方法

基準株数の算定方法

対象事業年度の業績および国内外の主要競争地域における報酬水準等の定性評価を勘案して決定した金額を、付与時期における当社の普通株式の株価により除し得られた株数を基準株数とします。

支給株数の算定方法

業績評価期間終了後、以下の算定方法に従って支給株数を算出します。

業績指標および支給率

業績指標	構成比	支給率の変動幅	評価方法
ROE	50%	0%～150%	業績評価期間3年間の実績値（平均値）により算出
TSR	50%	0%～150%	業績評価期間3年間の実績値（絶対値）により算出

業績評価の基礎となるROEおよびTSRの計算方法は以下のとおりです。

<ROE>

業績評価期間3年間の実績値（平均値）が野村グループの経営指標として掲げる8%に達した場合、基準株数が支給されます。一方、当該実績値が付与対象年度を含む過去3事業年度の最低値または3%のいずれか大きい値を超えない場合は支給が発生しません。なお、当該実績値が5%に達した場合に基準株数の50%が支給され、12%以上に達した場合には基準株数の150%が支給されます。

<TSR>

業績評価期間 3 年間の実績値（絶対値）が125%に達した場合、基準株数が支給されます。一方、当該実績値が100%以下の場合は支給が発生しません。また、当該実績値が150%以上に達した場合、基準株数の150%が支給されます。当該実績値の計算過程は以下のとおりです。

3 年保有TSR＝（最終株価（B）＋業績評価期間中の配当額）÷当初株価（A）

A：当初株価（業績評価期間開始前 1 ヶ月の平均株価終値）

B：最終株価（業績評価期間終了前 1 ヶ月の平均株価終値）

支給株数の算定方法

支給株数は、基準株数にROEに基づく支給率とTSRに基づく支給率の平均を乗じることで算出します。なお、2025年 3 月期のPSUにかかる基準株数は769,600株であり、支給率150%の株数は1,154,500株です。

$$\left(\begin{array}{c} \text{ROE} \\ \text{に基づく支給率} \end{array} \times 50\% + \begin{array}{c} \text{TSR} \\ \text{に基づく支給率} \end{array} \times 50\% \right) \times \text{基準株数}$$

業績評価期間および支給スケジュール

業績評価期間は、PSUの基準株数を決定した事業年度より 3 年間とします。業績評価期間が終了し評価項目の実績が確定した後、上記の算定方法により確定した支給株数分の当社の普通株式等を株式報酬として支給します。

交付方法

主に自己株式の処分により交付するものとします。

(d) 株式関連報酬を繰延報酬として支給することによる効果

株式関連報酬を繰延報酬として支給することにより、報酬の経済的価値が当社の株価にリンクされ、一定の受給資格確定期間が設けられること等によって、以下の効果を期待できます。

- ・株主との利益の一致
- ・付与から受給資格確定までの一定の期間に、株価の上昇により受給時の繰延報酬の経済的価値が増大し得る機会を与えることによる中長期インセンティブ、およびリテンション
- ・中長期的な企業価値の向上という共通の目標を与えることによる部門を越えた連携・協力の推進

繰延報酬にはこのようなメリットがあるため、主要各国の規制当局からも積極的な活用が推奨されています。

なお、当社グループにおける繰延報酬については、FSB（金融安定理事会）が公表している「健全な報酬慣行に関する原則」の推奨に基づき、繰延期間を原則として翌事業年度以降から 3 年以上としております。

③ 取締役および執行役の報酬（役員区分別・社内外別・種類別の報酬額）

上記の報酬に関する基本的な考え方や枠組みのもと、日本の会社法上の指名委員会等設置会社である当社では、法定の報酬委員会が、グループの基本方針および役員の方針に基づき、取締役および執行役の報酬等の額を決定しております。

a. 取締役・執行役の報酬等の総額

2025年3月期の報酬総額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

役員区分	人数（注１）	固定報酬	業績連動報酬等				計
		金銭報酬			非金銭報酬等		
		ベースサラリー （注２）	現金賞与	NSU（注３）	RSU（注３）	PSU（注３）	
取締役 （うち、社外）	12 名 （ 10 名）	355 (198)	292 (－)	100 (－)	－ (－)	－ (－)	747 (198)
執行役	7 名	607	2, 273	1, 426	97	197	4, 600
合計	19 名	962	2, 564	1, 527	97	197	5, 347

（注）1 上記人数には、2024年6月に退任した取締役2名、および同月に就任した取締役1名を含んでおります。期末日現在の人員は、取締役10名、執行役7名です。なお、取締役と執行役の兼任者については、上表では執行役の欄に人数と報酬を記入しております。

2 報酬の自主返上を反映した金額を表示しております。

3 当事業年度以前に付与された繰延報酬のうち、当事業年度において会計上の費用として計上された金額を示しております。NSUの金額は貸借対照表日ごとに公正価値により再評価され、RSUの金額は付与日の公正価値により評価されます。詳細は連結財務諸表注記「1 会計処理の原則および会計方針の要旨」をご参照ください。

4 上記のほか、当事業年度において社外取締役に對し当社の子会社の役員としての報酬等を当該子会社が合計80百万円支給しております。

b. 連結報酬等の総額が1億円以上の役員の報酬等

2025年3月期を対象とした報酬総額が1億円以上である取締役および執行役の内訳は以下のとおりです。報酬委員会における決議金額を記載しているため、会計上の費用として計上された金額を示している上記 a. 取締役・執行役の報酬等の総額とは合計金額が一致しません。

報酬の水準と体系は、優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、個人の役割・責任および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味し決定しております。また、中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与し、かつ株主との利益の一致を図ることを目的として、報酬の一部を所定の繰延期間を設けた株式関連報酬によって支払うこととしています。詳細は上記「① 報酬の方針 a. グループの基本方針およびb. 役員の方針」をご参照ください。当事業年度においては、ROEが2025年3月期の目標として掲げる8～10%を達成するなど定量的な要素が良好であったことも考慮し、業績連動報酬等の金額が増加しております。

(単位：百万円)

氏名	会社	役員区分	固定報酬	業績連動報酬等			合計
			現金	現金賞与	RSUまたはNSU (注1)	PSU (注2)	
永井 浩二	提出会社	取締役会長	91.2	291.5	291.5	—	674.2
奥田 健太郎 (注3)	提出会社	代表執行役 (グループ CEO)	109.4	485.8	485.8	126.9	1,207.9
中島 豊 (注3)	提出会社	代表執行役	84.4	267.2	267.2	69.8	688.6
飯山 俊康 (注3)	提出会社	執行役	82.8	213.8	213.8	—	510.3
北村 巧	提出会社	執行役	73.2	98.4	98.4	—	270.0
加藤 壮太郎	提出会社	執行役	63.6	81.7	81.7	—	227.0
稲井田 洋右 (注3)	提出会社	執行役	62.7	39.2	39.2	—	141.1
クリストファー・ウィルコックス	提出会社	執行役	114.4	1,086.7	1,086.7	—	2,287.8
		(米ドル換算額 単位：千米ドル)	(750.0)	(7,125.0)	(7,125.0)	(—)	(15,000.0)

(注) 1 付与後3年間に繰延べて支払われるため、記載金額と当事業年度に各人が受領する報酬額は異なります。

2 当事業年度における費用計上額を記載しております。

3 報酬の自主返上を反映した金額を表示しております。

c. 当事業年度における報酬委員会の活動状況

(a) 報酬委員会の委員構成

報酬委員会は、3名の委員で構成されます。

委員長： 大島 卓 (社外取締役) (注1)

委員： 高原 豪久 (社外取締役)

委員： 永井 浩二 (取締役会長・非業務執行) (注2)

(注1) 2024年6月25日付で石村 和彦に代わり委員長に就任しました。

(注2) 2025年6月24日付で退任し、同日付で石黒 美幸(社外取締役)が委員に就任する予定です。

(b) 報酬委員会における審議事項および出席状況

2025年3月期に開催された報酬委員会の出席状況と概要は以下のとおりです。

開催日	決議・討議の概要	委員の出席状況
2024年4月26日	決議：2024年3月期の年次賞与と長期インセンティブプランについて ：取締役および執行役の5月以降のベースサラリーについて ：野村グループの報酬の基本方針の一部改訂について ：取締役および執行役の報酬の方針の一部改訂について	全員出席
2024年6月25日	決議：取締役会の招集権を有する取締役の選定について ：委員会の職務執行状況を取締役会に報告する取締役の選定について ：取締役および執行役の個人別の報酬（年次賞与を除く）について ：取締役および執行役に付与するRSUおよびNSUについて 報告：当期の年間スケジュールについて ：野村グループの報酬の基本方針、野村ホールディングスの取締役および執行役にかかる報酬の方針、報酬返還に関する方針について	全員出席
2024年9月27日	決議：代表執行役に付与するPSUについて	全員出席
2024年11月1日	決議：役員報酬の自主返上について	全員出席
2024年12月5日	決議：役員報酬の自主返上について	全員出席
2025年3月28日	決議：取締役および執行役の4月以降のベースサラリーについて	全員出席

かかる審議等を経て、報酬委員会は、2025年3月期にかかる役員報酬は、グループの基本方針および役員の方針に沿ったものであり、かつ、妥当であるものと判断しております。また、審議内容は取締役会にも報告しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準および考え方

保有目的が純投資目的とは、専ら株式の価値の変動または株式にかかる配当によって利益を受けることを目的とする場合をいいます。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

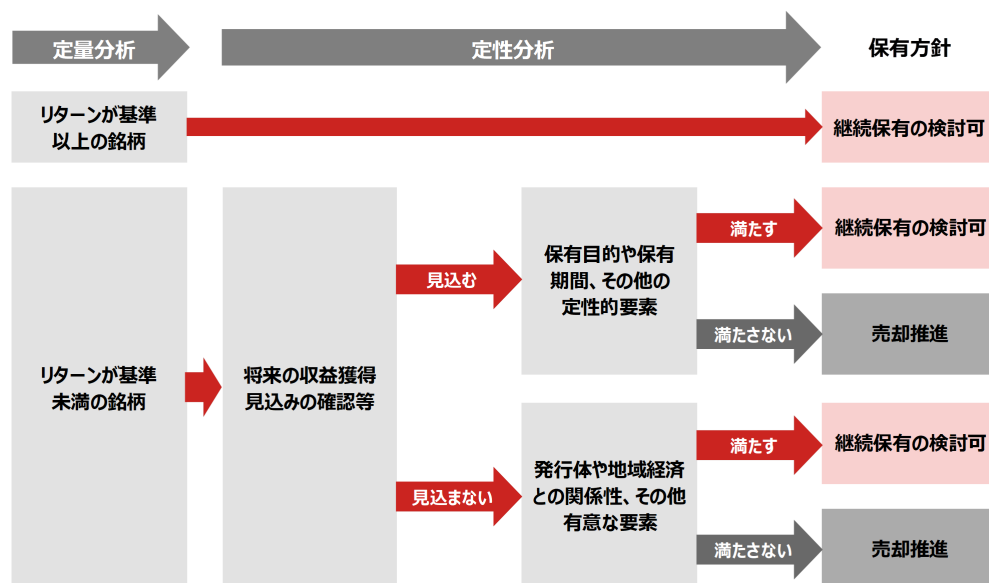
a. 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の株式の政策保有に関する基本方針ならびに保有の合理性を検証する方法は以下のとおりです。

- ・野村グループにおける政策保有株式については、株式の保有にともなうリスクやコストに留意しつつ、株式保有先企業との取引の拡大や事業上の連携などによる当社ビジネスの収益拡大の機会などの事業戦略的な観点を考慮したうえで、株式の保有が野村グループの企業価値の維持・向上に資する場合のみ、同株式を保有するものとする。
- ・取締役会は、野村グループにおける政策保有株式の保有の意義について継続的な検討を行うことを目的として政策保有株式検討委員会を設置する。
- ・政策保有株式検討委員会は政策保有株式の保有状況を検討し、売却することが合理的と判断される株式については、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を進める。
- ・取締役会は、政策保有株式検討委員会において検討された内容を検証する。

当社は、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ、原則政策保有株式については、売却を進める方針ですが、継続保有とする株式については、社内検証プロセスに基づき、その保有の合理性を検証、対応を検討しております。

具体的には、当社は、保有するすべての政策保有目的の株式について、定期的に定量分析を実施しております。必要資本に対するリターン（株式保有先企業との取引による収益や受取配当金等）が目安となる水準を上回るかどうかを検証し、基準を満たしていれば継続保有の検討可とした上で、保有状況の継続的なモニタリングを実施します。基準を満たしていない場合、定性分析を実施いたします。定性分析では、中長期を含む今後の収益見込み、保有目的や保有期間、発行体や地域経済との関係性、その他有意な要素を考慮して、継続保有の検討可または売却推進を検討いたします。



当社は、政策保有株式検討委員会を年2回を目安に開催しております。同委員会においては、先述の定量的、定性的な要素について、個別に検証し、保有の意義について確認、追加の対応の方針を議論しております。2024年6月25日と2024年12月5日に開催した取締役会においては、政策保有株式検討委員会において検討された内容を踏まえ、保有の適否を検証するとともに、同委員会における検討結果としての保有株式の削減、売却の進捗の状況について確認いたしました。

b. 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	117	12,854
非上場株式以外の株式	61	72,183

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加にかかる取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	100	デジタル・フィンテック、市場インフラ関連分野 に関する戦略投資
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少にかかる売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	10	67
非上場株式以外の株式	7	2,368

c. 特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社日本取引所 グループ	8,858	4,429	当社の子会社である野村證券株式会社は 東京証券取引所の取引参加者であり、同 社グループによる公正性・安全性・信頼 性を備えた最適な取引の場の提供に資す るための保有。加えて、当社グループと 同社グループとの取引関係の維持・向上 により、ホールセール部門を中心とした ビジネス機会の創出・拡大、デジタルア セット関連事業の推進を目的とした BOOSTRYの運営・事業にかかる業務提携 関係の維持・拡大も企図（注4）	無
	13,531	18,203		
トヨタ自動車株式会 社	4,441	4,441	ホールセール部門を中心とした、ビジネ ス機会創出、取引関係の維持・強化・拡 大のため	無
	11,618	16,841		
株式会社千葉銀行	5,693	5,693	当社の子会社である株式会社ウェルス・ スクエアは2021年3月18日より、株式会 社千葉銀行を投資一任契約締結の媒介業 務を委託する登録金融機関として、ま た、株式会社千葉銀行の子会社であるち ばぎん証券株式会社を投資一任契約締結 の代理業務を委託する金融商品取引業者 として、投資一任運用サービス 「TSUBASAファンドラップ」の提供を行 っている。更に、当社と株式会社千葉銀 行は、2022年1月14日に、オンライン上 でのアドバイスに特化した新しい金融コ ンサルティングサービスを提供するため に株式会社第四北越銀行、株式会社中国 銀行と共に合弁会社を設立した。このよ うな提携を含め、ウェルス・マネジメン ト部門を中心としたビジネス機会創出、 取引関係・地域経済との関係性の維持・ 強化・拡大のため株式を保有	有
	7,965	7,182		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社群馬銀行	3,168	3,168	当社の子会社である株式会社ウェルス・スクエアは2024年2月22日より、株式会社群馬銀行を投資一任契約締結の媒介業務を委託する登録金融機関として、また、株式会社群馬銀行の子会社であるぐんぎん証券株式会社を投資一任契約締結の代理業務を委託する金融商品取引業者として、投資一任運用サービス「ぐんぎんファンドラップ」の提供を行っている。このような提携を含め、ウェルス・マネジメント部門を中心としたビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため株式を保有	有
	3,901	2,782		
株式会社しずおかフィナンシャルグループ	1,500	1,500	当社の子会社である株式会社ウェルス・スクエアは2020年10月26日より、株式会社しずおかフィナンシャルグループの子会社である静銀ティーエム証券株式会社を投資一任契約締結の代理業務を委託する金融機関として、投資一任運用サービス「しずぎんラップ（ウェルス・スクエア）」の提供を行っている。このような連携を含め、ウェルス・マネジメント部門を中心としたビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため株式を保有	無
	2,435	2,171		
大塚ホールディングス株式会社	300	300	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持・強化・拡大のため	無
	2,326	1,893		
上村工業株式会社	229	229	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持・強化・拡大のため	無
	2,295	2,405		
株式会社西日本フィナンシャルホールディングス	922	922	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無（注3）
	1,927	1,766		
株式会社ひろぎんホールディングス	1,500	1,500	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無（注3）
	1,817	1,637		
NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社	618	206	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持・強化・拡大のため（注4）	無（注3）
	1,681	1,593		
日本テレビホールディングス株式会社	548	548	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持・強化・拡大のため	無（注3）
	1,674	1,271		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社いよぎんホールディングス	934	934	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無（注3）
	1,642	1,096		
スルガ銀行株式会社	1,136	1,136	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無
	1,527	1,015		
株式会社十六フィナンシャルグループ	262	262	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無（注3）
	1,264	1,254		
株式会社めぶきフィナンシャルグループ	1,519	1,519	当社の子会社である株式会社ウェルス・スクエアは、株式会社めぶきフィナンシャルグループの子会社である株式会社常陽銀行（2021年10月1日より）と株式会社足利銀行（2021年10月8日より）を投資一任契約締結の媒介業務を委託する登録金融機関として、また、株式会社めぶきフィナンシャルグループの子会社であるめぶき証券株式会社（2021年10月1日より）を投資一任契約締結の代理業務を委託する金融商品取引業者として、投資一任運用サービス「めぶきファンドラップ」の提供を行っている。このような提携を含め、ウェルス・マネジメント部門を中心としたビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため株式を保有	無
	1,102	777		
北興化学工業株式会社	836	836	コーポレート部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	有
	1,074	1,067		
株式会社ほくほくフィナンシャルグループ	413	413	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無（注3）
	1,061	801		
株式会社九州フィナンシャルグループ	1,395	1,395	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無（注3）
	1,027	1,593		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社武蔵野銀行	313	313	当社の子会社である株式会社ウェルス・スクエアは2021年7月1日より、株式会社武蔵野銀行を投資一任契約締結の媒介業務を委託する登録金融機関として、また、株式会社千葉銀行の子会社であるちばぎん証券株式会社を投資一任契約締結の代理業務を委託する金融商品取引業者として、投資一任運用サービス「TSUBASAファンドラップ」の提供を行っている。このような提携を含め、ウェルス・マネジメント部門を中心としたビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため株式を保有	有
	1,021	924		
ヒロセ電機株式会社	55	55	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持・強化・拡大のため	有
	953	856		
株式会社平和	400	400	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持・強化・拡大のため	無
	938	802		
第一生命ホールディングス株式会社	200	200	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持・強化・拡大のため	無
	906	771		
株式会社北洋銀行	1,670	1,670	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	有
	863	743		
株式会社八十二銀行	693	693	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無（注3）
	732	721		
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	328	328	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持・強化・拡大のため	無
	709	723		
イオンフィナンシャルサービス株式会社	474	474	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持・強化・拡大のため	無
	625	666		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社名古屋銀行	78	78	当社の子会社である株式会社ウェルス・スクエアは2023年12月1日より、株式会社名古屋銀行を投資一任契約締結の媒介業務を委託する登録金融機関として、また、株式会社しずおかフィナンシャルグループの子会社である静銀ティーエム証券株式会社を投資一任契約締結の代理業務を委託する金融商品取引業者として、投資一任運用サービス「めいぎんラップ（ウェルス・スクエア）」の提供を行っている。このような提携を含め、ウェルス・マネジメント部門を中心としたビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため株式を保有	有
	611	517		
株式会社阿波銀行	200	200	当社の子会社である野村證券株式会社と株式会社阿波銀行は、2020年6月26日に、金融商品仲介業務における包括的業務提携に関する最終契約を締結。このような提携を含め、ウェルス・マネジメント部門を中心としたビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため株式を保有	有
	572	551		
株式会社あいちフィナンシャルグループ	152	152	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無
	435	404		
トモニホールディングス株式会社	723	723	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無（注3）
	389	302		
株式会社プロクレアホールディングス	207	207	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無
	352	384		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社ふくおかフ ィナンシャルグルー プ	88	88	当社の子会社である株式会社ウェルス・ スクエアは、株式会社ふくおかフィナン シャルグループの子会社であるFFG証券 株式会社（2019年5月7日より）を投資 一任契約の締結の代理業務を委託する金 融機関として、投資一任運用サービス 「ファンドラップ」または法人のお客様 向け投資一任運用サービス「FFG法人フ ァンドラップ」の提供を行っている。こ のような提携を含め、ウェルス・マネジ メント部門を中心としたビジネス機会創 出、取引関係・地域経済との関係性の維 持・強化・拡大のため株式を保有	無（注3）
	345	355		
株式会社第四北越フ ィナンシャルグルー プ	109	54	当社と株式会社第四北越フィナンシャル グループの子会社の株式会社第四北越銀 行は、2022年1月14日に、オンライン上 でのアドバイスに特化した新しい金融コ ンサルティングサービスを提供するため に株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行 と共に合弁会社を設立した。このような 提携を含め、ウェルス・マネジメント部 門を中心としたビジネス機会創出、取引 関係・地域経済との関係性の維持・強 化・拡大のため株式を保有（注4）	無（注3）
	342	242		
株式会社岩手銀行	100	100	ウェルス・マネジメント部門を中心とし た、ビジネス機会創出、取引関係・地域 経済との関係性の維持・強化・拡大のた め	無
	316	257		
株式会社日本触媒	160	40	ホールセール部門を中心とした、ビジネ ス機会創出、取引関係の維持・強化・拡 大のため（注4）	無
	279	235		
株式会社池田泉州ホ ールディングス	626	626	ウェルス・マネジメント部門を中心とし た、ビジネス機会創出、取引関係・地域 経済との関係性の維持・強化・拡大のた め	無
	272	247		
株式会社ちゅうぎん フィナンシャルグル ープ	119	119	当社と株式会社ちゅうぎんフィナンシャ ルグループの子会社の株式会社中国銀行 は、2022年1月14日に、オンライン上 でのアドバイスに特化した新しい金融コ ンサルティングサービスを提供するために 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀 行と共に合弁会社を設立した。このよ うな提携を含め、ウェルス・マネジメント 部門を中心としたビジネス機会創出、取 引関係・地域経済との関係性の維持・強 化・拡大のため株式を保有	無
	198	156		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社アルファシステムズ	59	59	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持・強化・拡大のため	無
	193	195		
新日本建設株式会社	94	94	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無
	148	154		
株式会社大垣共立銀行	62	62	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	有
	146	135		
株式会社山口フィナンシャルグループ	69	69	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無
	122	108		
株式会社東邦銀行	312	312	当社の子会社である野村證券株式会社と株式会社東邦銀行は、2024年7月26日に、金融商品仲介業務における包括的業務提携に関する最終契約を締結。このような提携を含め、ウェルス・マネジメント部門を中心としたビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため株式を保有	有
	111	112		
株式会社鳥取銀行	85	85	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無
	108	126		
平和不動産株式会社	20	20	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持・強化・拡大のため	有
	94	82		
株式会社愛媛銀行	61	61	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無
	66	69		
株式会社佐賀銀行	25	25	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	有
	58	54		
平河ヒューテック株式会社	40	40	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持・強化・拡大のため	有
	56	54		
株式会社清水銀行	38	38	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	有
	56	60		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社宮崎太陽銀行	37	37	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	有
	47	56		
株式会社栃木銀行	139	139	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無
	44	51		
株式会社百十四銀行	10	10	当社の子会社である株式会社ウェルス・スクエアは2022年4月1日より、当社の子会社である野村證券株式会社を投資一任契約締結の代理業務を委託する金融商品取引業者として、株式会社百十四銀行を投資一任契約締結の媒介業務を委託する登録金融機関として、投資一任運用サービス「ファンドラップ」の提供を行っている。また、当社の子会社である野村證券株式会社と株式会社百十四銀行は、2025年3月17日に、金融商品仲介業務における包括的業務提携に関する基本契約を締結。このような提携を含め、ウェルス・マネジメント部門を中心としたビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため株式を保有	無
	35	30		
株式会社北日本銀行	10	*	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	有
	32	*		
株式会社大光銀行	20	20	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無
	29	31		
株式会社南日本銀行	27	27	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	有
	23	26		
株式会社高知銀行	22	*	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無
	18	*		
株式会社琉球銀行	13	*	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無
	15	*		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
フィデアホールディングス株式会社	10	*	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無
	15	*		
株式会社アルチザネットワークス	20	*	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持・強化・拡大のため	無
	12	*		
株式会社筑邦銀行	9	*	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無
	12	*		
株式会社ポブラ	53	*	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため	無
	11	*		
株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ	—	218	当社の子会社である株式会社ウェルス・スクエアは2020年8月17日より、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの子会社である株式会社きらぼし銀行を投資一任契約締結の媒介業務を委託する登録金融機関として、また、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの子会社であるきらぼしライフデザイン証券株式会社を投資一任契約締結の代理業務を委託する金融商品取引業者として、投資一任運用サービス「きらぼしラップ」の提供を行っている。このような提携を含め、ウェルス・マネジメント部門を中心としたビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため株式を保有していたが、2025年3月期中に全株売却した。	無（注3）
	—	1,065		
株式会社山梨中央銀行	—	187	当社の子会社である株式会社ウェルス・スクエアは2024年4月1日より株式会社山梨中央銀行のお客様に静銀ティーエム証券株式会社を通じて、投資一任運用サービス「山梨中銀ラップ（ウェルス・スクエア）」の提供を行っている。このようなウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため株式を保有していたが、2025年3月期中に全株売却した。	有
	—	352		
株式会社石井鐵工所	—	70	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持・強化・拡大のため株式を保有していたが、2025年3月期中に全株売却した。	有
	—	197		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 および株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社宮崎銀行	—	62	ウェルス・マネジメント部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため株式を保有していたが、2025年3月期中に全株売却した。	有
	—	179		
株式会社福井銀行	—	50	当社の子会社である野村證券株式会社と株式会社福井銀行は、2022年11月11日に、金融商品仲介業務における包括的業務提携に関する最終契約を締結。このような提携を含め、ウェルス・マネジメント部門を中心としたビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため株式を保有していたが、2025年3月期中に全株売却した。	有
	—	97		
株式会社大分銀行	—	25	当社の子会社である野村證券株式会社と株式会社大分銀行は、2022年8月22日に、金融商品仲介業務における包括的業務提携に関する最終契約を締結。このような提携を含め、ウェルス・マネジメント部門を中心としたビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため株式を保有していたが、2025年3月期中に全株売却した。	有
	—	77		
株式会社山形銀行	—	58	当社の子会社である株式会社ウェルス・スクエアは2022年11月1日より、当社の子会社である野村證券株式会社を投資一任契約締結の代理業務を委託する金融商品取引業者として、株式会社山形銀行を投資一任契約締結の媒介業務を委託する登録金融機関として、投資一任運用サービス「ファンドラップ」の提供を行っている。このような提携を含め、ウェルス・マネジメント部門を中心としたビジネス機会創出、取引関係・地域経済との関係性の維持・強化・拡大のため株式を保有していたが、2025年3月期中に全株売却した。	有
	—	68		

- (注) 1 定量的な保有の効果については、多岐にわたるため記載は困難です。検証した方法については、「(5) [株式の保有状況] ②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 a. 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」をご参照ください。
- 2 「*」は、当該銘柄の貸借対照表計上額が当社の資本金額の100分の1以下であり、かつ貸借対照表計上額の大きい順の60銘柄に該当しないために記載を省略していることを示しております。
- 3 保有先企業は当社の株式を保有しておりませんが、同社子会社が信託口保有分も含め、当社の株式を保有しております。
- 4 株式数が増加した理由は、株式分割によるものです。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	15	762	14	696
非上場株式以外の株式	1	144	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額 (百万円)	売却損益の 合計額 (百万円)	評価損益の 合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	△50
非上場株式以外の株式	—	—	138

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第316条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続きならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。

(2) 当社の連結財務諸表は、各連結会社がその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されております。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」)に基づき作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表および事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。会計基準等の内容を適切に把握し、かつ会計基準等の変更等についての的確に対応するための社内組織や、当社の開示すべき重要情報の網羅性、適正性を確保するための社内組織を設置しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

		2024年3月31日	2025年3月31日
区分	注記番号	金額（百万円）	金額（百万円）
(資産)			
現金・預金：			
現金および現金同等物		4,239,359	4,424,462
定期預金		545,842	642,388
取引所預託金およびその他の顧客分別金		369,770	447,846
計		5,154,971	5,514,696
貸付金および受取債権：			
貸付金	※2, 8	5,469,195	6,025,008
(2024年3月31日現在 2,074,585百万円、 2025年3月31日現在 2,178,376百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価した金額を含む。)			
顧客に対する受取債権	※2, 4	453,937	410,722
(2024年3月31日現在 21,834百万円、 2025年3月31日現在 50,258百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価した金額を含む。)			
顧客以外に対する受取債権		928,632	1,030,023
貸倒引当金	※ 8	△18,047	△16,920
計		6,833,717	7,448,833
担保付契約：			
売戻条件付買入有価証券	※ 2	15,621,132	14,004,757
(2024年3月31日現在 466,440百万円、 2025年3月31日現在 358,711百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)			
借入有価証券担保金		5,373,663	4,658,828
計		20,994,795	18,663,585
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資：			
トレーディング資産	※2, 3	19,539,742	22,372,339
(2024年3月31日現在 6,892,311百万円、 2025年3月31日現在 8,666,326百万円の 担保差入有価証券を含む。)			
(2024年3月31日現在 8,108百万円、 2025年3月31日現在 745,801百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)			
プライベートエクイティ・デット投資	※ 2	117,066	151,710
(2024年3月31日現在 22,807百万円、 2025年3月31日現在 28,212百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)			
計		19,656,808	22,524,049
その他の資産：			
建物、土地、器具備品および設備		448,785	436,454
(2024年3月31日現在 529,605百万円、 2025年3月31日現在 546,117百万円の減価償却累計額控除後)			
トレーディング目的以外の負債証券	※ 2	335,401	485,290
(2024年3月31日現在 ー百万円、 2025年3月31日現在 226,772百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)			
投資持分証券	※ 2	105,088	98,401
(2024年3月31日現在 247百万円、 2025年3月31日現在 272百万円の担保差入有価証券を含む。)			
関連会社に対する投資および貸付金	※8, 19	462,017	506,389
(2024年3月31日現在 6,929百万円、 2025年3月31日現在 7,460百万円の担保差入有価証券を含む。)			
(2024年3月31日現在 1,514百万円、 2025年3月31日現在 11,478百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)			
その他	※2, 10	1,155,621	1,124,473
(2024年3月31日現在 213,227百万円、 2025年3月31日現在 215,854百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)			
計		2,506,912	2,651,007
資産合計		55,147,203	56,802,170

		2024年3月31日	2025年3月31日
区分	注記番号	金額（百万円）	金額（百万円）
(負債および資本)			
短期借入 (2024年3月31日現在 650,122百万円、 2025年3月31日現在 630,604百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)	※2, 11	1,054,717	1,117,292
支払債務および受入預金：			
顧客に対する支払債務	※4	1,310,825	1,377,222
顧客以外に対する支払債務		2,823,100	2,766,112
受入銀行預金 (2024年3月31日現在 182,906百万円、 2025年3月31日現在 325,570百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)	※2	2,356,202	3,105,581
計		6,490,127	7,248,915
担保付調達：			
買戻条件付売却有価証券 (2024年3月31日現在 916,090百万円、 2025年3月31日現在 673,648百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)	※2	16,870,303	16,287,758
貸付有価証券担保金 (2024年3月31日現在 62,102百万円、 2025年3月31日現在 30,216百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)	※2	2,133,066	1,964,682
その他の担保付借入		393,206	393,420
計		19,396,575	18,645,860
トレーディング負債	※2, 3	10,890,610	11,378,828
その他の負債 (2024年3月31日現在 61,052百万円、 2025年3月31日現在 54,588百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)	※2, 10	1,414,546	1,456,598
長期借入 (2024年3月31日現在 6,145,018百万円、 2025年3月31日現在 6,915,178百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。)	※2, 11	12,452,115	13,373,678
負債合計		51,698,690	53,221,171
コミットメントおよび偶発事象	※20		
資本：	※17		
資本金		594,493	594,493
無額面：			
授權株式数－ 2024年3月31日現在 6,000,000,000株 2025年3月31日現在 6,000,000,000株			
発行済株式数－ 2024年3月31日現在 3,163,562,601株 2025年3月31日現在 3,163,562,601株			
発行済株式数（自己株式控除後）－ 2024年3月31日現在 2,970,755,160株 2025年3月31日現在 2,956,210,965株			
資本剰余金		708,785	704,877
利益剰余金		1,705,725	1,867,379
累積的その他の包括利益	※16	459,984	447,808
計		3,468,987	3,614,557
自己株式（取得価額）		△118,798	△143,678
自己株式数－ 2024年3月31日現在 192,807,441株 2025年3月31日現在 207,351,636株			
当社株主資本合計		3,350,189	3,470,879
非支配持分		98,324	110,120
資本合計		3,448,513	3,580,999
負債および資本合計		55,147,203	56,802,170

次の表は連結貸借対照表上の連結変動持分事業体の資産および負債を表しております。連結変動持分事業体の資産はその債権者に対する支払義務の履行にのみ使用され、連結変動持分事業体の債権者は、通常、野村に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。詳細は「〔連結財務諸表注記〕 7 証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

	(単位：十億円)	
	2024年 3 月31日	2025年 3 月31日
現金・預金	73	14
トレーディング資産および プライベートエクイティ・デット投資	1,296	1,318
その他の資産	99	239
資産合計	1,468	1,571
トレーディング負債	0	0
その他の負債	6	156
借入	1,106	1,047
負債合計	1,112	1,203

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

②【連結損益計算書】

		2024年3月期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2025年3月期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
区分	注記 番号	金額（百万円）	金額（百万円）
収益：			
委託・投信募集手数料	※4	364,095	407,011
投資銀行業務手数料	※4	173,265	212,234
アセットマネジメント業務手数料	※4	310,154	378,196
トレーディング損益	※2,3	491,611	580,099
プライベートエクイティ・デット投資関連損益		11,877	7,634
金融収益		2,620,856	2,927,861
投資持分証券関連損益		9,612	444
その他	※4,10	175,824	223,264
収益合計		4,157,294	4,736,743
金融費用		2,595,294	2,844,258
収益合計（金融費用控除後）		1,562,000	1,892,485
金融費用以外の費用：			
人件費		673,523	732,390
支払手数料		137,328	177,452
情報・通信関連費用		217,126	227,018
不動産関係費		68,698	70,166
事業促進費用		24,236	27,055
その他	※10	167,239	186,440
金融費用以外の費用計		1,288,150	1,420,521
税引前当期純利益		273,850	471,964
法人所得税等	※15	96,630	124,709
当期純利益		177,220	347,255
差引：非支配持分に帰属する当期純利益		11,357	6,519
当社株主に帰属する当期純利益		165,863	340,736

		2024年3月期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2025年3月期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
区分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
普通株式1株当たり：	※12		
基本－			
当社株主に帰属する当期純利益		54.97	115.30
希薄化後－			
当社株主に帰属する当期純利益		52.69	111.03

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

③【連結包括利益計算書】

	2024年3月期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2025年3月期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
当期純利益	177,220	347,255
その他の包括利益：		
為替換算調整額：		
為替換算調整額	204,507	△35,768
繰延税額	△1,161	△1,569
計	203,346	△37,337
確定給付年金制度：		
年金債務調整額	18,475	17,734
繰延税額	△5,813	△5,327
計	12,662	12,407
トレーディング目的以外の負債証券：		
トレーディング目的以外の負債証券の未実現損益	—	△1,675
繰延税額	—	528
計	—	△1,147
自己クレジット調整額：		
自己クレジット調整額	△91,001	20,636
繰延税額	18,565	△7,978
計	△72,436	12,658
その他の包括利益合計	143,572	△13,419
包括利益	320,792	333,836
差引：非支配持分に帰属する包括利益	13,399	5,276
当社株主に帰属する包括利益	307,393	328,560

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

④【連結資本勘定変動表】

	2024年3月期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2025年3月期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
資本金		
期首残高	594,493	594,493
期末残高	594,493	594,493
資本剰余金		
期首残高	707,189	708,785
株式に基づく報酬取引	1,609	△3,929
子会社に対する持分変動	—	36
関連会社に対する持分変動	△13	△15
期末残高	708,785	704,877
利益剰余金		
期首残高	1,647,005	1,705,725
当社株主に帰属する当期純利益	165,863	340,736
現金配当金	△68,674	△168,477
自己株式処分損益	△2,364	△10,605
自己株式の消却	△36,105	—
期末残高	1,705,725	1,867,379
累積的その他の包括利益		
為替換算調整額		
期首残高	242,767	444,071
当期純変動額	201,304	△36,094
期末残高	444,071	407,977
確定給付年金制度		
期首残高	△32,174	△19,512
年金債務調整額	12,662	12,407
期末残高	△19,512	△7,105
トレーディング目的以外の負債証券		
期首残高	—	—
トレーディング目的以外の負債証券の未実現損益	—	△1,147
期末残高	—	△1,147
自己クレジット調整額		
期首残高	107,861	35,425
自己クレジット調整額	△72,436	12,658
期末残高	35,425	48,083
期末残高	459,984	447,808
自己株式		
期首残高	△118,574	△118,798
取得	△61,199	△58,835
売却	0	0
従業員に対する発行株式	24,870	33,955
消却	36,105	—
期末残高	△118,798	△143,678
当社株主資本合計		
期末残高	3,350,189	3,470,879

	2024年3月期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2025年3月期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
非支配持分		
期首残高	75,575	98,324
現金配当金	△3,548	△10,680
非支配持分に帰属する当期純利益	11,357	6,519
非支配持分に帰属する累積的その他の包括利益 為替換算調整額	2,042	△1,243
非支配持分保有者との取引（純額）	11,855	△5,370
その他の増減（純額）	1,043	22,570
期末残高	98,324	110,120
資本合計		
期末残高	3,448,513	3,580,999

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

⑤ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

	2024年3月期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2025年3月期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益	177,220	347,255
当期純利益の営業活動から得た （△営業活動に使用された）現金（純額）への調整		
減価償却費および償却費	61,340	61,653
貸倒引当金繰入額（戻入益）	13,910	△1,060
株式報酬費用	35,577	38,578
投資持分証券関連損益	△9,612	△444
子会社および関係会社株式売却損益等	△968	△205
持分法投資損益（受取配当金控除後）	△31,070	△34,605
建物、土地、器具備品および設備の処分損益	2,670	2,344
繰延税額	△312	11,559
営業活動にかかる資産および負債の増減：		
取引所預託金およびその他の顧客分別金	16,465	△144,542
トレーディング資産および プライベートエクイティ・デット投資	△386,474	△3,026,277
トレーディング負債	△411,843	574,231
売戻条件付買入有価証券および 買戻条件付売却有価証券（純額）	290,843	1,108,828
借入有価証券担保金および 貸付有価証券担保金（純額）	△324,095	526,233
信用取引貸付金および受取債権	△276,058	△179,668
支払債務	709,839	△16,725
賞与引当金	26,480	26,496
未払法人所得税（純額）	70,892	19,235
その他（純額）	167,836	8,503
営業活動から得た （△営業活動に使用された）現金（純額）	132,640	△678,611

	2024年3月期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2025年3月期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
定期預金の預入による支出	△650,562	△679,945
定期預金の払戻による収入	567,599	572,947
建物、土地、器具備品および設備の購入	△145,784	△189,971
建物、土地、器具備品および設備の売却	111,954	131,078
エクイティ投資の購入による支出	△14,716	△10,712
エクイティ投資の売却による収入	40,497	8,112
銀行業務貸付金の増加（純額）	△112,224	△129,829
トレーディング目的以外の貸付金の増加	△4,286,507	△5,939,225
トレーディング目的以外の貸付金の減少	3,606,974	5,530,064
売却可能負債証券の購入	—	△113,702
売却可能負債証券の売却	—	4,982
その他トレーディング目的以外の負債証券の増加	△112,438	△179,032
その他トレーディング目的以外の負債証券の減少	135,690	131,200
事業の取得による純支出	△457	—
事業の売却等による純収入	—	8,141
関連会社に対する投資の購入による支出	△29,778	△19,007
関連会社に対する投資の売却による収入	900	10,098
その他（純額）	914	16,154
投資活動に使用された現金（純額）	△887,938	△848,647
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
長期借入の実行による収入	3,064,698	4,334,376
長期借入の返済による支出	△2,101,758	△3,313,452
短期借入の実行による収入	1,964,955	1,850,155
短期借入の返済による支出	△1,866,998	△1,876,894
インターバンク短期金融市場借入金増加による収入 （△減少による支出）（純額）	△88,288	130,455
その他の担保付借入の増加（△減少）（純額）	57,311	△23,560
受入銀行預金の増加による収入（純額）	107,532	785,385
株式報酬に関する源泉税の支払	△12,669	△20,583
自己株式の売却に伴う収入	953	1,412
自己株式の取得に伴う支払	△61,029	△59,006
配当金の支払	△60,164	△112,541
非支配持分からの出資	69,231	64,549
非支配持分への分配	△60,924	△80,599
財務活動から得た現金（純額）	1,012,850	1,679,697
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物に対する為替相場変動の影響額	220,618	△26,020
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の増加額	478,170	126,419
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の期首残高	3,820,852	4,299,022
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の期末残高	4,299,022	4,425,441

	2024年3月期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2025年3月期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
補足開示：		
期中の現金支出額－		
利息の支払額	2,514,801	2,879,779
法人所得税等支払額（純額）	26,050	93,915

次の表は、連結貸借対照表に含まれる現金および現金同等物ならびに取引所預託金およびその他の顧客分別金に含まれる制限付き現金および制限付き現金同等物と連結キャッシュ・フロー計算書の現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の調整表です。制限付き現金および制限付き現金同等物は、野村以外の第三者により、そのアクセス、引出、または使用が実質的に制限されているものの残高です。

	2024年3月期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2025年3月期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
現金および現金同等物	4,239,359	4,424,462
取引所預託金およびその他の顧客分別金に含まれる 制限付き現金および制限付き現金同等物	59,663	979
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同 等物合計	4,299,022	4,425,441

現金支出を伴わない取引

2024年3月期および2025年3月期において、新たに認識した使用権資産はそれぞれ29,374百万円および29,148百万円です。

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

[連結財務諸表注記]

1 会計処理の原則および会計方針の要旨：

2001年12月、野村ホールディングス株式会社（以下「当社」）はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会（以下「米国SEC」）に提出しました。以後当社は、年次報告書である「様式20-F」を1934年証券取引所法に基づき米国SECに年1回提出することを義務付けられております。

上記の理由により、野村（以下、当社および当社が財務上の支配を保持する事業体を合わせて「野村」）の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第316条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続きならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に基づき作成されております。なお、2025年3月期において野村が採用しております米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続きならびに連結財務諸表の表示方法（以下「日本会計原則」）との主要な相違点は次のとおりであります。

・連結の範囲

米国会計原則では、主に、議決権所有割合および主たる受益者を特定することにより連結の範囲が決定されます。日本会計原則では、主に、議決権所有割合および議決権所有割合以外の要素を加味した「支配力基準」により、連結の範囲が決定されます。

また、米国会計原則では特定の会計指針が適用される投資会社が定義されており、当該指針の対象となる投資会社におけるすべての投資は公正価値で評価され、公正価値の変動は連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有しているなどの場合においては、当該他の会社を支配していることに該当する要件を満たす場合であっても子会社に該当しないものとして取り扱うことができます。

・トレーディング目的以外の負債証券および投資持分証券の評価差額

米国会計原則では、投資持分証券（営業目的の投資持分証券を含む）は原則として公正価値で評価され、評価差額は損益に計上されるとともに、ブローカー・ディーラーに適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券も公正価値で評価され、評価差額は損益に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の有価証券は、市場価格のない株式および満期保有証券に分類される負債証券を除き、公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除しその他の包括利益に計上されます。非ブローカー・ディーラー会社が保有する、公正価値オプションを選択したトレーディング目的以外の負債証券については「その他の公正価値オプションを適用した金融資産および金融負債」をご参照ください。

・市場価格のない株式

米国会計原則では、市場価格のない株式は、公正価値、または取得原価から減損損失を控除した金額に対しその発行者の同一または類似の証券の秩序ある取引における価格によって調整された金額で計上されます。日本会計原則では、取得原価から減損損失を控除した金額で計上されます。

・退職金および年金給付

米国会計原則では、年金数理上の仮定の変更や仮定と異なる実績から生じた損益は、当該損益純額の期首時点の残高が回廊額（予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の10%と定義される）を超過している場合に、当該超過部分が従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。日本会計原則では、未認識の年金数理差異等の全額が償却の対象となります。

・のれんの償却

米国会計原則では、のれんに対しては定期的に減損判定を実施することが規定されております。日本会計原則では、のれんは20年以内において均等償却されます。

・持分法投資の減損

米国会計原則では、持分法投資に一時的でない投資の価値の減少が発生した場合、帳簿価額が公正価値を超過する金額を減損損失として認識します。日本会計原則では、持分法投資に内包されるのれんは20年以内の期間にわたって合理的方法により償却するとともに、必要な場合はのれんの未償却残高の一部または全部を減損処理します。

・デリバティブ金融商品の評価差額

米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は、損益またはその他の包括利益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除しその他の包括利益に計上されます。

・その他の公正価値オプションを適用した金融資産および金融負債

米国会計原則では、通常は公正価値で測定されない一定の資産と負債を公正価値で測定する選択権（公正価値オプション）が容認されております。公正価値オプションが選択された場合、該当商品の公正価値の変動は、償還により損益に認識されるまで連結包括利益計算書上その他の包括利益に計上されている金融負債にかかる自己クレジットの変動に起因するものを除き損益として認識されます。日本会計原則では、このような公正価値オプションは容認されております。

・デリバティブ契約に関連した相殺処理

米国会計原則では、法的拘束力のあるマスター・ネットリング契約に基づくデリバティブ商品については、関連する現金担保の請求権または返還義務を相殺することとなっております。日本会計原則においては、このような相殺処理は容認されておられません。

・新株発行費用

米国会計原則では、新株発行費用を控除した純額で払込金額を資本として計上することとされております。日本会計原則では、新株発行費用を支出時に全額費用化するか、または繰延資産に計上して新株発行後3年以内の一定期間において均等償却を行うこととされています。

・子会社に対する支配の喪失時の会計処理

米国会計原則では、子会社に対する支配を喪失し、持分法適用の投資先になる場合、従前の子会社に対する残余の投資は、支配喪失日における公正価値で評価され、評価差損益が認識されます。日本会計原則においては、従前の子会社に対する残余の投資は、親会社の個別貸借対照表上に計上している当該関連会社株式の帳簿価額に、当該会社に対する支配を喪失する日まで連結財務諸表に計上した投資の修正額のうち売却後持分額を加減した、持分法による投資評価額により評価されます。

・株式報酬費用

米国会計原則では、譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）は資本型報酬として扱われ、その総報酬費用は付与日の当社の普通株式の公正価値に基づき算定されます。日本会計原則では、RSUの総報酬費用は、従業員等に付与された金銭報酬債権額に基づき算定されます。

2024年3月期および2025年3月期において、米国会計原則に基づいた場合の税引前当期純利益が日本会計原則に基づいた場合の税引前当期純利益を上回る（△下回る）金額のうち重要な影響額は下記のとおりです。

（単位：百万円）

	2024年3月期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	2025年3月期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
日本会計原則に基づいた場合の税引前当期純利益を上回る（△下回る）利益		
トレーディング目的以外の負債証券および投資持分証券の評価差額	△7,044	△6,578
営業目的の投資持分証券の評価差額	△9,649	△891
営業目的以外の投資持分証券の評価差額	3,013	△5,520
トレーディング目的以外の負債証券の評価差額	△408	△167
のれんの償却	4,027	3,535
その他の公正価値オプションを適用した金融資産および金融負債	18,165	11,349
株式報酬費用	1,459	10,275
合計	16,607	18,581

事業の概況

当社ならびに証券業務、銀行業務およびその他の金融サービス業を行う子会社は、個人や法人、政府などの顧客向けに世界の主要な金融市場において、投資、金融およびこれらに関連するサービスを提供しております。

野村の事業は、主要な商品・サービスの性格、顧客基盤および経営管理上区分された部門に基づいて行われております。野村の業務運営および経営成績の報告は、ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・マネジメント部門およびホールセール部門の区分で行われております。2024年4月1日付けで、ビジネスの実態に合わせて「営業部門」を「ウェルス・マネジメント部門」に改称いたしました。事業別セグメントの詳細については、「注記21 セグメントおよび地域別情報」をご参照ください。

自発的な会計方針の変更

2024年4月1日より、野村は編纂書940「金融サービス・ブローカー・ディーラー」（以下「編纂書940」）の当社およびその連結子会社への適用方法にかかる会計方針の変更を実施しました。2024年3月31日以前において、編纂書940は、野村の連結財務諸表に含まれるすべての連結子会社に適用されていましたが、2024年4月1日より、当社およびブローカー・ディーラーではない連結子会社（以下「非ブローカー・ディーラー会社」）は編纂書940を適用しません。

当該会計方針の変更は、主に野村の銀行ビジネスおよびインベストメント・マネジメントビジネスの拡大が見込まれることを受け、非ブローカー・ディーラー会社が新たに購入するトレーディング目的以外の負債証券を、編纂書320「投資・負債証券」（以下「編纂書320」）において定義される満期保有証券または売却可能証券に分類することを将来に向かって可能とするものです。

この新たな会計方針を遡及適用することは、トレーディング目的以外の負債証券への当初の分類など過年度の会計上の判断を仮定することが必要であり、それは実務上不可能であるため、当社は当該会計方針を2024年4月1日から将来に向かって適用します。

当該会計方針の変更に際し、非ブローカー・ディーラー会社が保有する、従前編纂書940を適用し経常的に公正価値で評価の上、公正価値の変動額を損益に計上していた既存のトレーディング目的の貸付金およびトレーディング目的以外の負債証券については、2024年4月1日をもって編纂書825「金融商品」（以下「編纂書825」）において認められる公正価値オプションを選択し、引き続き経常的に公正価値で評価の上、公正価値の変動額を損益に計上します。また、2024年4月1日以降に新たに組成または購入した、非ブローカー・ディーラー会社が保有する、トレーディング目的の貸付金および一部のトレーディング目的以外の負債証券についても、同様に公正価値オプションを選択しています。当該貸付金は引き続き連結貸借対照表上トレーディング資産に表示され、公正価値の変動額は連結損益計算書上トレーディング損益に表示されます。同様に、公正価値オプションを選択したトレーディング目的以外の負債証券は、引き続き連結貸借対照表上トレーディング目的以外の負債証券に表示され、公正価値の変動額は連結損益計算書上収益－その他に表示されます。

当該会計方針の変更により、2024年4月1日以降に非ブローカー・ディーラー会社が取得するトレーディング目的以外の負債証券が満期保有証券または売却可能証券に分類された場合、減損損失を認識する場合を除き、当該負債証券の公正価値の変動は損益に計上されないこととなります。

2025年3月期において当該会計方針の変更による連結財務諸表への重要な影響はありませんでした。

連結財務諸表作成上の基礎

連結財務諸表作成にあたっては、当社および当社が財務上の支配を保持している事業体を連結の範囲に含めております。野村はまず事業体の財務上の支配を保持しているかどうかを決定するため、米国財務会計基準審議会編纂書の規定に従い、事業体が「変動持分事業体」であるかを判定しております。変動持分事業体とは、株主が財務上の支配を保持しているとはいえない事業体、あるいは追加の劣後的財務支援がない場合には業務を遂行するための充分なリスク資本を確保していない事業体であります。野村は変動持分を保有することにより変動持分事業体の最も重要な活動を支配するパワーを有し、かつ、利益を享受する権利または損失を負担する義務が重要と判定される持分を有し、かつ受託者として他の受益者のために行動していない場合には当該変動持分事業体を連結しております。

野村は、変動持分事業体に該当しない事業体については野村が議決権の過半を所有する場合には通常野村が財務上の支配を保持しているものと判定しております。

野村が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常、会社の議決権の20%から50%またはリミテッド・パートナーシップ等の3%以上を保有する場合）事業体へのエクイティ投資については持分法会計を適用し（以下「持分法適用投資」）、その他の資産－関連会社に対する投資および貸付金の勘定に計上するか、または編纂書825「金融商品」で許容される公正価値オプションを選択し公正価値で計上され、連結貸借対照表上は投資の性質に応じてトレーディング資産、プライベートエクイティ・デット投資またはその他の資産－その他の勘定に計上しております。野村の持分法適用投資について減損の兆候がある場合には、投資総額について一時的な減損か否かが判定されます。のれ

んを含む持分法適用投資先の資産に対する個別の減損判定は行われません。一時的でない減損が存在すると判断された場合には、持分法適用投資は公正価値まで減損され、将来に向かって使用される新たな帳簿価額が構築されます。

野村の投資先には編纂書946「金融サービス-投資会社」（以下「編纂書946」）に基づく投資会社がいくつかあります。野村はこれら投資会社におけるすべての投資は連結や持分法は適用されずすべて公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。

当社の主要な子会社には野村証券株式会社、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.、ノムラ・インターナショナル PLCおよび野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービスズ株式会社があります。

重要な連結会社間取引および残高は、連結の過程ですべて相殺消去しております。

連結財務諸表作成上の見積もり

野村は会計上の見積もりを用いて連結財務諸表を作成しており、経営者による困難かつ主観的で複雑な判断を必要とします。これらの見積もりのうち、経営者が重要な会計上の見積もりと判断したものには金融商品の公正価値が含まれます。見積もりはその性質上、経営者の判断を必要とする仮定や利用可能な情報の範囲に依拠しています。将来の実績は直近の見積もりと乖離する可能性があり、結果として連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

経営者の判断に基づく見積もりや見積もりの要素、経営者による仮定が現時点または継続的に見積もりに与える影響や関連する連結財務諸表数値については、関連する連結財務諸表注記に記載しております。

金融商品の公正価値

野村の金融資産および金融負債の大半は経常的に公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書や連結包括利益計算書を通じて認識されます。公正価値評価は米国会計原則により明確に適用が要求される場合と、野村が公正価値オプションを選択できる対象に編纂書825で認められる公正価値オプションを選択して適用する場合があります。

その他の一義的な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や金融負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は減損の測定など当初認識以降の限定的な状況で使用されます。

いずれの場合も公正価値は編纂書820「公正価値評価と開示」（以下「編纂書820」）に基づき、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において金融資産の譲渡の対価として得られると想定される金額または金融負債を移転するのに必要と想定される金額と定義され、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合において主に利用すると想定される市場（当該主要な市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。野村が通常扱っている金融商品のタイプ毎の公正価値評価方法の詳細については、「注記2 公正価値測定」をご参照ください。

連結債務担保金融事業体に該当する変動持分事業体が保有する金融資産および金融負債は、いずれかの公正価値のうち、より観察可能な方で測定する代替法を使用しております。

貸倒引当金

野村は公正価値で測定されていない金融債権および未実行のローン・コミットメントを含むオフ・バランスの金融商品の現在予想信用損失に対する引当てを、編纂書326「金融商品-信用損失」（以下「編纂書326」）に従い認識しております。

現在予想信用損失は、個別の金融商品または金融商品のポートフォリオの予想残存期間にわたり、過去の事象、現在の状況および将来の予測に関する情報を含む、キャッシュ・フローの回収可能性にかかるすべての合理的でサポート可能な関連する情報を考慮し計算されます。現在予想信用損失の計算において、未収利息は金融債権の償却原価から控除されます。

現在予想信用損失減損モデル（以下「CECL減損モデル」）に準拠した貸倒引当金を決定するにあたり野村が使用する方法は、主に金融商品の性質や編纂書326で認められている実務上の簡便法が当社で適用されているかどうかに依拠しております。

現在予想信用損失を決定するにあたって野村が使用する方法は、主に金融商品の性質や編纂書326で認められている実務上の簡便法が当社で適用されているかどうか、および金融債権から生じる予想信用損失が重大であるかどうかに依拠し

ております。

金融商品の現在予想信用損失に対する引当ては連結貸借対照表上、貸倒引当金として計上され、オフ・バランスの金融商品に対する現在予想信用損失に対する引当ては連結対象対照表上、その他の負債として計上されます。引当ての変動は連結損益計算書上、その他の費用に計上されます。

現在予想信用損失に対する貸倒引当金の計算方法を含む詳細については「注記8 金融債権」をご参照ください。

金融資産の譲渡

野村は金融資産の譲渡について、次の条件をすべて満たすことにより野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理いたします：(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合または財産管理下に置かれた場合においても）。(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れる、もしくは譲渡する権利を有していること、または譲受人の唯一の目的が証券化やアセットバックファイナンスの場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れる、もしくは譲渡する権利を有していること。(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないこと。

証券化活動に関連して、野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府債および事業会社の負債証券ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は証券化により譲渡した金融資産に対する支配を喪失したときにオフ・バランス処理し、当該特別目的事業体は連結対象としておりません。野村が金融資産に対する持分を保有することもあり、証券化を実施するために設立された特別目的事業体の残存持分を一般的な市場条件により保有することもあります。野村の連結貸借対照表では、当該持分は公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて連結損益計算書上、収益－トレーディング損益として認識しております。

外貨換算

当社の子会社は、それぞれの事業体における主たる経済環境の機能通貨により財務諸表を作成しております。連結財務諸表の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、連結包括利益計算書において法人税控除後の金額でその他の包括利益として、また、当社株主資本に累積的その他の包括利益として表示しております。

外貨建資産および負債は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の連結損益計算書に計上されています。

顧客へのサービス提供から生じる収益

野村はすべての部門において、顧客への金融サービス提供から生じる報酬および手数料により、収益を獲得しております。これらのサービスのうち主要なものとは、取引執行・清算サービス、投資信託募集サービス、財務アドバイザーサービス、引受および売出業務サービス、およびアセット・マネジメント業務サービスが該当します。

顧客との契約内で野村が約束した主要な区分可能かつ実質的な義務（「履行義務」）それぞれが充足され、野村が提供するサービスに対する支配を顧客が獲得した時、または獲得するにつれて、収益が認識されます。一般的に、これらの履行義務は一定の時点もしくは、特定の基準を満たした場合には一定の期間にわたって充足されます。

取引執行、清算および投資信託募集サービスから得られる収益は連結損益計算書の委託・投信募集手数料に計上され、アセット・マネジメント業務サービスから得られる収益はアセットマネジメント業務手数料に計上され、財務アドバイザーサービス、引受および売出業務サービスから得られる報酬は投資銀行業務手数料に計上されます。

顧客へ当該金融サービスを提供するための契約を獲得ないし履行するための費用は、一定の基準を満たした場合、資産として繰り延べられます。連結貸借対照表のその他の資産に計上されるこれらの繰り延べられた費用は、サービスの提供によって関連する収益が認識された時、もしくは、それ以前にその費用が回収不能となり、減損された場合に連結損益計算書で認識されます。

トレーディング資産およびトレーディング負債

トレーディング資産は、主に連結貸借対照表上約定日基準で認識される負債証券、持分証券およびデリバティブならびに決済日基準で認識される貸付金から構成されます。

以下の基準のいずれかが満たされた場合、金融資産はトレーディング目的として分類されます。

- ・当該資産が短期的な売買により利益を生み出すことを目的として組成または取得されている場合
- ・当該資産が短期的な利益の獲得または裁定取引を目的とした金融商品ポートフォリオの一部である場合
- ・当該資産がヘッジ会計の適用またはその他のトレーディング目的以外の経済的・リスクマネジメントヘッジ目的のデリバティブ以外のデリバティブ資産である場合

トレーディング負債は主に有価証券のショート・ポジションおよびヘッジ会計の適用またはその他のトレーディング目的以外の経済的・リスクマネジメントヘッジ目的のデリバティブ以外のデリバティブ負債で構成され、連結貸借対照表上は約定日基準で認識されております。トレーディング資産およびトレーディング負債は公正価値で評価され、その変動は連結損益計算書上、原則として収益－トレーディング損益に計上されております。

トレーディング負債のうち特定の有価証券のショート・ポジションは、営業目的で保有する投資持分証券の価格変動リスクを経済的にヘッジするため保有されます。このようなトレーディング負債の公正価値の変動は、連結損益計算書上、投資持分証券関連損益に計上されております。

担保付契約および担保付調達

担保付契約は、売戻条件付買入有価証券に計上される売戻条件付有価証券買入取引および借入有価証券担保金に計上される有価証券借入取引から構成されます。担保付調達は、買戻条件付売却有価証券に計上される買戻条件付有価証券売却取引、貸付有価証券担保金に計上される有価証券貸付取引およびその他の一定の担保付借入から構成されます。

売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引（以下「レポ取引」）は、主に有価証券を顧客との間において売戻条件付で購入する、または買戻条件付で売却する取引であります。当該取引は概ね担保付契約または担保付調達として会計処理されており、買受金額または売渡金額で連結貸借対照表に計上しております。一部のレポ取引は公正価値オプションの適用により経常的に公正価値で計上されます。

野村は日本の金融市場において一般的な、日本版のレポ取引（以下「現先レポ取引」）を行っております。現先レポ取引では、値洗いが要求され、有価証券の差換権があり、また一定の場合に顧客が譲り受けた有価証券を売却または再担保に提供する権利が制限されております。現先レポ取引は担保付契約あるいは担保付調達として会計処理されており、買受金額または売渡金額で連結貸借対照表に計上されております。

有価証券借入取引および有価証券貸付取引は、それぞれ概ね担保付契約および担保付調達として会計処理されております。当該取引は通常、現金担保付の取引であり、差入担保または受入担保の金額は、連結貸借対照表上、公正価値オプションを適用し経常的に公正価値で測定される場合を除き、それぞれ借入有価証券担保金または貸付有価証券担保金として計上されております。有価証券借入取引の現在予想信用損失に対する貸倒引当金は、担保請求が厳密に行われていることや契約上の満期が短期間であることから重要な金額ではありませんでした。野村が有価証券貸付取引において現金ではなく有価証券を受け取り、その有価証券が担保として売却または差入可能な場合、野村は受領した有価証券を公正価値で評価し連結貸借対照表上、その他の資産－その他で認識するとともに当該有価証券の返還義務をその他の負債で認識します。

編纂書326に基づく現在予想信用損失に対する貸倒引当金の決定を含む詳細については「注記8 金融債権」をご参照ください。

担保付契約および担保付調達との相殺

担保付契約および担保付調達として会計処理される売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引のうち、同一の取引相手とマスター・ネットティング契約を締結しているものは、編纂書210-20「貸借対照表-相殺」（以下「編纂書210-20」）に定義された特定の条件に合致する場合は、連結貸借対照表上相殺して表示しております。特定の条件には、取引の満期、担保が決済される振替機関、関連する銀行取決めおよびマスター・ネットティング契約における一括清算および相殺の法的有効性が主に関連します。同様に、担保付契約および担保付調達として会計処理される有価証券借入取引および有価証券貸付取引のうち、同一の取引相手とマスター・ネットティング契約を締結しているものも、編纂書210-20に定義された特定の条件に合致する場合は、連結貸借対照表上相殺して表示しております。

その他の担保付借入は主にインターバンク短期金融市場における金融機関および中央銀行からの借入であり、契約金額で計上されております。

譲渡取消による担保付借入は編纂書860「譲渡とサービシング」（以下「編纂書860」）において売却取引ではなく金融取引として会計処理された金融資産の譲渡に関連する負債であり、連結貸借対照表上、長期借入に含まれております。これらには通常、公正価値オプションを適用し、経常的に公正価値で計上しております。詳細については、「注記7 証券化および変動持分事業体」および「注記11 借入」をご参照ください。

野村の自己所有の有価証券のうち、取引相手に担保として差し入れ、かつ取引相手が当該有価証券に対し売却や再担保差入れの権利を有するもの（現先レポ取引にかかる差入担保を含む）は、連結貸借対照表上、トレーディング資産に担保差入有価証券として括弧書きで記載しております。

詳細については「注記5 担保付取引」をご参照ください。

デリバティブ取引

野村はトレーディング目的およびトレーディング目的以外で、先物取引、先渡契約、スワップ、オプションなどのデリバティブ取引を行っております。会計上のデリバティブの定義を満たす独立した金融商品は連結貸借対照表上公正価値で計上されています。仕組債や仕組預金などの複合金融商品に組み込まれた一定のデリバティブは、主契約から区分され公正価値で評価され、主契約の満期日に応じて短期借入または長期借入に計上されております。公正価値の変動はデリバティブの使用目的により連結損益計算書または連結包括利益計算書に計上されます。

トレーディング目的のデリバティブ取引

区分処理された組込デリバティブを含むトレーディング目的のデリバティブ取引は、公正価値で計上され、その貸借対照表日の公正価値が正の価値か負の価値かにより、それぞれ連結貸借対照表上トレーディング資産またはトレーディング負債として計上されています。公正価値の変動は連結損益計算書上、収益-トレーディング損益に計上されております。

トレーディング目的以外のデリバティブ取引

野村は、トレーディング目的のほかに、認識された資産・負債、予定取引や確定したコミットメントから生じる特定のリスクを管理するためにデリバティブ取引を利用しております。トレーディング目的以外のデリバティブ取引には、下記のとおり編纂書815「デリバティブとヘッジ」（以下「編纂書815」）における公正価値ヘッジや純投資ヘッジを指定した取引やその他の経済的・リスクマネジメントヘッジを含みます。

・公正価値ヘッジ

野村は一定のデリバティブ金融商品を、特定の金融負債から生じる金利リスク管理および為替リスク管理のため、公正価値ヘッジに指定しております。これらのデリバティブ取引は、当該ヘッジ対象のリスク低減に有効であり、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象の金融資産および金融負債、公正価値の変動と高い相関性を有しております。関連する評価損益はヘッジ対象の金融負債およびトレーディング目的以外の負債証券にかかる損益とともに、連結損益計算書上、それぞれ金融費用および収益-その他に計上されております。

・純投資ヘッジ

海外事業への純投資についてヘッジ指定されたデリバティブは、日本円以外が機能通貨である特定の子会社または支店に関連付けられています。純投資ヘッジの有効性は、スポット・レートの変動によるデリバティブの公正価値の変動部分で判定されます。ヘッジ手段のデリバティブの公正価値の変動のうちフォワード・レートとスポット・レートの変動の差による差額は有効性の判定から除かれ、連結損益計算書上、収益－トレーディング損益に計上されております。

その他の有効と判定されたデリバティブの公正価値の増減は、当社株主資本に累積的その他の包括利益として計上されております。

・経済的・リスクマネジメントヘッジ

野村は特定の金融資産・負債および予定取引や確定したコミットメントから生じる特定の費用について株価や金利、為替の変動を管理するために特定のデリバティブを経済的・リスクマネジメントヘッジとしてヘッジ指定しております。これらのデリバティブの公正価値の変動は連結損益計算書上、ヘッジ対象の損益と同じ科目に報告されます。

これらの取引はトレーディング目的以外のデリバティブですが、これらにかかるデリバティブ資産および負債は金額的に重要でないため、連結貸借対照表上のトレーディング資産およびトレーディング負債に計上されております。

デリバティブの相殺

法的拘束力のあるマスター・ネットリング契約を締結している同一の取引相手とのデリバティブ資産および負債、さらに関連する現金担保の請求権（債権）および現金担保の返済義務（債務）は、編纂書210－20および編纂書815に定義された特定の条件に合致する場合は、連結貸借対照表上相殺して表示しております。

デリバティブの清算

取引所で取引されるデリバティブと清算機関で清算されるOTCデリバティブは、公正価値の変動を反映する変動証拠金が日々収受されています。このような変動証拠金は中央清算機関との契約内容によって、デリバティブの部分決済または現金担保の差入れもしくは受入れとして会計処理されます。

詳細については「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

貸付金

トレーディング目的以外であり予見し得る将来にわたって保有することを意図している貸付は貸付金に区分されております。貸付金は公正価値オプションの選択により経常的に公正価値または償却原価により計上されております。

公正価値により計上される貸付金

公正価値ベースでリスク管理している貸付金は、公正価値オプションの選択により経常的に公正価値で測定されております。この公正価値オプションの選択は、貸付金と当該貸付金のリスク低減目的で使用しているデリバティブの測定方法の違いによって生じる連結損益計算書上の変動軽減を目的としております。経常的に公正価値で測定される貸付金の公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益－トレーディング損益に計上されております。経常的に公正価値で測定される貸付金の利息収入は連結損益計算書上、収益－金融収益に計上されております。

償却原価により計上されている貸付金

公正価値オプションを選択していない貸付金は、償却原価で計上されております。償却原価は、繰延収益および直接費用ならびに購入した貸付金に関しては未償却プレミアムまたはディスカウントを調整した原価から、編纂書326の現在予想信用損失に対する貸倒引当金を控除した価額であります。

ローン貸出手数料収入の純額を含む利息収入は、利息法により認識され、連結損益計算書上収益－金融収益に計上されております。

財政的な困難にある借手に対する貸付金の条件変更

編纂書326に基づく現在予想信用損失に対する貸倒引当金の決定が現在予想信用損失の計算に与えた影響および貸付金の条件変更を含む詳細については「注記8 金融債権」をご参照ください。

その他の債権

顧客に対する受取債権には、顧客との有価証券取引に関する債権、顧客との有価証券の引渡未了（フェイル）にかかる受取債権、および手数料の純受取額の金額が含まれており、顧客以外に対する受取債権には、信用預託金、ブローカーやディーラーとの有価証券の引渡未了（フェイル）にかかる受取債権、デリバティブ取引にかかる現金担保の受取債権、未決済有価証券取引の純受取額の金額が含まれております。

これらの受取債権は編纂書326に従い認識された現在予想信用損失に対する貸倒引当金を差し引いた金額で計上されております。

編纂書326に基づく現在予想信用損失に対する貸倒引当金の決定に関する詳細については「注記8 金融債権」をご参照ください。

貸出コミットメント

野村が提供する未実行貸出コミットメントは、簿外債務として処理されるか、またはトレーディング商品への分類もしくは公正価値オプションの選択により公正価値で会計処理されております。

貸出コミットメントは通常貸出が実行された際の貸付金と同様に会計処理されています。貸付金がトレーディング資産への分類または公正価値オプションの選択により公正価値評価される場合には、貸出コミットメントも通常同様に公正価値評価され、公正価値の変動は連結損益計算書上、収益－トレーディング損益として認識しております。貸出コミットメントの提供に不可欠な貸出コミットメント手数料はコミットメントの公正価値の一部として認識されます。

貸付金が予見できる将来にわたって保有され、公正価値オプションが適用されない場合の貸出コミットメントについて、野村は編纂書326に従い現在予想信用損失に対する引当てを認識しております。貸出コミットメント手数料は通常繰り延べられ、金利の調整として貸出日から契約期間にわたり認識されます。貸出コミットメントから貸出が実行される可能性がほとんどないと考えられる場合には、貸出コミットメント手数料はコミットメント期間にわたって役務収益として認識されます。

編纂書326に基づく現在予想信用損失に対する貸倒引当金の決定に関する詳細については「注記8 金融債権」をご参照ください。

トレーディング目的以外の投資

2024年3月31日以前において、トレーディング目的以外の負債証券および投資持分証券は、編纂書940を適用の上、約定日に連結貸借対照表に認識され、原則として経常的に公正価値で測定され公正価値の変動額は連結損益計算書上収益－投資持分証券関連損益または収益-その他に表示されておりました。

2024年4月1日より、上述の自発的な会計方針の変更にともない、非ブローカー・ディーラー会社は、2024年4月1日以降に購入したトレーディング目的以外の負債証券を、編纂書320において定義される売却可能負債証券または満期保有負債証券に分類することが認められます。

売却可能負債証券

売却可能負債証券は、非ブローカー・ディーラー会社が保有する、満期保有負債証券または公正価値オプションを適用し公正価値で測定され公正価値の変動額を損益に計上する負債証券のいずれにも該当しない、トレーディング目的以外の負債証券です。

売却可能負債証券およびその未収利息はそれぞれ、連結貸借対照表上トレーディング目的以外の負債証券および顧客以外に対する受取債権に表示されます。売却可能負債証券は公正価値で測定され、公正価値の変動額は連結包括利益計算書において法人税控除後の金額でその他の包括利益に計上されます。利息収入は、プレミアムの償却およびディスカウントの調整を含め利息法で認識され、連結損益計算書上収益－金融収益に表示されます。

期中および年次の貸借対照表日ごとに、その公正価値がその償却原価を下回り未実現評価損の状況にある場合は減損を検討します。償却原価が回復する前に当該売却可能負債証券を売却する意思がある、もしくは売却を求められる可能性が高い場合は、公正価値まで減損され、連結損益計算書上金融費用以外の費用－その他に表示されます。

未実現評価損の状況にあるものの、当該売却可能負債証券を売却する意思がなく、また売却を求められる可能性が高い状況にない場合、公正価値が償却原価を下回っている要因が信用力の低下かその他の要因かを評価します。その評価において、発行体の財政状況、発行体の業界または地理的要因にかかる不利な状況、発行体による利息および元本の不払い、格付および信用力の現状および変動を含め、さまざまな定性的な要因を考慮します。当該売却可能負債証券がこれらの定性的な条件を満たさない場合、現在予想信用損失に対する引当てをディスカウント・キャッシュフロー法で算出し、未実現評価損の全額もしくは一部が、連結損益計算書上金融費用以外の費用－その他に計上される予想信用損失によるものかを決定します。予想信用損失に起因しない未実現評価損の残高は引き続きその他の包括利益に計上されます。

未収利息が回収不能と判断された場合、当該未収利息を償却するため、売却可能負債証券の未収利息に対しては現在予想信用損失に対する引当てを認識しません。

累積的その他の包括利益に計上された売却可能負債証券の売却または譲渡による実現損益は、売却時点で連結損益計算書上収益－その他に振り替えられます。売却可能負債証券の帳簿価額の決定には移動平均法を使用しています。

満期保有負債証券

満期保有負債証券は、非ブローカー・ディーラー会社が満期まで保有する能力と意思を持つトレーディング目的以外の負債証券です。

満期保有負債証券およびその未収利息はそれぞれ、連結貸借対照表上トレーディング目的以外の負債証券および顧客以外に対する受取債権に表示されます。

満期保有負債証券は、償却原価で測定される貸付金と同様に決定、計算される適切な現在予想信用損失に対する引当てを控除した償却原価で測定されます。利息収入は、プレミアムの償却およびディスカウントの調整を含め利息法で認識され、連結損益計算書上収益－金融収益に表示されます。満期保有負債証券の認められた売却またはその他の処分による実現損益は、個別法により決定され、連結損益計算書上収益－その他に表示されます。

その他のトレーディング目的以外の負債証券

その他のトレーディング目的以外の負債証券は、ブローカー・ディーラー会社がトレーディング目的以外で保有し編纂書940の適用により経常的に公正価値で測定される負債証券および非ブローカー・ディーラー会社がトレーディング目的以外で保有し公正価値オプションの適用により経常的に公正価値で測定されるすべての負債証券です。その他のトレーディング目的以外の負債証券およびその未収利息はそれぞれ、連結貸借対照表上トレーディング目的以外の負債証券および顧客以外に対する受取債権に表示されます。利息収入は、連結損益計算書上収益－金融収益に表示されます。

トレーディング目的以外の投資持分証券

トレーディング目的以外の投資持分証券は、野村が財務上の支配も重要な影響力も保持していない、ブローカー・ディーラー会社または非ブローカー・ディーラー会社がトレーディング目的以外で保有する投資持分証券または類似する商品です。これらの投資は、プライベート・エクイティ、取引所または清算機関、および営業目的の投資持分証券、すなわち既存および潜在的な取引関係をより強化することを目的とした、非関連会社である日本の金融機関や企業の投資持分証券の一部保有を含みます。同様に、これらの企業が野村の投資持分証券を一部保有していることがあります。こうした株式の持合は日本の商慣行に基づいており、株主との関係を管理する方法のひとつとして用いられております。トレーディング目的以外の投資持分証券およびその未収受取配当金はその投資持分証券の性質に応じて、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資－プライベートエクイティ・デット投資、その他の資産－投資持分証券、その他の資産－その他に表示されます。

ブローカー・ディーラー会社または非ブローカー・ディーラー会社が保有するトレーディング目的以外の投資持分証券は、それぞれ編纂書940または編纂書321「投資－持分証券」（以下「編纂書321」）の適用により、経常的に公正価値で測定されます。未実現損益および実現損益はその投資持分証券の性質に応じて、連結損益計算書上収益－プライベートエクイティ・デット投資関連損益、収益－投資持分証券関連損益、収益－その他に表示されます。受取配当金は、その配当金を受け取る権利が確定した時点で認識され、連結損益計算書上収益－金融収益に表示されます。

非ブローカー・ディーラー会社が保有する、連結貸借対照表上その他の資産－投資持分証券またはその他の資産－その他に表示される容易に決定可能な公正価値を持たない一部のトレーディング目的以外の投資持分証券は、2025年3月期において編纂書321で認められる代替的測定法を選択しています。この代替的測定法は、金融商品ごとに適用され、その発行者の同一または類似の証券の秩序ある取引における観察可能な価格変動から生じる変化を加味したコストで計上されます。そのような調整は、連結損益計算書上収益－投資持分証券関連損益または収益－その他に表示されます。

代替的測定法を選択した投資持分証券は期中および年次の貸借対照表日ごとに定性的に減損を評価します。見積もられた公正価値が、その帳簿価額、すなわち取得価額または観察可能な価格変動から生じる変化および過去の減損を加味した現在の調整後の帳簿価額を下回った場合減損とみなされ、見積もられた公正価値とその帳簿価額の差額が減損損失として、連結損益計算書上収益－投資持分証券関連損益または収益－その他に表示されます。

支払債務および受入預金

顧客に対する支払債務は、顧客との有価証券取引に関する債務の金額が含まれており、通常契約金額で測定されております。

顧客以外に対する支払債務は、有価証券の受入未了（フェイル）にかかる支払債務、デリバティブ取引や一定の担保付調達および資金調達取引にかかる現金担保の支払債務、未決済有価証券取引の純支払額の金額が含まれており、公正価値オプションを選択する場合を除き契約金額で測定されております。

受入銀行預金は、銀行子会社が受け入れた銀行預金の金額を示しており、契約金額、または公正価値オプションを選択した場合は経常的に公正価値で測定されております。受入銀行預金の大宗は有利子預金が占めており、期間1年超の定期預金は、2024年3月31日現在242,977百万円、2025年3月31日現在408,776百万円であります。

建物、土地、器具備品および設備

野村が自己使用のために所有する建物、土地、器具備品および設備は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額で計上しております。ただし、土地は取得価額で計上しております。多額の改良および追加投資は、資産計上しております。維持、修繕および少額の改良は、連結損益計算書上、当期の費用に計上しております。

野村が借手または貸手として関わるリース取引およびサブリース取引は、編纂書842「リース」に従いリース取引開始日にオペレーティング・リースまたはファイナンス・リースに分類されます。野村は借手である場合、リース取引開始日に使用権資産およびリース負債を認識し、それぞれ連結貸借対照表上その他の資産－建物、土地、器具備品および設備ならびにその他の負債－その他に計上しております。

リース負債は、リース期間にわたる最低リース料支払額の現在価値で当初測定されます。将来の最低リース料支払額は、リース取引開始日における野村の追加借入利率を用いて割引計算されます。リース期間は通常、リース契約の満期に、野村が行使することが合理的に予見される延長または解約オプションにより調整される期間を加味して決定されます。使用権資産は、リース負債の金額に、リース料の前払い、当初直接費用およびリース・インセンティブを加算した金額で当初測定されます。

リース取引開始日後、野村が借手となるオペレーティング・リースについてはリース契約期間にわたりリース費用を原則として定額法で認識し、連結損益計算書上不動産関係費または情報・通信関係費用に計上しております。ファイナンス・リースについては使用権資産にかかる減価償却費とリース債務にかかる利息費用をリース契約期間にわたり認識します。

野村が所有する資産の減価償却費は、原則として定額法により計算され、各資産の見積耐用年数に基づき認識されます。資産の見積耐用年数は、技術革新、経年劣化および物理的費消を考慮して決定します。リース物件の改良費は、それ自体の耐用年数またはリース期間のいずれか短い期間にわたり減価償却されます。

主要な資産の種別の見積耐用年数は以下のとおりです。

建物	3年から50年
器具備品および設備	3年から20年
ソフトウェア	3年から5年

のれんおよび非償却性無形資産を除く、使用権資産およびソフトウェアを含む長期性資産は、帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には、減損テストの対象となります。将来の資産からの割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額と公正価値の差額を損失計上しております。

詳細については「注記9 リース」をご参照ください。

短期および長期借入

短期借入は、借入金のうち要求払のもの、借入実行日において契約満期が1年以下のもの、または契約満期は1年超であるが借入実行日より1年以内に野村のコントロールが及ばない条件により貸付人が返済を請求でき、その請求の可能性がほとんどないとは考えられないものと定義しております。短期および長期借入は、主にコマーシャル・ペーパー、銀行借入、野村および野村により連結される特別目的事業体により発行された仕組債、編纂書860に基づき売却ではなく金融取引として会計処理された取引から生じた金融負債（以下「譲渡取消による担保付借入」）により構成されます。これら金融負債のうち、すべての仕組債、一部の譲渡取消による担保付借入および仕組借入は、公正価値オプションを適用し経常的に公正価値で会計処理されております。それ以外の短期および長期借入は償却原価または公正価値オプションを選択した場合は経常的に公正価値で計上されております。

仕組債とは、投資家への単純な固定または変動金利のリターンを、株価もしくは株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付、またはより複雑な金利等の変数に応じたリターンに変換する特徴（多くの場合、会計上のデリバティブの定義に該当する）が組み込まれた負債証券です。また、仕組借入は、仕組債と同様の特徴を持つ借入です。

すべての仕組債および一部の仕組借入は、公正価値オプションの適用により経常的に公正価値で計上されております。この仕組債および仕組借入への包括的な公正価値オプション適用の主な目的は、仕組債と当該仕組債のリスク管理に使用するデリバティブの測定基準の違いから生じる連結損益計算書上の変動軽減と、これら金融商品に適用される会計処理の全般的な簡素化にあります。

公正価値オプションが選択された仕組債の公正価値の変動額は、連結包括利益計算書上、法人税控除後の金額でその他の包括利益に計上されている仕組債にかかる野村の自己クレジットの変動に起因するものを除き、連結損益計算書上、収益－トレーディング損益に計上されております。

詳細については「注記11 借入」をご参照ください。

法人所得税等

資産および負債について会計上と税務上の帳簿価額の差額から生じる一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除の将来の税金への影響額は、各期に適用される税法と税率に基づき繰延税金資産または負債として連結貸借対照表に計上されております。繰延税金資産は、将来において実現すると予想される範囲内で認識されております。なお、将来において実現が見込まれない場合には、繰延税金資産に対し評価性引当金を設定しております。

繰延税金資産および繰延税金負債のうち、特定の課税管轄区域内における同一納税主体に関連するものは、連結貸借対照表上相殺表示されております。繰延税金資産および繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表上、その他の資産－その他およびその他の負債にそれぞれ計上されております。

野村は、税務ポジションが将来の税務調査で是認される確率を、専門的な観点から事実および状況ならびに期末日時点に入手可能な情報に基づき見積もり、未認識の税金費用減少効果（以下「未認識税務ベネフィット」）を認識および測定しております。野村は、追加情報を入手した、または変更を要する事象が発生した場合、未認識税務ベネフィットの水準を調整しております。未認識税務ベネフィットの再測定は、発生期における実効税率に重要な影響を及ぼす可能性があります。

野村は、法人所得税に関する利息および加算税を、連結損益計算書上、法人所得税等に計上しております。

詳細については「注記15 法人所得税等」をご参照ください。

株式報酬制度

野村により役員または従業員に付与される株式報酬は付与の条件により資本型または負債型として処理されます。

ストック・オプションやRSUのように当社株式の交付により決済される予定のある株式報酬は資本型に分類されます。資本型報酬の総報酬費用は通常付与日に固定され、付与日の公正価値に従業員が支払義務を負う金額および見積権利喪失額を差し引いて評価されます。

ファントム・ストックやカラー付ファントム・ストックプランのように現金で決済される株式報酬は負債型に分類されます。負債型報酬は貸借対照表日ごとに見積権利喪失額を差し引いた公正価値で再評価され、最終的な報酬費用の合計は

決済額と一致します。

資本型および負債型の報酬の双方について、その公正価値は、オプション価格決定モデル、当社株式の市場価額または第三者機関の株価指数に基づいて適切に測定されます。報酬費用は、必要とされる勤務期間（契約上の受給権確定までの期間と通常一致する）にわたって連結損益計算書に認識されております。報酬が段階的に確定する場合には、段階ごとに費用計算が行われます。

特定の繰延報酬には、野村での職位と勤務期間にかかる一定の条件を満たした場合、自己都合退職時点または事前に決定された期間内におけるフル・キャリア・リタイアメントの申請時点で受給権の確定を認める「フル・キャリア・リタイアメント」条項を含んでおります。これら報酬にかかる必要勤務期間は、契約上の受給権確定日または対象者がフル・キャリア・リタイアメントの条件を満たした日もしくはフル・キャリア・リタイアメントの申請をした日のいずれか早い日に終了します。

株式報酬制度にかかる費用は、連結損益計算書上、人件費に計上されております。

詳細については「注記14 繰延報酬制度」をご参照ください。

1 株当たり当期純利益

1 株当たり当期純利益は期中加重平均株式数に基づいて計算しております。希薄化後 1 株当たり当期純利益は、希薄化効果のあるすべての有価証券が投資家にとって最も有利な転換価格または行使価格に基づき転換され、かつ転換負債は転換仮定方式に基づき転換されると仮定して計算しております。

詳細については「注記12 1 株当たり当期純利益」をご参照ください。

現金および現金同等物

現金および現金同等物には手許現金と要求払銀行預金が含まれております。

のれんおよび無形資産

企業結合の完了時に買収価額と純資産の公正価値との差額がのれんとして認識されます。当初認識以降、のれんは償却されず、減損の判定がレポーティング・ユニットのレベルで毎年第 4 四半期に、あるいは減損の兆候の可能性を示す事象がある場合にはそれ以上の頻度で第 4 四半期を待たずして行われます。野村のレポーティング・ユニットは事業別セグメントと同じレベルまたはひとつ下のレベルになります。

野村は、それぞれのレポーティング・ユニットにつき、まず定性的に事象を検証し、レポーティング・ユニットの公正価値が簿価を下回っている可能性が高い（50%超の見込み）か否かを判断します。公正価値が簿価を下回っていないと判断された場合には、それ以上の分析は必要とされません。公正価値が簿価を下回る可能性が高いと判断された場合には、定量的なテストを行います。のれんを含むレポーティング・ユニットの簿価が公正価値を超過する差額をそれぞれのレポーティング・ユニットに割り当てられたのれんの金額に限定して減損損失として認識します。

償却されない無形資産（以下「非償却性無形資産」）は、原則として毎年第 4 四半期に、または減損の兆候の可能性を示す事象または状況がある場合にはそれ以上の頻度で第 4 四半期を待たずして、減損の判定が行われます。のれんと同様に、野村は非償却性無形資産について、まず当該無形資産の公正価値が簿価を下回っている可能性が高い（50%超）か否かを定性的に判断します。この定性的テストで公正価値が簿価を下回っていないと判断された場合、それ以上の分析は不要となります。もし公正価値が簿価を下回る可能性が高いと判断された場合、無形資産の簿価は現時点での公正価値と比較されます。簿価が現時点の公正価値を上回る場合には減損損失が認識されます。

耐用年数に限りのある無形資産（以下「償却性無形資産」）は見積耐用年数にわたって償却され、個別単位または他の資産と合わせた単位（以下「資産グループ」）で当該無形資産（または資産グループ）の簿価が回収できない可能性を示す事象または状況がある場合に減損テストが行われます。

償却性無形資産は、その簿価または資産グループの簿価が公正価値を上回る場合に減損されます。減損損失は、無形資産（または資産グループ）の簿価が回収不可能で、かつ公正価値を上回る場合にのみ計上されます。

のれんと無形資産の両方について、減損損失が計上された場合は新たな取得原価が構築されるため、その後における当

該損失の戻入れは認められません。

詳細については「注記10 その他の資産－建物、土地、器具備品および設備ならびにその他 / その他の負債」をご参照ください。

従業員給付制度

野村は、特定の従業員に対して、年金およびその他の退職後給付を含むさまざまな退職給付制度を提供しております。これらの退職給付制度は、確定給付型制度または確定拠出型制度のいずれかに分類されます。

確定給付型制度

確定給付型の年金制度またはその他の退職後給付制度にかかる年金資産および予測給付債務ならびに退職給付費用は、貸借対照表日における、割引率、年金資産の期待運用収益率、将来の給与水準といったさまざまな数理上の見積もりに基づき認識されます。年金数理上の損益のうち予測給付債務または年金資産の公正価値のいずれか大きい額の10%を超える部分および未認識の過去勤務費用は、給付を受ける在籍従業員の平均残存勤務期間にわたって定額法で償却され、退職給付費用に計上されます。年金資産の積立超過または積立不足の状況は、連結貸借対照表上、その他の資産－その他およびその他の負債にそれぞれ計上され、積立状況の変化は、退職給付費用として連結損益計算書上、人件費およびその他に、また、法人税控除後の金額で連結包括利益計算書上、その他の包括利益に計上されます。

確定拠出型制度

確定拠出型制度にかかる退職給付費用およびその他の給付費用は、従業員が野村へサービスを提供したとき（通常は制度への掛金拠出時と一致）に、連結損益計算書上、人件費に計上されます。

詳細については「注記13 従業員給付制度」をご参照ください。

会計方針の変更および新しい会計基準の公表

野村が2024年4月1日以降において適用した新しい会計基準の要約および連結財務諸表への影響は下表のとおりです。

新会計基準	概要	適用日および 適用方法	連結財務諸表 への影響
ASU第2022-03号 「公正価値測定」	・ 契約上の売却制限は企業特有の特徴であり、金融商品に特有の特徴ではないことから、当該制限は株式等の時価評価にあたり考慮しない旨を明確化します。 ・ 契約上の売買制限が付された株式等について、当該株式等の時価、当該制限の内容および残存期間ならびに当該制限が失効する状況の開示が要求されます。	野村は当該変更について2024年4月1日から将来に向かって適用しました。	適用による重要な影響はありませんでした。 関連する新規開示は「注記2 公正価値測定」をご参照ください。
ASU第2023-07号 「セグメント報告：報告セグメントに関する開示の改善」	・ 公開企業の報告セグメントについて、より詳細な費用に関する情報が期中および年次報告の追加的な開示要件として導入され、また、既存のセグメント開示の頻度が増加されます。 ・ セグメント情報最高経営責任者に関する情報の年次での開示が要求されます。 ・ セグメント利益または損失に関する、2つ以上の評価基準の開示が認められる要件を明確化します。	野村は当該変更について2025年3月31日から過去に遡及して適用しました。	適用による重要な影響はありませんでした。 関連する新規開示は「注記21 セグメントおよび地域別情報」をご参照ください。

新しい会計基準の進展

野村が2025年4月1日以降において適用を予定する、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある新しい会計基準は下表のとおりです。

新会計基準	概要	適用日および 適用方法	連結財務諸表 への影響
ASU第2023-08号 「無形資産-のれんおよびその他-暗号資産：暗号資産に関する会計処理および開示」	- 適用対象となるすべての暗号資産を毎期時価評価し損益に計上することが要求されます。 - 財務諸表において適用対象となる暗号資産をその他の無形資産と区別して表示することが要求されます。 - すべての企業に対し適用対象となる暗号資産に関する新たな開示要件が導入されます。	野村は当該変更について2025年4月1日から修正遡及法による適用を予定しております。	野村の連結財務諸表に対する重要な影響は見込まれません。
ASU第2023-09号 「法人所得税：法人所得税に関する開示の改善」	- 実効税率の調整表等に関するより詳細な情報および支払法人税等に関する情報の年次での追加的な開示が導入されます。 - 未認識税務ベネフィットおよび繰延税金負債が認識されていない一時差異に関する既存の開示要件の一部が削除されます。	野村は当該変更について2026年3月期に将来に向かっての適用を予定しております。	野村の連結財務諸表に対する重要な影響は見込まれません。
ASU第2024-03号 「損益計算書-包括利益の報告-分解した費用の開示：損益計算書の費用の分解」 ASU第2025-01号 「損益計算書-包括利益の報告-分解した費用の開示：適用日の明確化」	連結損益計算書における特定の費用の追加的な開示が要求されます。	野村は当該変更について、年次報告の開示は2028年3月期に、期中の開示は2029年3月期に将来に向かっての適用を現時点では予定しております。	潜在的な影響を調査中であります。現時点では野村の連結財務諸表に対する重要な影響は見込まれません。

2 公正価値測定：

金融商品の公正価値

野村が保有する金融商品の多くは公正価値で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

その他の一義的な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は当初認識以降の減損の測定など限定的な状況で使用されます。

すべての公正価値は、編纂書820「公正価値評価と開示」の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られるであろう金額または金融負債を移転するのに必要とされるであろう金額と定義されます。ここでいう取引は、各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

金融商品の公正価値は原則、金融商品の会計単位と整合したうえで、個別商品ごとに決定されております。ただし、ポートフォリオ単位で管理される特定の金融商品は、ポートフォリオ単位で公正価値が測定されております。この場合、公正価値は、ネット・ロング・ポジション（純額での金融資産）の譲渡の対価として得られるであろう金額、あるいはネット・ショート・ポジション（純額での金融負債）を移転するのに必要とされるであろう金額に基づいており、測定日において市場参加者がネット・エクスポージャーに対して行う評価と整合しております。

公正価値で測定される金融資産には、特定のファンドへの投資も含まれております。こうしたファンドへの投資は、1株当たり純資産価額が公正価値算定の方法として業界で一般的に使用されている場合には、実務上の簡便的な方法として1株当たり純資産価額で公正価値を測定しております。

資産負債の公正価値の増減は、野村のポジション、パフォーマンス、流動性および資本調達に大きな影響を与える可能性があります。後述のとおり、採用している評価手法は元来不確実性を内包しているため、将来の市場動向の正確な影響を予測することはできません。金融商品の評価は、ボラティリティの高まりや価格の透明性の低下のために市場がストレス下にある時には、公正価値算定により多くの判断が必要となります。野村は、市場リスクを軽減するために可能な場合には経済的なヘッジ戦略をとっております。ただし、それらのヘッジ戦略も予測することのできない市場の動向の影響を受けます。

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の評価手法

金融商品の公正価値は、市場指数を含む取引所価格、ブローカーやディーラー気配、その時点における市場環境下で当社が出口価格と推測する見積もり価格に基づいております。現物取引と店頭取引を含めたさまざまな金融商品は、市場で観察可能なビッド価格とオファー価格を有しています。こうした商品は、ビッド価格とオファー価格の間の野村の見積公正価値をもっとも良く表している価格で公正価値評価されます。取引所価格もしくはブローカーやディーラー気配が取得できない場合は、類似する商品の価格や時価評価モデルが公正価値を決定するにあたって考慮されます。

活発な市場の取引価格が取得できる場合、それらの価格で評価された資産もしくは負債の公正価値に調整を加えることはありません。その他の商品については、観察可能な指標、観察不能な指標、またはその両方を含んだ時価評価モデルなどの評価手法が用いられます。時価評価モデルは市場参加者が類似する金融商品を評価する際に考慮するであろう指標を用いています。

時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、未実現および実現損益の金額および計上時期に影響を与えます。異なる時価評価モデルや基礎となる仮定の使用は、異なる財務上の損益に結びつくことがあります。評価の不確実性は、評価手法やモデルの選定、評価モデルに用いられる数量的な仮定、モデルに用いられるデータや他の要素などといったさまざまな要素に起因します。これらの不確実性を考慮したうえで、評価は調整されます。通常用いられる調整としてはモデル・リザーブ、クレジット・アジャストメント、クローズアウト・アジャストメント、譲渡や売却の制限といった個別の商品特有の調整が含まれます。これらの評価の調整は野村の連結財務諸表に重大な影響を与える可能性があります。

評価の調整の程度は概して主観的なものであり、市場参加者が類似する金融商品の公正価値を決定する際に用いるであろうと当社が推測する要素に基づくものです。行われる調整のタイプ、それらの調整の計算方法、計算に用いられるデータなどは、その時々市場慣行や新たな情報の利用可能状況を反映するように定期的に見直されます。

例えば、ある金融商品の公正価値には、野村の資産に関する取引先の信用リスクと負債に関する自社クレジットの両方に関連した信用リスクの調整を含んでおります。金融資産の信用リスクは、担保やネットティング契約などの信用補完により、大幅に軽減されています。相殺後の信用リスクは、実際の取引先の入手可能で適用可能なデータを用いて測定されます。野村の資産に対する取引先の信用リスクを測定すると同様の手法が、野村の金融負債に対する信用リスクを測定するために用いられています。

こうした時価評価モデルは定期的に市場動向に合うよう見直され、用いられるデータは最新の市場環境とリスクに応じて調整されます。リスク・マネジメント部門内のバリュエーション・モデル・バリデーション・グループが、収益責任を負う部門から独立した立場で評価モデルをレビューし、モデルの妥当性や一貫性を評価しております。モデル・レビューにあたっては、評価の適切性や特定の商品の感応度など多くの要素を考慮しております。評価モデルは定期的に観察可能な市場価格との比較、代替可能なモデルとの比較、リスク・プロファイルの分析により市場に合うよう見直されます。

上述のとおり、債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、野村の将来の公正価値の見積もりに影響を与え、トレーディング損益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長ければ長いほど、客観的な市場データが得にくくなることから、野村の公正価値の見積もりはより主観的になる可能性があります。

公正価値の階層

公正価値で測定された金融商品（公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む）はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定にあたり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、同一の金融商品の（未調整の）取引価格を反映した観察可能な評価インプット

レベル2

レベル1に含まれる取引価格以外の、直接的に、または、間接的に観察可能な評価インプット

レベル3

野村の仮定や特定のデータを反映する観察不能な評価インプット

市場で観察可能なデータの利用可能性は金融商品の種別によって異なり、種々の要素の影響を受ける可能性があります。以下に限りませんが、有意な要素には、特に金融商品がカスタマイズされたものである場合、市場における類似する金融商品の普及度、例えば新しい金融商品であるかまたは比較的成熟しているかどうかというような市場での金融商品の様態、現在のデータが取得できる頻度および量などの市場から得られる情報の信頼性などが含まれます。市場が著しく変動している期間は、利用可能で観察可能なデータが減少する場合があります。そのような環境の下では、金融商品は公正価値評価の階層の下位レベルに再分類される可能性があります。

金融商品の分類を決定する際の重要な判断には、金融商品が取引される市場の性質、金融商品が内包するリスク、市場データの種類と流動性、および類似した金融商品から観察された取引の性質が含まれます。

評価モデルに市場においてあまり観察可能ではないデータあるいは観察不能なデータを使用する場合には、公正価値の決定過程には当社の重要な判断が含まれます。そのため、レベル1やレベル2の金融商品に比べて、レベル3の金融商品の評価にはより多くの判断が含まれます。

市場が活発であるかどうかを判断するために当社が用いる重要な基準は、取引数、市場参加者による価格更新の頻度、市場参加者による取引価格の多様性および公表された情報の量などです。

次の表は、野村が保有する毎期経常的に公正価値評価される金融商品の2024年3月31日および2025年3月31日現在のレベル別の金額を示しています。

(単位：十億円)

	2024年3月31日				
	レベル1	レベル2	レベル3	取引相手毎 および現金 担保との相 殺 (1)	2024年 3月31日 残高
資産：					
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資 (2)					
エクイティ (3)	2,931	1,353	8	—	4,292
プライベートエクイティ・デット投資 (5)	—	3	80	—	83
日本国債	1,919	—	—	—	1,919
日本地方債・政府系機関債	—	182	0	—	182
外国国債・地方債・政府系機関債	3,677	2,450	3	—	6,130
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	—	1,543	173	—	1,716
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	9	0	—	9
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	3,071	35	—	3,106
政府系機関発行・保証	—	2,923	—	—	2,923
その他	—	148	35	—	183
不動産担保証券	—	37	122	—	159
債務担保証券 (CD0) 等 (6)	—	35	46	—	81
受益証券等	393	1	3	—	397
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資合計	8,920	8,684	470	—	18,074
デリバティブ資産 (7)					
エクイティ・デリバティブ	2	3,228	9	—	3,239
金利デリバティブ	17	12,766	146	—	12,929
信用デリバティブ	1	236	47	—	284
為替取引	1	4,836	47	—	4,884
その他	1	2	—	—	3
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△19,815	△19,815
デリバティブ資産合計	22	21,068	249	△19,815	1,524
小計	8,942	29,752	719	△19,815	19,598
貸付金および受取債権 (8)	2	1,808	291	—	2,101
担保付契約 (9)	—	454	12	—	466
その他の資産 (2)					
トレーディング目的以外の負債証券 (10)	112	202	21	—	335
その他 (3) (4)	371	59	253	—	683
合計	9,427	32,275	1,296	△19,815	23,183
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	2,597	28	0	—	2,625
日本国債	2,098	—	—	—	2,098
日本地方債・政府系機関債	—	6	—	—	6
外国国債・地方債・政府系機関債	3,206	645	—	—	3,851
銀行および事業会社の負債証券	—	175	1	—	176
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	0	—	—	0
受益証券等	188	—	0	—	188
トレーディング負債合計	8,089	854	1	—	8,944

(単位：十億円)

2024年3月31日

	レベル1	レベル2	レベル3	取引相手毎 および現金 担保との相 殺 (1)	2024年 3月31日 残高
デリバティブ負債 (7)					
エクイティ・デリバティブ	3	3,820	4	—	3,827
金利デリバティブ	18	12,102	114	—	12,234
信用デリバティブ	0	290	93	—	383
為替取引	0	4,620	44	—	4,664
その他	0	5	—	—	5
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△19,166	△19,166
デリバティブ負債合計	21	20,837	255	△19,166	1,947
小計	8,110	21,691	256	△19,166	10,891
短期借入 (12)	—	628	23	—	651
支払債務および受入預金 (13) (14)	—	168	15	—	183
担保付調達 (8)	—	978	—	—	978
長期借入 (12) (15) (16)	22	5,627	474	—	6,123
その他の負債 (17)	283	66	44	—	393
合計	8,415	29,158	812	△19,166	19,219

(単位：十億円)

2025年 3月31日					
	レベル1	レベル2	レベル3	取引相手毎 および現金 担保との相 殺 (1)	2025年 3月31日 残高
資産：					
トレーディング資産およびプライベートエクイ ティ・デット投資 (2)					
エクイティ (3)	2,807	1,661	21	—	4,489
プライベートエクイティ・デット投資 (5)	0	2	103	—	105
日本国債	2,674	—	—	—	2,674
日本地方債・政府系機関債	—	222	0	—	222
外国国債・地方債・政府系機関債	4,402	2,346	6	—	6,754
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の 貸付金	—	1,762	181	—	1,943
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	—	2	10	—	12
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	3,335	48	—	3,383
政府系機関発行・保証	—	3,204	—	—	3,204
その他	—	131	48	—	179
不動産担保証券	—	137	207	—	344
債務担保証券 (CDO) 等 (6)	—	35	42	—	77
受益証券等	470	7	3	—	480
トレーディング資産およびプライベートエクイ ティ・デット投資合計	10,353	9,509	621	—	20,483
デリバティブ資産 (7)					
エクイティ・デリバティブ	14	2,541	17	—	2,572
金利デリバティブ	22	12,306	100	—	12,428
信用デリバティブ	1	240	63	—	304
為替取引	0	4,330	33	—	4,363
その他	3	5	3	—	11
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△17,711	△17,711
デリバティブ資産合計	40	19,422	216	△17,711	1,967
小計	10,393	28,931	837	△17,711	22,450
貸付金および受取債権 (8)	—	1,795	448	—	2,243
担保付契約 (9)	—	344	15	—	359
その他の資産 (2)					
トレーディング目的以外の負債証券 (10)	116	352	17	—	485
その他 (3) (4) (11)	211	259	275	—	745
合計	10,720	31,681	1,592	△17,711	26,282
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	2,757	18	1	—	2,776
日本国債	2,569	—	—	—	2,569
日本地方債・政府系機関債	—	2	—	—	2
外国国債・地方債・政府系機関債	2,828	754	—	—	3,582
銀行および事業会社の負債証券	—	217	0	—	217
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	—	0	—	—	0
受益証券等	249	2	0	—	251
トレーディング負債合計	8,403	993	1	—	9,397

(単位：十億円)

2025年 3月31日					
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および現金 担保との相 殺 (1)	2025年 3月31日 残高
デリバティブ負債 (7)					
エクイティ・デリバティブ	5	3,048	16	—	3,069
金利デリバティブ	31	11,523	94	—	11,648
信用デリバティブ	1	282	99	—	382
為替取引	—	4,148	46	—	4,194
その他	1	42	7	—	50
取引相手毎および現金担保との相殺	—	—	—	△17,361	△17,361
デリバティブ負債合計	38	19,043	262	△17,361	1,982
小計	8,441	20,036	263	△17,361	11,379
短期借入 (12)	—	595	36	—	631
支払債務および受入預金 (13) (14)	—	311	14	—	325
担保付調達 (8)	—	704	—	—	704
長期借入 (12) (15) (16)	10	6,428	477	—	6,915
その他の負債 (17)	132	265	65	—	462
合計	8,583	28,339	855	△17,361	20,416

- (1) デリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 実務上の簡便法として純資産価額を用いて公正価値を測定している投資は公正価値の階層から除いております。
2024年3月31日および2025年3月31日において、これらの投資は連結貸借対照表上、トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資にそれぞれ59十億円および73十億円、その他の資産にそれぞれ3十億円および3十億円含まれています。
- (3) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (4) 営業目的で保有する上場および非上場の投資持分証券が含まれ、2024年3月期には、それぞれ78,708百万円および26,380百万円、2025年3月期には、それぞれ72,184百万円および26,217百万円が計上されております。
- (5) プライベートエクイティ・デット投資は非支配持分のプライベート・エクイティ投資、ベンチャー・キャピタル投資または他の劣後資本（メザニン債等）の非上場・上場商品を含んでおります。また、これらの投資は公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
- (6) ローン担保証券（CLO）、資産担保証券（ABS）（クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン等）を含みます。
- (7) 複数種類のリスクを含むデリバティブ資産および負債は、主要なリスクの種類に基づいて区分されます。
- (8) 貸付金および受取債権のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (9) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
- (10) 公正価値オプションを選択したトレーディング目的以外の負債証券および投資持分証券を含んでおります。
- (11) 金融資産と類似の測定方法を用いて毎期経常的に公正価値を測定している非金融資産を含んでおります。
- (12) 公正価値オプションを選択した仕組債を含んでおります。
- (13) 公正価値オプションを選択した受入預金を含んでおります。
- (14) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでおります。連結貸借対照表上、受入預金は対応する組込デリバティブの公正価値の変動を調整して表示されております。
- (15) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでおります。連結貸借対照表上、仕組債は対応する組込デリバティブの公正価値の変動を調整して表示されております。
- (16) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。
- (17) 公正価値オプションを選択した貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

主要な金融商品の評価手法

金融商品の公正価値評価額の推定にあたり、野村が用いた主要な金融商品種別毎の評価手法、および公正価値階層帰属先決定にあたって有意となったデータは、以下のとおりです。

エクイティおよびその他の資産に含まれる投資持分証券：エクイティおよびその他の資産に含まれる投資持分証券は、上場・非上場のエクイティ証券およびファンド投資を含みます。上場エクイティ証券の公正価値は、取引の活発な市場における同一証券の取引価格が利用可能であれば、それを用いて決定されております。そのような評価は市場慣行に即していなければならない、そのためビッド価格もしくは仲値に基づきます。野村は、証券取引の数量および取引頻度によって、取引の活発な市場であるかどうかを判断しております。これら証券がレベル1の階層に分類される場合、公正価値の調整は行われません。取引の活発ではない市場で取引されている上場エクイティ証券も同様に通常は取引所価格を用いて評価され、レベル2に分類されます。非常に稀ながら、実務上、取引の活発ではない市場で取引されている取引所価格が適切な公正価値を示していないと考えられる場合、取引所価格にディスカウントや流動性アジャストメントを反映させることがあります。こうした調整の有無は個別銘柄毎に判断されており、野村の当該銘柄の保有数量は判断の材料とはなっておりません。取引が活発ではない市場で取引される上場エクイティ証券に対するこうした調整について、2024年3月31日および2025年3月31日現在に認識している金額はありません。非上場エクイティ証券の公正価値は後述のプライベートエクイティ・デット投資と同様の評価手法を用いて決定され、流動性ディスカウントやクレジット・スプレッドのような有意な評価データが観察不能であるため、通常レベル3に分類されます。

プライベートエクイティ・デット投資：非上場プライベートエクイティ・デット投資は元来価格の透明性がない、ないしは低いため、公正価値の決定に際しては当社独自の重要な判断が求められます。プライベートエクイティ・デット投資は当初は公正価値であると見積もられた取得価額で計上されます。第三者取引事例などで価格の変動が明らかな場合には、帳簿価額は調整されます。第三者取引が存在しない場合でも、予想される出口価格が帳簿価額と異なると判断された場合は、帳簿価額を調整することがあります。こうした決定に際しては主に、割引現在価値法（Discounted Cash Flow（以下「DCF法」））またはマルチプル法を使用します。DCF法とは適切な成長率に基づいて調整した投資先から生じる予測将来キャッシュ・フローを、加重平均資本コスト（Weighted Average Cost of Capital（以下「WACC」））により割り引く内部評価モデルです。マルチプル法とはEV/EBITDA、株価収益率、株価純資産倍率、株価潜在価値比率、投資先の財務諸表数値と比較対象となる他社の株価の関係から導かれるその他の評価倍率などの比較数値を用いた評価手法です。また、投資先特有の属性を反映させるためDCF法ないしはマルチプル法に対して流動性ディスカウントを考慮することがあります。流動性ディスカウントは、時価評価モデルや評価インプットにおけるさまざまな不確実性も考慮しております。可能な場合にはこうした評価は、投資先の営業キャッシュ・フローおよび財務業績ないしは予算または見積もりに関連する資産、類似の公開企業の株価や利益数値、業種または地域内の傾向およびその投資に関連する特定の権利または条件（例えば転換条項や残余財産分配優先権）と比較されます。プライベートエクイティ・デット投資は、前述した評価データの多くが観察不能あるいは不確実性が高いため、通常レベル3に分類されます。

国債、地方債ならびに政府系機関債：日本を含むG7の政府が発行する国債の公正価値は、主に取引所価格、執行可能なブローカーやディーラー気配、あるいはこれらに代替し得る価格情報を用いて決定されております。これらの証券は活発な取引のある市場にて取引されており、したがって公正価値階層においてはレベル1に分類されております。G7以外の政府が発行する国債、政府系機関債および地方債についてはG7国債同様の価格情報を用いて評価されておりますが、これらの債券は取引の活発ではない市場で取引されているため、通常レベル2に分類されております。一部のG7以外の政府が発行する証券については、活発な取引のある市場にて取引されているため、レベル1に分類されることもあります。一部の証券については、取引が頻繁に行われず、比較可能な証券からレベル2に分類するために必要な価格情報が得られないため、レベル3に分類されることがあります。これらの証券は発行体のクレジット・スプレッドなどの有意な観察不能データを含むDCF法によって評価されます。

銀行および事業会社の負債証券：銀行および事業会社の負債証券の公正価値は、主に当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラー気配、直近の取引事例を用いて決定され、DCF法が用いられる場合もあります。ブローカーやディーラー気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。DCF法に用いられる有意な評価データは、利回り曲線、アセット・スワップ・スプレッド、回収率、発行体のクレジット・スプレッドなどであり、銀行および事業会社の負債証券は通常こうした評価データが観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部の銀行および事業会社の負債証券については、取引が散発的であり、かつ比較可能な証券からレベル2に分類するために必要な情報が得られないこと、ないしはDCF法に使用される発行体のクレジット・スプレッドまたは回収率が観察不能であることから、レベル3に分類されることがあります。

商業用不動産ローン担保証券（CMBS）および住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）：CMBSおよびRMBSの公正価値は、主としてDCF法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラー気配、直近の取引事例を用いて決定されております。ブローカーやディーラー気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。DCF法に用いられる有意な評価データは、利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率などであります。CMBSおよびRMBSは通常こうした評価データが観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部のCMBSおよびRMBSについては取引が散発的であり、かつ比較可能な証券からレベル2に分類するために必要な情報が得られないこと、ないしはDCF法に使用される1つ以上の評価データが観察不能であることから、レベル3に分類されることがあります。

不動産担保証券：不動産担保証券の公正価値はブローカーやディーラー気配、直近の市場取引または比較可能な市場指数を参照して決定されております。ブローカーやディーラー気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。有意なデータがすべて観察可能である場合、当該証券はレベル2に分類されます。一部の証券は直接的な価格のソースや比較可能な証券や指標が利用できません。そのような証券はDCF法を用いて評価されており、利回りまたは損失率などの有意な観察不能な評価データが含まれるため、レベル3に分類されます。

債務担保証券（CDO）等：CDO等は、主としてDCF法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラー気配、直近の取引事例を用いて決定されております。ブローカーやディーラー気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。DCF法に用いられる有意な評価データは、信用格付毎の市場スプレッド、利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率などであります。CDO等はこうした評価データが観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部のCDO等についてはDCF法に使用される1つ以上の有意な評価データが観察不能であるため、レベル3に分類されることがあります。

受益証券等：取引所が公表する価格で評価されている上場投資信託は公正価値階層のレベル1に分類されております。非上場投資信託について、野村が貸借対照表日現在の1株当たり純資産価額で解約可能であり、かつ純資産価額が容易に算定可能である場合はレベル2に分類されます。発行体のクレジット・スプレッドや相関係数のような有意な観察不能データを使って評価されている受益証券への投資はレベル3に分類されます。実務上の便法として一株当たり純資産を時価とみなしている受益証券への投資は、公正価値階層の分類対象から除かれております。

デリバティブ（エクイティ・デリバティブ）：野村はインデックス・オプション、エクイティ・オプション、エクイティ・バスケット・オプション、インデックス・スワップ、エクイティ・スワップ等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。上場エクイティ・デリバティブの公正価値は、活発な市場で取引され、取引所価格が公正価値を表している場合は未調整の取引所価格を用いて決定され、公正価値階層のレベル1に分類されております。取引が活発でない市場で取引される場合、ないしは取引所価格が公正価値を表していない場合の上場エクイティ・デリバティブの公正価値はモデル価格を用いて決定され、レベル2に分類されます。店頭デリバティブの公正価値はブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより決定されております。使用される有意な評価データにはエクイティ価格、配当利回り、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブはすべての有意な評価データおよび調整が観察できないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の流動性の低いバニラ型、ないしはエキゾチック型のエクイティ・デリバティブについて配当利回り、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（金利デリバティブ）：野村は金利スワップ、為替スワップ、金利オプション、金利先渡契約、スワップション、キャップ取引、フロア取引等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。上場金利デリバティブの公正価値は、活発な市場で取引され、取引所価格が公正価値を表している場合は未調整の取引所価格を用いて決定され、公正価値階層のレベル1に分類されております。取引が活発でない市場で取引される場合、ないしは取引所価格が公正価値を表していない場合の上場金利デリバティブの公正価値はモデル価格を用いて決定され、レベル2に分類されます。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、先物為替、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブはすべての有意な評価データおよび調整が観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の流動性の低いバニラ型、ないしはエキゾチック型の店頭金利デリバティブについて金利、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（信用デリバティブ）：野村は特定の相手先、指数、複数の相手先を参照するクレジット・デフォルト・スワップ、クレジット・オプション等の店頭デリバティブを取引しております。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、クレジット・スプレッド、回収率、デフォルト確率、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブはすべての有意な評価データおよび調整が観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部の流動性の低いバニラ型、ないしはエキゾチック型の店頭信用デリバティブについてクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

デリバティブ（為替取引）：野村は為替先物、通貨オプション等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。取引が活発でない市場で取引される場合、ないしは取引所価格が公正価値を表していない場合の上場デリバティブの公正価値はモデル価格を用いて決定され、レベル2に分類されます。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、先物為替、直物為替、ボラティリティが含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブはすべての有意な評価データおよび調整が観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル2に分類されます。一部のデリバティブについて金利、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル3に分類されます。

野村は、主要な市場における市場参加者が公正価値を算定するために使用するであろう手法に合致させるため、特定の店頭デリバティブ取引の公正価値を見積もる際にファンディングコストに基づく評価の調整を行っております。

貸付金および受取債権：トレーディング資産として、あるいは公正価値オプションの適用により公正価値で計上されている貸付金および受取債権の公正価値は通常は取引価格が利用できないため、主にDCF法により決定されております。評価データには銀行および事業会社の負債証券と同様のデータが用いられております。貸付金および受取債権は通常こうした評価データが観察可能であるため、一般的にはレベル2に分類されます。しかし、一部の貸付金および受取債権については取引が散発的であり、当該貸付金および受取債権と比較可能な負債証券からレベル2に分類するために必要な情報が得られないため、もしくはDCF法に使用する発行体のクレジット・スプレッドあるいは回収率が有意かつ観察不能であるため、レベル3に分類されます。

担保付契約および担保付調達：公正価値で計上されている売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券は公正価値オプションを適用しており、公正価値は主にDCF法により決定されております。評価データには金利、GC取引やSC取引の貸借料を含みます。売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券は通常こうした評価データが観察可能であるため、一般的にはレベル2に分類されます。

トレーディング目的以外の負債証券：トレーディング業務を行わない当社の子会社が保有する負債証券は、前述した国債、地方債ならびに政府系機関債および銀行および事業会社の負債証券と同様の評価手法により公正価値が決定され、公正価値階層に分類されております。

短期および長期借入（仕組債）：仕組債とは野村および連結変動持分事業体によって発行された負債証券で、投資家に対し単純な固定あるいは変動金利に代えて、株価または株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付、またはより複雑な金利等の変数によって決定されるリターンが支払われるという特徴が組み込まれたものを指します。仕組債の公正価値は、活発な取引のある市場における当該債務の取引価格があればそれを用いて評価され、それがない場合は同等債務が資産として取引された場合における取引価格、類似債務の取引価格、類似債務が資産として取引された場合における取引価格、仕組債に組み込まれた特徴に応じたDCF法とオプションモデルによる内部評価モデル等を組み合わせた評価手法により評価されております。内部評価モデルを使用する場合、野村は負債証券部分と組込デリバティブ部分の両方の公正価値を評価しております。仕組債のうち、負債証券部分の公正価値を評価するための有意な評価データには利回り、期中償還率、デフォルト確率、損失率が含まれます。組込デリバティブ部分の公正価値を評価するための評価データには前述した店頭デリバティブと同様のデータが用いられております。仕組債の公正価値には野村の信用リスクを反映するための調整が含まれております。この調整は直近の観察可能な流通市場における売買や野村の負債証券を含む執行可能な水準のブローカー気配に基づいて行われており、一般的にはレベル2として分類されております。仕組債は通常評価データと調整が観察可能であるため、一般的にはレベル2に分類されます。組込デリバティブの公正価値を評価する際に用いられる利回り、期中償還率、デフォルト確率、損失率、ボラティリティおよび相関係数といった観察不能なデータが有意な場合は、レベル3に分類されます。

長期借入（担保付金融取引）：担保付金融取引は、金融資産移転取引が編纂書860に基づく売却会計処理の要件を満たさず、当該取引が担保付資金調達として会計処理される場合に認識される負債であります。これらの債務は、連結貸借対照表上に残存する移転された金融資産に適用された評価手法と同様の手法を用いて評価されます。したがって、公正価値評価階層も当該資産と同じレベルに分類されます。野村はこれらの債務に対して一般的な遡及義務を負わないことから、評価にあたっては野村の信用リスクを反映する調整は行いません。

レベル3金融商品

レベル3金融商品の評価は、市場で観察できない特定の有意なデータに基づいております。活発でない市場は、金融商品の取引量が少ない、価格の見積もりが最新ではない、価格の見積もりが時間の経過やマーケットメーカーにより大幅に変わる、執行可能ではないブローカー気配もしくは情報の公共性がほとんどないという共通する特性を持ちます。

仮にレベル3金融商品の評価に確定的な根拠が利用できない場合は、公正価値は市場にある他の同等の商品を参考として計算されます。特定のレベル3金融商品とベンチマークに適用される金融商品の相関の度合いは、観察不能なデータとしてみなされます。市場で観察不能なデータを適切に評価するために使用されるその他の手法では、特定の市場参加者間のコンセンサス・プライス・データ、過去のトレンド、観察可能な市場データからの推定、市場参加者が類似する商品の評価に使用すると野村が想定するその他の情報を考慮します。

レベル3金融商品の評価のために適当かつ代替可能なデータの仮定を使用した場合、公正価値の決定に重要な影響を与えます。最終的には、前述のデータの仮定に関する不確実性は、レベル3金融商品の公正価値が主観的な見積もりであることを示します。それぞれの金融商品における特定の評価は、野村の定めている評価方針および手続きに沿った、一般的な市場環境下の経営判断に基づきます。

有意な観察不能なデータに関する定量的および定性的な情報

次の表は、2024年3月31日および2025年3月31日現在のレベル3金融商品の公正価値を決定するのに使用される有意な観察不能なデータに関する定量的および定性的な情報を示しております。レベル3金融商品は、一般的に公正価値階層のレベル1ないしはレベル2に使用される観察可能な評価データも含んでおりますが、これらの評価データは表に含まれておりません。また、レベル3金融商品は多くの場合、レベル1ないしはレベル2に分類される金融商品によってヘッジされております。

野村が使用する有意な観察不能のデータの変動は、金融商品に対する公正価値測定に影響を与えます。以下の表には、これらの有意な観察不能なデータが異なる値を取った場合、報告日現在の公正価値測定がより高くまたは低く算定される可能性の情報、および公正価値を決定するのに2つ以上の有意な観察不能なデータが使用されている場合には、そのデータ間の相関についての定性的な情報も記載しております。

2024年 3 月 31 日

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2) (3)	観察不能なデータ の増加に対する公 正価値の感応度 (4) (5)	観察不能な データ同士の相関 (6)
資産：							
トレーディング資産および プライベートエクイティ・デ ット投資							
エクイティ	8	DCF	流動性ディスカウ ント	75.0%	75.0%	公正価値の減少	—
プライベートエクイティ・デ ット投資	80	DCF	WACC	5.5—17.0%	9.2%	公正価値の減少	予測可能な 相関はありません
			成長率	0.0—2.0%	0.6%	公正価値の増加	
			クレジット・スプレッド	7.9—11.0%	9.6%	公正価値の減少	
			流動性ディスカウ ント	5.0—30.0%	15.2%	公正価値の減少	
	マルチプル	DCF	EV/EBITDA	3.4—12.0倍	9.2倍	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			株価収益率	11.9—28.7倍	16.0倍	公正価値の増加	
			流動性ディスカウ ント	5.0—20.0%	10.0%	公正価値の減少	
外国国債・地方債・ 政府系機関債	3	DCF	クレジット・スプレッド	0.0—1.3%	0.6%	公正価値の減少	予測可能な 相関はありません
			回収率	0.5—12.0%	1.7%	公正価値の増加	
銀行および事業会社の 負債証券・売買目的の貸付金	173	DCF	クレジット・スプレッド	0.0—29.2%	6.6%	公正価値の減少	予測可能な 相関はありません
			回収率	0.0—100.0%	74.7%	公正価値の増加	
住宅用不動産ローン 担保証券 (RMBS)	35	DCF	利回り	18.3—41.9%	30.9%	公正価値の減少	予測可能な 相関はありません
			期中償還率	12.0—15.0%	13.4%	公正価値の減少	
			損失率	0.0—100.0%	68.3%	公正価値の減少	
不動産担保証券	122	DCF	損失率	0.0—26.1%	3.5%	公正価値の減少	—
債務担保証券 (CDO) 等	46	DCF	利回り	5.5—50.4%	12.4%	公正価値の減少	一般的に、デフォ ルト確率は損失率 とは同じ方向に、 期中償還率とは反 対の方向に変動し ます
			期中償還率	20.0%	20.0%	公正価値の減少	
			デフォルト確率	2.0%	2.0%	公正価値の減少	
			損失率	0.0—100.0%	37.6%	公正価値の減少	
			クレジット・スプレッド	0.0—0.1%	0.0%	公正価値の減少	
受益証券等	3	DCF	流動性ディスカウ ント	0.0—3.9%	2.7%	公正価値の減少	—

2024年 3 月31 日

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2) (3)	観察不能なデータ の増加に対する公 正価値の感応度 (4) (5)	観察不能な データ同士の相関 (6)
デリバティブ（純額）：							
エクイティ・ デリバティブ	5	オプション・ モデル	配当利回り	0.0－11.6%	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			ボラティリティ	4.4－140.8%	－	公正価値の増加	
			相関係数	△0.95－0.99	－	公正価値の増加	
金利デリバティブ	32	DCF／ オプション・ モデル	金利	0.6－4.5%	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			ボラティリティ	10.1－13.6%	－	公正価値の増加	
			ボラティリティ	24.3－401.5bp	－	公正価値の増加	
			相関係数	△1.00－1.00	－	公正価値の増加	
信用デリバティブ	△46	DCF／ オプション・ モデル	クレジット・ スプレッド	0.0－21.0%	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			回収率	15.0－100.0%	－	公正価値の増加	
			ボラティリティ	35.0－47.9%	－	公正価値の増加	
			相関係数	0.24－0.85	－	公正価値の増加	
為替取引	3	オプション・ モデル	ボラティリティ	6.5－18.9%	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			相関係数	0.21－0.70	－	公正価値の増加	

2024年 3 月 31 日

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2) (3)	観察不能なデータ の増加に対する公 正価値の感応度 (4) (5)	観察不能な データ同士の相関 (6)
貸付金および受取債権	291	DCF	クレジット・ スプレッド	0.0－33.6%	8.1%	公正価値の減少	予測可能な 相関はありません
			回収率	42.1－100.0%	90.3%	公正価値の増加	
担保付契約	12	DCF	レボレート	3.1%	3.1%	公正価値の減少	－
その他の資産							
トレーディング目的以外の負 債証券	21	DCF	クレジット・ スプレッド	4.8－6.3%	5.0%	公正価値の減少	－
その他(7)	253	DCF	WACC	11.1%	11.1%	公正価値の減少	予測可能な 相関はありません
			成長率	3.0%	3.0%	公正価値の増加	
		マルチプル	EV／EBITDA	4.2－6.9倍	5.2倍	公正価値の増加	収益水準が一定と 仮定した場合、一 般的にマルチプル 法に対する仮定の 変動は、公正価値 の変動に対して同 方向の影響を与え ます
			株価収益率	7.9－35.9倍	13.6倍	公正価値の増加	
			株価純資産倍率	0.4－1.5倍	0.9倍	公正価値の増加	
			流動性 ディスカウント	25.0－30.0%	29.7%	公正価値の減少	
負債：							
短期借入	23	DCF／ オプション・ モデル	ボラティリティ	5.0－63.8%	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			相関係数	△0.83－0.97	－	公正価値の増加	
支払債務および受入預金	15	DCF／ オプション・ モデル	ボラティリティ	10.3－11.0%	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			相関係数	0.40－0.98	－	公正価値の増加	
長期借入	474	DCF	損失率	17.9－99.3%	95.6%	公正価値の減少	－
		DCF／ オプション・ モデル	ボラティリティ	5.0－63.8%	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			ボラティリティ	37.8－97.6bp	－	公正価値の増加	
			相関係数	△1.00－0.98	－	公正価値の増加	
その他の負債	44	DCF	回収率	40.0－94.0%	85.5%	公正価値の増加	－

2025年 3 月31 日

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2) (3)	観察不能なデータ の増加に対する公 正価値の感応度 (4) (5)	観察不能な データ同士の相関 (6)
資産：							
トレーディング資産および プライベートエクイティ・デ ット投資							
エクイティ	21	DCF/ オプション・ モデル	クレジット・ス プレッド	2.5%	2.5%	公正価値の減少	—
プライベートエクイティ・デ ット投資	103	DCF	WACC	5.8—17.3%	11.6%	公正価値の減少	
			成長率	0.0—2.0%	1.2%	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			クレジット・ス プレッド	7.9—11.0%	9.4%	公正価値の減少	
			流動性ディスカ ウント	5.0—30.0%	16.0%	公正価値の減少	
		マルチプル	EV/EBITDA	7.8—16.2倍	10.0倍	公正価値の増加	
			株価収益率	10.6—28.4倍	15.2倍	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			流動性ディスカ ウント	5.0—20.0%	9.6%	公正価値の減少	
外国国債・地方債・ 政府系機関債	6	DCF	クレジット・ス プレッド	0.0—2.4%	1.1%	公正価値の減少	予測可能な 相関はありません
			回収率	3.4—18.0%	14.4%	公正価値の増加	
銀行および事業会社の 負債証券・売買目的の貸付金	181	DCF	クレジット・ス プレッド	0.0—227.0%	14.3%	公正価値の減少	予測可能な 相関はありません
			回収率	0.0—100.0%	79.8%	公正価値の増加	
商業不動産担保証券 (CMBS)	10	DCF	利回り	21.1%	21.1%	公正価値の減少	予測可能な 相関はありません
			損失率	65.0%	65.0%	公正価値の減少	
住宅用不動産ローン 担保証券 (RMBS)	48	DCF	利回り	21.5—62.2%	41.6%	公正価値の減少	予測可能な 相関はありません
			期中償還率	12.0—15.0%	13.5%	公正価値の減少	
			損失率	0.0—100.0%	50.4%	公正価値の減少	
不動産担保証券	207	DCF	損失率	0.0—16.9%	2.3%	公正価値の減少	—
債務担保証券 (CDO) 等	42	DCF	利回り	4.0—50.0%	13.6%	公正価値の減少	一般的に、デフォ ルト確率は損失率 とは同じ方向に、 期中償還率とは反 対の方向に変動し ます
			期中償還率	20.0%	20.0%	公正価値の減少	
			デフォルト確率	2.0%	2.0%	公正価値の減少	
			損失率	62.9—100.0%	87.7%	公正価値の減少	
			クレジット・ス プレッド	0.1—16.9%	4.7%	公正価値の減少	
受益証券等	3	DCF	流動性ディスウ ント	1.5—2.9%	2.1%	公正価値の減少	—

2025年 3 月31 日

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2) (3)	観察不能なデータ の増加に対する公 正価値の感応度 (4) (5)	観察不能な データ同士の相関 (6)
デリバティブ（純額）：							
エクイティ・ デリバティブ	1	オプション・ モデル	配当利回り	0.0－16.6%	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			ボラティリティ	3.5－99.4%	－	公正価値の増加	
			相関係数	△0.85－0.99	－	公正価値の増加	
金利デリバティブ	6	DCF／ オプション・ モデル	金利	0.9－4.5%	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			ボラティリティ	9.8－13.3%	－	公正価値の増加	
			ボラティリティ	41.0－261.7bp	－	公正価値の増加	
			相関係数	△1.00－0.99	－	公正価値の増加	
信用デリバティブ	△36	DCF／ オプション・ モデル	クレジット・ スプレッド	0.0－132.2%	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			回収率	1.0－90.0%	－	公正価値の増加	
			ボラティリティ	45.9－51.9%	－	公正価値の増加	
			相関係数	0.00－0.85	－	公正価値の増加	
為替取引	△13	オプション・ モデル	ボラティリティ	1.6－18.8%	－	公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
			相関係数	0.29－0.70	－	公正価値の増加	

2025年 3 月 31 日

金融商品	公正価値 (十億円)	評価手法	有意な 観察不能データ	データの範囲 (1)	加重平均 (2) (3)	観察不能なデータ の増加に対する公 正価値の感応度 (4) (5)	観察不能な データ同士の相関 (6)
貸付金および受取債権	448	DCF	クレジット・ スプレッド 回収率	0.0－193.2% 66.7－100.0%	9.9% 95.1%	公正価値の減少 公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
担保付契約	15	DCF	レボレート	6.4%	6.4%	公正価値の減少	－
その他の資産							
トレーディング目的以外の負 債証券	17	DCF	クレジット・ スプレッド	5.2－14.4%	7.3%	公正価値の減少	－
その他 (7) (8)	275	DCF	WACC 成長率	10.6% 3.0%	10.6% 3.0%	公正価値の減少 公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
		マルチプル	流動性 ディスカウント	25.0%	25.0%	公正価値の減少	－
負債：							
短期借入	36	DCF／ オプション・ モデル	ボラティリティ 相関係数	5.0－51.5% △0.72－0.96	－ －	公正価値の増加 公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
支払債務および受入預金	14	DCF／ オプション・ モデル	ボラティリティ 相関係数	9.8－10.6% 0.40－0.98	－ －	公正価値の増加 公正価値の増加	予測可能な 相関はありません
長期借入	477	DCF DCF／ オプション・ モデル	損失率 ボラティリティ ボラティリティ 相関係数	12.7－99.5% 5.0－51.5% 44.1－67.9bp △1.00－0.99	79.8% － － －	公正価値の減少 公正価値の増加 公正価値の増加 公正価値の増加	－ 予測可能な 相関はありません
その他の負債	65	DCF	クレジット・ スプレッド 回収率	0.8－7.1% 91.0－99.5%	1.0% 93.8%	公正価値の減少 公正価値の増加	予測可能な 相関はありません

- (1) データ範囲はパーセント、係数、倍の単位で示しており、各金融商品を公正価値評価する有意な観察不能の評価データの最大値および最小値を表しております。データ範囲が広範であることは必ずしも評価データの不確実性や主観性を示すものではなく、性質の異なる金融商品を含んでいることによるものであります。
- (2) 現物取引の金融商品の加重平均数値は、各金融商品の公正価値毎に各評価データを加重平均したものであります。
- (3) 現物取引の金融商品と異なり、デリバティブのリスクは貸借対照表価額とは区別され、ネットティングの影響を受けるため、デリバティブに関する加重平均数値を提供しておりません。
- (4) 観察不能なデータの増加が公正価値に与える影響のみを記載しています。観察不能なデータの減少は上記の記載と反対方向の影響を与えます。例えば、ある観察不能なデータの増加が公正価値を減少させる場合、当該観察不能データの減少は、公正価値を増加させます。
- (5) デリバティブに対する観察不能なデータの増加による影響は、野村が例えばボラティリティなどのリスクに対しロング・ポジションであることを仮定しています。野村がショート・ポジションを取っている場合、観察不能データの増加は上記と反対方向の影響を与えます。
- (6) 観察不能なデータの相関は、公正価値を決定するのに2つ以上の観察不能なデータを使用している場合にのみ適用されます。
- (7) 連結貸借対照表上、その他の資産に含まれる投資持分証券の評価手法および観察不能データを表しております。
- (8) 毎期経常的に公正価値を測定している非金融資産を含んでおります。

有意な観察不能のデータ範囲に関する定性的情報

特定の分類のレベル3金融商品に使用される有意な観察不能のデータ範囲に関する定性的情報は以下のとおりです。

デリバティブ（エクイティ・デリバティブ）：有意な観察不能のデータは配当利回り、ボラティリティおよび相関係数です。配当利回りは、収益が欠如している、または会社が成長ステージにある間は配当を行わない方針などの理由により、配当を行わず配当利回りがゼロとなる企業を含む一方で、投資家に資金を還元するために多額の配当を支払う企業を含むためにデータの範囲は変動します。ボラティリティは、満期までの期日が短いあるいは単一のエクイティ証券を参照するエクイティ・デリバティブの方が、満期までの期日が長いあるいは指数を参照するものよりもボラティリティが高くなる傾向にあるため、データの範囲は広範になります。相関係数はあるデータと他のデータの関連性（以下「ペア」）を表しており、正の値にも負の値にもなり得ます。相関係数は、ペアによって異なる関係性を有しており、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で変動します。

デリバティブ（金利デリバティブ）：有意な観察不能のデータは金利、ボラティリティおよび相関係数です。金利は国や通貨により金利水準は異なっているためにデータ範囲に幅が生じます。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長いものよりも短い金利デリバティブの方が高いために、データの範囲は広範になります。相関係数は、ペアによって異なる関係性を有しており、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で動きます。すべての有意な観察不能のデータは当該範囲の中に偏りなく分布しています。

デリバティブ（信用デリバティブ）：有意な観察不能のデータはクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティおよび相関係数です。クレジット・スプレッドのデータの範囲は、ポートフォリオに内在する異なるデフォルトの危険性を反映します。デフォルトの危険性がほとんどない参照資産の場合はデータの範囲の下限になり、デフォルトの危険性がより高い参照資産の場合はデータの範囲の上限になります。回収率は、シニアのエクスポージャーの方が劣後エクスポージャーよりも回収率が高くなるため、主に参照資産の優先順位によってデータの範囲は変動します。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長いものよりも短い信用デリバティブの方が高いために、データの範囲は広範になります。相関係数は、一般的にクレジット・スプレッドは同一方向に動くため、データの範囲は正の値となります。強い正の相関係数にある場合、密接に関係して同一方向に動きますが、相関係数が下がると関係は弱くなります。

デリバティブ（為替取引）：有意な観察不能のデータは金利、ボラティリティおよび相関係数です。金利は国や通貨により金利水準は異なっており、絶対的水準が極めて低い国がある一方で、水準が相対的に低くなっている国があるためにデータ範囲に幅が生じます。ボラティリティは、（主に米ドルに対し）狭い範囲で取引される通貨の場合はデータの範囲の下限に近くなり低くなる一方で、新興市場の通貨の場合はデータの範囲の上限に近くなり高くなります。相関係数は、ペアによって異なる関係性を有しており、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で動きます。

短期借入および長期借入：有意な観察不能のデータは、利回り、期中償還率、デフォルト確率、損失率、ボラティリティおよび相関係数です。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長い金融商品よりも短いものの方が高くなるため、データの範囲は広範になります。相関係数は、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で変動します。

レベル3金融商品の推移

次の表は、毎期経常的に公正価値評価されるレベル3金融商品の2024年3月期および2025年3月期の損益と推移を示しております。レベル3金融商品は多くの場合、レベル1または2の金融商品によってリスクヘッジされております。以下の表の損益はこうしたヘッジ資産負債の損益を含んでいません。また、レベル3金融商品の公正価値は、市場で観察不能なデータと観察可能なデータの両方を使用して算定されます。したがって、以下の表は観察不能なデータの変動による実現および未実現損益と観察可能なデータの変動による実現および未実現損益の両方が反映されております。

2024年3月期および2025年3月期において、レベル3金融商品の損益は、野村の流動性と資金調達の管理に重要な影響を及ぼしませんでした。

(単位：十億円)

	2024年3月期									
	2024年 3月期 期首残高	当期純 利益に 含まれ る額(1)	その他 の包括 利益に 含まれ る額	購入／ 発行 (2)	売却／ 償還 (2)	現金の 授受	為替の 変動に よる 影響	レベル 3への 移動(4) (5)	レベル 3から の移動 (5)	2024年 3月期 期末残高
資産：										
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資										
エクイティ	4	0	—	28	△21	—	1	3	△7	8
プライベートエクイティ・デット投資	52	12	—	18	△3	—	1	—	—	80
日本地方債・政府系機関債	2	—	—	—	0	—	—	—	△2	0
外国国債・地方債・政府系機関債	8	1	—	5	△8	—	0	3	△6	3
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	258	△2	—	322	△410	—	23	45	△63	173
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	0	0	—	0	0	—	—	—	—	0
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	8	0	—	34	△8	—	1	—	0	35
不動産担保証券	95	△1	—	241	△227	—	14	—	—	122
債務担保証券 (CDO) 等	28	△2	—	124	△102	—	2	0	△4	46
受益証券等	2	0	—	48	△47	—	0	—	0	3
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資合計	457	8	—	820	△826	—	42	51	△82	470
デリバティブ取引（純額）(3)										
エクイティ・デリバティブ	6	△1	—	—	—	△4	1	4	△1	5
金利デリバティブ	11	△5	—	—	—	△5	3	△21	49	32
信用デリバティブ	△32	△3	—	—	—	6	△4	△5	△8	△46
為替取引	19	△12	—	—	—	△5	3	1	△3	3
デリバティブ取引（純額）合計	4	△21	—	—	—	△8	3	△21	37	△6
小計	461	△13	—	820	△826	△8	45	30	△45	464
貸付金および受取債権	191	23	—	142	△118	—	28	69	△44	291
担保付契約	17	1	—	—	△8	—	2	—	—	12
その他の資産										
トレーディング目的以外の負債証券	3	1	—	1	△4	—	0	20	—	21
その他	196	27	0	12	△6	—	23	—	1	253
合計	868	39	0	975	△962	△8	98	119	△88	1,041

(単位：十億円)

2024年3月期										
	2024年 3月期 期首残高	当期純 利益に 含まれ る額(1)	その他 の包括 利益に 含まれ る額	購入／ 発行 (2)	売却／ 償還 (2)	現金の 授受	為替の 変動に よる 影響	レベル 3への 移動(4) (5)	レベル 3から の移動 (5)	2024年 3月期 期末残高
負債：										
トレーディング負債										
エクイティ	1	△1	－	7	△8	－	0	0	△1	0
外国国債・地方債・ 政府系機関債	0	0	－	－	－	－	0	－	－	－
銀行および事業会社の 負債証券	3	2	－	5	△6	－	0	3	△2	1
債務担保証券（CDO）等	－	－	－	0	0	－	－	－	－	－
受益証券等	0	0	－	－	0	－	0	－	－	0
トレーディング負債合計	4	1	－	12	△14	－	0	3	△3	1
短期借入	30	△1	0	59	△59	－	2	5	△15	23
支払債務および受入預金	17	0	0	3	－	－	1	4	△10	15
長期借入	493	△40	△2	285	△276	－	7	55	△132	474
その他の負債	21	6	－	29	△3	－	3	0	0	44
合計	565	△34	△2	388	△352	－	13	67	△160	557

(単位：十億円)

2025年3月期										
	2025年 3月期 期首残高	当期純 利益に 含まれ る額(1)	その他 の包括 利益に 含まれ る額	購入／ 発行 (2)	売却／ 償還 (2)	現金の 授受	為替の 変動に よる 影響	レベル 3への 移動(4) (5)	レベル 3から の移動 (5)(6)	2025年 3月期 期末残高
資産：										
トレーディング資産およびプ ライベートエクイティ・デット投 資										
エクイティ	8	0	—	17	△13	—	1	15	△7	21
プライベートエクイティ・デ ット投資	80	3	—	37	△9	—	0	—	△8	103
日本地方債・ 政府系機関債	0	—	—	—	0	—	—	—	—	0
外国国債・地方債・ 政府系機関債	3	0	—	5	△5	—	0	7	△4	6
銀行および事業会社の 負債証券・売買目的の 貸付金	173	△5	—	205	△240	—	△5	69	△16	181
商業用不動産ローン 担保証券 (CMBS)	0	2	—	7	△6	—	—	7	—	10
住宅用不動産ローン 担保証券 (RMBS)	35	2	—	56	△46	—	△1	2	0	48
不動産担保証券	122	11	—	370	△294	—	△2	—	—	207
債務担保証券 (CDO) 等	46	△25	—	107	△86	—	0	—	0	42
受益証券等	3	0	—	68	△68	—	0	0	—	3
トレーディング資産およびプ ライベートエクイティ・デット投 資合計	470	△12	—	872	△767	—	△7	100	△35	621
デリバティブ取引 (純額) (3)										
エクイティ・デリバティブ	5	0	—	—	—	△5	0	0	1	1
金利デリバティブ	32	△20	—	—	—	12	△4	△19	5	6
信用デリバティブ	△46	△30	—	—	—	37	1	△1	3	△36
為替取引	3	△9	—	—	—	△5	0	0	△2	△13
その他	—	2	—	—	—	1	△2	△5	—	△4
デリバティブ取引 (純額) 合計	△6	△57	—	—	—	40	△5	△25	7	△46
小計	464	△69	—	872	△767	40	△12	75	△28	575
貸付金および受取債権	291	24	—	199	△234	—	△14	244	△62	448
担保付契約	12	0	—	2	—	1	0	—	—	15
その他の資産										
トレーディング目的以外の負 債証券	21	0	—	3	△7	—	0	—	—	17
その他 (7)	253	20	—	45	△11	—	△4	0	△28	275
合計	1,041	△25	—	1,121	△1,019	41	△30	319	△118	1,330

(単位：十億円)

2025年3月期										
	2025年 3月期 期首残高	当期純 利益に 含まれ る額(1)	その他 の包括 利益に 含まれ る額	購入／ 発行 (2)	売却／ 償還 (2)	現金の 授受	為替の 変動に よる 影響	レベル 3への 移動(4) (5)	レベル 3から の移動 (5)(6)	2025年 3月期 期末残高
負債：										
トレーディング負債										
エクイティ	0	0	—	3	△2	—	0	0	0	1
外国国債・地方債・ 政府系機関債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
銀行および事業会社の 負債証券	1	0	—	2	△3	—	0	0	0	0
債務担保証券（CDO）等	—	—	—	0	0	—	0	—	0	0
受益証券等	0	0	—	0	0	—	0	—	—	0
トレーディング負債合計	1	0	—	5	△5	—	0	0	0	1
短期借入	23	△1	0	70	△41	—	0	1	△18	36
支払債務および受入預金	15	1	0	1	—	—	—	1	△2	14
長期借入	474	0	9	218	△172	—	0	11	△45	477
その他の負債	44	0	—	47	△25	—	△1	0	0	65
合計	557	0	9	341	△243	—	△1	13	△65	593

- (1) 主に連結損益計算書のトレーディング損益、プライベートエクイティ・デット投資関連損益に計上されており、投資持分証券関連損益、収益—その他および金融費用以外の費用—その他、金融収益および金融費用に計上されているものも含まれます。
- (2) 「購入／発行」にはトレーディング負債の増加、「売却／償還」にはトレーディング負債の減少を含みます。
- (3) 複数種類のリスクを含むデリバティブ資産および負債は、主要なリスクの種類に基づいて区分されます。
- (4) 2024年3月期および2025年3月期の移動が生じた期間で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。
- (5) 「レベル3への移動」は、関連する評価データが観測不能になったか、もしくは重要になったためです。「レベル3からの移動」は、関連する評価データが観測可能になったか、もしくは重要ではなくなったためです。各金融商品に関連する評価データは、「有意な観察不能なデータに関する定量的および定性的な情報」をご参照ください。
- (6) 「レベル3からの移動」には代替的測定方法を用いて測定された結果、レベル3ではなくなった金融商品の移動を含みます。代替的測定法を用いて測定された金融商品に関連する詳細は「注記6 トレーディング目的以外の投資」をご参照ください。
- (7) 每期経常的に公正価値を測定している非金融資産を含んでおります。

レベル3金融商品に含まれる未実現損益

次の表は、野村が公正価値階層の中でレベル3として分類し、貸借対照表日現在で保有している金融商品に関連する2024年3月期および2025年3月期の未実現損益を示しております。

(単位：十億円)

	2024年3月期	2025年3月期
	未実現損益 (1)	
資産：		
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・		
デット投資		
エクイティ	0	0
プライベートエクイティ・デット投資	11	△1
外国国債・地方債・政府系機関債	1	0
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	△7	△6
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	0	7
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS)	1	2
不動産担保証券	1	5
債務担保証券 (CDO) 等	△4	△24
受益証券等	0	0
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・	3	△17
デット投資合計		
デリバティブ取引 (純額) (2)		
エクイティ・デリバティブ	1	△3
金利デリバティブ	△39	△23
信用デリバティブ	8	△26
為替取引	△14	△7
その他	—	2
デリバティブ取引 (純額) 合計	△44	△57
小計	△41	△74
貸付金および受取債権	22	14
担保付契約	0	0
その他の資産		
トレーディング目的以外の負債証券	1	0
その他 (3)	9	20
合計	△9	△40
負債：		
トレーディング負債		
エクイティ	—	0
外国国債・地方債・政府系機関債	0	—
銀行および事業会社の負債証券	1	0
債務担保証券 (CDO) 等	—	1
トレーディング負債合計	1	1
短期借入 (4)	0	△7
支払債務および受入預金 (4)	0	1
長期借入 (4)	△21	24
その他の負債	3	△1
合計	△17	18

(1) 連結損益計算書のトレーディング損益、プライベートエクイティ・デット投資関連損益、投資持分証券関連損益、収益—その他および金融費用以外の費用—その他、金融収益および金融費用に計上されている損益を含みます。

(2) 複数種類のリスクを含むデリバティブ資産および負債は、主要なリスクの種類に基づいて区分されます。

- (3) 毎期経常的に公正価値を測定している非金融資産を含んでおります。
- (4) 貸借対照表日現在で保有しているレベル3金融商品に関連する未実現損益でその他の包括利益に計上されるものを含みます。2024年3月31日および2025年3月31日現在において、それぞれ△1十億円および10十億円が当該未実現損益としてその他の包括利益に計上されております。

1株当たりの純資産価額を計算する事業体への投資

通常の営業活動で野村は、公正価値を測定するのが難しい投資会社の定義に該当するもしくは類似する性質を有する非連結の事業体に投資しております。それらの投資の一部は実務上の簡便法として公正価値を1株当たり純資産価額で算定しております。それらの投資のいくつかは1株当たり純資産価額とは異なる価格で償還されます。

次の表は、2024年3月31日および2025年3月31日現在の1株当たり純資産価額で計算または注記されている投資についての情報を記載しております。ビジネスの性質やリスクに関連させた主要なカテゴリー別に記載しております。

(単位：十億円)

2024年3月31日				
公正価値	コミットメント 残高 (1)	償還頻度 (2) (現在償還可能なもののみ)	償還通知時期 (3)	
ヘッジファンド	10	3	月次	当日-30日
ベンチャー・キャピタル・ファンド	15	6	—	—
プライベート・エクイティ・ファンド	33	13	—	—
リアル・エーステート・ファンド	4	0	—	—
合計	62	22		

(単位：十億円)

2025年3月31日				
公正価値	コミットメント 残高 (1)	償還頻度 (2) (現在償還可能なもののみ)	償還通知時期 (3)	
ヘッジファンド	11	4	月次	当日-30日
ベンチャー・キャピタル・ファンド	19	3	—	—
プライベート・エクイティ・ファンド	43	10	—	—
リアル・エーステート・ファンド	4	0	—	—
合計	77	17		

- (1) 投資先に野村が支払わなくてはならない契約上のコミットメント残高を示しております。
- (2) 野村が投資の繰上償還等を受けられる頻度を示しております。
- (3) 償還が可能になる前に義務付けられている通知の時期を示しております。

ヘッジファンド：

これらのファンドには、さまざまな資産クラスに投資するファンド・オブ・ファンズへの投資が含まれております。これらの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて決定されております。大部分のファンドは1ヶ月以内に償還することができますが、契約上の理由、流動性および償還制限などのため1ヶ月以内に償還することができないファンドもあります。なお、償還停止中あるいは清算中のファンドの償還時期は明らかではありません。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

ベンチャー・キャピタル・ファンド：

これらのファンドには、主にスタートアップのファンドが含まれております。これらの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて決定されております。大部分のファンドは6ヶ月以内に償還することができません。償還停止中あるいは清算中のファンドの償還時期は明らかではありません。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

プライベート・エクイティ・ファンド：

これらのファンドは、主に欧州、米国、日本のさまざまな業界に投資をしております。これらの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて決定されております。これらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。償還停止中あるいは清算中のファンドの償還時期は明らかではありません。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

リアル・エスレート・ファンド：

これらのファンドには、商業用不動産やその他の不動産への投資が含まれております。これらの投資の公正価値は1株当たり純資産価額を用いて決定されております。これらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。償還停止中あるいは清算中のファンドの償還時期は明らかではありません。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

金融商品の公正価値オプション

野村は編纂書815および編纂書825で容認された公正価値オプションを選択することにより公正価値で測定された特定の適格の金融資産と金融負債を有しております。野村が適格項目について公正価値オプションを選択した場合、当該項目の公正価値の変動は、損益において認識されます。公正価値オプションの選択は通常、その商品に対する会計上の取り扱いを改定させる事象が生じた場合を除いて、変更することはできません。

野村が公正価値オプションを適用している主な金融資産と金融負債および適用趣旨は以下のとおりであります。

- ・トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資およびその他の資産に計上されている、公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた投資で、恒久的に保有する目的ではなく、値上がり益や配当収入を得る目的で保有され、一般的に出口戦略を有する投資。野村はこれらの投資目的をより忠実に連結財務諸表に反映させるために公正価値オプションを選択しております。
- ・貸付金および受取債権に計上されている、公正価値ベースでリスク管理をしている貸付金、顧客からの受取債権および貸出が実行された際に公正価値オプションが選択される貸出コミットメント。野村は、貸付金とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。
- ・担保付契約および担保付調達に計上されている、公正価値ベースでリスク管理をしている売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券。野村は、売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。
- ・短期借入または長期借入に計上されている、2008年4月1日以後に発行されたすべての仕組債。仕組債および仕組債のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減することを主に目的として公正価値オプションを選択しております。また、同様の目的により連結変動持分事業体が発行した社債や2008年4月1日より前に発行された一部の仕組債に対しても、公正価値オプションを選択しております。一部の子会社にて実行された一部の仕組借入および発行された仕組債以外の社債に対しても、公正価値オプションを選択しております。
- ・受入銀行預金に計上されている、一部の子会社にて実行された仕組預金。野村は、仕組預金および仕組預金のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減することを主に目的として公正価値オプションを選択しております。
- ・長期借入に計上されている、編纂書860の規定上、金融資産の譲渡が担保付金融取引として処理される金融負債。野村は、公正価値オプションを選択しない場合に生じる損益の変動を軽減する目的で、公正価値オプションを選択しております。当該取引にともなう金融資産については、野村のエクスポージャーが通常ない、もしくはほとんどないものの、連結貸借対照表に公正価値で計上され、公正価値の変動は損益で認識されます。
- ・その他の資産に計上されている、再保険契約。野村は、測定基準の差異に起因する価格変動による損益の変動を軽減することを主に目的として公正価値オプションを選択しております。公正価値で評価された再保険契約の公正価値の変動は、連結損益計算書に計上されます。
- ・トレーディング目的の貸付金およびトレーディング目的以外の負債証券のうち、2024年3月31日以前において、非ブローカー・ディーラー会社が保有していたもの。また、2024年4月1日以降に非ブローカー・ディーラー会社によって新たに組成または購入されたトレーディング目的の貸付金および満期保有証券または売却可能証券に分類されなかったトレーディング目的以外の負債証券。野村は、これらの貸付金およびトレーディング目的以外の負債証券については保有目的または公正価値オプションを選択しない場合に生じる損益の変動を軽減する目的のため、公正価値オプションを選択しております。

公正価値オプションを適用した金融商品から生じる利息および配当金は、金融収益、金融費用またはトレーディング損益に計上されます。

次の表は、2024年3月期および2025年3月期において、公正価値オプションを使って公正価値で測定されている金融商品の公正価値変動による損益を表示しております。

(単位：十億円)

	2024年3月期	2025年3月期
	損益 (1)	
資産：		
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資 (2)		
トレーディング資産	0	4
プライベートエクイティ・デット投資	2	2
貸付金および受取債権	54	45
担保付契約 (3)	6	20
その他の資産 (2) (4)	22	15
合計	84	86
負債：		
短期借入 (5)	13	153
支払債務および受入預金	8	6
担保付調達 (3)	△17	△23
長期借入 (5) (6)	△110	△48
その他の負債 (7)	△1	△1
合計	△107	87

(1) 主に連結損益計算書のトレーディング損益および収益－その他に計上されております。

(2) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。

(3) 売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券を含んでおります。

(4) トレーディング目的以外の負債証券を含んでおります。

(5) 仕組債とその他の金融負債等を含んでおります。

(6) 金融資産の移転が譲渡に該当しないため、担保付金融取引として取り扱われることにともない認識される負債を含んでおります。

(7) 貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

野村は2024年3月31日および2025年3月31日現在において、アメリカン・センチュリー・カンパニーズInc. への39.57%、39.74%の経済的持分に対して公正価値オプションを適用しており、連結貸借対照表上、その他の資産－その他に含めております。

2024年3月期および2025年3月期において、公正価値オプションを適用した金融資産の商品固有の信用リスクに重要な影響はありませんでした。

野村は公正価値オプションを適用した金融負債に対する自社クレジットの変化による影響額を、観察可能な自社クレジット・スプレッドの変動を反映したレートをを用いた評価により計算しております。

その他の包括利益に計上されている自社クレジットの変化に起因する金融負債の公正価値の連結会計年度での変動、2024年3月期および2025年3月期に金融負債の消滅により純損益に組み替えられたその他の包括利益は下記のとおりであります。

	(単位：十億円)	
	2024年3月期	2025年3月期
その他包括利益変動額 - 貸方(△借方)	△82	26
純利益に組み替えられたその他の包括利益 - 貸方(△借方)	0	0
年度末累計その他包括利益変動額 - 貸方	56	78

前連結会計年度末において、公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して48十億円下回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上延滞が生じたものはありませんでした。また、公正価値オプションを選択した短期借入および長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を444十億円下回っております。

当連結会計年度末において、公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して105十億円下回っております。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上延滞が生じたものはありませんでした。また、公正価値オプションを選択した短期借入および長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を473十億円下回っております。

投資会社による投資

野村は、編纂書946に基づく投資会社におけるすべての投資を、公正価値で計上しており、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があります。また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。野村は、日本国政府、米国政府、英国政府（以下「U.K.」）、欧州連合（以下「EU」）加盟各国政府およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して、信用リスクが集中しております。こうした信用リスクの集中は一般的に、トレーディング目的有価証券の保有により発生しており、連結貸借対照表上トレーディング資産に計上されています。担保差入有価証券を含む政府、地方自治体および政府系機関の債券が当社の総資産に占める割合は、2024年3月期末に15%、2025年3月期末に17%となっております。

次の表は、野村が保有する政府、地方自治体および政府系機関債関連のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。デリバティブ取引の信用リスクの集中については、「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

（単位：十億円）

	2024年3月31日				
	日本	米国	EU & U.K.	その他	合計 (1)
政府債・地方債および政府系機関債	2,101	3,139	1,469	1,522	8,231

（単位：十億円）

	2025年3月31日				
	日本	米国	EU & U.K.	その他	合計 (1)
政府債・地方債および政府系機関債	2,896	2,629	2,655	1,470	9,650

(1) 上記金額のほかに、連結貸借対照表上その他の資産－トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債および政府系機関債が2024年3月31日に248十億円、2025年3月31日現在において313十億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

公正価値評価されない金融商品の見積公正価値

一部の金融商品はトレーディング目的として保有されず、公正価値オプションが選択されないため、連結貸借対照表上毎期経常的には公正価値評価されておられません。こうした金融商品は一般的に契約上の満期金額、ないしは償却原価で計上されております。

下記に詳述する大部分の金融商品の帳簿価額は、本来短期であり、ごくわずかな信用リスクしか含まないため、公正価値に近似しております。これらの金融商品は連結貸借対照表上、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金として計上される金融資産と短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入として計上される金融負債を含んでおります。

本来長期または少なからず信用リスクを含む可能性があるその他の金融商品の公正価値は、帳簿価額と異なることがあります。このような金融資産は連結貸借対照表上、貸付金に計上され、また金融負債は連結貸借対照表上、長期借入に計上されております。

次の表は、2024年3月31日および2025年3月31日現在において、連結貸借対照表上、継続的に公正価値で評価されていない特定の金融商品の帳簿価額と公正価値、および特定の金融商品の区分ごとの公正価値階層内の分類を示しております。

(単位：十億円)

2024年3月31日 (1)					
	帳簿価額	公正価値	レベル別公正価値		
			レベル1	レベル2	レベル3
資産：					
現金および現金同等物	4,239	4,239	4,239	—	—
定期預金	546	546	—	546	—
取引所預託金およびその他の顧客 分別金	370	370	—	370	—
貸付金 (2)	5,467	5,464	—	4,057	1,407
売戻条件付買入有価証券	15,621	15,621	—	15,609	12
借入有価証券担保金	5,374	5,374	—	5,374	—
合計	31,617	31,614	4,239	25,956	1,419
負債：					
短期借入	1,055	1,055	—	1,032	23
受入銀行預金	2,356	2,356	—	2,341	15
買戻条件付売却有価証券	16,870	16,870	—	16,870	—
貸付有価証券担保金	2,133	2,133	—	2,133	—
その他の担保付借入	393	393	—	393	—
長期借入	12,452	12,478	22	11,953	503
合計	35,259	35,285	22	34,722	541

(単位：十億円)

2025年3月31日 (1)					
	帳簿価額	公正価値	レベル別公正価値		
			レベル1	レベル2	レベル3
資産：					
現金および現金同等物	4,424	4,424	4,424	—	—
定期預金	642	642	—	642	—
取引所預託金およびその他の顧客 分別金	448	448	—	448	—
貸付金 (2)	6,022	6,020	—	3,436	2,584
売戻条件付買入有価証券	14,005	14,005	—	13,991	14
借入有価証券担保金	4,659	4,659	—	4,659	—
合計	30,200	30,198	4,424	23,176	2,598
負債：					
短期借入	1,117	1,117	—	1,081	36
受入銀行預金	3,106	3,106	—	3,092	14
買戻条件付売却有価証券	16,288	16,288	—	16,288	—
貸付有価証券担保金	1,965	1,965	—	1,965	—
その他の担保付借入	393	393	—	393	—
長期借入	13,374	13,385	10	12,879	496
合計	36,243	36,254	10	35,698	546

(1) 経常的に公正価値評価される金融商品を含みます。

(2) 帳簿価額は貸倒引当金を控除した後の金額です。

非経常的に公正価値評価される資産および負債

野村は毎期経常的に公正価値評価される金融商品に加えて、一義的には公正価値以外の方法で計測され、毎期経常的には公正価値評価されない資産および負債を有しております。公正価値は当初取得時認識の後、減損を認識するなど特定の場合にのみ用いられます。

2024年3月31日および2025年3月31日現在において、非経常的に公正価値評価される資産および負債は、重要な金額ではありませんでした。

契約上の売却制限がある持分証券

次の表は、当連結会計期間末において、契約上の売却制限がある持分証券の売却制限別の内訳を示しております。これらは主に連結貸借対照表上、その他の資産－その他に計上されております。

(単位：百万円)				
2025年3月期				
公正価値	売却制限の残存年限			
	1年以内	1～5年	5年超	
譲渡制限	200,658	9	200,621	28
第三者からの事前合意	7,806	18	—	7,788
その他	2,148	—	—	2,148
合計	210,612	27	200,621	9,964

(1) 上記に開示された売却制限の解除を引き起こす特定の条件は存在しません。

3 デリバティブ商品およびヘッジ活動：

野村は、トレーディング目的およびトレーディング目的以外として先物、先渡、オプションおよびスワップを含む多様なデリバティブ金融商品取引を行っています。

トレーディング目的のデリバティブ

通常の営業活動の中で野村は、顧客ニーズの充足のため、もしくは野村のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により野村に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。

野村は、多様なデリバティブ取引において積極的にトレーディング業務を行っております。野村のトレーディングは、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。野村は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を満たすため多様なデリバティブ取引を活用しております。また野村は、顧客が金利、為替とその他の市場および信用リスクのエクスポージャーによるリスク特性を調整することが可能となるよう、さまざまなデリバティブのトレーディングを行っております。こうした活動を行うにあたり野村は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

先物および先渡取引は、有価証券、外貨またはその他資本市場商品を将来の特定の日に特定の価格で購入または売却する契約であり、差金授受または現物受渡により決済が行われるものであります。外国為替取引は、直物、先渡取引を含み、契約当事者が合意した為替レートでの2つの通貨の交換をともなうものであります。取引相手が取引契約上の義務を履行できない可能性および市場価格の変動からリスクが発生します。先物取引は取引所を通じて行われ、当該取引所が取引の決済および取引相手の契約履行の保証を行うこととなります。したがって、先物取引にかかる信用リスクはごくわずかであると考えられます。対照的に先渡取引は、一般的に当事者間で相対で取り決めるものであるため、該当する取引相手の契約履行の有無に影響されることとなります。

オプション取引は、オプション料の支払を対価として、買い手に対し特定の期間または特定の日に特定の価格で金融商品をオプションの売り手から購入するかまたは当該売り手に売却する権利を付与する契約であります。オプションの売り手は、オプション料を受領し、当該オプションの原商品である金融商品の市場価格が不利な変動をするリスクを引き受けることとなります。

スワップ取引は、合意内容に基づいて当事者が将来の特定の日に一定のキャッシュ・フローを交換することに同意する契約であります。契約によっては、金利と外貨とが組み合わせられたエクスポージャーを含みます。スワップ取引には、取引相手が債務不履行の場合に損失を被るという信用リスクがともなっております。

こうしたデリバティブ金融商品により、野村が保有する金融商品ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた野村の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

野村は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続き、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続きにより最小限にするよう努めております。

トレーディング目的以外のデリバティブ

野村がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、金利リスクを管理し、特定の金融負債にかかる金利の性質を変換し、特定の外貨建負債証券の外国為替リスクを管理し、特定の在外事業体から発生する為替の変動による純投資分の変動を管理し、従業員等に対して付与される株価連動型報酬にかかる株価変動リスクを削減することであり、こうしたトレーディング目的以外で行うデリバティブ取引にともなう信用リスクについては、トレーディング目的で行うデリバティブ取引にともなう信用リスクと同様の手法により管理統制しております。

公正価値ヘッジ

野村はデリバティブ金融商品を、特定の金融負債から生じる金利リスク管理および特定の外貨建負債証券から生じる外国為替リスク管理のため、公正価値ヘッジとして指定しております。これらのデリバティブ取引は、当該ヘッジ対象のリスクを減少させる面で有効であり、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象資産負債の公正価値の変動または為替変動と高い相関性を有しております。関連する評価損益はヘッジ対象資産負債にかかる損益とともに連結損益計算書上、金融費用または収益－その他として認識しております。

純投資ヘッジ

野村は、日本円以外が機能通貨である特定の海外事業体に対する純投資ヘッジとして、特定のデリバティブを指定しています。純投資ヘッジの有効性判定では、スポット・レートの変動により、デリバティブの公正価値の変動の有効部分が判定されます。ヘッジ手段のデリバティブの公正価値の変動のうちフォワード・レートとスポット・レートの変動の差による差額は有効性の判定から除かれ、連結損益計算書上、収益－トレーディング損益に計上されております。その他すべての高い有効性を有するヘッジ手段の公正価値の変動は、当社株主資本の累積的その他の包括利益として認識されております。

デリバティブの信用リスクの集中

野村の金融商品に対するエクスポージャーはさまざまな金融商品、カウンターパーティ、地域にわたり大きく多様化しておりますが、デリバティブの重要な部分は他の金融機関との間で締結したことになります。次の表は、野村の店頭デリバティブ取引における、清算機関で清算される取引を含めた金融機関への重要な信用リスクの集中について示したものであります。デリバティブ資産の公正価値の総額は、取引相手が契約条件に従った債務を履行できず、かつ信用リスクの相殺のために野村が受け入れている担保やその他の有価証券が無価値であったと仮定した場合に被る最大限の損失を示しております。

(単位：十億円)

2024年 3 月 31 日			
デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットリング 契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額
金融機関 17,644	△14,853	△2,173	618

(単位：十億円)

2025年 3 月 31 日			
デリバティブ資産の 公正価値の総額	マスター・ネットリング 契約に基づく 取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額 に対する 担保の相殺額	信用リスクに対する エクスポージャー純額
金融機関 14,974	△12,745	△1,759	470

デリバティブ活動

次の表は、前連結会計年度末および当連結会計年度末におけるデリバティブの想定元本と公正価値を示しております。それぞれの金額は、取引相手毎のデリバティブ資産およびデリバティブ負債の相殺前、およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺前の金額となっております。複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブは、金融商品の主要なリスクの種類に基づいて分類されています。デリバティブの公正価値の変動は、デリバティブの使用目的に応じて、連結損益計算書もしくは連結包括利益計算書に計上されております。

(単位：十億円)			
2024年 3 月 31 日			
	想定元本 (1)	デリバティブ資産	デリバティブ負債
		公正価値	公正価値 (1)
トレーディング目的およびトレーディング目的 以外のデリバティブ取引 (2)			
エクイティ・デリバティブ	78,829	3,239	3,827
金利デリバティブ	3,810,866	12,929	12,014
信用デリバティブ	42,965	284	383
為替取引	420,052	4,881	4,664
その他	325	3	5
合計	4,353,037	21,336	20,893
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引			
金利デリバティブ	3,291	0	219
為替取引	190	3	—
合計	3,481	3	219
デリバティブ取引合計	4,356,518	21,339	21,112

(単位：十億円)			
2025年 3 月 31 日			
	想定元本 (1)	デリバティブ資産	デリバティブ負債
		公正価値	公正価値 (1)
トレーディング目的およびトレーディング目的 以外のデリバティブ取引 (2)			
エクイティ・デリバティブ	110,348	2,572	3,069
金利デリバティブ	3,814,576	12,424	11,509
信用デリバティブ	59,408	304	382
為替取引	484,797	4,363	4,186
その他	904	11	50
合計	4,470,033	19,674	19,196
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引			
金利デリバティブ	3,182	4	138
為替取引	183	—	8
合計	3,365	4	146
デリバティブ取引合計	4,473,398	19,678	19,342

(1) 編纂書815に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。

(2) トレーディング目的以外のデリバティブで、公正価値ヘッジないし純投資ヘッジを適用していないものの金額を含んでおります。2024年 3 月 31 日および2025年 3 月 31 日現在において、これらの金額は重要ではありませんでした。

デリバティブ取引の相殺

野村は、デリバティブ金融商品から生じる取引相手のクレジット・リスクを与信審査、リスク上限の設定およびモニタリングによって管理しております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。場合により、野村は、取引相手の債務不履行時に野村による担保管理を可能とする契約のもと、当該担保の外部カストディアンへの差入れに同意することがあります。野村は、経済的観点から関連する担保を考慮した上で債務不履行時のリスクの評価を行っております。さらに、店頭デリバティブについては通常、野村の取引相手に対するクレジット・エクスポージャーを軽減するために、業界標準のマスター・ネットティング契約を交しております。マスター・ネットティング契約とは、取引相手がデフォルトした場合に、当該契約の対象となる取引金額および担保金額の一括清算および相殺を認める契約です。

特定の清算機関で清算される店頭デリバティブ取引および取引所で取引されるデリバティブ取引についても、清算機関または取引所がデフォルトした場合に同様の権利が認められる清算契約または参加者契約を結んでおります。野村では通常、前述した契約に含まれている取引の一括清算および相殺の法的有効性を裏付けるための法律意見書を外部より取得しております。

特定の取引相手および特定の地域において、野村は、マスター・ネットティング契約を交わさずにデリバティブ取引を行うことがあります。また、マスター・ネットティング契約を交わしている場合でも、野村は、一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手または入手できないことがあります。このような状況は、各国の法律が一括清算および相殺を明確に禁止している場合や、相殺の法的有効性に関する法律が複雑、不明確または存在しない場合に起こり得ます。また、当該状況は、特定の政府、政府系機関、地方自治体、清算機関、取引所または年金ファンドとのデリバティブ取引について生じる可能性があります。

野村は、マスター・ネットティング契約の法的有効性を考慮して、特定の取引相手との取引から生じる信用リスクのヘッジ方法、取引相手のクレジット・エクスポージャーの算定方法およびリスク上限の設定方法、ならびに取引相手に徴求する担保の量および質を決定しております。

連結貸借対照表上では、法的有効性のあるマスター・ネットティング契約を締結している同一の取引相手とのデリバティブ資産および負債、現金担保の請求権（債権）および現金担保の返還義務（債務）は、編纂書210-20および編纂書815に定義された特定の条件に合致する場合は相殺して表示しております。

次の表は、連結貸借対照表に計上されるデリバティブ商品および関連する現金担保の相殺に関する情報を、デリバティブ契約の種類別に表しています。また、編纂書210-20および編纂書815に定義された条件に合致せず、連結貸借対照表上は相殺されないものの、法的有効性のあるマスター・ネットリング契約や清算機関または取引所のルールによって、取引相手がデフォルトした場合に野村が相殺することが認められている追加的な金額に関する情報も含んでおります。なお、マスター・ネットリング契約下でない、または一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠がないマスター・ネットリング契約下にあるデリバティブ取引は、次表の中で相殺されておりません。

(単位：十億円)

	2024年3月31日		2025年3月31日	
	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債 (1)	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債 (1)
エクイティ・デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	2,397	2,609	1,094	1,185
取引所で取引されるデリバティブ取引	842	1,218	1,478	1,884
金利デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	11,575	10,889	10,243	9,476
清算機関で清算されるデリバティブ取引	1,339	1,329	2,163	2,140
取引所で取引されるデリバティブ取引	15	16	22	31
信用デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	240	341	265	345
清算機関で清算されるデリバティブ取引	43	41	38	36
取引所で取引されるデリバティブ取引	1	1	1	1
為替取引				
相対で決済されるデリバティブ取引	4,884	4,664	4,363	4,194
その他				
相対で決済されるデリバティブ取引	3	5	8	49
取引所で取引されるデリバティブ取引	0	0	3	1
デリバティブ取引総額合計 (2)	21,339	21,113	19,678	19,342
(控除) 連結貸借対照表上相殺されている金額 (3)	△19,815	△19,166	△17,711	△17,361
連結貸借対照表上に表示されている取引純額 (4)	1,524	1,947	1,967	1,982
(控除) 連結貸借対照表上相殺されていない金額 (5)				
非現金担保	△567	△394	△713	△554
純額合計	957	1,553	1,254	1,428

- 編纂書815に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。
- マスター・ネットリング契約締結の有無、または当該契約の法的有効性を裏付ける十分な証拠の入手の有無に関わらず、すべてのデリバティブ資産総額およびデリバティブ負債総額を含んでおります。前連結会計年度末において、マスター・ネットリング契約下でない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットリング契約下にあるデリバティブ資産総額およびデリバティブ負債総額はそれぞれ402十億円および730十億円です。当連結会計年度末において、同様のデリバティブ資産総額およびデリバティブ負債総額はそれぞれ609十億円および832十億円です。
- 編纂書210-20および編纂書815に基づき、野村が法的有効性について十分な証拠を入手しているマスター・ネットリング契約あるいは同等の内容の契約により、同一の取引相手とのデリバティブ資産と負債の相殺および相殺されたデリバティブ取引純額と現金担保との相殺を表します。前連結会計年度末において、野村はデリバティブ負債に対する差入現金担保を1,902十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受入現金担保を2,551十億円相殺いたしました。また当連結会計年度末において、野村はデリバティブ負債に対する差入現金担保を1,740十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受入現金担保を2,090十億円相殺いたしました。
- 相殺されたデリバティブ資産および負債は連結貸借対照表上それぞれ、トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資-トレーディング資産とトレーディング負債に計上されております。区分処理された組込デリバティブは参照している原契約の満期に応じて、短期借入ないしは長期借入に計上されております。

(5) 編纂書210-20および編纂書815に基づいた連結貸借対照表上の相殺表示が認められていないものの、取引相手がデフォルトした場合は法的に有効性のある相殺権を有する金額を表しております。相殺の法的有効性について十分な証拠を未入手のデリバティブおよび担保契約にかかる金額は含まれておりません。なお、前連結会計年度末において、デリバティブ取引純額と相殺されなかった差入現金担保および受入現金担保はそれぞれ240十億円および938十億円です。当連結会計年度末において、デリバティブ取引純額と相殺されなかった差入現金担保および受入現金担保はそれぞれ343十億円および1,043十億円です。

なお、担保付取引の相殺については「注記5 担保付取引」をご参照ください。

トレーディング目的のデリバティブ取引

区分処理された組込デリバティブを含むトレーディング目的のデリバティブ金融商品は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書の収益-トレーディング損益に計上されます。

次の表は、連結損益計算書に含まれるトレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ関連の損益を、基となるデリバティブ取引の種類に応じて表しております。複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブは、商品の主要なリスクの種類に基づいて分類されています。

	(単位：十億円)	
	2024年3月期	2025年3月期
トレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ取引 (1)		
エクイティ・デリバティブ	△194	△2
金利デリバティブ	468	△189
信用デリバティブ	12	27
為替取引	142	140
その他	27	11
合計	455	△13

(1) トレーディング目的以外のデリバティブで、公正価値ヘッジないし純投資ヘッジを適用していないものの損益を含んでおります。前連結会計年度および当連結会計年度のこれらの損益は重要ではありません。

公正価値ヘッジ

野村は日本円もしくは外国通貨建ての固定ならびに変動金利債を発行しており、通常、発行社債にかかる固定金利の支払義務についてスワップ契約を締結することにより変動金利の支払義務に変換しております。このような取引に対しては、公正価値ヘッジを適用して会計処理を行っております。

次の表は、ヘッジ関係に指定されたヘッジ対象負債の帳簿価額、それらに含まれる公正価値ヘッジの累積損益調整額、ヘッジ会計を中止したヘッジ対象負債に残存する公正価値ヘッジの累積損益調整額を貸借対照表の科目ごとに表しております。

(単位：十億円)

ヘッジ対象が 含まれる連結 貸借対照表項目	ヘッジ対象負債の帳簿価額		ヘッジ対象負債の帳簿価額に含まれる 公正価値ヘッジの累積損益調整 (△損失)		ヘッジ会計を中止したヘッジ対象負債に ついて残存する公正価値ヘッジの累積損 益調整額	
	2024年3月31日	2025年3月31日	2024年3月31日	2025年3月31日	2024年3月31日	2025年3月31日
長期借入	3,087	3,057	201	122	3	3
合計	3,087	3,057	201	122	3	3

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ取引は公正価値で計上され、ヘッジ対象負債にかかる損益と共に連結損益計算書の金融費用または収益—その他に計上されています。また、公正価値ヘッジとして指定された金利デリバティブから生じるキャッシュ・フローは、ヘッジ対象である長期借入に関する支払利息と同様に、連結キャッシュ・フロー計算書において営業活動によるキャッシュ・フローに含めて表示しております。

次の表は、連結損益計算書に含まれる公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ関連の利益（△損失）を、元となるデリバティブ取引の種類とヘッジ対象の性質に応じて表しております。

(単位：十億円)

	2024年3月期	2025年3月期
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引		
金利デリバティブ	△39	85
合計	△39	85
ヘッジ対象の損益		
長期借入	39	△85
合計	39	△85

純投資ヘッジ

野村は一部の重要な為替リスクをもつ在外事業体に対して、外国為替デリバティブ取引を利用した為替ヘッジを行っており、これにヘッジ会計を適用しております。ヘッジ手段として指定されたデリバティブ取引およびデリバティブ取引以外の金融商品から発生する為替換算差額については、有効性評価から除外した部分を除いて、連結包括利益計算書のその他の包括利益－為替換算調整額に計上されています。これは当該在外事業体を連結する際に発生する為替換算差額と相殺されております。

次の表は、連結包括利益計算書に含まれる純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ取引から発生した損益を表しております。

	(単位：十億円)	
	2024年3月期	2025年3月期
ヘッジ手段		
為替取引	3	△2
合計	3	△2

ヘッジの非有効部分の損益およびヘッジの有効性評価から除外した部分は、連結損益計算書の収益－トレーディング損益に含まれております。前連結会計年度および当連結会計年度の損益は重要な金額ではありませんでした。

信用リスクに関する偶発事象に関する要項を含んだデリバティブ

野村は信用リスクに関する偶発事象についての要項を含んだ店頭デリバティブやその他の契約を結んでいます。これらの契約は、最も一般的には当社の長期信用格付の引き下げといった信用リスクに関わる事象が発生した場合に追加担保やポジションの決済を求めることがあります。

前連結会計年度末の負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は755十億円となり、619十億円の担保を差し入れております。前連結会計年度末時点における長期格付が1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入れもしくは取引を決済するために求められる金額は27十億円です。

当連結会計年度末の負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は770十億円となり、628十億円の担保を差し入れております。当連結会計年度末時点における長期格付が1ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入れもしくは取引を決済するために求められる金額は8十億円です。

クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブとは、その原商品の1つあるいは複数、ある特定（もしくは複数）の参照企業の信用リスク、もしくは企業群の信用リスクに基づく指数に関連するデリバティブ商品であり、契約に特定されている信用事由が発生するとクレジット・プロテクションの売り手は損失を被るリスクがあります。

野村が売り手となるクレジット・デリバティブは野村が保証型の契約の保証者として、あるいはオプション型の契約やクレジット・デフォルト・スワップ、あるいはその他のクレジット・デリバティブ契約の形態においてクレジット・プロテクションを提供するものとして、第三者の信用リスクを引き受ける契約やそうした契約を内包するものであります。

野村は通常のトレーディング業務の一環として、信用リスク回避目的、自己勘定取引および顧客ニーズに対応する取引目的でクレジット・デリバティブを取引しており、クレジット・プロテクションの買い手もしくは売り手となっております。

野村が主として使用するクレジット・デリバティブの種類は特定の企業または負債の信用リスクに基づき決済が行われる個別クレジット・デフォルト・スワップです。また、野村はクレジット・デフォルト指数に連動するものの販売やその他の信用リスク関連ポートフォリオ商品の発行を行っております。

契約で特定された信用事由が発生した場合、野村はクレジット・デリバティブ契約の履行をしなければなりません。信用事由の典型的な例には、参照企業の破産、債務不履行や参照資産の条件変更などがあります。

野村が売り手となるクレジット・デリバティブ契約は現金決済あるいは現物決済の契約となっております。現金決済の契約では、参照債務の不履行など信用事由の発生により支払いがなされた後は契約終了となり、野村による更なる支払い義務はなくなります。この場合、野村は通常支払いの対価としてカウンターパーティの参照資産を受け取る権利は有しておりませんし、参照資産の実際の発行体に対して直接支払い金額を請求する権利も有しません。現物決済の契約では、信用事由発生により契約額全額が支払われた場合に対価として参照資産を受け取ります。

野村は継続的にクレジット・デリバティブのエクスポージャーをモニターし管理しています。野村がプロテクションの売り手となった場合、プロテクションの対象と同一の参照資産、あるいはプロテクションの対象となる参照資産と発行体が同一であり、かつ当該資産と高い相関を有する価値変動を示すだろうと予想される資産を対象としたクレジット・プロテクションを第三者から購入することでリスクを軽減することができます。したがって、野村が売り手となったクレジット・デリバティブの支払い額を第三者からの支払いによって補填するために用いられるリコース条項としては、当該デリバティブ契約によってというよりむしろ、同一あるいは高い相関を有する参照資産を対象としたクレジット・プロテクションを別途購入することによる場合が最も一般的です。

野村は、購入したクレジット・デリバティブの想定元本を、次の表中に「クレジット・プロテクション買付額」として表示しています。これらの数値は売建クレジット・デリバティブの参照資産と同一の資産に対し、第三者から購入したクレジット・プロテクションの購入額であり、野村のエクスポージャーをヘッジするものです。野村が売り手であるクレジット・デリバティブに基づいて支払いを履行しなければならない場合には、通常、その金額に近い金額を購入したクレジット・プロテクションから受け取る権利が発生します。

クレジット・デリバティブで明記される想定元本額は、契約に基づき野村が支払いをしなければならない場合の最大限の金額となります。しかしながら、支払いが起きる可能性や支払額に影響する下記の要素があるため、想定元本額は通常野村が実際に支払う金額を正確に表すものではありません。

信用事由の発生可能性：野村はクレジット・デリバティブの公正価値評価をする際に、参照資産に信用事由が発生し、野村が支払いをしなければならない可能性を考慮しています。野村のこれまでの経験と野村によるマーケットの現状分析に基づきますと、野村がプロテクションを提供している参照資産のすべてについて1つの会計期間において同時に信用事由が発生する可能性はほとんどないと考えています。したがって、開示されている想定元本額は、こうしたデリバティブ契約にかかる野村の実質的なエクスポージャーとしては、相当に過大な表示となっております。

参照資産からの回収価額：ある信用事由が発生した場合に、野村の契約に基づく債務額は、想定元本額と参照資産からの回収価額の差額に限定されます。信用事由が発生した参照資産からの回収価額がわずかであるにしても、回収価額はこれらの契約に基づいて支払う金額を減少させます。

前連結会計年度末および当連結会計年度末の野村が売り手となるクレジット・デリバティブの残高および同一参照資産のクレジット・プロテクションの買付金額の残高は次のとおりであります。

(単位：十億円)

2024年3月31日							
帳簿価額 (1) (△資産) ／負債	潜在的な最大支払額または想定元本額						想定元本額
	計	満期年限					クレジット・ プロテクション 買付額
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超		
クレジット・デフォルト・ スワップ（個別）	△138	9,746	1,849	3,125	3,251	1,521	6,994
クレジット・デフォルト・ スワップ（指数）	△126	9,223	2,271	2,558	3,232	1,162	6,040
その他のクレジット・リスク 関連ポートフォリオ商品	19	1,011	142	256	580	33	755
クレジット・リスク関連オプ ションおよびスワップション	0	49	—	—	20	29	10
合計	△245	20,029	4,262	5,939	7,083	2,745	13,799

(単位：十億円)

2025年3月31日							
帳簿価額 (1) (△資産) ／負債	潜在的な最大支払額または想定元本額						想定元本額
	計	満期年限					クレジット・ プロテクション 買付額
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超		
クレジット・デフォルト・ スワップ（個別）	△156	11,480	1,730	3,124	4,963	1,663	△6,711
クレジット・デフォルト・ スワップ（指数）	△221	15,488	1,465	3,168	7,877	2,978	△8,097
その他のクレジット・リスク 関連ポートフォリオ商品	28	1,236	124	464	571	77	△785
クレジット・リスク関連オプ ションおよびスワップション	0	171	—	11	79	81	△42
合計	△349	28,375	3,319	6,767	13,490	4,799	△15,635

(1) 帳簿価額は、取引相手毎または現金担保との相殺前のデリバティブ取引の公正価値であります。なお、資産残高は参照資産のクレジット・スプレッドが取引開始時よりタイトニングしたことによるものです。

次の表は、野村が売り手となるクレジット・デリバティブの参照資産の外部格付ごとの情報を表しております。格付は、S&P Global Ratingsによる格付、同社による格付がない場合はMoody's Investors Serviceによる格付、両社による格付がない場合にはFitch Ratings Ltd. または株式会社日本格付研究所による格付を使用しております。クレジット・デフォルト・スワップ（指数）についてはポートフォリオまたは指数に含まれる参照企業の外部格付の加重平均を使用しております。

(単位：十億円)

2024年 3 月 31 日							
潜在的な最大支払額または想定元本額							
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他 (1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ（個別）	156	1,485	2,938	3,489	925	753	9,746
クレジット・デフォルト・スワップ（指数）	38	40	3,257	5,251	265	372	9,223
その他のクレジット・リスク関連 ポートフォリオ商品	—	—	19	631	18	343	1,011
クレジット・リスク関連オプション およびスワップション	—	—	16	16	17	—	49
合計	194	1,525	6,230	9,387	1,225	1,468	20,029

(単位：十億円)

2025年 3 月 31 日							
潜在的な最大支払額または想定元本額							
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他 (1)	合計
クレジット・デフォルト・スワップ（個別）	571	1,855	3,488	4,213	655	698	11,480
クレジット・デフォルト・スワップ（指数）	32	38	3,958	10,256	277	927	15,488
その他のクレジット・リスク関連 ポートフォリオ商品	—	—	24	748	20	444	1,236
クレジット・リスク関連オプション およびスワップション	—	—	—	127	—	44	171
合計	603	1,893	7,470	15,344	952	2,113	28,375

(1) その他には、参照資産の外部格付が投資不適格であるものおよび参照資産の外部格付がないものが含まれております。

金融資産の売却にともない取引されるデリバティブ

野村は取引相手への金融資産の譲渡にともない別個の契約を同一相手先と結ぶことで、取引期間中における当該金融資産の実質的にすべての経済的リターンに対するエクスポージャーを野村が保持する取引を行うことがあります。これらの取引は主として相対のトータル・リターン・スワップまたは実質的なトータル・リターン・スワップであるデリバティブをとまなう有価証券の売却取引により行われます。

これらの取引は、編纂書860における金融資産の消滅の要件を満たした場合には有価証券の売却およびデリバティブとして別々に会計処理されます。金融資産の消滅の要件を満たさない場合、金融資産の譲渡とデリバティブは単一の担保付資金調達取引として会計処理され、連結貸借対照表上、長期借入として計上されます。

野村は、売却として会計処理される有価証券の譲渡を含む特定の同時取引を締結しました。この場合譲渡した有価証券に対する実質的にすべての経済的エクスポージャーはトータル・リターン・スワップを通じて保持されますが、譲渡した資産に対する支配は保持されません。次の表は2024年3月31日および2025年3月31日現在の関連取引残高に関する情報を示しています。

	(単位：百万円)	
	2024年3月期	2025年3月期
譲渡日時点における現金受取額	69,383	60,715
譲渡日時点における有価証券の公正価値	69,253	60,591
会計年度末における譲渡した有価証券の公正価値	54,627	41,101
会計年度末におけるデリバティブ負債残高の総額 (1)	14,434	19,401

- (1) 金額は相殺前の総額ベースで表示され、2024年3月期および2025年3月期において連結貸借対照表のトレーディング負債に含まれております。このうち「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」で開示されているトレーディング目的の金利デリバティブに2024年3月期および2025年3月期においてそれぞれ14,434百万円および19,401百万円が含まれております。

4 顧客に提供したサービスから得た収益：

サービスの種類ごとの収益

次の表は、2024年3月期および2025年3月期の連結損益計算書において関連する項目ごとに、野村が顧客に提供したサービスから得た収益の内訳を表しております。

(単位：百万円)

	2024年3月期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2025年3月期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
委託・投信募集手数料	364,095	407,011
投資銀行業務手数料	173,265	212,234
アセットマネジメント業務手数料	310,154	378,196
その他	48,971	71,221
合計	896,485	1,068,662

委託・投信募集手数料に計上される金額は主に、顧客への取引執行・清算および投資信託募集サービスから発生しており、主にウェルス・マネジメント部門（2024年4月1日付けで、ビジネスの実態に合わせて「営業部門」を「ウェルス・マネジメント部門」に改称いたしました。）に含まれ、ホールセール部門にも含まれます。

次の表は、2024年3月期および2025年3月期の委託・投信募集手数料の内訳を表しております。

(単位：百万円)

	2024年3月期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2025年3月期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
株式委託手数料	242,687	264,512
投資信託募集手数料	56,241	66,108
その他手数料	65,167	76,391
合計	364,095	407,011

投資銀行業務手数料は、財務アドバイザーサービス、引受および売出業務サービスから発生しており、多くはホールセール部門に含まれ、残りは主にウェルス・マネジメント部門に含まれます。

次の表は、2024年3月期および2025年3月期の投資銀行業務手数料の内訳を表しております。

(単位：百万円)

	2024年3月期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2025年3月期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
引受および売出手数料 - 株式	45,478	52,930
引受および売出手数料 - 債券	27,456	48,383
財務アドバイザーサービス	61,560	78,674
その他	38,771	32,247
合計	173,265	212,234

アセットマネジメント業務手数料は、アセット・マネジメント業務サービスから発生しており、多くはインベストメント・マネジメント部門に含まれ、残りは主にウェルス・マネジメント部門に含まれます。

次の表は、2024年3月期および2025年3月期のアセットマネジメント業務手数料の内訳を表しております。

(単位：百万円)

	2024年3月期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2025年3月期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
アセットマネジメントフィー	193,468	235,893
事務手数料	88,201	109,092
カストディアルフィー	28,485	33,211
合計	310,154	378,196

以下の表は、顧客に対して提供した主要なサービスごとの収益認識基準、仮定や重要な判断についての要約情報を示すもので、それぞれのサービスに含まれる履行義務の性質、それらの履行義務が一時点で充足されるか一定期間で充足されるかを含んでいます。一定期間に履行義務が充足されるものについては、収益認識を行うためのインプット、アウトプット法の説明を行っています。

サービスの種類	サービスの概要	主要な収益認識基準、仮定および判断
取引執行・清算および投資信託募集サービス	顧客の有価証券の委託売買	取引執行および清算手数料は、一時点、つまり約定日に認識されます
	ファンドの販売	ファンドの販売報酬は、当該ファンドの投資持分が第三者に販売された時点で認識されます
	顧客の有価証券およびデリバティブの清算代行	野村が、投資情報調査やこれに類するサービスを代理人として提供する場合の手数料は、ソフトウェアの金額を差し引いた純額で認識されます
財務アドバイザリーサービス	M&Aの仲介など、特定の取引に関連する顧客に対する財務的助言の提供	成功報酬は変動対価であり、重要な戻し入れが発生しないと判断された時点、つまり通常は取引が完了した時点で認識されます
	特定の取引以外や全般的企業情報および同種の調査に関する財務的助言の提供	着手金やマイルストーン報酬は、関連する履行義務が一定期間に従い充足されるか、または一時点に充足されるかの判断に基づき、関連する期間にわたり認識される、または関連する取引が完了するまで繰り延べられた上で認識されることとなります
	フェアネスオピニオンの発行	
	顧客のための複雑な金融商品の組成業務	収益が一時点で認識されるか、一定期間に認識されるかの判断は、報酬が（事業買収もしくは売却のように）顧客のための特定の取引または成果に影響を受けるか否か、当該特定の取引の実施前に顧客に提供された便益の性質と程度、および、それらの取引または成果の契約全体に占める重要性に基づいて決定されます
引受および売出業務サービス		関連する履行義務が一定期間に従い充足される着手金やマイルストーン報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます
	負債性、資本性その他の金融商品の引受業務	引受や、募集に関する収益は、当該業務の完了時点で認識されます
	売出業務	融資の実行が見込まれないコミットメントフィーは、時間の経過に基づきファシリティの期間に応じて均等に認識されます
	顧客向け貸付金のアレンジ業務	引受および募集に関するコストは、野村が当事者または代理人として行動しているかどうかによって収益の控除または総額で認識されます
	顧客向けローンシンジケート業務	

サービスの種類	サービスの概要	主要な収益認識基準、仮定および判断
アセット・マネジメント業務サービス	ファンド、投資信託やその他の投資ビークルの運用	ファンド、投資信託、その他の事業体のマネジメント業務手数料は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます
	投資助言サービスの提供	
	カストディや事務サービスの提供	成果に基づく報酬は一時点で認識される変動対価であり、履行状況に基づき重要な戻し入れがないと判断された場合に認識されます
		カストディや事務手数料は時間に応じて均等に認識されます

一時点で認識される収益に関して、報酬の支払いは、通常、履行義務の充足と同時、または、履行義務を充足して以降の、数日または数か月間内で受領されます。一定期間を通じて認識される収益に関する報酬の支払いは、通常、毎月、3か月ごと、もしくは6か月ごとに受領されます。

上述の、野村が提供する金融サービスの提供契約は、通常、金額的に重要な金融要素を含みません。このような要素が契約に含まれていれば、金融要素が実質的に1年以内である重要な金融要素の効果を調整しないとする、編纂書606「顧客との契約から生じる収益」（以下「編纂書606」）で許容される経理規則を適用しています。また、このような契約は返還権や顧客への同様の要素を含みません。

顧客との契約資産・負債残高

顧客との契約に沿って野村または顧客が行動した際に、顧客との契約資産、受取債権、契約負債は、野村の貸借対照表に計上されます。

顧客との契約資産は、野村により全部または部分的な履行義務の充足が完了することにより認識する未収収益、つまり、野村が顧客に対してサービスを提供して受け取った、時の経過以外の条件付き対価の受領権を示しています。顧客との契約から生じた受取債権は、野村が提供したサービスと交換に対価を受け取る無条件の権利です。野村の連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた受取債権と契約資産は、顧客に対する受取債権に表示されます。契約負債は、受領済みまたは受領予定の対価に対する将来のサービスの提供義務を含み、顧客との契約に認識される負債です。契約負債は、野村の連結貸借対照表の顧客に対する支払債務に表示されます。

以下の表は、編纂書606の対象範囲に含まれる顧客との契約から生じた受取債権および契約負債に関する残高を示しています。前連結会計年度末および当連結会計年度末における契約資産は、重要ではありません。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当連結会計年度末 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた受取債権	101,668	114,158
契約負債 (1)	6,073	5,276

(1) 契約負債は、主に投資助言サービスの提供から発生し、期間の経過に関連して認識されます。

2023年3月期末の契約負債の残高は2024年3月期に、2024年3月期末の契約負債の残高は2025年3月期に、それぞれ収益として認識されています。過年度に充足済みの履行義務に基づき、2024年3月期に3,347百万円、2025年3月期に2,737百万円の収益を認識しています。

残存する履行義務に配分された取引価格

野村は通常、期末日において履行義務の全部または一部が満たされない顧客との契約を行うことがあります。これらの契約における残存する履行義務に配分した取引価格の合計は、前連結会計年度末において1,135百万円、当連結会計年度末において550百万円です。なお、編纂書606の容認規定に基づき、当初から1年以内と見込まれる履行義務の残存部分に関する開示は行っておりません。また、取引価格に含まれていない顧客との契約から生じる重要な対価はありません。

契約コスト

編纂書340「その他の資産と繰延費用」の容認規定に基づき、資産化した場合の償却期間が1年以内となる契約獲得に関する増加コストを発生時に費用として認識しております。結果として、前連結会計年度末および当連結会計年度末における契約コストから認識される資産は重要ではありません。

5 担保付取引：

野村は、主に顧客のニーズを満たす、トレーディング商品在庫を利用して資金調達を行う、および決済のために有価証券を調達するという目的で、売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引ならびにその他の担保付借入を含む担保付取引を行っております。

売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引は通常、業界標準のマスター・ネットティング契約を交わしており、クレジット・エクスポージャーは軽減されております。特定の清算機関で清算される売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引についても、清算機関がデフォルトした場合に同様の権利を認める清算契約または参加者契約を結んでおります。野村では通常、前述した契約に含まれている取引の一括清算および相殺の法的有効性を裏付けるための法律意見書を外部より取得しております。

特定の取引相手および特定の地域において、野村は、マスター・ネットティング契約を交わさずに売戻条件付有価証券買入取引、買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引を行うことがあります。また、マスター・ネットティング契約を交わしている場合でも、野村は、一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手または入手できないことがあります。このような状況は、各国の法律が一括清算および相殺を明確に禁止している場合や、相殺の法的有効性に関する法律が複雑、不明確または存在しない場合に起こり得ます。また、当該状況は、特定の政府、政府系機関、地方自治体、清算機関、取引所または年金ファンドとの売戻条件付有価証券買入取引、買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引について生じる可能性があります。

野村は、マスター・ネットティング契約の法的有効性を考慮して、特定の取引相手との取引から生じる信用リスクのヘッジ方法、取引相手のクレジット・エクスポージャーの算定方法およびリスク上限の設定方法、ならびに取引相手に徴求する担保の量および質を決定しております。

こうした取引において野村は、日本および海外の国債、地方債および政府系機関債、不動産ローン担保証券、銀行および事業会社の負債証券ならびに投資持分証券を含む担保の受入れまたは差入れを行っております。ほとんどの場合、担保を受け取った側は、受け入れた有価証券について、買戻契約の担保として提供すること、有価証券貸付契約を締結することまたは売建有価証券の精算のために取引相手へ引渡しを行うことが認められております。売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引では、一般的に受け渡される担保は有価証券であり、担保価値は受け渡される現金の金額よりも通常大きくなります。野村が有価証券を借り入れる場合、通常担保金もしくは代用有価証券を差し入れる必要があります。また逆に野村が有価証券を貸し付ける場合、通常野村は担保金もしくは代用有価証券を受け入れます。野村は取引期間を通じて受け入れまたは差し入れている有価証券の市場価額を把握し、必要な場合には取引が十分に保全されるよう追加の担保金もしくは代用有価証券を徴求しております。

担保付取引の相殺

連結貸借対照表上では、マスター・ネットティング契約を締結している同一の取引相手との売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引は、編纂書210-20に定義された特定の条件に合致する場合は相殺して表示しております。特定の条件には、取引の満期、担保が決済される振替機関、関連する銀行取決め、マスター・ネットティング契約における一括清算および相殺の法的有効性などに関する要件が含まれます。

次の表は、連結貸借対照表上のこうした担保付取引の相殺に関する情報を表しております。取引相手がデフォルトした場合に追加的に相殺が認められるマスター・ネットティング契約を締結している取引に関する情報も含んでおります。なお、マスター・ネットティング契約下でない、または一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠がないマスター・ネットティング契約下にある取引は、下表の中で相殺されておられません。

(単位：十億円)

2024年 3 月 31 日				
	売戻条件付 有価証券買入 取引	担保付 有価証券借入 取引	買戻条件付 有価証券売却 取引	担保付 有価証券貸付 取引
取引総額 (1)	41,288	5,371	42,537	2,465
(控除) 連結貸借対照表上相殺されている 金額 (2)	△25,667	—	△25,667	—
連結貸借対照表上に表示されている取引純 額 (3)	15,621	5,371	16,870	2,465
(控除) 連結貸借対照表上相殺されていな い額 (4)				
非現金担保	△13,228	△3,572	△13,817	△2,324
現金担保	△9	—	△2	—
純額合計	2,384	1,799	3,051	141

(単位：十億円)

2025年 3 月 31 日				
	売戻条件付 有価証券買入 取引	担保付 有価証券借入 取引	買戻条件付 有価証券売却 取引	担保付 有価証券貸付 取引
取引総額 (1)	43,464	4,656	45,747	2,347
(控除) 連結貸借対照表上相殺されている 金額 (2)	△29,459	—	△29,459	—
連結貸借対照表上に表示されている取引純 額 (3)	14,005	4,656	16,288	2,347
(控除) 連結貸借対照表上相殺されていな い額 (4)				
非現金担保	△13,422	△2,941	△13,800	△2,162
現金担保	△3	—	△4	—
純額合計	580	1,715	2,484	185

- (1) マスター・ネットティング契約締結の有無、または当該契約の法的有効性を裏付ける十分な証拠の入手の有無に関わらず、すべての取引残高を含んでおります。公正価値オプションの選択により公正価値で計上されている取引を含んでおります。2024年3月31日現在において、マスター・ネットティング契約下でない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットティング契約下にある売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引の総額はそれぞれ1,161十億円および2,574十億円です。2024年3月31日現在において、マスター・ネットティング契約下でない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットティング契約下にある担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引の総額はそれぞれ1,512十億円および69十億円です。2025年3月31日現在において、マスター・ネットティング契約下でない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットティング契約下にある売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引の総額はそれぞれ441十億円および1,973十億円です。2025年3月31日現在において、マスター・ネットティング契約下でない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネットティング契約下にある担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引の総額はそれぞれ1,528十億円および111十億円です。
- (2) 編纂書210-20に基づき、野村が法的有効性について十分な証拠を入手しているマスター・ネットティング契約あるいは同等の契約により、取引相手ごとに相殺した金額を表します。相殺した金額には、公正価値オプションの選択により公正価値で計上されている取引を含みます。

- (3) 売戻条件付有価証券買入取引および担保付有価証券借入取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付契約－売戻条件付買入有価証券と担保付契約－借入有価証券担保金に計上されております。買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付調達－買戻条件付売却有価証券と担保付調達－貸付有価証券担保金に計上されております。また、担保付有価証券貸付取引には、野村が貸し出した有価証券の担保として、売却または担保差入可能な有価証券を受け入れる取引を含んでおります。野村は受け入れた有価証券を公正価値で認識しており、同額を返還義務のある有価証券として負債に計上しております。当該受け入れた有価証券および負債は連結貸借対照表上、それぞれその他の資産－その他とその他の負債に計上されております。
- (4) 編纂書210－20に基づいた連結貸借対照表上の相殺表示が認められていないものの、取引相手のデフォルト発生時には法的に有効性のある相殺権を有する金額を表しております。相殺の法的有効性について十分な証拠を未入手の取引にかかる金額は含まれておりません。

なお、デリバティブ取引の相殺については「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の残存契約期間別内訳

次の表は、2024年3月31日および2025年3月31日現在において、連結貸借対照表上、負債として計上されている買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の編纂書210-20に基づく相殺表示前の残存契約期間別の内訳を示しております。

(単位：十億円)

2024年3月31日						
残存契約期間						
オーバーナイトまたはオープン・エンド (1)	30日以内	30～90日	90日～1年	1年以上	合計	
買戻条件付有価証券売却取引	18,513	17,317	3,747	2,024	936	42,537
担保付有価証券貸付取引	1,337	299	43	786	—	2,465
取引総額 (2)	19,850	17,616	3,790	2,810	936	45,002

(単位：十億円)

2025年3月31日						
残存契約期間						
オーバーナイトまたはオープン・エンド (1)	30日以内	30～90日	90日～1年	1年以上	合計	
買戻条件付有価証券売却取引	19,523	20,673	2,466	1,848	1,237	45,747
担保付有価証券貸付取引	1,384	144	14	255	550	2,347
取引総額 (2)	20,907	20,817	2,480	2,103	1,787	48,094

- オープン・エンド取引とは、取引の明確な契約満期日を定めずに、野村または取引相手の要求に基づいて取引を終了する取引であります。
- 買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付調達－買戻条件付売却有価証券と担保付調達－貸付有価証券担保金に計上されております。また、担保付有価証券貸付取引には、野村が貸し出した有価証券の担保として、売却または担保差入可能な有価証券を受け入れる取引を含んでおります。野村は受け入れた有価証券を公正価値で認識しており、同額を返還義務のある有価証券として負債に計上しております。当該受け入れた有価証券および負債は連結貸借対照表上、それぞれその他の資産－その他とその他の負債に計上されております。買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の取引総額は、上述の担保付取引の相殺にかかる開示の取引総額と一致いたします。

買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引における担保提供資産

次の表は、2024年3月31日および2025年3月31日現在において、連結貸借対照表上、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券担保金として計上されている買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の編纂書210-20に基づく相殺表示前の担保提供資産別の内訳を示しております。

(単位：十億円)

	2024年3月31日		
	買戻条件付 有価証券売却取引	担保付有価証券 貸付取引	合計
エクイティおよび転換社債	234	2,228	2,462
日本国債・地方債・政府系機関債	2,506	0	2,506
外国国債・地方債・政府系機関債	31,355	72	31,427
銀行および事業会社の負債証券	3,636	94	3,730
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	17	—	17
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS) (1)	4,598	—	4,598
債務担保証券 (CDO) 等	190	—	190
受益証券等	1	71	72
取引総額 (2)	42,537	2,465	45,002

(単位：十億円)

	2025年3月31日		
	買戻条件付 有価証券売却取引	担保付有価証券 貸付取引	合計
エクイティおよび転換社債	401	1,734	2,135
日本国債・地方債・政府系機関債	2,202	1	2,203
外国国債・地方債・政府系機関債	34,569	81	34,650
銀行および事業会社の負債証券	3,881	369	4,250
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	29	—	29
住宅用不動産ローン担保証券 (RMBS) (1)	4,466	—	4,466
債務担保証券 (CDO) 等	177	—	177
受益証券等	22	162	184
取引総額 (2)	45,747	2,347	48,094

(1) RMBSにはパス・スルー証券および米国政府保証が付されたCMO (Collateralized Mortgage Obligations) を2024年3月31日現在3,842十億円、2025年3月31日現在3,586十億円含んでおります。

(2) 買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付調達—買戻条件付売却有価証券と担保付調達—貸付有価証券担保金に計上されております。また、担保付有価証券貸付取引には、野村が貸し出した有価証券の担保として、売却または担保差入可能な有価証券を受け入れる取引を含んでおります。野村は受け入れた有価証券を公正価値で認識しており、同額を返還義務のある有価証券として負債に計上しております。当該受け入れた有価証券および負債は連結貸借対照表上、それぞれその他の資産—その他とその他の負債に計上されております。買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の取引総額は、上述の担保付取引の相殺にかかる開示の取引総額と一致いたします。

担保として受け入れた資産

野村が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち野村が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値、ならびにそのうちすでに売却されもしくは再担保に提供されている額はそれぞれ以下のとおりであります。

	(単位：十億円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
担保として受け入れた資産の公正価値	62,456	64,853
上記のうちすでに売却され（連結貸借対照表上のトレーディング負債のショート・ポジションに含まれる）もしくは再担保に提供されている額	45,389	48,717

担保は通常、売戻条件付有価証券買入取引、有価証券借入取引、担保付貸付金およびデリバティブ取引を通じて受け入れられます。また、担保は自己所有の有価証券およびその他の資産と共に、ショート・ポジションの補填や買戻条件付有価証券売却取引、その他の担保付資金調達取引およびデリバティブ契約を担保するために使用されます。

担保として差し入れた資産

野村は、買戻契約およびその他の担保付資金調達取引の担保として、自己所有の有価証券やその他の資産を差し入れております。担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レボ取引分を含む）は、連結貸借対照表上、トレーディング資産、投資持分証券および関連会社に対する投資および貸付金に担保差入有価証券として括弧書きで記載されております。野村が所有する資産であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられているものの概要は、それぞれ以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
トレーディング資産：		
エクイティおよび転換社債	212,165	326,398
政府および政府系機関債	1,238,863	1,134,816
銀行および事業会社の負債証券	151,454	86,034
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）	2,360,053	2,626,708
債務担保証券（CDO）等（1）	12,959	12,391
受益証券等	570	21,042
合計	3,976,064	4,207,389

トレーディング目的以外の負債証券（2）

94,421

15,896

関連会社に対する投資および貸付金（3）

14,976

16,124

（1）ローン担保証券（CLO）、資産担保証券（ABS）（クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン等）を含みます。

（2）主に日本の都道府県や政令指定都市発行の地方債です。

（3）株式会社野村総合研究所の株式です。

上記で開示されているものを除く担保提供資産は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
貸付金および受取債権	409,145	627,090
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資	1,818,795	1,766,083
建物、土地、器具備品および設備	7,591	2,933
トレーディング目的以外の負債証券	94,471	117,655
関連会社に対する投資および貸付金	2	2
その他	1,084	1,333
合計	2,331,088	2,515,096

上記の資産は主にその他の担保付借入および連結変動持分事業体の担保付社債を含む担保付借入ならびにデリバティブ取引に関して差し入れられているものであります。また、上記の資産は編纂書860に基づく売却会計処理の要件を満たさないために連結貸借対照表に認識され続ける金融資産を含んでおります。当該取引にかかる負債は長期借入において、譲渡取消による担保付借入として計上されます。譲渡取消による担保付借入については「注記11 借入」をご参照ください。

6 トレーディング目的以外の投資：

売却可能負債証券

売却可能負債証券の償却原価および公正価値

次の表は、当連結会計年度末における主な種類別の売却可能負債証券の償却原価および公正価値に加えて、取得以来に累積的その他の包括利益で認識された未実現評価益、未実現評価損の累積額を示しております。

(単位：百万円)

	2025年3月期			
	償却原価(1)	未実現評価益	未実現評価損	公正価値
日本国債	25,001	—	△187	24,814
日本地方債・政府系機関債	81,913	19	△1,495	80,437
銀行および事業会社の負債証券	1,790	—	△11	1,779
合計	108,704	19	△1,693	107,030

(1) 2025年3月期現在、現在予想信用損失引当金は認識されていません。

次の表は、当連結会計年度末における主な種類別の売却可能負債証券の償却原価と公正価値を、満期年限別に示しております。

(単位：百万円)

	2025年3月期	
	償却原価(1)	公正価値
日本国債		
1～5年	25,001	24,814
小計	25,001	24,814
日本地方債・政府系機関債		
1～5年	81,913	80,437
小計	81,913	80,437
銀行および事業会社の負債証券		
1～5年	1,790	1,779
小計	1,790	1,779
合計	108,704	107,030

(1) 2025年3月期現在、現在予想信用損失引当金は認識されていません。

未実現評価損を計上している売却可能負債証券

次の表は、当連結会計年度末における主な種類別の未実現評価損を計上している売却可能負債証券の内訳と個別の売却可能負債証券が未実現損失の状態にある取得以来の期間を示しております。未実現評価損は公正価値が償却原価を下回っている売却可能負債証券に存在しています。

	(単位：百万円)		
	2025年3月期		
	公正価値	未実現評価損	銘柄数
日本国債			
12か月未満	24,814	△187	4
小計	24,814	△187	4
日本地方債・政府系機関債			
12か月未満	68,063	△1,495	72
小計	68,063	△1,495	72
銀行および事業会社の負債証券			
12か月未満	1,779	△11	3
小計	1,779	△11	3
合計	94,656	△1,693	79

野村は当連結会計年度末において、未実現評価損を計上している売却可能負債証券について公正価値が償却原価まで回復する前に売却する意思はなく、また売却を要求される可能性も低いと想定しております。また、当連結会計年度末において売却可能負債証券に対する現在予想信用損失引当金は計上されませんでした。

当連結会計期年度末における売却可能債券の未収利息の金額は重要ではありませんでした。また、当連結会計年度において未収利息の償却はありませんでした。

売却可能負債証券の売却および振替による実現損益

当連結会計年度における売却可能負債証券の売却金額に重要性はありませんでした。当連結会計年度における売却可能負債証券のトレーディング資産への振替あるいは再分類はありませんでした。

満期保有負債証券

当連結会計年度において満期保有負債証券に区分される負債証券はありませんでした。

トレーディング目的以外の投資持分証券

投資持分証券にかかる未実現損益

当連結会計年度末において、投資会社以外の非ブローカー・ディーラー会社が保有している投資持分証券にかかる未実現損失として2,630百万円を計上しております。当該投資持分証券には公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含めておりません。公正価値オプションを選択している投資持分証券の未実現損益については、「注記2 公正価値測定」をご参照ください。

公正価値の代替的測定法を適用したトレーディング目的以外の投資持分証券

公正価値の代替的測定法を使用して決定する公正価値を計上する非ブローカー・ディーラー会社が保有する容易に決定可能な公正価値を持たないトレーディング目的以外の投資持分証券の帳簿価格は前連結会計年度末において65,365百万円、当連結会計年度末において95,529百万円でした。前連結会計年度末および当連結会計年度末における減損損失、および同一または十分に類似した投資持分証券における秩序ある取引からの観察可能な上方および下方の価格変動に起因する公正価値の上方および下方調整額の累計額に重要性はありませんでした。また、前連結会計年度末および当連結会計年度末において認識したトレーディング目的以外の投資持分証券の減損損失と公正価値の上方および下方調整額に重要性はありませんでした。

7 証券化および変動持分事業体：

証券化業務

野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は金融資産の譲渡について、編纂書860の規定に基づき処理しております。編纂書860は、野村の金融資産の譲渡について、野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達のためのためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。野村は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。野村の連結貸借対照表では、当該持分は通常、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益－トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については野村は、最善の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、期限前償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、野村は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。野村が2024年3月期および2025年3月期において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価として得たキャッシュ・インフローは432十億円、635十億円であり、野村からの資産の譲渡により利益0十億円、損失0十億円を認識しました。さらに2024年3月期および2025年3月期において、譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値は253十億円、708十億円であり、当該負債証券の第三者への売却等により得たキャッシュ・インフローは227十億円、743十億円となっております。2024年3月31日現在および2025年3月31日現在において、継続的関与を持つ特別目的事業体に、野村が売却処理した譲渡金融資産の累計残高はそれぞれ6,747十億円、7,123十億円となっており、これらの大半は国債・地方債、および政府系機関債です。また、2024年3月31日現在および2025年3月31日現在において、野村はこれらの特別目的事業体に対してそれぞれ160十億円、250十億円の持分を当初から継続的に保有しております。2024年3月期および2025年3月期において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額はそれぞれ23十億円、28十億円となっております。

野村は、2024年3月31日現在および2025年3月31日現在において、これらの特別目的事業体との間に、契約外の財務支援は行っておりません。

次の表は、野村が継続的関与を持つ特別目的事業体に対する持分を保有するものの公正価値、およびその公正価値のレベル別の内訳を当該特別目的事業体に譲渡した資産の種類別に表しております。

(単位：十億円)

	2024年 3 月31日					
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計	うち、 投資格付が 適格なもの	それ以外
国債・地方債、および政府系機 関債	—	152	—	152	152	—
事業債	—	—	—	—	—	—
モーゲージ関連商品	—	—	8	8	2	6
合計	—	152	8	160	154	6

(単位：十億円)

	2025年 3 月31日					
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計	うち、 投資格付が 適格なもの	それ以外
国債・地方債、および政府系機 関債	—	241	—	241	241	—
事業債	—	—	—	—	—	—
モーゲージ関連商品	—	—	9	9	2	7
合計	—	241	9	250	243	7

2024年 3 月31日および2025年 3 月31日現在、野村が当初から継続して保有する持分のは大半は、有意な観察可能なデータに基づいて公正価値を算定しております。また、これらの継続して保有する持分の当初の公正価値は、大半がレベル 2 に該当します。

次の表は、金融資産を特別目的事業体に譲渡したが、編纂書860上は譲渡の要件を満たさずトレーディング資産および貸付金となったもの、また、それにより担保付金融取引として会計処理されたために借入とされたものの金額およびその区分を表しています。なお、表上の資産はすべて担保に供されており、野村が資産を自由に処分することも、負債を遡及されることもありません。

(単位：十億円)

	2024年 3 月31日	2025年 3 月31日
資産		
トレーディング資産		
日本国債	1	1
売買目的の貸付金	69	66
貸付金	539	481
合計	609	548
負債		
借入	609	548

変動持分事業体

野村は通常の証券化およびエクイティ・デリバティブ業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体が発行したリバパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。野村はマーケット・メーク業務、投資業務および組成業務に関連し、変動持分事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。

野村が変動持分事業体の経済活動に最も重要な影響を及ぼす活動を決断するパワーを持ち、事業体の持分を通じて、その事業体にとって潜在的に重要な便益を享受する権利または損失を被る義務が野村に生じる場合、かつ野村が他の投資家

の受託者たる要件を満たせない場合、野村は主たる受益者でありその事業体を連結いたします。野村の連結変動持分事業体には、事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージおよびモーゲージ担保証券をリパッケージした仕組債を、投資家に販売するために組成されたものが含まれます。航空機のリース事業や、その他のビジネスに関連する変動持分事業体も連結しております。野村はまた、投資ファンド等、野村が主たる受益者となる場合は連結しております。

最も重要な活動を決断するパワーには、変動持分事業体のタイプによりさまざまな形態があります。証券化、投資ファンド、CD0等の取引においては通常、担保資産の管理やサービシングが受託業務に該当しない場合、最も重要な決断を下すパワーであると野村は考えます。したがって、野村が担保資産の管理者やサービサーではなく、担保資産管理者やサービサーを交替させる権利や事業体を清算する一方的な権利を持たない限り、そのような変動持分事業体を連結いたしません。

変動持分事業体が利用される住宅不動産ローン担保証券の再証券化等の多くの取引において、取引期間中に重要な経済的意思決定が行われず、どの投資家も変動持分事業体を清算する一方的な力を持たない場合があります。そのような場合、野村は取引開始前になされた変動持分事業体の仕組みに単一的意思決定権を有した者を分析し、変動持分事業体が保有する原資産の性質、変動持分事業体の仕組みへの第三者投資家の関与の程度、第三者投資家の当初投資額、野村や第三者投資家が保有する変動持分事業体が発行した受益持分の金額と劣後構造といったさまざまな要素を考慮します。野村はこれまで、数多くの再証券化に出資しており、そのうちの多くの場合、事業体にとって最も重要な活動を決断するパワーを第三者の投資家と共有していることから、野村は主たる受益者ではないと判断してきました。しかしながら、第三者投資家の当初投資額が重要ではない等、投資家が変動持分事業体の仕組みに関与していないと判断される場合は、野村はそのような変動持分事業体を連結しております。

次の表は、連結財務諸表上の連結変動持分事業体の資産および負債の金額、その区分を表しております。これらの資産および負債の大部分は事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージ、モーゲージ担保証券を証券化するための特別目的事業体に関するものであります。なお、連結変動持分事業体の資産はその債権者に対する支払義務の履行にのみ使用され、連結変動持分事業体の債権者は、通常、野村に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。

(単位：十億円)		
	2024年 3月31日	2025年 3月31日
連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産		
現金および現金同等物	73	14
トレーディング資産		
株式関連商品	539	527
債券関連商品	613	643
モーゲージ関連商品	94	64
デリバティブ取引	1	1
プライベートエクイティ・デット投資	49	83
建物、土地、器具備品および設備	15	3
その他	84	236
合計	1,468	1,571
連結貸借対照表上の変動持分事業体の負債		
トレーディング負債		
デリバティブ取引	0	0
借入		
短期借入	220	112
長期借入	886	935
その他	6	156
合計	1,112	1,203

野村は四半期毎に変動持分事業体との関与を見直し、最新の資料および野村や他社が保有する変動持分事業体の持分の変化の影響を評価しております。

野村が主たる受益者ではない場合でも変動持分事業体に対し変動持分を保有することがあります。そのような変動持分事業体に対し、野村が保有する変動持分には、商業用および居住用不動産を担保とした証券化やストラクチャード・ファイナンスに関連した優先債、劣後債、残余持分、エクイティ持分、主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付の低いローン等を購入するために設立された変動持分事業体に対するエクイティ持分、変動持分事業体を利用した航空機のオペレーティング・リースの取引に関する残余受益権、また事業会社の取得に関わる変動持分事業体への貸付や投資が含まれます。

次の表は非連結の変動持分事業体に対する変動持分の金額と区分、および最大損失のエクスポージャーを表しております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したのもでも、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものでもありません。変動持分事業体に対する野村の関与にかかわるリスクは帳簿価額、以下に記載されておりますコミットメントの未実行残高および債務保証の金額に限定されます。

(単位：十億円)						
	2024年 3 月31日			2025年 3 月31日		
	連結貸借対照表上 の変動持分		最大損失の エクスポ ージャー	連結貸借対照表上 の変動持分		最大損失の エクスポ ージャー
	資産	負債		資産	負債	
トレーディング資産および負債						
株式関連商品	26	—	26	23	—	23
債券関連商品	83	—	83	80	—	80
モーゲージ関連商品	2,996	—	2,996	3,288	—	3,288
受益証券等	147	—	147	129	—	129
プライベートエクイティ・デット投資	23	—	23	23	—	23
貸付金	1,512	—	1,512	1,712	—	1,712
その他	22	—	22	23	—	23
貸出コミットメント、その他債務保証	—	—	224	—	—	167
合計	4,809	—	5,033	5,278	—	5,445

第三者および野村が組成した変動持分事業体に提供した一定のレポ契約による資金調達取引は含んでおりません。

8 金融債権：

通常の営業活動の中で野村は、顧客に対して主に貸付契約、受取債権、貸出コミットメントおよび売戻条件付買入有価証券取引や有価証券借入取引といった担保付契約の形で融資を行っております。これらの金融債権は野村の連結貸借対照表において公正価値あるいは償却原価にて資産として認識されており、要求払いまたは将来の確定日もしくは特定できる決済日に資金を受け取る契約上の権利をもたらすものです。

償却原価法で測定される金融債権の帳簿価額は、編纂書326「金融商品－信用損失」（以下「編纂書326」）において定義された現在予想信用損失引当金に応じて調整されます。認識された金融商品に対する現在予想信用損失引当金は連結貸借対照表上の貸倒引当金に計上しております。

担保付契約

担保付契約は、連結貸借対照表上、売戻条件付買入有価証券に計上される売戻条件付買入有価証券取引および借入有価証券担保金に計上される有価証券借入取引から構成されており、この中には現先レポ取引が含まれております。売戻条件付買入有価証券取引および有価証券貸借取引は、主に国債あるいは政府系機関債を顧客との間において売戻条件付で購入する、または現金および非現金担保付で借り入れる取引です。野村は、原資産である有価証券の価値に関連する受取債権（未収利息を含む）とともに日々把握し、適宜追加担保の徴求または返還を行っております。売戻条件付買入有価証券取引は、公正価値オプションを適用しているものを除いて、通常買受金額に未収利息を加味した金額で連結貸借対照表に計上されております。有価証券借入取引は、通常現金担保付の取引であり、差入担保の金額が連結貸借対照表に計上されております。担保要件および担保水準の継続的な監視に基づく編纂書326で認められている実務上の簡便法を適用あるいは金融商品の予想残存期間が短いことから、現在予想信用損失引当金は一般的に重要ではありません。これらの金融商品については「注記5 担保付取引」をご参照ください。

貸付金

野村が有する貸付金は、主に銀行業務貸付金、有担保短期顧客貸付金、インターバンク短期金融市場貸付金、および企業向貸付金から構成されております。

銀行業務貸付金は、主に野村信託銀行株式会社によって実行された、個人向けおよび商業向けの有担保および無担保の伝統的な貸付金です。不動産ないしは有価証券により担保されている個人向けおよび商業向けの貸付金に対して、野村は担保価値が下落するリスクを負うことになります。銀行業務貸付金には、関係を維持する目的で投資銀行業務の取引先に対して提供する無担保の商業向け貸付金も含まれます。通常、投資銀行業務の一環として提供している無担保の商業向け貸付金については相手先の信用力が高いことがほとんどですが、野村は相手先の債務不履行リスクを負うことになります。保証付き貸付金については、保証人により保証が履行されないリスクを負うことになります。

有担保短期顧客貸付金は、野村のウェルス・マネジメント部門（2024年4月1日付けで、ビジネスの実態に合わせて「営業部門」を「ウェルス・マネジメント部門」に改称いたしました。）が提供している証券仲介業務に関連した顧客に対する貸付金です。このような貸付金は顧客が有価証券を購入するための資金として提供しております。取引の開始にあたっては一定の委託保証金（担保適格有価証券または現金）の差入れが必要であり、また購入有価証券を取引期間中担保として預かっております。さらに当該有価証券の一定以上の公正価値の下落にあたっては、貸付金に対して担保価値が特定の割合を維持するように適宜委託保証金の追加差入れを徴求することができ、当該顧客は、継続的に担保を補充することを要求かつ合理的に期待されています。そのため、有担保短期顧客貸付金に対する現在予想信用損失引当金は通常、重要ではありません。

インターバンク短期金融市場貸付金は、短資会社を経由する短期（翌日および日中決済）取引が行われるコール市場において実行される、金融機関に対する貸付金です。コール市場の参加者は特定の金融機関に限定されており、かつこれらの貸付金は翌日決済またはきわめて期間が短いものであるため、インターバンク短期金融市場貸付金に対する現在予想信用損失引当金は重要ではありません。

企業向貸付金は、銀行業務貸付金を除く、主に法人顧客に対する商業向け貸付金です。企業向貸付金には、不動産または有価証券により担保されている有担保貸付金と、関係を維持する目的で投資銀行業務の取引先に対して提供する無担保の商業向け貸付金が含まれます。これらの貸付金に対して、野村は上記の銀行業務貸付金に含まれる、商業向け貸付金によって生じるリスクと同様のリスクを負うことになります。

連結貸借対照表上、貸付金または関連会社に対する投資および貸付金に計上されている貸付金の種類別残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2024年 3 月31日		
	償却原価	公正価値(1)	合計
貸付金			
銀行業務貸付金	915,962	—	915,962
有担保短期顧客貸付金	608,332	—	608,332
インターバンク短期金融市場貸付金	—	—	—
企業向貸付金	1,870,316	2,074,585	3,944,901
貸付金合計	3,394,610	2,074,585	5,469,195
関連会社に対する貸付金	8,066	1,514	9,580
合計	3,402,676	2,076,099	5,478,775

(単位：百万円)

	2025年 3 月31日		
	償却原価	公正価値(1)	合計
貸付金			
銀行業務貸付金	1,045,787	—	1,045,787
有担保短期顧客貸付金	796,936	—	796,936
インターバンク短期金融市場貸付金	—	—	—
企業向貸付金	2,003,909	2,178,376	4,182,285
貸付金合計	3,846,632	2,178,376	6,025,008
関連会社に対する貸付金	4,008	4,946	8,954
合計	3,850,640	2,183,322	6,033,962

(1) 公正価値オプションを選択した貸付金および貸出コミットメントであります。

2024年3月期において、貸付金の購入金額および売却金額は重要な金額ではありません。また、同期間において、トレーディング資産に組み替えられた貸付金およびトレーディング資産から組み入れられた貸付金は重要な金額ではありません。

2025年3月期において、貸付金の購入金額および売却金額は重要な金額ではありません。また、同期間において、トレーディング資産に組み替えられた貸付金およびトレーディング資産から組み入れられた貸付金は重要な金額ではありません。

償却原価により計上されている貸付金に関する繰延貸出手数料、繰延貸出費用、未償却プレミアムおよび未償却ディスカウントの純額は2024年3月31日現在および2025年3月31日現在において重要ではありませんでした。

現在予想信用損失引当金

野村は、回収見込みがある金額を除き、継続的に公正価値評価されない金融債権を含む以下の種類の金融商品について、現在予想信用損失減損モデル（CECL減損モデル）を使用して現在予想信用損失に対する引当金を設定しております。

- ・貸付金および満期保有目的負債証券
- ・コミットメントライン未実行残高およびその他の貸借対照表に計上されていない金融商品
- ・現金預金
- ・リバース・レポ取引や証券貸借取引などの担保付契約
- ・顧客契約資産および債権
- ・その他の債権（信用取引未収金、保証金、中央清算機関へのデフォルト拠出金、再保険金、ファイナンス・リースへの純投資を含む）

個別の金融商品または金融商品のポートフォリオについての現在予想信用損失は、当該金融商品の予想残存期間にわたる予想信用損失に基づき、報告日において測定され、過去の事象、現在の状況および将来の予測に関する情報を含む情報を考慮しています。将来の予測については今後3年間にわたる複数のシナリオを加重平均しており、それらへの重要なマクロ経済インプットは、GDPおよびクレジット・スプレッドを含んでおります。

損失のリスクは、そのリスクがわずかである場合も考慮されております。野村は入手可能な最善の情報に基づいて現在予想信用損失の引当金の見積もりを行っていますが、経済環境の変化または実際の結果と当初の仮定との差異を考慮して、将来の引当金の調整が必要となる場合があります。

野村は回収不能となった未収利息を適宜償却しております。また、予想信用損失の測定に用いられる金融商品の償却原価から未収利息を控除しております。2024年3月31日現在および2025年3月31日現在における未収利息の金額はそれぞれ13,653百万円、11,448百万円です。

CECL減損モデルに準拠した現在予想信用損失引当金を決定するにあたり野村が使用する方法は、主に金融商品の性質や編纂書326で認められている実務上の簡便法が適用されているかどうかに依拠しております。

CECL減損モデルの対象となる金融商品は、野村が貸出金を回収不能と判断し、将来の実質的なキャッシュ・フローを回収する合理的な見込みがなく、未回収の元本および利息を回収する現実的な手段がすべて尽くされた場合に償却されます。

以下の表は、2025年3月期におけるCECL減損モデルの対象となる重要な金融商品の種類ごとに使用されている方法論を要約したものであり、現在予想信用損失の測定に影響を与える前提条件を示しております。

金融商品	現在予想信用損失の算定方法
貸付金、満期保有目的負債証券、コミットメントライン契約、その他の貸借対照表に計上されない金融商品および特定の預金	・リスク部門が開発した完全損失率モデル ・デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）、デフォルト時エクスポージャー（EAD）の各入力に基づいて予想信用損失を測定しております。 ・PDインプットには、内部リスク管理および自己資本の目的のために野村が使用している将来予想のシナリオが含まれております。 ・合理的なサポート可能な予測ができない期間には、即時復帰法が使用されます。 ・債務不履行に陥った金融商品、または債務不履行の可能性のある金融商品については、割引キャッシュ・フロー分析を用いて予想信用損失を測定しております。 ・金融商品が担保に依存している場合には担保の公正価値の不足に基づいて予想信用損失を測定しております。
担保付契約、有担保短期顧客貸付金およびプライム・ブローカレッジ貸付金	・リバース・レポ取引、有担保短期顧客貸付金およびプライム・ブローカレッジ貸付金においては、頻繁な証拠金が要求され、カウンターパーティが証拠金を補充する能力を有するため、編纂書326で許容される実務上の簡便法により予想信用損失はリバース・レポ取引もしくはマージン・ローンの帳簿価額と当該担保の公正価額との差額に基づいております。 ・有価証券貸借取引は、一般的に非常に短い予想残存期間かつ担保保証されるため、過去の経験および一貫したモニタリングに基づき予想信用損失が一般的に重要でないと質的に判断されます。
顧客契約資産および債権	・予想信用損失は、通常、過去の経験、現在の経済状況、顧客の支払能力に関する特定の情報に基づく帳簿価額に損失率が適用される経年分析に基づいております。

売却可能負債証券の減損判定については「注記6 トレーディング目的以外の投資」をご参照ください。

次の表は、編纂書326で定義されたCECL減損モデルを使用して算定された、2024年3月期および2025年3月期における現在予想信用損失引当金の推移を示しております。

(単位：百万円)

	2024年3月期					
	貸付金に対する現在予想信用損失引当金				貸付金以外の 債権に対する 現在予想信用損 失引当金(1)	合計
	銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	企業向 貸付金	小計		
期首残高	1,126	—	2,930	4,056	1,776	5,832
繰入(2)	△341	—	371	30	13,608	13,638
貸倒償却	—	—	△1,908	△1,908	—	△1,908
その他(3)	—	—	238	238	247	485
期末残高	785	—	1,631	2,416	15,631	18,047

(単位：百万円)

	2025年3月期					
	貸付金に対する現在予想信用損失引当金				貸付金以外の 債権に対する 現在予想信用損 失引当金(1)	合計
	銀行業務 貸付金	有担保 短期顧客 貸付金	企業向 貸付金	小計		
期首残高	785	—	1,631	2,416	15,631	18,047
繰入	100	—	64	164	△876	△712
貸倒償却	—	—	—	—	—	—
その他(3)	—	—	△36	△36	△379	△415
期末残高	885	—	1,659	2,544	14,376	16,920

- (1) 担保付契約、顧客契約資産および債権、およびその他の受取債権に対して認識された引当金の金額を含んでおります。
- (2) 貸付金以外の債権に対する引当金に、業者との取引における決済不履行にともなう繰入の影響額を含んでおります。
- (3) 回収額および外国為替の変動による影響額を含んでおります。2024年3月期および2025年3月期の回収額は重要な金額ではありません。

財政的な困難にある債務者に対する貸付金の条件変更

通常の営業活動の中で野村は、トレーディング目的以外で保有する貸付金を、債務者の財政難、市場環境の変化ないしは取引維持などの理由により、条件変更を行う場合があります。

これらの条件変更は債務者の財政難に関連する経済的または法的な理由により、債権者である野村が債務者に対して、当初の契約条件では要求されていなかった金利引下げ、期間延長、軽微でない支払遅延および元本免除を含めた譲歩を与えた場合に発生します。なお、譲歩は上述のものを含みますがこれらに限定されません。

資産による貸付金の全額または一部の弁済ではなく、単なる条件変更によって財政的な困難にある債務者に対する貸付金の条件変更に該当することとなった貸付金に対する予想信用損失は、通常、割引キャッシュ・フロー分析を用いて決定されております。財政的な困難にある債務者に対する貸付金の条件変更に際し、貸付金の全額または一部の弁済として受け取った資産は公正価値で認識されます。

2024年3月期および2025年3月期において発生した財政的な困難にある債務者に対する貸付金の条件変更は重要な金額ではありません。

利息計上中止ならびに延滞貸付金

利息が回収不能とみなされた場合、貸付金の利息計上を中止しております。借り手が経営難に陥っていると判断された場合、または利息や元本の支払いが90日以上遅延している場合、利息は回収不能としております。

貸付金の利息計上を中止している場合、未収利息の戻しが行われ追加の利息計上は認められません。受取利息は、現金主義に基づいて支払いを受けた時点で認識されます。

利息計上の再開は、原則、貸付金が契約条件に則って履行されるようになったと認められる場合、すなわち延滞した元利金が全額返済された場合に限り行われます。貸付金の支払いが契約条件に則って履行されていない場合でも、元利金を合理的な期間内に全額回収できると合理的に見込める場合、または債務者が一定の期間継続して返済を行っている場合など特別な状況下においては利息の計上を再開する場合があります。

2024年3月31日現在および2025年3月31日現在で利息計上を中止している貸付金の残高は重要な金額ではありません。未収利息の計上が続いており、90日以上延滞が発生している貸付金の残高は重要な金額ではありません。

信用の質の指標

野村は、債務者の信用力の低下または破綻等による債権の価値の下落や債務不履行といった信用リスクに晒されておりますが、貸付等に関する信用リスク管理は、内部格付に基づく与信管理を基礎として、融資実行時の個別案件ごとの綿密な審査と融資実行後の債務者の信用力の継続的なモニタリングを通じて行われております。

次の表は、公正価値で評価されたものを除く貸付金について、野村の内部格付またはそれに類する子会社の審査基準および年限別の区分により貸付金を種類別に表示しております。

(単位：百万円)

	2024年3月期							合計
	2024年	2023年	2022年	2021年	2020年	2019年 以前	リボルビン グ	
有担保銀行業務貸付金								
AAA-BBB	122,946	213,785	12,000	5,660	2,650	27,115	—	384,156
BB-CCC	108,558	215,226	5,086	—	995	283	—	330,148
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他(1)	—	139,104	—	—	—	—	—	139,104
有担保銀行業務貸付金合計	231,504	568,115	17,086	5,660	3,645	27,398	—	853,408
無担保銀行業務貸付金								
AAA-BBB	4,075	9,904	2,844	8,449	6,352	25,099	—	56,723
BB-CCC	900	756	—	1,000	875	2,300	—	5,831
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
無担保銀行業務貸付金合計	4,975	10,660	2,844	9,449	7,227	27,399	—	62,554

(単位：百万円)

	2024年3月期							合計
	2024年	2023年	2022年	2021年	2020年	2019年 以前	リボルビン グ	
有担保短期顧客貸付金								
AAA-BBB	—	—	—	—	—	—	—	—
BB-CCC	—	—	—	—	—	—	—	—
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他(1)	285,209	19,038	—	—	—	—	304,085	608,332
有担保短期顧客貸付金合計	285,209	19,038	—	—	—	—	304,085	608,332
有担保企業向貸付金								
AAA-BBB	32,362	217,440	177,557	113,559	84,442	103,995	685,608	1,414,963
BB-CCC	—	25,759	17,018	12,591	32,187	8,204	161,371	257,130
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他(1)	8,203	302	—	—	—	—	252	8,757
有担保企業向貸付金合計	40,565	243,501	194,575	126,150	116,629	112,199	847,231	1,680,850
無担保企業向貸付金								
AAA-BBB	—	—	—	—	—	—	—	—
BB-CCC	36,329	8,376	—	—	—	—	—	44,705
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	150	122	—	537	—	143,952	—	144,761
無担保企業向貸付金合計	36,479	8,498	—	537	—	143,952	—	189,466
関連会社に対する貸付金								
AAA-BBB	—	4,066	3,000	1,000	—	—	—	8,066
BB-CCC	—	—	—	—	—	—	—	—
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
関連会社に対する貸付金合計	—	4,066	3,000	1,000	—	—	—	8,066
合計	598,732	853,878	217,505	142,796	127,501	310,948	1,151,316	3,402,676

(1) 主に所定の担保率が維持されている貸付金であります。

(2) 2024年3月期における貸付金の貸倒償却額は重要な金額ではありません。

(単位：百万円)

	2025年3月期						リボルビ ング	合計
	2025年	2024年	2023年	2022年	2021年	2020年 以前		
有担保銀行業務貸付金								
AAA-BBB	119,134	231,869	2,837	7,517	5,000	23,453	—	389,810
BB-CCC	125,213	219,055	15,000	8,439	—	1,151	—	368,858
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他(1)	—	243,034	—	—	—	—	—	243,034
有担保銀行業務貸付金合 計	244,347	693,958	17,837	15,956	5,000	24,604	—	1,001,702
無担保銀行業務貸付金								
AAA-BBB	4,500	1,377	300	1,735	7,700	23,875	—	39,487
BB-CCC	703	1,000	756	—	—	2,139	—	4,598
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
無担保銀行業務貸付金合 計	5,203	2,377	1,056	1,735	7,700	26,014	—	44,085

(単位：百万円)

	2025年3月期							合計
	2025年	2024年	2023年	2022年	2021年	2020年 以前	リボルビ ング	
有担保短期顧客貸付金								
AAA-BBB	—	—	—	—	—	—	—	—
BB-CCC	—	—	—	—	—	—	—	—
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他(1)	—	—	—	—	—	474,019	322,917	796,936
有担保短期顧客貸付金合計	—	—	—	—	—	474,019	322,917	796,936
有担保企業向貸付金								
AAA-BBB	58,325	289,986	266,380	89,955	90,419	159,346	385,419	1,339,830
BB-CCC	1	32,529	50,893	25,157	4,424	41,270	199,701	353,975
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他(1)	131,132	34,567	—	1,640	—	115	84	167,538
有担保企業向貸付金合計	189,458	357,082	317,273	116,752	94,843	200,731	585,204	1,861,343
無担保企業向貸付金								
AAA-BBB	—	—	—	—	—	—	—	—
BB-CCC	—	—	—	—	—	—	—	—
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	147	21	119	—	529	141,750	—	142,566
無担保企業向貸付金合計	147	21	119	—	529	141,750	—	142,566
関連会社に対する貸付金								
AAA-BBB	—	—	8	3,000	1,000	—	—	4,008
BB-CCC	—	—	—	—	—	—	—	—
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
関連会社に対する貸付金合計	—	—	8	3,000	1,000	—	—	4,008
合計	439,155	1,053,438	336,293	137,443	109,072	867,118	908,121	3,850,640

(1) 主に所定の担保率が維持されている貸付金であります。

(2) 2025年3月期における貸付金の貸倒償却額は重要な金額ではありません。

野村で使用する内部格付の定義は以下の表に記載のとおりです。

格付 レンジ	定 義
AAA	最上位の信用力。債務者又は案件の債務を履行する能力は極めて高い。「AAA格」はクレジット部署が付与する最上位の格付である。デフォルト確率は極めて低い。
AA	非常に高い信用力。債務者又は案件の債務を履行する能力は非常に高い。デフォルト確率は非常に低いが、「AAA格」のデフォルト確率を上回る。
A	高い信用力。債務者又は案件の債務を履行する能力は高いが、上位の格付に比べ、事業環境や経済状況の悪化からやや影響を受けやすい。デフォルト確率は低いが、「AA格」のデフォルト確率を上回る。
BBB	良好な信用力。債務者又は案件の債務を履行する能力は適切であるが、上位の格付に比べ、事業環境や経済状況の悪化によって、債務履行能力が低下する可能性がより高い。デフォルト確率は中位にあるが、「A格」のデフォルト確率を上回る。
BB	投機的な信用力。債務者又は案件は、より低い格付ほど短期的には脆弱ではないが、事業環境、財務状況、又は経済状況の悪化に対して大きな不確実性、脆弱性を有しており、状況によっては債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。デフォルト確率は中位から高めで、「BBB格」のデフォルト確率を上回る。
B	極めて投機的な信用力。債務者又は案件は、「BB格」が付与される場合よりも脆弱である。現時点では債務を履行する能力を有しているが、事業環境、財務状況、または経済状況が悪化した場合には債務を履行する能力や意思が損なわれ易い。デフォルト確率は高く、「BB格」のデフォルト確率を上回る。
CCC	相当程度の信用リスク。債務者又は案件は、現時点で脆弱であり、その債務の履行は、良好な事業環境、財務状況、及び経済状況に依存している。デフォルト確率は非常に高く、「B格」のデフォルト確率を上回る。
CC	債務者は、財務破綻の懸念があるか債務の再編状況にある。破綻懸念や支払遅延により、取引完了通知が送られたか取引終了手続が開始されている。また債務弁済余力はあるが、支払いを3か月以上延滞している債務者を含む。債務者の事業は継続している。
C	債務者は、近い将来、破綻申請（米国Chapter 11又は同等の申請）が見込まれる。劇的な改善事項が無い限り、債務者の事業継続は困難な状況にある。
D	債務者は、破産・会社更生・民事再生等の手続きの開始、管財人の選任、その他清算、事業停止に相当する事実の発生、又はこれらに相当する状態。「D」が付与される場合には、30%以上の損失を伴う資産（ローン）売却、債務者が外部格付業者から「D」を付与された時を含む。

野村は、債務者および債権に関する財務情報ならびにその他の情報に基づき、最低年1回、内部格付の見直しを行っております。また、リスクが高いまたは問題がある債務者については、より頻繁に内部格付の見直しを行うとともに、債務者の信用力に関する重大な事実が明らかになった際には、すみやかに内部格付の見直しを行うこととしております。

9 リース：

貸主側

野村は、主にオペレーティング・リースにより、国内外で不動産および航空機の賃貸を行っております。賃貸にかかる資産については、土地を除き取得価額から減価償却累計額を控除した金額で、また、土地については取得価額で、連結貸借対照表上のその他の資産－建物、土地、器具備品および設備に計上しております。

次の表は、オペレーティング・リースにより賃貸している資産を種類別に表示しております。

(単位：百万円)

	2024年3月31日			2025年3月31日		
	取得価額	減価償却 累計額	帳簿価額 (純額)	取得価額	減価償却 累計額	帳簿価額 (純額)
不動産(1)	21	—	21	21	—	21
航空機	13,259	△184	13,075	2,757	△127	2,630
合計	13,280	△184	13,096	2,778	△127	2,651

(1) 不動産の取得価格、減価償却累計額、帳簿価額(純額)の金額は、自社利用分を含んでおります。

オペレーティング・リースにかかる資産の受取リース料として2024年3月期および2025年3月期にそれぞれ2,794百万円、1,879百万円を計上しております。これらは、連結損益計算書の収益－その他に計上しております。

2025年3月31日現在における解約不能オペレーティング・リースにかかる将来受け取る最低受取リース料の金額は、受取年限別に集計すると、以下のとおりであります。ファイナンス・リースにかかる受取リース料は重要な金額ではありませんでした。

(単位：百万円)

	2025年3月31日
	最低受取リース料
受取年限	
1年以内	412
1～2年	412
2～3年	412
3～4年	412
4～5年	412
5年超	1,746
合計	3,806

借主側

野村は、国内外でオフィス、特定の従業員用住宅、器具備品および情報・通信関連資産を通常業務の範囲内で主にオペレーティング・リースにより貸借しております。また、野村は、不動産および器具備品をオペレーティング・リースにより転貸借しております。野村のオペレーティング・リース使用権資産は、2024年3月31日および2025年3月31日現在でそれぞれ166,730百万円、156,791百万円となっております。ファイナンス・リース資産総額は、2024年3月31日および2025年3月31日現在で重要な金額ではありませんでした。これらは、連結貸借対照表上のその他の資産－建物、土地、器具備品および設備に計上しております。

次の表は、2024年3月期および2025年3月期における野村が借手として計上したリース収益およびリース費用の金額を示しております。2024年3月期および2025年3月期のファイナンス・リース費用、短期リース費用、変動リース料およびセール・アンド・リースバック取引における純利益は重要な金額ではありませんでした。

	(単位：百万円)	
	2024年3月期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	2025年3月期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
リース費用		
オペレーティング・リース費用	48,125	48,586
その他収入と費用		
転貸総収入	1,997	1,923

リース取引によるキャッシュ・フロー

オペレーティング・リースにかかる支払リース料は、営業活動によるキャッシュ・フローに分類されます。リース開始日に認識される使用権資産およびリース負債は非現金取引に分類されます。

次の表は、2024年3月期および2025年3月期における支払リース料によるキャッシュ・フローおよび新規に認識した使用権資産およびリース負債を示しております。

	(単位：百万円)	
	2024年3月期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	2025年3月期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
－ オペレーティング・リース	49,339	50,114
新規オペレーティング・リースにおいて 認識された使用権資産	29,374	29,148

支払年限別リース負債

次の表は、2025年3月31日現在におけるオペレーティング・リースにかかる割引前の年限別将来支払リース料を示しております。割引前合計支払リース料から割引金額を控除した金額が、野村の連結財務諸表で報告されるリース負債の金額と一致しております。2025年3月31日現在におけるファイナンス・リース負債総額は、重要な金額ではありませんでした。これらのリース負債は、連結貸借対照表上のその他の負債に計上しております。

(単位：百万円)	
2025年3月31日	
	オペレーティング・リース
支払年限	
1年以内	47,738
1～2年	39,068
2～3年	30,647
3～4年	22,223
4～5年	13,290
5年超	30,740
割引前合計支払リース料	183,706
控除：割引金額	△9,574
連結財務諸表で報告されるリース負債	174,132

次の表は、2024年3月31日および2025年3月31日現在における野村のリース負債測定に用いられた割引率および残存リース期間の加重平均値を示しております。

	2024年3月31日	2025年3月31日
	オペレーティング・リース	オペレーティング・リース
加重平均割引率	2.9%	2.1%
加重平均残存リース期間	6.9年	5.3年

10 その他の資産－建物、土地、器具備品および設備ならびにその他 / その他の負債：

建物、土地、器具備品および設備

2024年3月31日および2025年3月31日の建物、土地、器具備品および設備の内訳は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
土地	42,914	42,934
建物	54,657	46,173
器具備品および設備	38,110	26,793
ソフトウェア	130,280	143,002
建設仮勘定	16,094	20,761
オペレーティング・リース使用权資産	166,730	156,791
合計	448,785	436,454

償却性資産にかかる減価償却費は、金融費用以外の費用－情報・通信関連費用に2024年3月期は47,244百万円、2025年3月期は47,714百万円がそれぞれ含まれており、また、金融費用以外の費用－不動産関係費に2024年3月期は14,096百万円、2025年3月期は13,939百万円がそれぞれ含まれております。

その他の資産－その他およびその他の負債

連結貸借対照表上のその他の資産－その他、およびその他の負債には、以下のものが含まれております。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
その他の資産－その他：		
受入担保有価証券	332,363	382,780
のれんおよびその他の無形資産	38,387	73,345
繰延税金資産（純額）（1）	24,254	25,224
営業目的以外の投資持分証券（2）	299,638	302,973
差入保証金（3）	316,570	214,587
前払費用	22,811	28,003
その他	121,598	97,561
合計	1,155,621	1,124,473
その他の負債：		
受入担保有価証券返還義務	332,363	382,780
未払法人所得税	81,585	88,424
繰延税金負債（純額）（1）	85,301	113,820
その他の未払費用および引当金（4）	596,684	551,064
オペレーティング・リース負債	189,814	174,132
その他	128,799	146,378
合計	1,414,546	1,456,598

- (1) 繰延税金資産（純額）は、繰延税金資産を特定の税務管轄地域内における同一納税主体に関連するものを相殺しております。繰延税金負債（純額）は、繰延税金負債を特定の税務管轄地域内における同一納税主体に関連するものを相殺しております。詳細については、「注記15 法人所得税等」をご参照ください。
- (2) その他の資産－その他には、トレーディングおよび営業目的以外の投資持分証券が含まれております。これらの投資は、上場および非上場の投資持分証券で構成され、2024年3月期にはそれぞれ6,410百万円および293,228百万円、2025年3月期にはそれぞれ5,889百万円および297,085百万円が含まれております。これらの証券は、連結貸借対照表上、原則として公正価値で評価しており、公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益－その他で認識しております。また、容易に公正価値を算定できない持分証券が含まれております。詳細については、「注記6 トレーディング目的以外の投資」をご参照ください。
- (3) 差入保証金には、日本証券クリアリング機構の清算基金等が含まれております。
- (4) 未解決の訴訟や法的手続きのうち、損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能であるものについて認識した負債が2024年3月期および2025年3月期においてそれぞれ21,177百万円および14,240百万円含まれております。詳細は「注記20 コミットメント、偶発事象および債務保証」をご参照ください。

のれん

のれんは、企業結合にともない、被取得企業の買収価額と買収時の被取得企業の識別可能な純資産の公正価値の差額として認識されます。のれんは償却せず、各事業年度の第4四半期または特定の状況がある場合、例えば不利な方向に経営環境が変動した場合等にはより高い頻度で減損判定を行います。

のれんの減損テストは、その性質上主観的にならざるを得ず、レポーティング・ユニットの公正価値が帳簿価額を超過するか否かの定量的な判定には経営者の判断をとまいます。

のれんの減損テストは毎年第4四半期に行われます。2024年3月期および2025年3月期におけるレポーティング・ユニットの公正価値は帳簿価額を上回ると見込まれたことから減損損失は認識しておりません。

連結貸借対照表上のその他の資産－その他に含まれるのれんの変動は以下のとおりです。

(単位：百万円)

2024年3月期									
期首残高			期中増減			期末残高			
取得価額	減損累計額	帳簿価額 (純額)	取得	減損	その他(1)	取得価額	減損累計額	帳簿価額 (純額)	
ホールセール	110,034	△92,814	17,220	—	△723	2,345	112,379	△93,537	18,842
その他	418	—	418	—	—	—	418	—	418
合計	110,452	△92,814	17,638	—	△723	2,345	112,797	△93,537	19,260

(単位：百万円)

2025年3月期									
期首残高			期中増減			期末残高			
取得価額	減損累計額	帳簿価額 (純額)	取得	減損	その他(1)	取得価額	減損累計額	帳簿価額 (純額)	
ホールセール	112,379	△93,537	18,842	—	—	△2,061	110,318	△93,537	16,781
その他	418	—	418	—	—	—	418	—	418
合計	112,797	△93,537	19,260	—	—	△2,061	110,736	△93,537	17,199

(1) 為替換算による増減であります。

償却性無形資産

2024年3月31日および2025年3月31日現在の償却性無形資産の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2024年3月31日			2025年3月31日		
	取得価額	償却累計額	帳簿価額 (純額)	取得価額	償却累計額	帳簿価額 (純額)
顧客関連無形資産	82,155	△75,237	6,918	77,736	△75,382	2,354
その他	3,275	△2,338	937	3,218	△2,549	669
合計	85,430	△77,575	7,855	80,954	△77,931	3,023

2024年3月期および2025年3月期の償却性無形資産の償却額はそれぞれ2,479百万円、2,552百万円です。また翌連結会計年度以降5年間の見積償却額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	連結会計年度				
	2026年3月期	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期	2030年3月期
見積償却額	759	90	90	90	90

のれんを除く非償却性無形資産の金額は、2024年3月31日現在11,272百万円、2025年3月31日現在53,123百万円であります。のれんを除く非償却性無形資産には主に暗号資産および商標権が含まれております。

のれんを除く非償却性無形資産に対し減損テストを実施した結果、2024年3月期および2025年3月期におけるのれんを除く非償却性無形資産の公正価値は帳簿価額を上回ると判断したため減損損失は認識しておりません。

資産除去債務

野村は賃借物件契約満了時における原状回復の法的債務を連結貸借対照表上のその他の負債－その他に計上しています。これらの資産除去債務は法的債務が発生した期に認識され、予測債務額の現在価値で測定されます。

2024年3月期および2025年3月期の資産除去債務の変動は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
期首残高	14,196	15,512
当期に発生した債務	1,354	161
当期に決済した債務	△38	△413
見積キャッシュ・フローの改訂	—	933
期末残高	15,512	16,193

11 借入：

野村の2024年3月31日現在および2025年3月31日現在の借入は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
短期借入(1)：		
コマーシャル・ペーパー	224,801	113,765
銀行借入金	81,692	341,561
その他	748,224	661,966
計	1,054,717	1,117,292
長期借入：		
銀行およびその他の金融機関からの長期借入金(2)	4,074,720	4,213,264
社債発行残高(3)		
固定金利債務：		
日本円建	1,252,324	1,170,404
日本円建以外	4,116,627	4,778,830
変動金利債務：		
日本円建	546,628	603,794
日本円建以外	571,108	708,559
インデックス／エクイティ・リンク債務：		
日本円建	946,400	926,572
日本円建以外	418,622	510,126
小計	11,926,429	12,911,549
譲渡取消による担保付借入	525,686	462,129
計	12,452,115	13,373,678

(1) 担保付借入（2024年3月31日現在144,920百万円、2025年3月31日現在119,682百万円）を含んでおります。

(2) 担保付借入（2024年3月31日現在187,692百万円、2025年3月31日現在472,328百万円）を含んでおります。

(3) 担保付借入（2024年3月31日現在903,662百万円、2025年3月31日現在811,118百万円）を含んでおります。

譲渡取消による担保付借入

譲渡取消による担保付借入は、金融資産移転取引が編纂書860に基づく売却会計処理の要件を満たさず、当該取引が担保付資金調達として会計処理される場合に認識される負債であります。当該借入は、野村の資金調達を目的としたものではなく、金融資産により担保された金融商品を販売し利益を得るために行うトレーディングに関連したものであります。

長期借入は、以下の内訳からなっております。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
当社の借入債務残高	4,243,445	3,465,010
子会社の借入債務残高（当社が保証するもの）(1)	5,156,514	6,568,898
子会社の借入債務残高（当社が保証しないもの）(1)	3,052,156	3,339,770
計	12,452,115	13,373,678

(1) 譲渡取消による担保付借入を含んでおります。

2024年3月31日現在、長期借入の固定金利債務の満期の範囲は2024年～2067年、利率（約定利率を含む）の範囲は0.00%～59.67%となっております。変動金利債務は一般にTIBOR、無担保コール翌日物金利（Tokyo Overnight Average rate）および担保付翌日物調達金利（Secured Overnight Financing Rate）を基準としており、返済期限の定めのない永久劣後特約付社債を除いた債務の満期の範囲は2024年～2062年、利率（約定利率を含む）の範囲は0.00%～13.18%となっております。インデックス／エクイティ・リンク債務の満期の範囲は2024年～2054年、利率（約定利率を含む）の範囲は0.00%～26.00%となっております。

2025年3月31日現在、長期借入の固定金利債務の満期の範囲は2025年～2067年、利率（約定利率を含む）の範囲は0.00%～44.00%となっております。変動金利債務は一般にTIBOR、無担保コール翌日物金利（Tokyo Overnight Average rate）および担保付翌日物調達金利（Secured Overnight Financing Rate）を基準としており、返済期限の定めのない永久劣後特約付社債を除いた債務の満期の範囲は2025年～2069年、利率（約定利率を含む）の範囲は0.00%～17.00%となっております。インデックス／エクイティ・リンク債務の満期の範囲は2025年～2055年、利率（約定利率を含む）の範囲は0.00%～36.80%となっております。

特定の借入契約には、当該借入が借入人の選択により満期前の特定期日に償還可能である旨の条項が含まれており、また、エクイティあるいはその他の指数に連動する商品を含んでおります。

野村は、金利および通貨リスクを管理するためにスワップ契約を締結しております。そうしたスワップ契約により、基本的に発行社債は無担保コール翌日物金利（Tokyo Overnight Average rate）および担保付翌日物調達金利（Secured Overnight Financing Rate）ベースの変動金利債務に変換されております。長期借入の帳簿価額は公正価値ヘッジを反映するための調整を含んでおります。

借入の実効加重平均金利（一部のものについてはヘッジ効果考慮後）は、以下のとおりであります。

	2024年3月31日	2025年3月31日
短期借入	1.97%	2.77%
長期借入	3.09%	3.19%
固定金利債務	3.73%	3.77%
変動金利債務	2.90%	2.74%
インデックス／エクイティ・リンク債務	1.05%	1.99%

長期借入の満期年限別金額

2025年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整および公正価値測定の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
2026年3月期	1,382,812
2027年3月期	1,578,208
2028年3月期	1,345,617
2029年3月期	1,473,040
2030年3月期	1,678,616
2031年3月期以降	5,453,256
小計	12,911,549
譲渡取消による担保付借入	462,129
合計	13,373,678

借入ファシリティ

2024年3月31日および2025年3月31日現在における野村の未使用借入枠はありません。

劣後借入

劣後借入は、2024年3月31日現在414,500百万円、2025年3月31日現在414,500百万円であります。

12 1株当たり当期純利益：

基本および希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、連結損益計算書に記載されております。基本1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は当社株主に帰属する当期純利益を期中加重平均株式数で割ることで求められます。希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、希薄化効果を有するすべての有価証券等につき、潜在的な普通株式が期中に割り当てられると仮定した調整が加えられた加重平均株式数を用いて、基本1株当たり当社株主に帰属する当期純利益と同様に求められます。加えて、当社株主に帰属する当期純利益について連結子会社および関連会社が発行する希薄化効果のある有価証券等を転換させたと仮定した場合の損益への影響を反映しております。

基本および希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

	(単位：百万円) (1株当たり情報単位：円)	
	2024年3月期	2025年3月期
基本－		
当社株主に帰属する当期純利益	165,863	340,736
加重平均株式数	3,017,128,412	2,955,204,882
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	54.97	115.30
希薄化後－		
当社株主に帰属する当期純利益	165,701	340,463
加重平均株式数	3,144,540,974	3,066,458,811
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	52.69	111.03

2024年3月期および2025年3月期の当社株主に帰属する当期純利益に対する希薄化は、連結子会社および関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の当社に帰属する持分の減少により生じます。

2024年3月期の希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算に用いられる加重平均株式数は、新株予約権および譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を発行する株式報酬制度による潜在株式数を考慮した結果増加しましたが、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益に与える影響は僅少です。

2025年3月期においては、上記の株式報酬制度による潜在株式数に加えて、新たに付与した業績連動型株式ユニット（以下「PSU」）を発行する株式報酬制度による潜在株式数を考慮した結果増加しましたが、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益に与える影響は僅少です。

2024年3月31日現在で1,805,200株の普通株式を購入する権利を有する新株予約権は、逆希薄化効果を有しているため、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算から除いております。

なお、2025年3月31日現在で逆希薄化効果を有している、普通株式を購入する権利を有する新株予約権は該当がありませんでした。

決算日後に生じた事象

当社は、2025年4月25日、自己株式の取得にかかる事項を決議いたしました。詳細は、「注記17 株主資本」をご参照ください。

当社は、2025年5月15日、RSUおよびPSUを付与することを決議いたしました。詳細は、「注記14 繰延報酬制度」をご参照ください。

13 従業員給付制度：

野村は、世界各地でさまざまな退職給付制度を提供しております。加えて、野村証券健康保険組合（以下「健保組合」）を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行っております。

確定給付型年金制度

当社および国内会社の一部は、一定の受給資格を満たす従業員について、外部積立型の退職給付制度である退職年金制度を設けております。この制度からの給付は、勤続期間、退職時の年齢、従業員の選択等に基づき、年金あるいは一時金として行われております。給付額は就業規則に定められた役職、勤続期間、退職事由等に基づいて計算されております。上記年金制度に加えて、一部の国内会社は、非積立型の退職一時金制度を設けております。この制度のもとでは、原則として、勤続期間が2年以上の従業員に対し、退職時に一時金が支給されます。給付額は就業規則に定められた役職、勤続期間、退職事由等に基づいて計算されております。2008年12月、国内会社の一部は、外部積立型の退職年金制度と非積立型の退職一時金制度につき変更を行い、キャッシュ・バランス・プラン型退職金を採用いたしました。キャッシュ・バランス・プラン型退職金におきましては、参加者はおの口の口座を与えられ、最新の給与と実勢利率により再評価された率に基づいて計算された金額が、その口座に加算されます。

2020年4月、国内会社の一部は、退職給付制度を変更しました。外部積立型の確定給付型年金制度と非積立型の退職一時金制度は過去分を維持した上で閉鎖または廃止し、以後について確定拠出型年金制度とキャッシュ・バランス・プラン型退職金を採用いたしました。

一部の海外子会社は、確定給付型制度を、一定の従業員に対し提供しております。2024年3月31日および2025年3月31日現在で、退職給付にかかる資産をそれぞれ5,681百万円、5,798百万円計上しております。

期間退職・年金費用

国内会社における確定給付型の退職給付制度にかかる期間退職・年金費用（純額）の主な内訳は以下のとおりであります。なお野村は、国内会社の確定給付型年金制度においては3月31日を測定日としております。

（単位：百万円）

	2024年3月期	2025年3月期
勤務費用	6,028	5,748
利息費用	3,484	4,039
年金資産の期待収益	△5,658	△5,664
年金数理上の損失の償却	3,021	1,844
過去勤務費用の償却	△1,603	△441
期間退職・年金費用（純額）	5,272	5,526

過去勤務費用の償却は、在籍する従業員の平均残存勤務期間にわたって定額法で行っております。また、予測給付債務と年金資産の公正価値のうちいずれか大きい金額の10%を超える年金数理上の損益は、在籍する従業員の平均残存勤務期間（13年）にわたって償却しております。

給付債務および制度の財政状況

次の表は、国内会社の制度における予測給付債務および年金資産の公正価値の変動状況および財政状況の概要を示したものであります。

	(単位：百万円)	
	2024年3月期 および 2024年3月31日	2025年3月期 および 2025年3月31日
予測給付債務の変動：		
予測給付債務期首残高	265,143	245,439
勤務費用	6,028	5,748
利息費用	3,484	4,039
年金数理上の損益	△14,049	△19,012
支払給付	△15,156	△17,137
制度変更による影響額	—	△883
連結範囲の異動等	△11	△7
予測給付債務期末残高	245,439	218,187
年金資産の変動：		
年金資産の公正価値期首残高	219,462	219,869
年金資産運用収益	10,219	△364
事業主拠出	848	748
支払給付	△10,660	△11,730
年金資産の公正価値期末残高	219,869	208,523
制度の財政状況	△25,570	△9,664
連結貸借対照表で認識された金額	△25,570	△9,664

国内会社の制度における累積給付債務は、2024年3月31日現在245,439百万円および2025年3月31日現在218,187百万円であります。

2020年4月の退職給付制度の変更により、確定拠出型年金制度とキャッシュ・バランス・プランに移行しました。過去分を残して閉鎖した外部積立型の退職年金制度については、原則として以後の拠出は行わず、過去積立分の範囲で維持・運営します。廃止した退職一時金制度については、制度移行日時点で退職した場合に支給されるべき退職一時金相当額をキャッシュ・バランス・プラン型退職金に組替えました。

国内会社の制度における予測給付債務および累積給付債務が年金資産の公正価値を上回っている年金制度について、予測給付債務、累積給付債務および年金資産の公正価値は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
累積給付債務が年金資産の公正価値を上回っている制度		
予測給付債務	45,899	45,064
累積給付債務	45,899	45,064
年金資産の公正価値	—	—
予測給付債務が年金資産の公正価値を上回っている制度		
予測給付債務	45,899	45,064
累積給付債務	45,899	45,064
年金資産の公正価値	—	—

国内会社の制度における期間退職・年金費用（純額）の構成要素として認識されていない累積的その他の包括利益（税引前）の金額は以下のとおりです。

	(単位：百万円)
	2025年3月期
未認識年金数理上の損失	28,525
未認識過去勤務費用	△5,255
合計	23,270

2026年3月期において、国内会社の制度における期間退職・年金費用（純額）の構成要素として認識されると予想される累積的その他の包括利益（税引前）の金額は以下のとおりです。

	(単位：百万円)
	2026年3月期
未認識年金数理上の損失	737
未認識過去勤務費用	△541
合計	196

見積もり

次の表は、国内会社の制度における期末日の予測給付債務の現在価値を決定する際に用いられた見積もり数値の加重平均を示しております。

	2024年3月31日	2025年3月31日
割引率	1.6%	2.3%
昇給率	0.5%	0.5%
利息付与率	2.8%	2.9%

次の表は、国内会社の制度における各年度の期間退職・年金費用を決定する際に用いられた見積もり数値の加重平均を示しております。

	2024年3月期	2025年3月期
割引率	1.3%	1.6%
昇給率	0.4%	0.5%
年金資産の長期期待運用収益率	2.6%	2.6%
利息付与率	2.8%	2.8%

通常、野村は確定給付制度における割引率の決定に関して長期の高格付債券の指標を参考にしており、決定された割引率が、確定給付制度の債務の期間に応じた調整された後の指標を上回っていないことを確認しております。

野村は、年金資産の期待運用収益を計算するために、長期期待運用収益率を使用しております。そして、長期期待運用収益率を決定する際は、過去の金融市場の傾向が将来にわたって継続するという仮定のもと、過去の長期運用収益率の実績に基づくことを基本方針としております。

年金資産

野村は、年金給付等の支払を将来にわたり確実に行えるよう、長期的に必要な年金資産の確保を目的として運用しております。長期的な目標収益率を達成することを前提としつつも、リスクが分散されたポートフォリオを構築することにより、短期的変動を抑えた運用を目指しております。年金資産は、このポートフォリオの方針に基づいて、分散投資しております。

野村の国内会社のポートフォリオは、エクイティ（プライベート・エクイティ含む）8%、負債証券50%、生保一般勘定28%、その他14%に投資することを基本的目標としております。基本ポートフォリオは、原則として5年毎の財政再計算およびポートフォリオ策定時に設定した前提条件等に大きな変化があった時に見直しを行います。

公正価値の測定に使用されるデータの3つのレベルの区分については、「注記2 公正価値測定」に記載しております。

次の表は国内会社の制度の年金資産の公正価値について、2024年3月31日および2025年3月31日のレベル別の金額を資産のカテゴリー別に示しております。

年金資産：

(単位：百万円)

	2024年3月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	期末残高
プライベートエクイティおよび合同運用(1)	—	905	16,321	17,226
日本国債	14,411	—	—	14,411
受益証券等(2)(3)	—	16,773	27,022	43,795
生保一般勘定	—	74,529	—	74,529
その他	—	31,196	—	31,196
合計	14,411	123,403	43,343	181,157

年金資産：

(単位：百万円)

	2025年3月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	期末残高
プライベートエクイティおよび合同運用(1)	—	1,545	9,418	10,963
日本国債	24,713	—	—	24,713
受益証券等(2)(3)	—	10,535	20,296	30,831
生保一般勘定	—	75,067	—	75,067
その他	—	31,420	—	31,420
合計	24,713	118,567	29,714	172,994

(1) 会社型の株式への合同運用が含まれております。

(2) 主に負債性商品への投資ファンドを含んでおり、ヘッジファンドおよび不動産ファンドも含んでおります。

(3) 実務上の簡便法として純資産価額を用いて公正価値を測定している資産は公正価値の階層から除いております。

2024年3月31日および2025年3月31日において、これらの資産はそれぞれ38,712百万円および35,529百万円でした。

海外制度における年金資産の2024年3月31日現在の公正価値は、レベル1が92百万円、レベル2が3,388百万円、レベル3が29,753百万円、2025年3月31日現在の公正価値は、レベル1が133百万円、レベル2が3,102百万円、レベル3が24,121百万円であります。

公正価値評価方法の詳細については、「注記2 公正価値測定」をご参照ください。

次の表は、国内会社の制度におけるレベル3に該当する年金資産の2024年3月期および2025年3月期の損益と推移を示しております。

(単位：百万円)

	2024年3月期			
	2024年3月期 期首残高	実現および 未実現損益	購入／売却	2024年3月期 期末残高
プライベートエクイティおよび合同運用	23,078	△316	△6,441	16,321
受益証券等	26,328	2,627	△1,933	27,022
合計	49,406	2,311	△8,374	43,343

(単位：百万円)

	2025年3月期			
	2025年3月期 期首残高	実現および 未実現損益	購入／売却	2025年3月期 期末残高
プライベートエクイティおよび合同運用	16,321	△3,608	△3,295	9,418
受益証券等	27,022	△1,245	△5,481	20,296
合計	43,343	△4,853	△8,776	29,714

海外制度における年金資産でレベル3に該当するものは主に年金保険投資であり、2024年3月31日現在の残高は29,753百万円、2025年3月31日現在の残高は24,121百万円であります。2024年3月期および2025年3月期においてレベル3に該当する資産にかかる未実現利益（△損失）は105百万円および△4,836百万円であります。2024年3月期および2025年3月期における当該資産にかかる上記以外の実現および未実現損益、購入・売却、レベル1、2からレベル3間の移動で重要なものではありません。

キャッシュ・フロー

国内会社における退職給付制度の変更にともない、2021年3月期からは原則として年金資産への拠出は行わず、過去積立分の範囲で維持・運営します。

国内会社の制度における今後5年間の予測給付額および6年後から10年後までの合計予測給付額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

2026年3月期	17,386
2027年3月期	15,261
2028年3月期	15,778
2029年3月期	14,226
2030年3月期	12,818
2031年3月期～2035年3月期	56,877

確定拠出年金制度

確定給付型年金制度に加えて、当社、野村證券株式会社および他の国内子会社、海外子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

国内会社の確定拠出年金制度に対する拠出費用は、2024年3月期が6,656百万円、2025年3月期が6,681百万円であります。

海外子会社の確定拠出年金制度に対する拠出費用は、2024年3月期が15,026百万円、2025年3月期が15,179百万円であります。

医療給付制度

当社および特定の子会社は、健保組合を通じ在籍する従業員および退職従業員に対し一定の医療給付も行っております。また当社および特定の子会社は、退職従業員に対する一定の医療給付の提供を支援しており（以下「特別制度」）、こうした退職者は全額負担条件で、すなわち1人当たり見積給付費用に基づく負担に応じることにより特別制度への加入を継続することができます。特別制度の管理が健保組合および国との共同で行われており、また特別制度の財政状況は別個に計算されていないため、特別制度は複数事業主退職後給付制度に該当します。このため、当社および特定の子会社は、退職者医療給付の費用のうち退職者負担により賄われない額の一部を負担しておりますが、将来の費用の引当てを行っておりません。医療給付費用は要拠出額と等しくなり、2024年3月期が9,453百万円、2025年3月期が10,066百万円です。

14 繰延報酬制度：

野村は役員もしくは従業員に対し、株式報酬を付与しております。これらの株式報酬の一部は、優秀な人材を確保し、業績向上へのインセンティブを高めるため、株価と連動しております。

株式報酬制度には、RSU、PSU、ストック・オプションAプラン、Bプラン、ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランがあります。ストック・オプションAプランは実質的にストック・オプションですが、RSU、ストック・オプションBプラン、ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランは、リストラクテッド・ストック（譲渡制限期間付きの株式）に類似する報酬制度です。2025年3月31日現在におけるPSUの発行済み株式数および未認識報酬費用の金額は重要ではありませんでした。

特定の繰延報酬には、野村での職位と勤務期間にかかる一定の条件を満たした場合、自己都合退職時点で受給権の確定を認める「フル・キャリア・リタイアメント」条項を含んでおります。これら報酬にかかる必要勤務期間は、契約上の受給権確定日または対象者がフル・キャリア・リタイアメントの条件を満たした日もしくはフル・キャリア・リタイアメントの申請をした日のいずれか早い日に終了します。

特記しているケースを除き、自己都合での退職、財務諸表の重大な修正、グループの規程に対する重大な違反、グループの事業やレピュテーションに対する重大な損害、あるいはグループの業績が大幅に悪化した場合やリスク管理に重大な欠陥が発生した場合には、繰延報酬は減額、没収または支給後の返還を求めることが定められております。

譲渡制限株式ユニット「RSU」

1ユニット当たり当社普通株式1株を株式報酬として支給します。繰延期間は原則として1～3年ですが、付与対象者に適用される規制等の理由により、最大7年間の繰延期間を設定しております。

付与日のRSUの公正価値は、当社の普通株式の公正価値に基づき決定されます。

次の表は、2025年3月期におけるRSUの実施状況を示しております。

	付与済 (株式数)	付与日における 1株当たりの 加重平均公正価値 (円)	加重平均 契約残存年数 (年)
2024年3月31日	161,583,000	459	1.0
付与	49,572,200	857	
失効	△5,523,160	606	
支給	△69,428,830	459	
2025年3月31日	136,203,210	598	0.9

2024年3月期および2025年3月期の付与日における1ユニット当たりの加重平均公正価値はそれぞれ466円、857円でした。

期中に受給権が確定したRSUの確定日時点の公正価値総額は、2024年3月期および2025年3月期において、それぞれ36,607百万円および62,719百万円でした。2024年3月期における支給されたRSUの価値総額は34,362百万円であり、2025年3月期には45,870,222株が支給され、その価値は63,041百万円でした。2025年3月31日現在におけるRSUの価値は、123,700百万円でした。

2025年3月31日現在における未確定のRSUに関連する未認識報酬費用の合計額は12,459百万円でした。当該費用は1.8年の加重平均期間にわたって認識される予定です。

野村は受給権の確定もしくは普通株式の交付にともない、雇用者としての従業員に対する源泉徴収義務を充足すべく、受給権確定済のRSUを留保することがあります。税務当局へ源泉徴収税額を納付するために支払われた現金は2024年3月期および2025年3月期において、それぞれ12,669百万円および20,583百万円でした。これらのキャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書において財務活動によるキャッシュ・フローの現金支出として区分されます。

ストック・オプションBプラン

当社は、実質的に株式報酬といえる新株予約権を発行しております。この株式報酬は、行使価額が1株当たり1円であり、一般的に約3年にわたって受給権が確定し行使可能となりますが、付与対象者に適用される規制等の理由により、権利確定までの期間がそれより長くなることもあります。

付与日のストック・オプションBプランの公正価値は、当社の普通株式の公正価値に基づき決定されます。

2018年4月1日以降、ストック・オプションBプランは付与されていません。

2024年3月期および2025年3月期の期末におけるストック・オプションBプランの発行済み株式数は重要ではありませんでした。

2024年3月期および2025年3月期において、ストック・オプションBプランに関連する未認識報酬費用は重要な金額ではありませんでした。

連結損益計算書上、金融費用以外の費用－人件費に含まれるRSU、ストック・オプションにかかる費用の総額は、2024年3月期および2025年3月期において、それぞれ35,577百万円および38,381百万円となっております。

RSUに対して認識した税務ベネフィットの金額は、2024年3月期および2025年3月期において重要な金額ではありませんでした。発行した株式報酬制度の希薄化についての影響は、希薄化後1株当たり当期純利益の計算に用いる加重平均発行済株式数に含まれております。詳細は「注記12 1株当たり当期純利益」をご参照ください。

2024年3月期および2025年3月期において、RSUおよびストック・オプションBプランの重要な変更はありませんでした。

ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプラン

ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランは株価に連動する現金決済型の報酬制度です。ファントム・ストックプランは新株予約権で決済されるストック・オプションBプランと同じ特徴を持つ報酬制度ですが、当社の普通株式に行使可能になるのではなく、現金で決済されます。カラー付ファントム・ストックプランはファントム・ストックプランと同様に株価に連動しますが、連動幅が一定の範囲に制限されます。どちらも約3年にわたって受給権が確定しますが、付与対象者に適用される規制等の理由により、確定期間がそれより長くなることもあります。

ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランの公正価値は当社の普通株式の市場価格に基づき決定されます。

次の表は、2025年3月期におけるファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランの実施状況を示しております。

	ファントム・ストックプラン		カラー付ファントム・ストックプラン	
	残高 (単位数)	株価 (円)	残高 (単位数)	株価 (円)
2024年3月31日	22,491,211	949	9,203,390	612
付与	9,098,117	896 (1)	—	—
確定	△13,915,309	952 (2)	△5,775,113	552 (2)
失効	△148,730		△275,599	
2025年3月31日	17,525,289	854 (3)	3,152,678	478 (3)

(1) 付与数量を決定するために使用された当社普通株式の加重平均市場価格となっております。

(2) 現金決済金額を決定するために使用された当社普通株式の加重平均市場価格となっております。

(3) 2025年3月31日現在において、権利未確定の報酬を公正価値で再評価するために使用された当社普通株式の市場価格となっております。

連結損益計算書上、金融費用以外の費用—人件費に含まれる各ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランにかかる費用の総額は、2024年3月期および2025年3月期において、それぞれ15,936百万円および7,995百万円となっております。

2025年3月31日における未確定のファントム・ストックプランの公正価値に基づく未認識報酬費用の合計額は608百万円でした。当該費用は0.9年の加重平均期間にわたって認識される予定です。期中に受給権が確定したファントム・ストックプランの確定日時点の公正価値の総額は、2024年3月期および2025年3月期において、それぞれ7,479百万円および13,249百万円となっております。

2025年3月31日におけるカラー付ファントム・ストックプランの公正価値に基づく未認識報酬費用の合計額は124百万円でした。期中に受給権が確定したカラー付ファントム・ストックプランの確定日時点の公正価値の総額は、2024年3月期および2025年3月期において、それぞれ3,179百万円および3,190百万円となっております。

ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランにかかる費用に対して認識した税務ベネフィットの金額は、2024年3月期および2025年3月期において、それぞれ186百万円および174百万円でした。

2024年3月期および2025年3月期においてファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランの重要な変更はありませんでした。

決算日後に生じた事象

2025年5月15日、野村はRSUを当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。総数55,950,200個のRSUが付与され、通常付与から1～3年後、各国における金融機関の報酬規制等の対象となる場合は最大7年後に交付いたします。

2025年5月15日、野村はPSUを当社の執行役に付与することを決議いたしました。付与されるPSUの基準株数は769,600株であり、支給率150%を適用した場合の株数は1,154,500株です。PSUとは、付与から3年後に、対象者に対し、業績評価期間における業績指標の実績に応じ、主に自己株式処分により当社の普通株式等を交付するというものです。

2025年5月23日、野村はRSUが税制上およびその他の理由で不利な国に居住する当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等にファントム・ストックプラン（総額 80億円、支給までの期間は最長で約7年間）を付与しました。

15 法人所得税等：

2024年3月期および2025年3月期における連結損益計算書に記載されている法人所得税等の内訳は、以下のとおりです。海外の金額は日本国外での事業から生じる税務ベネフィットあるいは税金費用を表しております。

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
当年度分		
国 内	74,117	89,845
海 外	22,825	23,305
当年度分計	96,942	113,150
繰延分		
国 内	2,566	9,784
海 外	△2,878	1,775
繰延分計	△312	11,559
法人所得税等計	96,630	124,709

2024年3月期および2025年3月期の法人所得税等（繰延分）のうち、税務上の繰越欠損金にかかる税務ベネフィットの認識額は、それぞれ1,901百万円および6,086百万円となりました。

当社および日本の100%子会社はグループ通算制度を適用しております。このグループ通算制度は、国税だけを対象としています。

実効税率差異分析

2024年3月期、2025年3月期における当社の国内の法定実効税率は約31%となっております。

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が日本で2025年3月31日に成立し、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から防衛特別法人税の賦課等が行われることとなりました。これにともない、2026年4月1日以降に開始する連結会計年度において、日本における法定実効税率は31%から31.5%に増加します。これを受けて、野村は2026年4月1日以降に実現が見込まれる日本における繰延税金資産および繰延税金負債の再評価を行い、その結果、繰延税金負債および法人税等調整額が2,077百万円増加しました。

海外子会社は、各会社が事業を行う国の法人税率の適用を受けております。法人所得税等と会計上の税引前当期純利益（△損失）との関係は、さまざまな税額控除、課税所得に影響しない特定の収益、税務上控除されない特定の費用、評価性引当金の増減、および海外子会社に適用される税率の相違等、多様な要因の影響を受けております。

2024年3月期および2025年3月期における連結損益計算書に記載されている法人所得税等の負担税率と当社の法定実効税率との差異の内訳は、以下のとおりであります。次の表で示されている実効税率は、当該年度における合計の法人所得税等を、税引前当期純利益（△損失）に対する比率で表示しております。

	2024年3月期	2025年3月期
当社の法定実効税率	31.0%	31.0%
影響要因：		
評価性引当金の増減	3.9	△5.3
益金に加算される収益項目	0.2	1.3
損金に算入されない費用項目	6.0	3.2
益金に算入されない収益項目	△2.5	△1.6
海外子会社からの配当	0.0	0.0
海外子会社の未分配所得の影響	△0.2	0.0
海外子会社の所得（欠損金）に適用される税率差異	△0.2	△2.5
海外の税制改正の影響	0.0	0.0
国内の税制改正の影響	—	0.4
子会社・関連会社株式等の評価減の税務上の認容見込み	△0.0	△0.0
その他	△2.9	△0.1
実効税率	35.3%	26.4%

2024年3月31日および2025年3月31日現在の特定の税務管轄地域内における同一納税主体に関連するものを相殺する前の繰延税金資産および負債の内訳は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
繰延税金資産		
減価償却、その他の償却、および固定資産の評価	41,883	38,105
子会社・関連会社株式投資	7,364	310
金融商品の評価差額	136,834	123,754
未払退職・年金費用	11,837	6,571
未払費用および引当金	83,418	86,813
繰越欠損金	477,358	462,392
リース負債	48,951	45,937
その他	20,811	19,994
繰延税金資産小計	828,456	783,876
控除：評価性引当金	△595,668	△571,017
繰延税金資産合計	232,788	212,859
繰延税金負債		
子会社・関連会社株式投資	109,611	120,341
金融商品の評価差額	111,175	107,997
海外子会社の未分配所得	2,257	3,014
固定資産の評価	22,945	22,930
使用権資産	43,443	41,413
その他	4,404	5,760
繰延税金負債合計	293,835	301,455
繰延税金資産（負債）の純額	△61,047	△88,596

連結貸借対照表のその他の資産－その他として記載されている特定の税務管轄地域内における同一納税主体に関連するものを相殺した後の繰延税金資産の純額は、それぞれ2024年3月31日現在24,254百万円、2025年3月31日現在25,224百万円となりました。また、連結貸借対照表のその他の負債として記載されている特定の税務管轄地域内における同一納税主体に関連するものを相殺した後の繰延税金負債の純額は、それぞれ2024年3月31日現在85,301百万円、2025年3月31日現在113,820百万円となりました。

2025年3月31日現在、予見可能な将来に配当支払が予想されていない海外子会社の未分配所得の合計額76,310百万円に対して繰延税金負債の計上は行われておりません。これらすべての海外子会社の所得が配当される際の税額を見積もることは現実的ではありません。

繰延税金

2024年3月期および2025年3月期における繰延税金資産にかかる評価性引当金の推移は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2024年3月期	2025年3月期
期首残高	515,068	595,668
期中の純増減額	80,600 (1)	△24,651 (2)
期末残高	595,668	571,017

- (1) 海外子会社では、主に繰越欠損金にかかる評価性引当金が83,838百万円増加しました。また、当社および国内子会社では主に繰越欠損金の使用により評価性引当金が3,238百万円減少しました。その結果、全体で80,600百万円の増加となりました。
- (2) 海外子会社では、主に繰越欠損金にかかる評価性引当金が21,610百万円減少しました。また、当社および国内子会社では主に繰越欠損金の使用により評価性引当金が3,041百万円減少しました。その結果、全体で24,651百万円の減少となりました。

2025年3月31日現在、野村は、2,252,303百万円の税務上の繰越欠損金を有しております。このうち、当社および国内子会社に関連するものが327,402百万円、英国に所在する海外子会社に関連するものが779,578百万円、米国に所在する海外子会社に関連するものが691,558百万円、香港に所在する海外子会社に関連するものが393,409百万円、その他の地域に所在する海外子会社に関連するものが60,356百万円であります。当該欠損金については、無期限に繰越が可能な1,453,388百万円を除き、2025年から2035年までに701,498百万円、2035年以降97,417百万円が税務上の効果を失うことになります。

野村は、2025年3月31日現在の評価性引当金の計上にあたり、当社および当社の国内子会社および海外子会社の税務管轄地域内における繰延税金資産の回収可能性に関連する入手可能なあらゆる肯定的および否定的証拠を適切に検討しております。日本およびその他の税務管轄地において、近年、当社の国内子会社および海外子会社は累積的な繰越欠損金を計上しております。これにより、繰延税金資産の回収可能性に関連する入手可能な最も否定的な証拠が入手可能な肯定的な証拠を上回る状況となっています。

一方、野村は、特定の税務戦略は将来繰越欠損金を使用するために十分な課税所得を生み出すための潜在的な資源と考えております。しかし、この税務戦略は、2024年3月期および2025年3月期において、野村が業務を行っているすべての主要な税務管轄地において、評価性引当金の減少をもたらす重要性のある肯定的な証拠ではありません。加えて、これらの税務管轄地において、2024年3月期および2025年3月期において、肯定的および否定的証拠の適用度合の変更による重要な評価性引当金の減少はありませんでした。

繰延税金資産の回収可能性に基づく評価性引当金の計上の要否の判断はその性質上主観的にならざるを得ず、将来の収益性や裁判所および規制当局による税務規則の解釈ならびに税務当局による税務調査、繰延税金資産の回収可能性を判断するための十分な将来の課税所得を裏付ける肯定的および否定的証拠の適用度合について、多くの場合経営者の判断を必要とします。

未認識税務ベネフィット

2024年3月期および2025年3月期における野村の未認識税務ベネフィットの推移は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2024年3月期	2025年3月期
期首残高	34,763	41,437
当期の税務ポジションにかかる増加	5,076	6,791
前期の税務ポジションにかかる増加	608	866
消滅時効の成立による減少	△3,812	—
為替レートの変動	4,802	△632
期末残高	41,437	48,462

2024年3月期および2025年3月期における未認識税務ベネフィットの金額のうち、それぞれ10,057百万円と17,561百万円は、認識された場合に将来の期間における野村の実効税率を低下させます。その残りの金額は繰越欠損金とそれにとまなう評価性引当金が増加するため、将来の期間における野村の実効税率への影響はありません。

2024年3月期および2025年3月期において、重要な未認識税務ベネフィットの変動および未認識税務ベネフィットにかかる利息および加算税はありません。

野村は、日本の国税庁ならびに主要な業務を行っている税務管轄地におけるその他の税務当局より、継続的に税務調査を受けております。野村はそれぞれの税務管轄地において追加的に徴収される可能性と連結財務諸表における影響額を定期的に評価しております。期末日以降12ヶ月の間に、税務調査の結果次第で未認識の税務ベネフィットが増加もしくは減少する可能性があります。現時点では潜在的な結果が不確実なため、定量的に見積もることは出来ません。しかしながら、未認識税務ベネフィットの変動が当社の連結財政状態に重要な影響を与えるとは考えておりません。

税務当局による調査

野村は複数の税務管轄地において業務を行っており、移転価格税制、費用の控除可能性、外国税額控除、その他多くの問題について、それぞれの税務当局からの調査に応じなければなりません。

次の表は、2025年3月31日現在、野村が業務を行っている主要な税務管轄地において、税務調査が未了となっている最も古い年度を表しています。

税務管轄地	年度
日本	2020年3月期 (1)
英国	2016年3月期 (2)
米国	2022年3月期

(1) 移転価格税制にかかる最も古い調査未了年度は、2019年3月期となります。

(2) 移転価格税制にかかる最も古い調査未了年度は、2016年3月期となります。

16 その他の包括利益：

累積的その他の包括利益の変動は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

2024年3月期					
	期首残高	組替調整前 その他の 包括利益	累積的 その他の 包括利益 からの組替 調整額	当期 純変動額	期末残高
為替換算調整額	242,767	201,662	△358	201,304	444,071
年金債務調整額(1)	△32,174	11,220	1,442	12,662	△19,512
自己クレジット調整額(2)	107,861	△71,965	△471	△72,436	35,425
累積的その他の包括利益	318,454	140,917	613	141,530	459,984

(単位：百万円)

2025年3月期					
	期首残高	組替調整前 その他の 包括利益	累積的 その他の 包括利益 からの組替 調整額	当期 純変動額	期末残高
為替換算調整額	444,071	△38,121	2,027	△36,094	407,977
年金債務調整額(1)	△19,512	11,317	1,090	12,407	△7,105
トレーディング目的以外の負債 証券の未実現損益(2)	—	△1,147	—	△1,147	△1,147
自己クレジット調整額(3)	35,425	12,870	△212	12,658	48,083
累積的その他の包括利益	459,984	△15,081	2,905	△12,176	447,808

(1)詳細は「注記13 従業員給付制度」をご参照ください。

(2)詳細は「注記6 トレーディング目的以外の投資」をご参照ください。

(3)詳細は「注記2 公正価値測定」をご参照ください。

重要な累積的その他の包括利益からの組替調整額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

為替換算調整額：

2024年3月期	2025年3月期	
累積的その他の 包括利益からの 組替調整額	累積的その他の 包括利益からの 組替調整額	連結損益計算書に影響する項目
358	△2,027	収益－その他/金融費用以外の費用－その他
－	－	法人所得税等
358	△2,027	当期純利益
－	－	非支配持分に帰属する当期純利益
358	△2,027	当社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)

年金債務調整額：

2024年3月期	2025年3月期	
累積的その他の 包括利益からの 組替調整額	累積的その他の 包括利益からの 組替調整額	連結損益計算書に影響する項目
△1,737	△1,464	金融費用以外の費用－人件費/収益－その他
295	374	法人所得税等
△1,442	△1,090	当期純利益
－	－	非支配持分に帰属する当期純利益
△1,442	△1,090	当社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)

自己クレジット調整額：

2024年3月期	2025年3月期	
累積的その他の 包括利益からの 組替調整額	累積的その他の 包括利益からの 組替調整額	連結損益計算書に影響する項目
597	315	収益－トレーディング損益
△126	△103	法人所得税等
471	212	当期純利益
－	－	非支配持分に帰属する当期純利益
471	212	当社株主に帰属する当期純利益

17 株主資本：

発行済株式数（自己株式控除後）の変動は以下のとおりであります。

（単位：株）

	2024年3月期	2025年3月期
発行済株式数（自己株式控除後）期首残高	3,003,679,324	2,970,755,160
自己株式の消却による発行済株式の減少	△70,000,000	—
自己株式：		
取得	△80,617,143	△63,523,657
売却	534	115
従業員等に対する発行株式	47,695,273	48,981,222
消却	70,000,000	—
その他の増減（純額）	△2,828	△1,875
発行済株式数（自己株式控除後）期末残高	2,970,755,160	2,956,210,965

日本の会社法において、配当および自己株式取得は分配可能額の範囲で行うことができます。資本剰余金および利益剰余金には日本の会社法に基づく準備金が含まれ、当該準備金の金額は分配可能額には含まれません。分配可能額は日本で一般的な会計原則および慣行にしたがって作成されている当社の個別財務諸表に基づいており、2024年3月31日現在1,418,959百万円、2025年3月31日現在1,405,134百万円であります。連結財務諸表には記載しているものの個別財務諸表には計上されていない米国会計原則上の調整額は、当該分配可能額に影響を与えておりません。

1株当たり普通株式の配当金は、2024年3月期は23.0円、2025年3月期は57.0円であります。2025年3月期の普通株式の配当金には、2025年12月25日に創立100周年を迎えることを記念して、1株当たり10.0円の記念配当が含まれております。

2023年4月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づく自己株式の取得枠の設定を承認いたしました。その内容は、(a)取得する株式の総数の上限は35,000,000株、(b)株式の取得価額の総額は上限20,000百万円、(c)期間は2023年5月16日から2024年3月29日まで、というものであります。上記の取得枠設定に従い、提出会社は総数34,368,500株を取得価額総額20,000百万円で取得しております。

2023年6月1日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式数および自己株式は、2024年3月期において、それぞれ70,000,000株減少しております。

2024年1月31日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づく自己株式の取得枠の設定を承認いたしました。その内容は、(a)取得する株式の総数の上限は125,000,000株、(b)株式の取得価額の総額は上限100,000百万円、(c)期間は2024年2月16日から2024年9月30日まで、というものであります。上記の取得枠設定に従い、提出会社は総数109,726,600株を取得価額総額100,000百万円で取得しております。

自己株式の変動には、上記のほか、株式報酬制度に基づき従業員等に自己株式を付与することによるもの、自己株式に含まれている関連会社が保有する株式によるもの、単元未満株式を有する株主からの買増請求により自己株式を売却することによるもの、および単元未満株主から株式を買い取ることに伴うものが含まれております。

決算日後に生じた事象

2025年4月25日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得にかかる事項を決議しました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2) 取得に係る事項の内容

(a) 取得株式の種類

普通株式

(b) 取得する株式の総数

100,000,000株（上限）（発行済み株式総数に対する割合3.2%）

(c) 株式の取得価額の総額

60,000百万円（上限）

(d) 取得期間

2025年5月15日～2025年12月30日

（ただし、当社の各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。）

(e) 取得方法

信託方式による市場買付

（信託契約の締結の時期およびその内容（買付開始時期含む）その他本件自己株式取得に関して必要な事項については、代表執行役または財務統括責任者に一任する。）

18 法的規制：

2011年4月から、当社は、金融商品取引業者の親会社に対する連結自己資本規制の適用を受ける最終指定親会社の指定を受け、川上連結告示に基づき、連結自己資本規制比率を計測しております。なお、川上連結告示はバーゼル2.5およびバーゼルⅢに対応した改定を行っており、2013年3月末以降、当社はバーゼルⅢに基づく連結自己資本規制比率を算出しております。

当社は、川上連結告示第2条の算式に従い、普通株式等Tier1資本の額、Tier1資本の額、総自己資本の額、信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額およびオペレーショナル・リスク相当額をもとに連結自己資本規制比率を測定しております。2024年3月31日および2025年3月31日現在の野村の連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率、連結総自己資本規制比率は、川上連結告示等の定める要件をそれぞれ満たしました。なお、2025年3月31日現在、告示等の定める要件は適用される最低連結資本バッファを含み、連結普通株式等Tier1比率について7.71%、連結Tier1比率について9.21%、連結総自己資本規制比率について11.21%となっております。

金融商品取引法に基づき、野村證券株式会社および野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社は金融庁による自己資本規制の適用を受けております。この規制により自己資本規制比率、即ち数量化した事業リスク合計に対する控除後自己資本の比率が120%を下回らない状態を維持するよう求められております。控除後自己資本は、純資産（資本金、投資有価証券の評価差額、準備金および劣後債務を含む）から控除資産を控除したものと定義されております。事業リスクは、(1) 市場リスク、(2) 取引先リスクおよび(3) 基礎的リスクという3つのカテゴリーに区分されております。この規制においては、自己資本規制比率が120%を超えている限り当該会社の行う業務への制約はありません。野村證券株式会社の自己資本規制比率は、2024年3月31日現在および2025年3月31日現在ともに120%を超えております。また、野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社の自己資本規制比率は、2024年3月31日現在および2025年3月31日現在ともに120%を超えております。

顧客に対して仲介、精算および資産管理サービスを提供する際に、野村は顧客から預かった現金や債券といった金融資産を管理するための分別口座を保有しております。損失から顧客を守るため、法令または規制により、これら口座の保有が義務付けられております。

2024年3月31日および2025年3月31日現在において、連結貸借対照表の取引所預託金およびその他の顧客分別金として計上されている分別金の合計金額は、それぞれ54,893百万円および110,223百万円です。

2024年3月31日および2025年3月31日現在において、連結貸借対照表のトレーディング資産および担保付契約に計上される分別債券の合計金額は、それぞれ992,563百万円および1,034,783百万円です。

米国において、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.（以下「NSI」）は、1934年証券取引所法下の証券会社として、また米国先物取引委員会（以下「CFTC」）における先物取引業者として登録されております。NSIは、自主規制組織として指定された金融取引業規制機構（以下「FINRA」）およびシカゴ・マーカント取引所の規制も受けております。NSIは、米国SECの統一自己資本規制（ユニフォーム・ネット・キャピタル・ルール、規制15c3-1）および関連するその他規制の適用を受けております。当該規制は、代替方法により定義される自己資本が、1,000,000米ドルもしくは顧客取引から発生する負債項目の総額の2%のいずれか大きいほうの金額を維持することを要求しております。また、NSIはCFTC規則1.17号の適用を受けております。当該規制は、自己資本を定義上の顧客口座および非顧客口座に存在するすべてのポジションの8%を超過するトータル・リスク・マージン規制、もしくは現金1,000,000米ドルのうちいずれか大きいほうの金額を維持することを要求しております。NSIは米国SEC、CFTCあるいはさまざまな他の取引所の規制のうち、最も大きい金額を満たす自己資本を維持することを求められております。また、ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc.（以下「NGFP」）は、1934年証券取引所法下のOTCデリバティブ・ディーラーとして登録されております。NGFPは、2021年10月6日にCFTCにスワップ・ディーラーとして登録され、2021年11月1日に米国証券取引委員会（以下「SEC」）にデリバティブ・ディーラーとして登録されました。NGFPはSEC規制18a-1およびCFTC規制23.101に基づいて自己資本の計算を行い、自己資本の金額が、20,000,000米ドルあるいはSECの要求するリスク・マージン額の2%あるいはCFTCの要求するリスク・マージン額の2%のいずれかより大きい金額を維持することを求められています。その他の米国子会社として、インスティテュート、LLC（以下「ILLC」）は、米国SECから証券会社として登録されており、FINRAの会員となっております。さらに、ILLCは、CFTCにおける仲介ブローカーとして登録されており、米国先物機構や、その他のさまざまな取引所の会員となっております。ILLCは、米国SECの規制15c3-1の適用を受けております。当該規制は、代替方法により定義される自己資本が、1,000,000米ドル、顧客取引から発生する負債項目の総額の2%もしくはCFTC最低要件のいずれか大きいほうの金額を維持することを要求しております。ILLCはCFTCの要求する、最低自己資本額の要求を受けております。CFTCが認定する仲介ブローカーとして、最低45,000米ドルの純資産の維持が求められており、調整後純資産額

は米国先物機構が要求する水準が求められており、純資産額は規制15c3-1(a) が要求する水準が求められております。2024年3月31日および2025年3月31日現在、NSI、NGFP、ILLCは適用されるすべての自己資本規制要件を充足しております。

欧州において、ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC（以下「NEHS」）は、連結ベースで、英国ブルーデンス規制機構による法的監督下にあります。その連結は、2000年金融サービス・市場法、自己資本要求規則および健全性規制機構規則集下の要件に従って作成されております。NEHSの最も重要な連結子会社でありますノムラ・インターナショナル PLC（以下「NIP」）は、証券仲介・売買業務を行っております。NIPは、英国ブルーデンス規制機構による規制を受けており、最低資本要件の充足が義務付けられております。NIPはさらに、Non-US Swap Dealer（以下「SD」）としてCFTCに登録されており、条件付きのSecurity-based Swap DealerとしてSECに登録されております。NIPは全米先物協会（以下「NFA」）のメンバーです。SECとCFTCは、英国の規制が米国のドッド・フランク法で求められる要件を満たす同等性を認め、代替的コンプライアンスの利用が認められています。NIPは、自己資本と証拠金、報告、記録管理等のような特定の分野において、代替的コンプライアンスの利用を選択しました。また、NEHSの別の連結子会社でありますノムラ・バンク・インターナショナル PLC（以下「NBI」）も同様に英国ブルーデンス規制機構による規制を単体で受けております。NEHSには他にも、ドイツのノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ・ヨーロッパ GmbH（以下「NFPE」）、フランスのバンク・ノムラ・フランス（以下「BNF」）、ルクセンブルクのノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A.（以下「NBL」）を含む、EU自己資本要求規則および現地規制による法的監督下にある連結子会社があります。NFPEは独連邦金融監督庁（BaFin）より規制を受けており、BNFは仏健全性監督破綻処理機構（ACPR）より規制を受けており、また、NBLはルクセンブルク金融監督委員会（CSSF）より規制を受けております。2024年3月31日および2025年3月31日現在、NEHSは連結上、NIP、NBI、NFPE、BNFおよびNBLは単体上、それぞれ適用されるすべての自己資本規制に関する要件を充足しております。

アジアにおいて、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（以下「NIHK」）およびノムラ・シンガポール LIMITED（以下「NSL」）は、それぞれの当局により規制を受けております。NIHKは香港証券先物委員会の監督下で、有価証券の販売、取引および決済、先物取引、証券・先物取引に関する助言業務、コーポレートファイナンス、およびウェルスマネジメントに関する認可を取得しております。台湾支店を含むNIHKの活動は、証券先物（ファイナンシャル・リソース）規制（以下「FRR規制」）により、常時、定められた流動資本要求額を下回ることのない流動資本を維持した上でなされることが求められます。流動資本とは、流動資産額が認定負債額を超える部分を指します。流動資本要求額はFRR規制によりあらかじめ決められた条件により計算されます。NSLはシンガポール通貨監督庁（以下「MAS」）の監督下で認可を受けたマーチャント・バンクとして、主に有価証券の販売および取引、証券に関する助言業務、コーポレートファイナンスおよびウェルスマネジメント等を行っております。NSLはシンガポールにおいてMASにより規制されているため、ドバイ・インターナショナル・フィナンシャル・センターの支店を含め、最低自己資本比率を課されております。2024年3月31日および2025年3月31日現在、NIHKおよびNSLは適用されるすべての資本規制に関する要件を充足しております。

19 関連会社およびその他の持分法投資先：

野村の重要な関連会社およびその他の持分法投資先には、株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）、野村不動産ホールディングス株式会社（以下「野村不動産ホールディングス」）があります。また、関連会社であるアメリカン・センチュリー・カンパニーInc. への投資に対して公正価値オプションを適用しており、「注記2 公正価値測定」において開示しております。

NRI

NRIは、情報システムの開発・運用処理業務および調査研究・経営コンサルティング業務を行っております。野村は、NRIの主要顧客のひとつであります。

野村のNRIに対する持分は2024年3月期および2025年3月期においてそれぞれ23.0%、23.0%であります。

野村不動産ホールディングス

野村不動産ホールディングスは、野村不動産グループの持株会社であり、主な事業内容は、住宅事業、賃貸事業、資産運用事業、その他不動産に関連する業務となっております。

野村の野村不動産ホールディングスに対する持分は2024年3月期および2025年3月期においてそれぞれ37.5%、37.2%であります。

当社の持分法による帳簿価額は投資先に係る純資産持分を2024年3月期および2025年3月期においてそれぞれ27,053百万円、31,576百万円上回っております。これらの額は主要な持分法投資先にかかる持分法によるのれんの未償却残高で主に構成されておりますが、野村不動産ホールディングスを含む一部の投資先にかかる純資産持分が、持分法による帳簿価額を超過するために生じる純資産持分と簿価との差額も含まれております。

要約財務情報

重要な関連会社（公正価値オプションを適用している関連会社を含む）を合計した要約財務諸表は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
資産合計	3,370,063	3,849,351
負債合計	2,204,376	2,597,957

	(単位：百万円)	
	2024年3月期	2025年3月期
収益	1,187,696	1,254,864
金融費用以外の費用	937,551	965,914
当該会社に帰属する当期純利益	176,705	209,174

関連会社およびその他の持分法投資先との債権債務および取引の概要は、以下のとおりであります。なお、公正価値オプションを適用しているアメリカン・センチュリー・カンパニーズInc. への投資額については、下表に含まれておらず、連結貸借対照表上、その他の資産—その他に含めております。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
関連会社に対する投資	452,437	497,435
関連会社に対する貸付金	9,580	8,954
関連会社に対するその他の債権(1)	24,782	38,351
関連会社に対するその他の債務(2)	29,546	26,643

(1) 使用权資産を2024年3月期および2025年3月期にそれぞれ23,157百万円および20,664百万円計上しております。

(2) オペレーティング・リース負債を2024年3月期および2025年3月期にそれぞれ23,157百万円および20,664百万円計上しております。

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
収益	2,172	3,887
金融費用以外の費用	53,177	52,721
ソフトウェア、有価証券および有形固定資産の購入	15,367	44,954

関連会社およびその他の持分法投資先に対する投資のうち取引所価格のあるものの帳簿価額および公正価値の総計は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
帳簿価額	394,091	429,968
公正価値	844,412	919,677

持分法投資先からの投資利益と持分法投資先および公正価値オプションを適用している関連会社からの配当額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
持分法投資先からの投資利益(1)	45,687	52,454
持分法投資先および公正価値オプションを適用している関連会社からの配当額(2)(3)	27,770	37,067

(1) 連結損益計算書上、収益—その他に計上されております。

(2) 公正価値オプションを適用している関連会社からの配当は連結損益計算書上、金融収益に計上されております。

(3) 当年度末の開示方法と整合させるために過去に遡り組み替えて表示しております。

決算日後に生じた事象

野村は、保有資産の有効活用を目的として、2025年4月10日に、東京都港区高輪二丁目に所在する土地および建物を譲渡しました。取引相手には関連会社である野村不動産ホールディングス株式会社の子会社である野村不動産株式会社および第三者金融会社が含まれております。この売却の結果、2026年3月期第1四半期の連結財務諸表において、約56,144百万円の売却益が収益として認識される見込みです。

20 コミットメント、偶発事象および債務保証：

コミットメント

信用および投資関連コミットメント

野村は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、野村は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。中央清算機関の会員として、野村は他の会員が債務不履行に陥った際に、国債および政府系機関債を裏付けとしたリバース・レポの取引相手になり、流動性資金の提供を行う確約をしております。これらの契約のもとでのコミットメント残高はすべて下記、貸出コミットメントに含まれております。

また野村は、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高は投資コミットメントに含まれております。

2024年3月31日および2025年3月31日現在において、上記の各コミットメントの残高は、それぞれ以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	2024年3月31日	2025年3月31日
貸出コミットメント		
中央清算機関への流動性提供	1,724,901	2,038,836
その他の貸出コミットメント	1,380,710	1,199,287
合計	3,105,611	3,238,123
投資コミットメント	31,989	25,677

2025年3月31日現在の上記コミットメントの満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

	契約金額	(単位：百万円)			
		満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
貸出コミットメント					
中央清算機関への流動性提供	2,038,836	2,038,836	—	—	—
その他の貸出コミットメント	1,199,287	256,489	449,094	303,339	190,365
合計	3,238,123	2,295,325	449,094	303,339	190,365
投資コミットメント	25,677	4,563	3,813	580	16,721

貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、野村の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、当該信用関連コミットメントの契約金額は必ずしも将来の現金所要額を表わしているわけではありません。契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なるものになります。野村は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に野村が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

その他のコミットメント

建物設備等の工事、広告宣伝、コンピュータ・IT関連の維持管理などに関する契約を含む物品およびサービスを購入する義務は、2024年3月31日現在94,478百万円、2025年3月31日現在91,877百万円となっております。

2025年3月31日現在の上記購入義務の支払年限別の情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	合計	支払年限					
		1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
購入義務	91,877	14,323	69,232	3,896	2,845	1,362	219

上記には、日本橋地区の再開発不動産の一部を組合から購入する義務が含まれております。

野村は担保付契約および担保付調達に関連する金額を含む売戻契約および買戻契約を結ぶ義務を負っております。これらのコミットメントは2024年3月31日現在、売戻契約に対して2,926十億円および買戻契約に対して1,408十億円、2025年3月31日現在、売戻契約に対して1,880十億円および買戻契約に対して1,305十億円となっております。

野村は顧客に対し、顧客が保有する債券を買い取るコミットメントを締結しております。その金額は、2024年3月31日現在17十億円、2025年3月31日現在33十億円です。

証券決済機関および取引所の会員として、野村は当該決済機関および取引所に対して債務不履行となった他の会員の財務上の義務の一部を支払うことを要求される可能性があります。これらの保証は一般的に会員契約の下で求められます。これらのリスクを軽減するために取引所および決済機関はしばしば会員に担保を差し入れることを求めます。このような保証の下で野村が支払いを行う可能性は低いと考えられます。

偶発事象

訴訟およびその他の法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金および訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上で個々の法的手続きおよび請求について定期的に評価を行い、これらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」（以下「編纂書450」）に従い、個々の事案について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失が発生する合理的な可能性がある場合、当社はその法的手続きまたは請求の詳細を以下において開示します。編纂書450において合理的な可能性がある場合とは当社に対する損失の発生蓋然性は高くはないが、その可能性が低いとまではいえない場合であると定義されております。2024年3月31日および2025年3月31日現在、未解決の訴訟その他の法的手続きのうち、損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能であるものについて認識した負債はそれぞれ21,177百万円、14,240百万円であり、連結貸借対照表上、その他の負債に計上しております。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき、当社は、これらの法的手続きの解決が当社の財政状態に重大な影響を与えるものではないと考えています。しかしながら、これらの事案の結果が、特定の四半期または事業年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの一部について、当社は、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額または合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができます。これらの見積もりは、各事案において野村に対して主張されている特定の損害額や請求等の連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき算出されています。2025年6月23日現在、当社は、合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができるこれらの事案において、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額の合計は、約520億円であると見積もっています。

その他の主要な訴訟および法的手続きについて、当社は合理的に発生する可能性のある損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ①法的手続きが初期段階にあり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分でないこと、②相手方が損害を明らかにしていないこと、③損害に根拠がないこと、または損害が誇張されていること、④係属中の控訴または申立ての結果が不確かであること、⑤時効の適用等を含め、請求の却下にもつながる重要な法律問題が解決されていないこと、⑥請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的論点が争われていること、または⑦野村に対し金銭の支払を求める判決等がなされたが、その理由や金額の算定の背景等の詳細を受領していないこと等が挙げられます。

野村は、引き続き、野村に対する関係当局等による調査手続き等において適切に対応するとともに、これらの訴訟や法的手続きにおいてその正当性を主張してまいります。

2010年10月および2012年6月に、Fairfield Sentry およびFairfield Sigmaの2つのファンド（共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」）が過去にノムラ・インターナショナル PLC（以下「NIP」）に支払った償還金の返還を求めて、2件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC（米国証券投資者保護法に基づき2008年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」）を主たる運用先としていました。1件目の訴訟は2010年10月5日にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所に移送されました。2件目の訴訟はBLMISの破産管財人（以下「Madoff管財人」）がニューヨーク南部地区米国破産裁判所に提起した訴訟で、2012年6月に、NIPが被告として追加されたものです。これら2件の訴訟は、同じ約34百万米ドルの償還金および金利の返還を請求するものです。

2011年11月、NIPは、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所において、Madoff管財人からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィーダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を2008年12月11日（BLMISに対して破産手続きが開始された日）以前の6年間に受け取ったと主張し、連邦破産法およびニューヨーク州法に基づき、約24.4百万米ドルおよび金利の返還を請求しています。

当社の米国子会社では、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者（以下「オリジネーター」）から不動産担保付ローンを購入することで、住宅用不動産担保ローンを住宅用不動産ローン担保証券（以下「RMBS」）とする証券化を行っておりました。これらの子会社では、借り手の特性や物件の状況（信用状態やガイドライン、法律への準拠を含む）などローンに関する表明保証（representations）をオリジネーターから受け入れ、証券化に際し信託受託者に対して提供していました。2005年から2007年の間に発行されたRMBSに関して、これらの子会社は合計3,203百万米ドルの買戻請求を受けましたが、表明違反請求に適用される時効成立後の請求には応じていません。一部の投資家は2011年から2014年にかけて、受託者を通じて契約違反の訴訟を提起しています。契約違反に関する請求に適用される6年の時効成立前に提起された訴訟については、却下されることなく係属中であり、証拠調べ手続きが終了しました。当社は裁判外でこれらの和解の可能性を模索してきました。5信託に関する訴訟について和解契約を締結し、訴訟は終結しました。残る2信託については、証券保有者による和解契約の決議が完了しており、裁判所による和解契約の承認手続きが行われております。

NIPは2009年にモンテパスキ銀行（以下「MPS」）との間で締結したデリバティブ取引に関して、以下に記載のイタリアでの2件の民事訴訟手続きおよび行政手続きに関与しています。当該デリバティブ取引については刑事手続きの審理も行われましたが、NIPおよびNIPの元従業員2名の無罪判決が確定しています。また、その他の民事訴訟も終結しています。

2018年1月、Alken Fund Sicav（ルクセンブルク籍のファンドAlken Fund European Opportunities、Alken Fund Absolute Return Europeの代理人）およびファンド管理会社Virmont S.A.（旧Alken Luxembourg S.A.）（以下総称して「Alken」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役合計5名ならびにNIPに対して提起されたもので、Alkenは約434百万ユーロおよび金利の損害賠償等を請求しています。2021年7月、裁判所はAlkenの請求をすべて棄却しました。2022年2月、Alkenは当該判決について、ミラノ控訴裁判所に控訴しました。2023年11月、ミラノ控訴裁判所はAlkenからの控訴を棄却しました。2024年1月、Alkenは当該判決について、イタリア最高裁判所に上告しました。

2019年5月、York Global Finance Offshore BDH (Luxembourg) Sarlおよびそれに関連すると思われる多くのファンド（以下総称して「York」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役合計3名ならびにNIPに対して提起されたもので、Yorkは約186.7百万ユーロおよび金利の損害賠償等を請求しています。2024年5月、裁判所はYorkの請求をすべて棄却しました。2024年6月、Yorkは当該判決について、ミラノ控訴裁判所に控訴しました。

また、NIPはイタリア金融規制当局（以下「CONSOB」）より、当該デリバティブ取引に関する虚偽情報の市場への流布について課徴金調査手続きを開始する旨の送達を受けました。受領した通知では、当該デリバティブ取引に関連して、MPS、MPSの元役員3名、NIPの元役職員2名が被審人として挙げられており、NIPは当該元役職員に課せられる罰金の支払いに対して雇用者として連帯責任を負う者として挙げられておりました。2018年5月22日、CONSOBは、NIPの元役職員2名それぞれに対し、10万ユーロの罰金を命じる決定を下し、また、それらの元役職員が、それぞれ3か月間および6か月間、イタリア法に基づき必要となる上級職務資格の要件を満たさないとの決定を下しました。NIPは当該罰金の支払いに対して連帯責任を負うことから、これら罰金の支払いを行い、当該決定についてミラノ控訴裁判所に対し不服申立てを行いました。2020年12月、ミラノ控訴裁判所はCONSOBの決定を覆しました。CONSOBはイタリア最高裁判所に対し上訴しましたが、その後、上訴は取下げられ、本件は終結しました。

2021年5月20日、欧州委員会は、NIP、当社および他の複数の銀行に対し、欧州国債の発行および流通市場における取引に関連して欧州競争法に違反する行為があったとする決定を発出しました。欧州委員会は、欧州国債市場における反競争的な合意形成や協調的行動による欧州競争法違反を認定し、NIPおよび当社に対し、約129.6百万ユーロの課徴金の支払いを命じました。当該課徴金については暫定的に支払を行っています。2021年8月、NIPおよび当社は、この決定に対し欧州連合の一般裁判所へ不服申立てを行いました。2025年3月、一般裁判所は欧州委員会の決定を支持しましたが、NIPおよび当社の課徴金額を約125.6百万ユーロに減額しました。2025年6月、NIPおよび当社は、欧州司法裁判所へ上訴しました。

NIPは、欧州国債の発行市場および流通市場における価格操作により米国独占禁止法違反があったとして、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起された集団訴訟の被告となっていました。NIPおよびその他の被告らは、法的責任は認

めない形で原告との和解に合意し、裁判所による和解の最終承認を得ております。

野村は、債券発行に関連する金利スワップ取引に関連して、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」）からの情報提供の要請に対応しました。2021年2月1日、CFTCは、2015年に行われた金利スワップ取引に関連して、野村の社員1名に対し、米国商品取引所法の詐欺・価格操作および不実陳述規制に違反したとして、民事訴追手続きを開始しました。

2017年9月および2017年11月、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（以下「NIHK」）およびノムラ・スペシアル・インベストメンツ・シンガポール Pte Limited（以下「NSIS」）はそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSIS、その関係会社、China Firsttextile (Holdings) Limited（以下「FT」）および関係する個人に対してFirst Commercial Bank, Ltd.、Land Bank of Taiwan Co., Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taishin International Bank、E.Sun Commercial Bank, Ltd.、CTBC Bank Co., Ltd.、Hwatai Bank, Ltd. およびBank of Taiwan（以下総称して「FTシンジケート団銀行」）から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務め、NSISを含めたFTシンジケート団銀行によって実行されたFTに対する100百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。FTシンジケート団銀行は、台湾法の不法行為等を根拠として約68百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めました。台北地方裁判所は2023年10月13日付判決において、FTシンジケート団銀行の請求を全面的に棄却しました。2023年11月、FTシンジケート団銀行8行のうち7行（First Commercial Bank, Ltd.、Land Bank of Taiwan Co., Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taishin International Bank、E.Sun Commercial Bank, Ltd.、CTBC Bank Co., Ltd. およびBank of Taiwan）は台湾高等法院（高等裁判所）に控訴し、当該訴訟は2024年2月から同裁判所にて係属中です。約63百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。

2017年8月、NIPは、ドイツのケルン検察より、野村グループの元社員らによる脱税行為への関与につき捜査を行っている旨の連絡を受けました。本件捜査は、2007年から2013年における特定のドイツ株について配当基準日前後に行われた取引の計画および実施、また税還付申告に関するものであり、元社員らの一部がドイツにおける捜査手続きの対象となっております。これにともない、NIPおよび野村グループの該当会社は、取引データその他関連資料の提出等の検察の要請に対応しております。2023年4月、野村グループのフランクフルトのオフィスに対し、検察による捜査が実施されました。特定のドイツ株について、上記以外の取引も捜査対象となっているものと思料されます。今後野村グループおよび元社員らに対する捜査が裁判に移行されるに至った場合には、判決により元社員らに刑事罰が科され、また該当会社に対して行政罰としての課徴金および利益没収等の処分が科される可能性があります。

2022年8月以降、当社のインド子会社であるNomura Financial Advisory and Securities (India) Private Limited（以下「NFASI」）は、同社を含む複数の被告とともにボンベイ高等裁判所に提起された7件の訴訟およびムンバイ市民事裁判所に提起された1件の訴訟について送達を受けました。いずれの訴訟も同じ株式売却に関するものであり、原告8名の株式売却について、NFASIがファイナンシャル・アドバイザーを務めていました。原告らは、NFASIがファイナンシャル・アドバイザーとしての義務を履行しなかった等と主張しています。請求額は、合計約52億インドルピーおよび金利です。

2024年10月、NIPは、イタリアの会計検査院の検察官より、NIPがイタリアの地方公共団体との間で2005年に締結したアドバイザー契約に関連して、民事訴訟を提起されました。検察官は、NIPが顧客に対し損害を生じさせたと主張し、約122.8百万ユーロの損害賠償を請求しています。

2025年5月、当社の連結子会社である野村証券株式会社は、フィッシング詐欺等による証券口座への不正アクセス等により、第三者が顧客の資産を利用して、有価証券等の売買等を行ったことにより発生した被害について、被害状況を十分に精査し、個別の事情に応じて一定の被害補償を行う方針といたしました。

NIPおよびNomura Singapore Limited（以下「NSL」）は、2017年から2023年にかけて顧客とNIPまたはNSLとの間で行われたデリバティブ取引に関連し、過大請求および契約違反による損害があったとして、当該顧客より損害賠償等の請求を受けています。現時点では当該請求にかかる訴訟は提起されていません。

野村は、上記の主な訴訟その他の法的手続きに加えて、トレーディング、ファイナンス、プライム・ブローカレッジ、マーケットメイキング、アドバイザーサービス、投資運用サービス、財務報告を含む野村が行う業務に関し、取引先等の第三者から訴訟等による請求を受け、または規制当局、税務当局、およびその他の政府機関による公式および非公式の検査、情報提供要請、監査、査定、調査等を受ける場合があります。そのうちの一部は野村に不利な判決、和解、罰金、制裁、差止命令、または一部の業務の停止等の結果につながる可能性があります。これらは、現時点では重要なものとは認められず、個別には主な訴訟その他の法的手続きとして開示しておりません。

債務保証

野村は、通常の業務の一環として、スタンバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、野村は債務保証の会計上の定義に該当する一定のデリバティブ契約を行っております。こうしたデリバティブ契約は、被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動にともなって債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるような契約であります。野村は顧客がこれらのデリバティブ契約を投機目的で行っているのかまたはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、債務保証の定義に該当すると考えられるデリバティブ契約に関して以下で情報を開示しております。

これらのデリバティブ契約によって野村が将来支払う可能性がある潜在的な最大金額の情報として、契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ契約に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。

想定元本額は、これらのデリバティブ契約から生じる予想損失額を表しているわけではありません。デリバティブ取引は公正価値で認識されているため、帳簿価額が個々の取引に対する支払可能性、履行リスクを最も適切に表すものと考えております。野村は反対取引や市場リスクをヘッジする契約を行うことで、これらの一定のデリバティブ契約に対するネット・エクスポージャーを軽減することがあります。

債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引、スタンバイ信用状およびその他の債務保証は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2024年3月31日		2025年3月31日	
	帳簿価額	潜在的な最大支払額または契約額	帳簿価額	潜在的な最大支払額または契約額
デリバティブ取引 (1)(2)	11,286,872	613,663,415	9,399,725	609,318,612
スタンバイ信用状および その他の債務保証 (3)	—	3,561,640	—	4,939,056

(1) クレジット・デリバティブは「注記3 デリバティブ商品およびヘッジ活動」で開示されており、上記には含まれておりません。

(2) 主にエクイティ・デリバティブ、金利デリバティブおよび為替取引で構成されております。

(3) 主に特定のスポンサード・レポプログラムに関連して野村が清算機関に対して行う顧客の支払義務に関する保証を含んでおります。野村は当該保証の潜在的な最大支払額に対して、概ね同額の担保を顧客に要求することで、野村のエクスポージャーを最小化しています。

2025年3月31日現在の債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引、スタンバイ信用状およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	潜在的な最大支払額または契約額				
		計	満期年限			
			1年以内	1～3年	3～5年	5年超
デリバティブ取引	9,399,725	609,318,612	161,262,557	205,213,613	51,051,118	191,791,324
スタンバイ信用状および その他の債務保証	—	4,939,056	4,889,013	39,594	10,426	23

21 セグメントおよび地域別情報：
[事業別セグメント]

野村の業務運営および経営成績の報告は、ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われております。野村の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。各事業別セグメントの収益と対応するサービスおよび商品については「注記4 顧客に提供したサービスから得た収益」をご参照ください。野村は、2024年4月1日付で「営業部門」を「ウェルス・マネジメント部門」に改称しました。

ウェルス・マネジメント部門は、主に日本国内の個人投資家等に対し資産管理型営業によるサービスを提供しております。インベストメント・マネジメント部門は、主に投資信託の設定や運用、国内外の投資家に対する投資一任サービス、投資法人や機関投資家向けファンドの運用や管理、匿名組合管理など、さまざまな投資運用サービスや投資ソリューションを提供しております。ホールセール部門は、全世界的な規模で債券、株式、デリバティブや為替のセールスおよびトレーディング業務を行うとともに、債券および株式の引受および売出し業務、M&Aの仲介、財務アドバイザー業務などの多様な投資銀行サービスを提供しております。

野村の経営上の最高業務意思決定者は経営会議（EMB）であり、これはビジネスセグメントのパフォーマンスを評価し、リソースを配分する主要な管理機能です。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定のセグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる野村の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示されております。

次の表は、2024年3月期および2025年3月期における事業別セグメントの業績を示したものであります。EMBは、純収益、非金利費用、税引前利益などのビジネスセグメントの結果を定期的にレビューします。EMBは、これらの指標を特定のセグメント固有のKPIや予算とともに使用し、セグメントのパフォーマンスを評価し、リソースや資本の配分を含む重要な業務上の意思決定を行います。総資産についての事業別セグメント情報は、EMBが経営の意思決定上当該情報を利用していないため、開示しておりません。

(単位：百万円)

	ウェルス・マネジメント部門	インベストメント・マネジメント部門	ホールセール部門	その他（消去分を含む）	計
2024年3月期					
金融収益以外の収益	395,900	149,575	875,664	125,640	1,546,779
純金融収益	6,461	4,568	△9,517	24,050	25,562
収益合計（金融費用控除後）	402,361	154,143	866,147	149,690	1,572,341
金融費用以外の費用(1)	279,682	93,945	812,236	102,287	1,288,150
税引前当期純利益	122,679	60,198	53,911	47,403	284,191
2025年3月期					
金融収益以外の収益	440,553	181,010	1,015,803	173,065	1,810,431
純金融収益	10,934	11,463	42,135	19,071	83,603
収益合計（金融費用控除後）	451,487	192,473	1,057,938	192,136	1,894,034
金融費用以外の費用(1)	280,736	102,882	891,656	145,247	1,420,521
税引前当期純利益	170,751	89,591	166,282	46,889	473,513

(1) 主に人件費、不動産関係費、情報・通信関連費および専門家報酬が含まれております。

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行われております。

次の表は、その他の欄の税引前当期純利益（△損失）の主要構成要素を示したものであります。

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
経済的ヘッジ取引に関連する損益	2,021	△5,809
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	21,027	1,475
関連会社損益の持分額	46,420	51,221
本社勘定	△11,997	△5,884
その他 ⁽¹⁾	△10,068	5,886
計	47,403	46,889

(1) その他には、自社の信用リスクによる影響額等が含まれております。

次の表は、前出の表に含まれる合算セグメント情報の、野村の連結損益計算書上の収益合計（金融費用控除後）、金融費用以外の費用計ならびに税引前当期純利益（△損失）に対する調整計算を示したものであります。

(単位：百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
収益合計（金融費用控除後）	1,572,341	1,894,034
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益(1)	△10,341	△1,549
連結収益合計（金融費用控除後）	1,562,000	1,892,485
金融費用以外の費用計	1,288,150	1,420,521
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	—	—
連結金融費用以外の費用計	1,288,150	1,420,521
税引前当期純利益	284,191	473,513
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益(1)	△10,341	△1,549
連結税引前当期純利益	273,850	471,964

(1) 売却した投資持分証券にかかる評価損益の戻入れを含んでおります。

[地域別情報]

野村の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行われております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて野村の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をおいております。

次の表は、2024年3月期および2025年3月期における地域別業務ごとの収益合計（金融費用控除後）および税引前当期純利益（△損失）ならびに2024年3月末および2025年3月末時点での野村の事業にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計（金融費用控除後）は、主にそれぞれ米国および英国における野村の事業から構成されております。なお、地域別配分方法において、収益合計（金融費用控除後）および長期性資産については外部顧客との取引高を基準とし、税引前当期純利益（△損失）については、地域間の内部取引を含む取引高を基準としております。

(単位：百万円)		
	2024年3月期	2025年3月期
収益合計（金融費用控除後）(1)：		
米 州	453,069	589,122
欧 州	269,292	375,648
アジア・オセアニア	56,684	61,730
小 計	779,045	1,026,500
日 本	782,955	865,985
連 結	1,562,000	1,892,485
税引前当期純利益（△損失）：		
米 州	14,650	65,753
欧 州	△33,064	20,348
アジア・オセアニア	23,795	50,878
小 計	5,381	136,979
日 本	268,469	334,985
連 結	273,850	471,964

(1) 単独で重要とみなされる外部の顧客との取引から生ずる収益はありません。

(単位：百万円)		
	2024年3月31日	2025年3月31日
長期性資産：		
米 州	121,633	111,312
欧 州	62,063	55,515
アジア・オセアニア	33,820	31,656
小 計	217,516	198,483
日 本	270,924	270,693
連 結	488,440	469,176

決算日後に生じた事項

2025年4月1日付けでバンキング部門を新設いたしました。バンキング部門は、傘下のエンティティである野村信託銀行とNomura Bank (Luxembourg) S.A. のそれぞれの強みである「プライベート」「オーダーメイド」といった特長を活かし、お客様の資産形成や円滑な資産承継等のさまざまなニーズに応じてまいります。新設されたバンキング部門は事業セグメントとなります。

22 関連当事者取引：

野村は取締役およびその他の関連当事者に対し資金の貸付を行っております。取締役およびその他の関連当事者に対する貸付は重要ではありません。

23 後発事象：

マッコーリー・グループの資産運用会社の買収

2025年4月22日、野村はMacquarie Management Holdings, Inc.、Macquarie Investment Management Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.、およびMacquarie Investment Management Holdings (Austria) GmbHの全持分を取得する持分譲渡契約を締結しました。当該持分の譲渡は、所定の規制当局の承認を経て、2025年12月末までに完了する予定であり、完了時点でこれらの会社は野村の連結子会社となります。

この取引は編纂書805「企業結合」に基づき企業結合として会計処理され、この取引の結果、野村はのれんおよび特定の無形資産を取得する予定です。取得対価は現金で約18億米ドル（約2,612億円（1米ドル＝145.12円換算））の見込みであり、譲渡完了時点の対象事業の預り資産の金額や運転資本、負債等の状況により取得対価は調整される可能性があります。

買収完了後、野村は取得した事業をインベストメント・マネジメント部門の報告セグメントに含める予定です。

⑥【連結附属明細表】

社債および借入金等の内容につきましては、「〔連結財務諸表注記〕 5 担保付取引、 9 リースおよび11 借入」に記載されております。リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

当連結会計年度期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首および当連結会計年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	第121期 連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
収益合計（百万円）	2,459,451	4,736,743
収益合計（金融費用控 除後）（百万円）	937,769	1,892,485
税引前中間（当期） 純利益（百万円）	235,941	471,964
当社株主に帰属する 中間（当期）純利益 （百万円）	167,325	340,736
1株当たり当社株主に 帰属する中間（当期） 純利益（円）	56.63	115.30

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第120期 (2024年 3 月31日)	第121期 (2025年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金および預金	234,014	149,655
短期貸付金	4,954,878	5,073,550
未収入金	6,874	3,339
未収還付法人税等	9,643	—
その他	320,711	275,187
流動資産計	5,526,121	5,501,732
固定資産		
有形固定資産	32,289	35,808
建物	6,752	6,005
器具備品	9,334	9,208
土地	210	0
建設仮勘定	15,994	20,595
無形固定資産	76,623	76,170
ソフトウェア	76,623	76,169
その他	0	0
投資その他の資産	4,991,747	5,468,736
投資有価証券	※1 109,850	※1 103,586
関係会社株式	※1 2,497,092	※1 2,493,762
その他の関係会社有価証券	44,806	50,819
関係会社長期貸付金	2,214,233	2,714,583
長期差入保証金	21,304	21,223
繰延税金資産	84,059	67,034
その他	20,427	17,752
貸倒引当金	△23	△23
固定資産計	5,100,659	5,580,713
資産合計	10,626,780	11,082,445
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2,349,226	2,919,110
1年内償還予定の社債	287,040	550,231
貸借取引担保金	75,266	87,275
未払法人税等	2,431	6,723
賞与引当金	72,073	77,246
その他	90,922	106,542
流動負債計	2,876,957	3,747,126
固定負債		
社債	2,971,968	2,684,987
長期借入金	2,017,116	1,935,078
その他	219,842	139,243
固定負債計	5,208,926	4,759,308
負債合計	8,085,883	8,506,434

(単位：百万円)

	第120期 (2024年3月31日)	第121期 (2025年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	594,493	594,493
資本剰余金		
資本準備金	559,676	559,676
資本剰余金合計	559,676	559,676
利益剰余金		
利益準備金	81,858	81,858
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,537,390	1,548,616
利益剰余金合計	1,619,248	1,630,474
自己株式	△118,431	△143,482
株主資本合計	2,654,986	2,641,161
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	28,803	29,008
繰延ヘッジ損益	△143,162	△94,461
評価・換算差額等合計	△114,359	△65,452
新株予約権	270	303
純資産合計	2,540,897	2,576,011
負債・純資産合計	10,626,780	11,082,445

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	第120期 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31 日)	第121期 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31 日)
営業収益		
資産利用料	110,856	110,475
不動産賃貸収入	27,823	27,627
商標使用料	45,920	53,505
関係会社受取配当金	108,572	175,396
関係会社貸付金利息	239,682	274,818
その他の売上高	24,473	23,823
営業収益計	557,326	665,643
営業費用		
人件費	54,630	66,935
不動産関係費	39,980	39,387
事務費	77,140	85,192
減価償却費	29,861	29,310
租税公課	3,452	3,006
その他の経費	7,771	8,776
金融費用	267,527	305,994
営業費用計	480,359	538,600
営業利益	76,967	127,043
営業外収益	16,377	18,346
営業外費用	9,624	4,711
経常利益	83,720	140,679
特別利益		
関係会社清算益	1,619	—
投資有価証券売却益	17,993	1,511
新株予約権戻入益	548	93
固定資産売却益	—	69
特別利益計	20,160	1,673
特別損失		
投資有価証券売却損	6	35
投資有価証券評価損	2,467	190
関係会社清算損	55	—
関係会社株式売却損	—	3,032
関係会社株式評価損	167	1,132
固定資産除売却損	2,311	590
特別損失計	5,006	4,980
税引前当期純利益	98,873	137,372
法人税、住民税及び事業税	14,968	9,124
法人税等調整額	△6,642	△4,428
法人税等合計	8,325	4,696
当期純利益	90,548	132,675

③【株主資本等変動計算書】

第120期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰 余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計
当期首残高	594,493	559,676	559,676	81,858	1,544,020	1,625,878
当期変動額						
剰余金の配当					△60,164	△60,164
当期純利益					90,548	90,548
自己株式の取得						
自己株式の処分					△909	△909
自己株式の消却					△36,105	△36,105
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	△6,630	△6,630
当期末残高	594,493	559,676	559,676	81,858	1,537,390	1,619,248

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△118,377	2,661,670	40,198	△126,128	△85,930	2,363	2,578,102
当期変動額							
剰余金の配当		△60,164					△60,164
当期純利益		90,548					90,548
自己株式の取得	△61,029	△61,029					△61,029
自己株式の処分	24,871	23,961					23,961
自己株式の消却	36,105	－					－
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）			△11,395	△17,034	△28,429	△2,093	△30,521
当期変動額合計	△54	△6,684	△11,395	△17,034	△28,429	△2,093	△37,205
当期末残高	△118,431	2,654,986	28,803	△143,162	△114,359	270	2,540,897

第121期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰 余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計
当期首残高	594,493	559,676	559,676	81,858	1,537,390	1,619,248
当期変動額						
剰余金の配当					△112,541	△112,541
当期純利益					132,675	132,675
自己株式の取得						
自己株式の処分					△8,908	△8,908
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	11,226	11,226
当期末残高	594,493	559,676	559,676	81,858	1,548,616	1,630,474

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△118,431	2,654,986	28,803	△143,162	△114,359	270	2,540,897
当期変動額							
剰余金の配当		△112,541					△112,541
当期純利益		132,675					132,675
自己株式の取得	△59,006	△59,006					△59,006
自己株式の処分	33,955	25,047					25,047
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）			205	48,701	48,907	33	48,939
当期変動額合計	△25,051	△13,825	205	48,701	48,907	33	35,114
当期末残高	△143,482	2,641,161	29,008	△94,461	△65,452	303	2,576,011

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準および評価方法

(1) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法により算定）ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2 デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産および投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

7 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。

野村ブランドの使用の対価として受領する報酬は、サービス提供期間の経過とともに履行義務が充足されます。当該履行義務は通常の契約期間にわたり充足されると判断し、サービスの享受者の収入に応じて商標利用料収入として収益認識しております。

業務委託サービス提供の対価として受領する報酬は、サービス提供期間の経過とともに履行義務が充足されます。当該履行義務は通常の契約期間にわたり充足されると判断し、均等にその他の売上高として収益認識しております。

8 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、繰延ヘッジによっております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当社の社債および借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。また、為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務により、外貨建の子会社株式等にかかる為替変動リスクをヘッジしております。さらに一部のその他有価証券の株価変動リスクをヘッジするため、トータル・リターン・スワップを行っております。

(3) ヘッジ方針

社債および借入金にかかる金利変動リスクは、原則として発行額面または借入元本について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、外貨建子会社株式にかかる為替変動リスクは、原則として為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務によりヘッジしております。その他有価証券の株価変動リスクは、トータル・リターン・スワップによりヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果を対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等を定期的に比較する方法により、ヘッジの有効性を検証しております。

9 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	第120期 (2024年3月31日)	第121期 (2025年3月31日)
繰延税金資産	84,059百万円	67,034百万円

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の税務上の繰越欠損金のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り計上しています。将来課税所得については、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。繰延税金資産は期末日に見直し、将来の税金負担額を軽減する効果を有しないと判断された場合は、繰延税金資産の計上額を減額しています。繰延税金資産の内訳につきましては、[注記事項]（税効果会計関係）をご参照ください。

(貸借対照表関係)

※1 差入有価証券等の注記

第120期 (2024年3月31日)

消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等9,884百万円の差入れを行っております。

第121期 (2025年3月31日)

消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等11,203百万円の差入れを行っております。

2 保証債務の残高 (1)

第120期 (2024年3月31日)		
野村グローバル・ファイナンス株式会社	借入・社債・レポ取引	1,806,390百万円
ノムラ・インターナショナル・ ファンディングPte. Ltd.	借入・社債・レポ取引	1,254,064百万円(2)
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	借入・社債・レポ取引	932,013百万円(3)
ノムラ・インターナショナルPLC	借入・社債・レポ取引	763,006百万円
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・ プロダクツInc.	デリバティブ	678,354百万円(3)
ノムラ・インターナショナルPLC	デリバティブ	411,451百万円(3)
ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	借入・社債・レポ取引	381,874百万円
ノムラ・アメリカ・ファイナンスLLC	借入・社債・レポ取引	223,936百万円
ノムラ・コーポレート・ファンディング・アメリカLLC	借入・社債・レポ取引	159,367百万円
その他		344,544百万円(3)
第121期 (2025年3月31日)		
野村グローバル・ファイナンス株式会社	借入・社債・レポ取引	2,695,770百万円
ノムラ・インターナショナル・ ファンディングPte. Ltd.	借入・社債・レポ取引	1,986,675百万円(2)
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	借入・社債・レポ取引	821,199百万円(3)
ノムラ・インターナショナルPLC	借入・社債・レポ取引	808,271百万円
ノムラ・インターナショナルPLC	デリバティブ	511,264百万円(3)
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・ プロダクツInc.	デリバティブ	498,813百万円(3)
ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	借入・社債・レポ取引	408,259百万円
ノムラ・コーポレート・ファンディング・アメリカLLC	借入・社債・レポ取引	212,617百万円
ノムラ・アメリカ・ファイナンスLLC	借入・社債・レポ取引	179,734百万円
その他		280,572百万円(3)

(1) 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。

(2) ノムラ・インターナショナル・(ホンコン)LIMITEDと連帯して保証する債務を含んでおります。

(3) 野村証券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。

3 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

	第120期 (2024年3月31日)	第121期 (2025年3月31日)
短期金銭債権	5,274,209百万円	5,339,981百万円
短期金銭債務	2,389,654	2,993,943
長期金銭債権	2,247,549	2,745,295
長期金銭債務	1,134,669	1,798,271

4 貸出コミットメント

子会社に対し、劣後特約付コミットメントラインを設定しております。

	第120期 (2024年3月31日)	第121期 (2025年3月31日)
融資限度額	1,100,000百万円	1,100,000百万円
融資実行残高	819,310	815,803
未実行残高	280,690	284,197

5 担保に供している資産

	第120期 (2024年3月31日)	第121期 (2025年3月31日)
定期預金	2,944百万円	一百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	第120期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第121期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	539,053百万円	648,893百万円
営業費用	208,664	262,561
営業取引以外の取引高	5,183	6,237

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式

第120期 (2024年3月31日)

種類	第120期		
	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	31	434	403
関連会社株式	81,730	755,585	673,855

第121期 (2025年3月31日)

種類	第121期		
	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	31	551	519
関連会社株式	83,723	841,648	757,925

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	第120期 (2024年3月31日)	第121期 (2025年3月31日)
子会社株式	2,402,813	2,406,315
関連会社株式	12,518	3,693
計	2,415,331	2,410,007

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および負債の発生 の主な原因別内訳

	第120期 (2024年 3月31日)	第121期 (2025年 3月31日)
繰延税金資産		
有価証券等評価損	137,653百万円	134,369百万円
繰延ヘッジ損益	65,544	43,852
デリバティブ	-	7,283
地方税繰越欠損金	7,632	5,945
固定資産評価減	2,441	2,411
その他	3,139	2,869
繰延税金資産小計	216,409	196,730
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△6,599	△4,306
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△112,716	△114,306
評価性引当額小計	△119,315	△118,612
繰延税金資産合計	97,094	78,118
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△8,503	△9,169
デリバティブ	△1,629	-
繰延ヘッジ損益	△2,499	△1,594
その他	△404	△321
繰延税金負債合計	△13,035	△11,084
繰延税金資産の純額	84,059	67,034

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別内訳

	第120期 (2024年 3月31日)	第121期 (2025年 3月31日)
法定実効税率	31.0%	31.0%
(調整)		
永久に益金に算入されない収益項目	△35.6	△40.0
永久に損金に算入されない費用項目	12.2	11.4
評価性引当額	0.4	△1.7
特定外国子会社等課税対象留保金額	0.4	4.3
過年度法人税等	0.1	△0.4
外国税額控除	△0.2	△1.0
適用税率差異	0.3	0.2
その他	△0.3	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.4	3.4

2024年3月期において地方税繰越欠損金が一部失効し、関連する繰延税金資産が減少しましたが、当該繰延税金資産に対し評価性引当額を計上していたため、法人税等の負担率に重要な影響はありません。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が日本で2025年3月31日に成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度から防衛特別法人税の課税が行われることになりました。

これにともない、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31%から31.5%で再評価いたしました。

なお、この変更による影響額は重要な金額ではありませんでした。

4 法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っております。

（重要な後発事象）

（譲渡制限株式ユニットの付与）

2025年5月15日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。付与されるRSUの総数は55,950,200個（55,950,200株相当）です。RSUとは、付与から1年後から最長7年後に、対象者に対し、主に自己株式処分により当社の普通株式等を交付するというものです。

（業績連動型株式ユニットの付与）

2025年5月15日、当社は業績連動型株式ユニット（以下「PSU」）を当社の執行役に付与することを決議いたしました。付与されるPSUの基準株数は769,600株であり、支給率150%を適用した場合の株数は1,154,500株です。PSUとは、付与から3年後に、対象者に対し、業績評価期間における業績指標の実績に応じ、主に自己株式処分により当社の普通株式等を交付するというものです。

（自己株式の取得）

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式取得にかかる事項について決議いたしました。

（1）自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

（2）取得にかかる事項の内容

①取得する株式の種類

普通株式

②取得する株式の総数

1億株（上限）（発行済株式総数に対する割合3.2%）

③株式の取得価額の総額

600億円（上限）

④取得期間

2025年5月15日～2025年12月30日

（ただし、当社の各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。）

⑤取得方法

信託方式による市場買付

（信託契約の締結の時期およびその内容（買付開始時期含む）その他本件自己株式取得に関して必要な事項については、代表執行役または財務統括責任者に一任する。）

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	当期末減価償却累計額
有形固定資産						
建物	6,752	354	221	880	6,005	17,768
器具備品	9,334	1,510	52	1,583	9,208	26,140
土地	210	—	210	—	0	—
建設仮勘定	15,994	4,601	—	—	20,595	—
有形固定資産計	32,289	6,465	483	2,463	35,808	43,908
無形固定資産						
ソフトウェア	76,623	26,717	335	26,835	76,169	—
その他	0	—	—	0	0	—
無形固定資産計	76,623	26,717	335	26,835	76,170	—

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	23	—	—	23
賞与引当金	72,073	77,246	72,073	77,246

(2) 【主な資産および負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日および3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の売却 (買取請求)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別途定める金額
単元未満株式の買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
取扱期間	3月および9月の各月末直前の10営業日から月末までを除く営業日
取扱手数料	株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 (http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/) やむを得ない事由により電子公告ができない場合、日本経済新聞に掲載。
株主に対する特典	なし

(注) 1 定款において単元未満株式についての権利に関する定めを行っております。当該規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増請求をする権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類、確認書

事業年度 自 2023年4月1日 2024年6月26日関東財務局長に提出
(第120期) 至 2024年3月31日

(2) 有価証券報告書の訂正報告書およびその添付書類、確認書

第116期(自2019年4月1日至
2020年3月31日)有価証券報告書 2024年6月25日関東財務局長に提出
にかかると訂正報告書
第117期(自2020年4月1日至
2021年3月31日)有価証券報告書 2024年6月25日関東財務局長に提出
にかかると訂正報告書
第118期(自2021年4月1日至
2022年3月31日)有価証券報告書 2024年6月25日関東財務局長に提出
にかかると訂正報告書
第119期(自2022年4月1日至
2023年3月31日)有価証券報告書 2024年4月12日関東財務局長に提出
にかかると訂正報告書

(3) 内部統制報告書

事業年度 自 2023年4月1日 2024年6月26日関東財務局長に提出
(第120期) 至 2024年3月31日

(4) 内部統制報告書の訂正報告書

第116期(自2019年4月1日至
2020年3月31日)内部統制報告書 2024年6月25日関東財務局長に提出
にかかると訂正報告書
第117期(自2020年4月1日至
2021年3月31日)内部統制報告書 2024年6月25日関東財務局長に提出
にかかると訂正報告書
第118期(自2021年4月1日至
2022年3月31日)内部統制報告書 2024年6月25日関東財務局長に提出
にかかると訂正報告書
第119期(自2022年4月1日至
2023年3月31日)内部統制報告書 2024年4月12日関東財務局長に提出
にかかると訂正報告書

(5) 半期報告書および確認書

事業年度 自 2024年4月1日 2024年11月14日関東財務局長に提出
(第121期) 至 2024年9月30日

(6) 四半期報告書の訂正報告書および確認書

第119期第1四半期(自2022年4
月1日至2022年6月30日)四半期 2024年6月25日関東財務局長に提出
報告書にかかると訂正報告書
第119期第2四半期(自2022年7
月1日至2022年9月30日)四半期 2024年6月25日関東財務局長に提出
報告書にかかると訂正報告書
第119期第3四半期(自2022年10
月1日至2022年12月31日)四半期 2024年6月25日関東財務局長に提出
報告書にかかると訂正報告書

第120期第1四半期(自2023年4月1日至2023年6月30日)四半期	
2024年4月12日関東財務局長に提出	
報告書にかかる訂正報告書	
第120期第2四半期(自2023年7月1日至2023年9月30日)四半期	
2024年4月12日関東財務局長に提出	
報告書にかかる訂正報告書	
第120期第3四半期(自2023年10月1日至2023年12月31日)四半期	
2024年4月12日関東財務局長に提出	
報告書にかかる訂正報告書	
(7) 発行登録書およびその添付書類(株券、社債券等)	2024年5月17日(株式)
	2024年8月16日(社債) 関東財務局長に提出
(8) 発行登録追補書類およびその添付書類(株券、社債券等)	2025年4月16日(株式)
	2025年6月6日(社債)
	2025年6月6日(社債) 関東財務局長に提出
(9) 訂正発行登録書	2024年6月26日(株式)
	2025年5月1日(株式)
	2025年5月1日(社債)
	2025年5月15日(株式)
	2025年5月15日(社債)
	2025年5月19日(社債) 関東財務局長に提出
(10) 臨時報告書	
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条	2024年5月7日
第2項第1号の規定に基づく	2024年5月16日
	2025年5月1日
	2025年5月15日 関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条	2025年5月15日 関東財務局長に提出
第2項第2号の2の規定に基づく	
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条	2024年6月26日 関東財務局長に提出
第2項第9号の2の規定に基づく	
(11) 臨時報告書の訂正報告書	
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条	2025年5月1日 関東財務局長に提出
第2項第1号の規定に基づく	
(12) 自己株券買付状況報告書	
	2024年7月11日
	2024年8月14日
	2024年9月12日
	2024年10月11日
	2025年5月14日
	2025年6月12日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月23日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 豊 大

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 慎 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 尾 充 洋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 田 俊 郎

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本勘定変動表、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第316条の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

特定のレベル3の金融商品の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
「注記2 公正価値測定」に開示されているとおり、2025年3月31日において、会社は主に経常的に公正価値評価している金融商品の内、公正価値階層のレベル3の区分に金融資産及び金融負債をそれぞれ1,592十億円、855十億円計上している。これらはトレーディング、顧客取引又は投資目的で保有されている金融商品である。また、これらの金融商品の公正価値を決定するために、会社は独自の仮定や特定のデータを反映した、観察不能な評価インプットを使用している。これらの評価インプットは金融商品の評価に重要な影響を与えるが、市場活動による裏付けがほとんどないか、もしくは全くないものである。加えて、これらの金融商品の評価には複雑な評価モデルが用いられることがある。 経営者が公正価値を決定するために適用した評価方法については、連結財務諸表の「注記2 公正価値測定」に記載されている。 特定のレベル3に区分される金融商品の公正価値の監査は、公正価値の決定の際に経営者が使用する判断や見積りに主観性が伴うため、複雑かつ高度な判断を要する。特に一部の金融商品に関する評価方法について、会社は、加重平均資本コスト、成長率、ボラティリティ、相関係数、クレジット・スプレッド、回収率、損失率、期中償還率、デフォルト確率、利回りを含む重要な観察不能な評価インプットを用い、また、複雑な評価モデルを用いている。このため、流動性の低い金融商品の評価の妥当性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	公正価値評価に用いられた評価モデル及び重要な観察不能な評価インプットに関わる内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性の評価手続を実施した。この手続には、様々な部門によるモデル検証プロセスの手続に関する内部統制の評価手続が含まれる。 会社が使用している評価方法を検証するために、金額的重要性、見積りの主観性、複雑性、不確実性等を考慮して抽出したサンプルについて、主に以下の手続を実施した。 ・会社の評価モデルを検証するために一部の金融商品について公正価値の見積りを独自に行い、この見積りと会社の結果の比較を実施した。この手続には、金融商品評価の専門家を関与させた。 ・重要な観察不能な評価インプットの妥当性を検証するために入手可能な外部情報又は市場データとの照合を実施した。 ・決算日後に生じた取引や事象を評価し、会社の期末評価との整合性や反証の存在の有無について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

財務報告に係る内部統制に関する監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制—統合的枠組み（2013年版）」で確立された基準（以下「COSO基準（2013年版）」という。）を基礎とする野村ホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。

当監査法人は、野村ホールディングス株式会社が、2025年3月31日現在において、COSO基準（2013年版）を基礎として、すべての重要な点において財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

監査意見の根拠

財務報告に係る有効な内部統制を維持する責任、及び内部統制報告書において財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は経営者にある。当監査法人の責任は、独立の立場から会社の財務報告に係る内部統制に対する意見を表明することにある。当監査法人は、米国公開会社会計監視委員会（The Public Company Accounting Oversight Board（以下「PCAOB」という。））に登録された監査法人であり、米国連邦証券法並びに適用される米国証券取引委員会及びPCAOBの規則等に従って、野村ホールディングス株式会社から独立していることが要求されている。

当監査法人は、PCAOBの定める財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を行った。PCAOBの基準は、財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかについて合理的な保証を得るために、当監査法人が監査を計画し実施することを求めている。内部統制監査は、財務報告に係る内部統制についての理解、開示すべき重要な不備が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づく内部統制の整備及び運用状況の有効性についての検証と評価、並びに当監査法人が必要と認めたその他の手続の実施を含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我が国の内部統制監査との主要な相違点

当監査法人はPCAOBの監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下のとおりである。

1. 我が国の基準では、経営者が作成した内部統制報告書に対し監査意見を表明するが、PCAOBの基準では、財務報告に係る内部統制に対して監査意見を表明する。
2. PCAOBの基準では、「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを内部統制監査の対象としており、個別財務諸表のみに関連する内部統制や財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る内部統制は監査の対象には含まれていない。
3. PCAOBの基準では、持分法適用関連会社の財務報告に係る内部統制については、監査の対象には含まれていない。

財務報告に係る内部統制の定義及び限界

財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した外部報告目的の財務諸表の作成に対して合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。財務報告に係る内部統制は、(1)会社の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで正確かつ適正に反映する記録の維持に関連する方針及び手続、(2)一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されること、及び、会社の収入と支出が経営者及び取締役の承認に基づいてのみ実行されることに関する合理的な保証を提供するための方針及び手続、並びに(3)財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産が未承認で取得、使用又は処分されることを防止又は適時に発見することに関する合理的な保証を提供するための方針や手続が含まれる。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、虚偽表示を防止又は発見できない可能性がある。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により内部統制が不十分となるリスク、又は方針や手続の遵守

の程度が低下するリスクを伴う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１ 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２ XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月23日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 深 田 豊 大
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 慎 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 尾 充 洋
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗 田 俊 郎
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ホールディングス株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財

務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月23日
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 グループCEO 奥田 健太郎
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役 財務統括責任者（CFO） 北村 巧
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表執行役社長 グループCEO 奥田健太郎及び執行役 財務統括責任者（CFO） 北村巧は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しております。

財務報告に係る内部統制を整備及び運用する際には、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制－統合的な枠組み(2013)」で確立された規準（以下「COSO規準」）に基づいております。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は2025年3月31日を基準日として、COSO規準に基づき、1934年証券取引所法規則 13a-15(f) 及び15d-15(f) で定義される当社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価しました。

当社は、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）評価を行った上で、重要な連結子会社および連結財務諸表上の重要な勘定科目を特定し、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを特定しております。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社及び当社グループの重要な連結子会社において財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を決定しております。

評価対象範囲に含めるべき当社グループの重要な連結子会社の決定にあたっては、以下の定量基準を設けています。

- ・連結財務諸表の収益ないし総資産の上位80%に含まれる、または
- ・全体に占める収益ないし総資産の割合が単独で5%を超える

さらに、以下の定性基準を設け、最終的な評価対象範囲を決定しています。

・業務特性を考慮し、財務諸表に重要な虚偽表示が生じるリスクが存在し、かつ他の連結子会社によりカバー出来ない業務プロセスを有する連結子会社

・重要なシェアード・サービス・センター（野村グループのコーポレート機能の一部を集約した事業センター）

・財務報告に係る不正の発生可能性が高いと考えられる連結子会社

上記の基準をもとに、当社及び19の連結子会社を重要な連結子会社とし、財務報告に係る内部統制の評価範囲と決定しました。

また、これらの評価対象範囲における事業目的に大きくかわる勘定科目として、主にトレーディング資産・負債、売戻条件付買入・買戻条件付有価証券、委託・投信募集手数料、トレーディング損益、金融収益・費用等を選定しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、2025年3月31日における当社の財務報告に係る内部統制は有効であるとの結論を下しました。

4 【付記事項】

当社が採用しております米国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価に関する基準と、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価に関する基準との主要な相違点は次のとおりであります。

- ・米国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる財務報告は連結財務諸表を前提としています。わが国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる財務報告は、連結財務諸表を含む財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等と規定されています。
- ・米国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる事業体の範囲には親会社及びその連結子会社等が含まれます。わが国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる事業体の範囲は、親会社、その連結対象となる子会社等及び持分法適用となる関連会社と規定されています。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月23日
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 グループCEO 奥田 健太郎
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役 財務統括責任者(CFO) 北村 巧
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の代表執行役社長 グループＣＥＯである奥田健太郎及び執行役 財務統括責任者（ＣＦＯ）である北村巧は、当社の第121期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。